

平成20年第1回定例会

東吾妻町議会会議録

平成20年 3月 6日 開会

平成20年 3月19日 閉会

東吾妻町議会

平成20年東吾妻町議会第1回定例会会議録目次

第1号（3月6日）

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	2
出席議員.....	2
欠席議員.....	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	3
職務のため出席した者.....	3
議長あいさつ.....	4
町長あいさつ.....	4
開会及び開議の宣告.....	6
議事日程の報告.....	6
会議録署名議員の指名.....	6
会期の決定.....	7
諸般の報告.....	7
議員派遣の件について.....	7
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	8
諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	10
議案第21号の上程、説明、議案調査.....	11
議案第22号の上程、説明、議案調査.....	12
議案第23号の上程、説明、議案調査.....	15
議案第24号の上程、説明、議案調査.....	16
議案第25号の上程、説明、議案調査.....	17
議案第26号の上程、説明、議案調査.....	18
議案第27号の上程、説明、議案調査.....	19
議案第28号の上程、説明、議案調査.....	21
議案第29号の上程、説明、議案調査.....	22
議案第30号の上程、説明、議案調査.....	25
議案第31号の上程、説明、議案調査.....	26

議案第 3 2 号の上程、説明、議案調査.....	27
議案第 3 3 号の上程、説明、議案調査.....	28
議案第 3 4 号の上程、説明、議案調査.....	29
議案第 1 号の上程、説明、議案調査.....	30
資料の訂正について.....	38
議案第 2 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	71
議案第 3 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	75
議案第 4 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	76
議案第 5 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	78
議案第 6 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	80
議案第 7 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	82
議案第 8 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	84
議案第 9 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	88
議案第 1 0 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	90
議案第 1 1 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	93
延会の宣告.....	101

第 2 号 (3 月 7 日)

議事日程.....	103
本日の会議に付した事件.....	103
出席議員.....	103
欠席議員.....	104
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	104
職務のため出席した者.....	104
開議の宣告.....	105
議事日程の報告.....	105
議案第 1 2 号の上程、説明、議案調査.....	105
議案第 1 3 号の上程、説明、議案調査.....	116
議案第 1 4 号の上程、説明、議案調査.....	117
議案第 1 5 号の上程、説明、議案調査.....	118

議案第 16 号の上程、説明、議案調査.....	120
議案第 17 号の上程、説明、議案調査.....	121
議案第 18 号の上程、説明、議案調査.....	123
議案第 19 号の上程、説明、議案調査.....	125
資料の訂正について.....	126
議案第 20 号の上程、説明、議案調査.....	126
議案第 35 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	128
議案第 36 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	148
議案第 37 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	149
議案第 38 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	151
散会の宣告.....	159

第 3 号 (3月18日)

議事日程.....	161
本日の会議に付した事件.....	162
出席議員.....	162
欠席議員.....	162
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	163
職務のため出席した者.....	163
開議の宣告.....	164
議事日程の報告.....	164
議案第 21 号の修正案説明、質疑、討論、採決.....	165
議案第 22 号の質疑、討論、採決.....	166
議案第 23 号の質疑、討論、採決.....	168
議案第 24 号の質疑、討論、採決.....	169
議案第 25 号の質疑、討論、採決.....	170
議案第 26 号の質疑、討論、採決.....	170
議案第 27 号の質疑、討論、採決.....	171
議案第 28 号の質疑、討論、採決.....	171
議案第 29 号の質疑、討論、採決.....	172

議案第 3 0 号の質疑、討論、採決.....	172
議案第 3 1 号の質疑、討論、採決.....	175
議案第 3 2 号の質疑、討論、採決.....	175
議案第 3 3 号の質疑、討論、採決.....	178
議案第 3 4 号の質疑、討論、採決.....	179
議案第 1 号の質疑、討論、採決.....	179
議案第 2 号の委員会審査報告、質疑、討論、採決.....	229
議案第 3 号の委員会審査報告、質疑、討論、採決.....	231
議案第 4 号の委員会審査報告、質疑、討論、採決.....	232
議案第 5 号の委員会審査報告、質疑、討論、採決.....	233
議案第 6 号の委員会審査報告、質疑、討論、採決.....	234
議案第 7 号の委員会審査報告、質疑、討論、採決.....	236
議案第 8 号の委員会審査報告、質疑、討論、採決.....	238
議案第 9 号の委員会審査報告、質疑、討論、採決.....	240
議案第 1 0 号の委員会審査報告、質疑、討論、採決.....	242
議案第 1 1 号の委員会審査報告、質疑、討論、採決.....	244
議案第 1 2 号の質疑、討論、採決.....	247
議案第 1 3 号の質疑、討論、採決.....	248
議案第 1 4 号の質疑、討論、採決.....	248
議案第 1 5 号の質疑、討論、採決.....	249
議案第 1 6 号の質疑、討論、採決.....	249
議案第 1 7 号の質疑、討論、採決.....	250
議案第 1 8 号の質疑、討論、採決.....	250
議案第 1 9 号の質疑、討論、採決.....	251
議案第 2 0 号の質疑、討論、採決.....	254
散会について.....	254
散会の宣告.....	255
第 4 号 (3 月 1 9 日)	
議事日程.....	257

本日の会議に付した事件.....	257
出席議員.....	257
欠席議員.....	257
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	257
職務のため出席した者.....	258
開議の宣告.....	259
議事日程の報告.....	259
行政事務調査特別委員会中間報告について.....	259
閉会中の継続審査（調査）事件について.....	260
町政一般質問.....	268
前村清君.....	269
青柳はるみ君.....	280
須崎幸一君.....	283
一場明夫君.....	288
金澤敏君.....	307
大関広海君.....	313
町長あいさつ.....	330
議長あいさつ.....	330
閉会の宣告.....	331
署名議員.....	333

平成20年 3 月 6 日(木曜日)

(第 1 号)

平成20年東吾妻町議会第1回定例会

議事日程(第1号)

平成20年3月6日(木)午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議員派遣の件について
- 第5 承認第1号 専決処分の承認について
- 第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第7 議案第21号 東吾妻町職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 第8 議案第22号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第9 議案第23号 東吾妻町特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第24号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第25号 東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第26号 東吾妻町心身障害者扶養共済制度加入者補助金交付条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第27号 東吾妻町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第28号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第29号 東吾妻町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 第16 議案第30号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第31号 東吾妻町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第32号 東吾妻町浄化槽市町村整備推進事業に関する条例の一部を改正する条例について
- 第19 議案第33号 東吾妻町簡易水道設置条例の一部を改正する条例について
- 第20 議案第34号 東吾妻町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について

- 第 2 1 議案第 1 号 平成 2 0 年度東吾妻町一般会計予算案
- 第 2 2 議案第 2 号 平成 2 0 年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算案
- 第 2 3 議案第 3 号 平成 2 0 年度東吾妻町老人保健特別会計予算案
- 第 2 4 議案第 4 号 平成 2 0 年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算案
- 第 2 5 議案第 5 号 平成 2 0 年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計予算案
- 第 2 6 議案第 6 号 平成 2 0 年度東吾妻町介護保険特別会計予算案
- 第 2 7 議案第 7 号 平成 2 0 年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案
- 第 2 8 議案第 8 号 平成 2 0 年度東吾妻町下水道事業特別会計予算案
- 第 2 9 議案第 9 号 平成 2 0 年度東吾妻町簡易水道特別会計予算案
- 第 3 0 議案第 1 0 号 平成 2 0 年度東吾妻町水道事業会計予算案
- 第 3 1 議案第 1 1 号 平成 2 0 年度東吾妻町国民宿舎事業会計予算案
- 第 3 2 議案第 1 2 号 平成 1 9 年度東吾妻町一般会計補正予算（第 5 号）案
- 第 3 3 議案第 1 3 号 平成 1 9 年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）案
- 第 3 4 議案第 1 4 号 平成 1 9 年度東吾妻町老人保健特別会計補正予算（第 3 号）案
- 第 3 5 議案第 1 5 号 平成 1 9 年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）案
- 第 3 6 議案第 1 6 号 平成 1 9 年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第 3 号）案
- 第 3 7 議案第 1 7 号 平成 1 9 年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）案
- 第 3 8 議案第 1 8 号 平成 1 9 年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）案
- 第 3 9 議案第 1 9 号 平成 1 9 年度東吾妻町水道事業会計補正予算（第 1 号）案
- 第 4 0 議案第 2 0 号 平成 1 9 年度東吾妻町国民宿舎事業会計補正予算（第 2 号）案
- 第 4 1 議案第 3 5 号 東吾妻町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 第 4 2 議案第 3 6 号 東吾妻町すこやかセンター福寿草の指定管理者の指定について
- 第 4 3 議案第 3 7 号 町道路線の廃止について
- 第 4 4 議案第 3 8 号 町道路線の認定について

本日の会議に付した事件

日程第 3 1 まで

出席議員（ 1 7 名）

1番	菅谷光重君	2番	竹淵博行君
3番	金澤敏君	4番	青柳はるみ君
5番	須崎幸一君	6番	浦野政衛君
7番	角田美好君	8番	一場明夫君
9番	日野近吉君	10番	大冢広海君
11番	中井一寿君	13番	橋爪英夫君
14番	前村清君	15番	佐藤利一君
16番	加部浩君	17番	原田睦男君
18番	高橋基雄君		

欠席議員(1名)

12番 上田智君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	茂木伸一君	副町長	関口博義君
総務課長	山野進君	企画課長	角田輝明君
税務課長	石村あさ子君	保健福祉課長	山田文子君
住民課長	小山枝利子君	生活環境課長	加部保一君
産業課長 兼農業委員会 事務局長	高橋啓一君	建設課長	角田豊君
ダム対策課長	市川忠君	上下水道課長	蜂須賀正君
会計管理者	丸橋哲君	東支所長	猪野悦雄君
いわびつ荘 施設長	田村重剛君	岩櫃ふれあい の郷施設長	高橋和雄君
桔梗館長	唐沢憲一君	榛名吾妻荘 支配人	富沢美昭君
学校教育課長	一場孝行君	社会教育課長	佐藤正己君
中央公民館長	高橋義晴君		

職務のため出席した者

議会事務局長	蜂須賀祐吉	議会事務局長 係	田中康夫
議会事務局 係長代理	小池さつき		

議長あいさつ

議長（菅谷光重君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり一言申し上げます。

本日ここに平成20年第1回定例会が招集されましたところ、議員各位におきましては、極めてご多用の折、ご参集をいただき開会できますことに対し心からのお礼を申し上げます。

本定例会には、平成20年度予算案を初め、各種条例の制定・改正、平成19年度補正予算など多くの重要案件が提案されます。どうか議員各位におかれましては、格別なるご精励をもってご審議をお願いいたします。長い会期が予定されます。町長を初め執行部各位におかれましても、一層のご協力をお願いいたしまして、開会のあいさつといたします。

なお、12番、上田智議員より欠席届が出されておりますので、申し添えます。

町長あいさつ

議長（菅谷光重君） 開会に当たり、町長のごあいさつをお願いいたします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） おはようございます。

平成20年第1回定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

3月弥生を迎え、議員各位におかれましては、公私ともにご多用のところ、ご出席をいただき、ここに開催できますことに対し心より厚く御礼申し上げます。

ことしは2月に入ってから寒さが厳しくなり、春一番が吹いた後も風の強い日が続いておりますが、ようやく春めいてまいったというふうな気候でございます。

最近の話題では、中国製ギョーザの中毒事件による食の安全問題、穀物のバイオ燃料拡大に伴う価格の高騰、そして道路特定財源の暫定税率の問題、さらにはイージス艦と漁船の衝突など、多くの出来事がありました。この中でも、穀物の高騰により学校給食の運営が非常に厳しく、現在の給食費では今後規定のカロリーを確保することが難しく、対応に苦慮し

ているというふうな問題も起きております。

さて、国会の審議状況でございますが、2008年度予算案と暫定税率を維持する租税特別措置法の改正案が2月29日に衆議院を通過され、参議院に審議の場が移ってまいりました。このうちガソリン税や軽油取引税、自動車取得税、自動車重量税の4税である暫定税率が廃止された場合の当町への影響額を試算してみたところ、平成18年度の決算ベースでは約1億4,200万円の収入減となり、道路建設事業や道路維持事業などへの影響が懸念されております。このような状況下で、県内全市町村長は共同で国等へ緊急アピールを行ったところでございます。

国では引き続き「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に沿って、歳出の抑制に努力するとしております。各自治体に関係の深い地方交付税は15兆4,100億円と1.3%の伸びとなっております。また、地方再生対策費が創設され、地方の自主的、主体的な活性化施策に必要な経費として4,000億円が計上されました。

これら国の地方財政対策や県の動向などを重視しながら、東吾妻町の平成20年度一般会計当初予算を編成してまいりました。総額では87億2,800万円の予算規模となり、前年比5.82%の増、金額にして4億8,000万円の増となりました。歳入面の主なものでは、町税の個人住民税分が大きく減収となる見込みでございますが、法人税や固定資産税は増収を見込んでおり、トータルでは約1,278万円の減額となりました。

地方交付税は、国の地方財政対策計画では前年比1.3%の増であります。当町では前年比4.79%の伸びとなり、金額にして1億1,755万円の増額で計上いたしました。国庫支出金は、原町小学校新築事業や坂上小学校プール新築事業などによって、前年比15.75%の伸び、県支出金では後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金や街路事業などによって、前年比13.32%の伸びとなっております。

歳出面では、昨年度と比較して減額となっているのは、人件費が前年比2.9%減、金額にして約5,310万円の減額、繰出金が前年比13.3%減、金額にして約9,497万円の減額となりました。逆に増額となっておりますのは、普通建設事業費が前年比25.8%増、金額にして約3億7,887万円の増額、補助費等が前年比9.5%増、金額にして約1億1,972万円の増額、公債費が前年比12.9%増、金額にして約1億4,280万円の増額となりましたが、この中には補償金免除繰上償還分が1億2,390万円ほど含まれております。

このほか、メール配信事業や子育て支援事業、さらには本庁舎1階のトイレ改修、議場マイク設備工事など必要予算を計上したところでございます。

なお、2 企業会計、7 特別会計につきましても、経常経費の縮減に努めた予算編成を行いました。

さて、本定例会では、専決処分の承認のほか、人事案件 1 件、東吾妻町職員の給与の特例に関する条例など条例関係 14 件、平成 20 年度一般会計予算など予算関係 20 件、その他 4 件、合わせて 40 件を提案させていただき予定でございます。慎重かつご熱心なご審議をいただきまして、すべてを原案どおりご議決を賜りますようお願いいたしまして、開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

開会及び開議の宣告

議長（菅谷光重君） ただいまより平成 20 年第 1 回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 10 時 09 分）

議事日程の報告

議長（菅谷光重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

会議録署名議員の指名

議長（菅谷光重君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第 118 条の規定により、6 番、浦野政衛議員、7 番、角田美好議員、8 番、一場明夫議員を指名いたします。

会期の決定

議長（菅谷光重君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月19日までの14日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認め、会期は14日間とし、その日程は日程表のとおりとすることに決定いたしました。

なお、町政一般質問通告書の提出期限は3月7日午前12時までといたしますので、よろしくお願いいたします。

諸般の報告

議長（菅谷光重君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

前期定例会に報告以降、議長としての報告事項は印刷をしてお手元に配付のとおりであります。後日ごらんをいただきまして、議会活動また議員活動に資していただければというふうに思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

議員派遣の件について

議長（菅谷光重君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

去る2月6日にハッ場ダム関連に伴う水力発電施設建設の陳情について、17番、原田睦男議員より報告願います。

17番、原田睦男議員。

（17番 原田睦男君 登壇）

17番（原田睦男君） それでは、報告いたします。

20年2月6日、ハッ場ダム建設に伴う要望書の提出のために群馬県庁に出向き、知事がちょうど不在ということで、副知事にお会いいたしました。また、企業局長、洞口幸男様、県

土整備部長、川瀧弘之様、それぞれ個々に手渡し、お願いをしておりました。要望書の内容につきましては、前回2月12日に全員協議会において日野ダム特別委員長の報告のとおりであります。なお、同行者につきましては、議会より正副議長、ハッ場ダム対策特別委員長、また副委員長の4名でした。

以上、申し上げまして、報告といたします。

議長（菅谷光重君） 原田睦男議員の報告を終わります。

以上で議員派遣の件についてを終わります。

承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第5、承認第1号 専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 承認第1号 専決処分の承認につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の専決処分につきましては、平成19年度東吾妻町一般会計補正予算（第4号）でございますが、歳入歳出それぞれに318万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を84億4,698万円とするものでございます。

歳入につきましては、特別地方交付税の追加106万2,000円及び原油価格高騰緊急対策事業補助金212万5,000円でございます。歳出につきましては、原油価格高騰緊急対策事業として436万4,000円の追加、財政調整基金積立金の減額117万7,000円でございます。急施を要するため専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

総務課長（山野 進君） それでは、詳細説明をさせていただきます。

事項別明細で説明させていただきますので、4ページをお開きいただきたいと思います。

4ページの歳入から申し上げます。

10款地方交付税、1項1目地方交付税でございますが、106万2,000円の追加の補正でございます。説明のところをごらんいただきたいと思いますが、特別地方交付税追加ということでございます。この関係につきましては、原油価格の高騰緊急対策事業といたしまして、灯油券を配布しているわけですけれども、その総事業費の4分の1が特別交付税で見ただけということで、106万2,000円の追加という形をお願いいたします。

次に、15款県支出金、2項2目民生費補助金でございますが、212万5,000円の補正でございます。原油価格高騰の緊急対策事業につきましては、対象事業費の4分の1が地方交付税で見いただきます。その4分の2を県が負担いたします。町が4分の1を負担するわけですけれども、県の負担分425万円の4分の2相当額212万5,000円でございます。

次に、歳出のほうに移らせていただきますが、2款総務費、1項7目財政調整基金でございますけれども、減額の117万7,000円でございます。町負担分の4分の1相当額につきましては、財政調整基金のほうで調整させていただきたいというものでございます。よろしくをお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（山田文子君） 続きまして、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。436万4,000円の補正予算でございます。この事業につきましては、群馬県知事が緊急支援事業ということで、1月9日に専決処分を実施いたしましたことに関連しまして始まりました事業でございます。生活弱者に対し5,000円の補助を行うというものでございます。群馬県下の全市町村において実施いたしました。65歳以上の高齢者のみの世帯、障害者のいらっしゃる世帯、母子・父子、生活保護の世帯が対象でございます。いずれも非課税世帯のみが対象になりました。

支出の内訳でございますけれども、灯油券の印刷製本費ということで3万5,000円、役務費といたしまして7万9,000円、補助金、灯油の補助ということで850世帯を見込みまして425万円の補助金を補正させていただきました。

ただいまの申請状況ですけれども、灯油券の交付、2月末で680世帯に対しまして灯油券の補助を実施いたしました。3月20日までに灯油券を使用していただくというようなことでございます。

以上でございますが、よろしくをお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

議長 (菅谷光重君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長 (菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、町長報告のとおり、これを承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は承認されました。

諮問第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長 (菅谷光重君) 日程第 6、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

町長 (茂木伸一君) 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町の人権擁護委員 6 人のうち、三枝五男さんが本年 5 月 31 日をもって任期満了となることに伴い、前橋地方法務局長から後任候補の推薦依頼がありました。人権擁護委員は、議会議員の選挙権を有する者の中から、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある者を推薦することとされております。

慎重に考慮いたしました。三枝さんは平成 8 年から現在まで 4 期 12 年にわたり人権擁護委員としてご活躍いただいております。また現在は群馬県人権擁護委員連合会の子ども人権専門委員会副委員長として、手紙による子供からの相談に真摯に向き合うなど、人権擁護委員としてまことにふさわしく、再度推薦したいと考えております。

推薦に当たり、人権擁護委員法第6条第3の規定により、議会のご意見を賜りたく諮問いたします。どうぞよろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 本件につきましては、人事案件ですので、質疑、討論を省略し、採決をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案を適任と認めることに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は原案のとおり適任と認められました。

議案第21号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第7、議案第21号 東吾妻町職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第21号 東吾妻町職員の給与の特例に関する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

本条例につきましては、厳しい財政状況の中、給与の適正化、特にラスパイレス指数の引き下げを図るため、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間、給与の現給保障分の100分の45の金額を削減するために必要な事項を定めるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

総務課長（山野 進君） それでは、詳細説明をさせていただきます。

今回の条例につきましては、平成22年3月31日までの時限的な条例でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

第1条のところにつきましては、職員の給与に関する条例の関係でございますが、現在、附則の第7条で現給保障を受けている職員の給与の関係の特例を定めるものでございます。

2条のところをごらんいただきたいと思ひますけれども、給料表の適用を受ける職員というのは、行政職の給料表と医療職の給料表を使っている職員が対象になります。

附則の7条と申しますのは、平成18年7月1日に給料表の改定を行ったわけですがけれども、そのときの給料表と新しい給料表において差額がありますけれども、その差額分については現給保障という形で給料に合わせて支給するという規則でございますけれども、その現給保障されている部分の今回100分の45をカットする形でお願ひしたいという条例でございます。

適用につきましては20年4月1日から施行させていただきたいというものでございます。

なお、この措置によりまして、対象になる職員は155名、全体の64.3%の職員が対象になります。予定削減額でございますけれども、給料分と期末勤勉手当分含めまして約2,060万円余という金額になります。

以上でございますが、よろしくお願ひいたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月17日までに調査が終了するようお願ひいたします。

議案第22号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第8、議案第22号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願ひます。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第22号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

国家公務員の給与に関しましては、昨年8月8日に人事院から勧告がなされました。一般

職員の給与については、民間給与との格差の0.35%を埋めるため、初任給を中心に若年層に限定した俸給月額引き上げ及び子等に係る扶養手当の引き上げがなされ、期末勤勉手当では年間4.45カ月の支給率を0.05カ月引き上げ4.50カ月とするものでございます。

今回、東吾妻町職員の給与についても、人事院勧告を参考に給料表及び手当について条例を改定するものでございます。

なお、適用は平成19年4月1日からとなります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

総務課長（山野 進君） それでは、詳細説明をさせていただきます。

今回の改定につきましては、先ほど提案理由のところでも申し上げましたように、人事院勧告を参考に、あるいは準じた形で、東吾妻町職員の給与に関する条例を改正させていただくものでございます。

改正のポイントといたしましては、若年層に限定した給料月額の引き上げでございます。若年層というのは1級から3級までの対象者を今回引き上げさせてもらうものでございます。それから、勤勉手当の引き上げ、0.05カ月分の引き上げでございます。それと、子等にかかわる扶養手当の額の引き上げでございます。

条文のところをごらんいただきたいと思いますが、第10条第3項中とありますのは、これが扶養手当の関係でございまして、6,000円を500円引き上げて6,500円とするものでございます。

それから、11条第3項の関係につきましては、扶養内及び扶養外配偶者というような区分けが今まであったわけですが、それが今回なくなったことによる削除でございます。

それから、20条の第2項第1項中とありますのは、勤勉手当の率の関係でございまして、一般職員については「100分の72.5」だったものを「100分の75」に、それから特定幹部職員については「100分の92.5」を「100分の95」ということですから、勤勉手当1.45を1.5にいたしまして、年間支給額を期末勤勉手当を合わせて4.5カ月にするものでございます。

それから、別表中の表でございますけれども、1級から3級まで載せてありますけれども、1級については68号まで、2級については1号から36号まで、3級につきましては1号から16号までの該当者の給与改定を行うわけですが、新旧対照表をごらんいただきたい

と思いますが、3 / 6と書いてあるところでございますけれども、これを見ていただきますと、左側が新しい給料表になります。右側が旧になるわけでございますけれども、一番上を見ていただきますと、1級1号の者については現在13万4,000円もらっているわけですが、改定では13万5,600円ということで、1,600円の引き上げになります。

それから、2の1級の職員については、18万3,800円、旧のほうですと支給されているわけですが、今回の改正では18万5,800円ということで、2,000円引き上がります。

それから、3の1につきましては、現在22万1,100円支給しているものが1,800円上がりまして22万2,900円という形になります。

しまいの大きい号にいきますと、下のほうは200円の上がり幅ということで、2,000円から200円までの幅で今回引き上げるという内容でございます。

それでは、附則のところに戻っていただきたいと思いますが、施行期日等というところでございますけれども、1のこの条例については公布の日から施行する。2項といたしまして、改正後の東吾妻町職員の給与に関する条例第10条第3項、これは扶養手当の関係でございます。それから、第11条第3項、これは扶養手当の事実が発生した日を定めてあります。それから、20条の第2項、これは勤勉手当の関係がうたわれております。それから、別表1から別表2については、給料表の改定、1級から3級の者の改定の規定でございます。この4項目については平成19年4月1日から適用させていただきたいというものでございます。

その下の平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給につきましては、該当者がおりませんので、3、4番は今回は該当者がございません。

それから、次のページの5の改正後の給与条例の規定を適用する場合には、改正前の給与条例の規定に基づいて支給される給与は、改定後の給与条例の規定による給与の内払いということであわせていただいております。これは4月1日にさかのぼる関係で、このような条文を定めさせていただいております。

6については、必要な事項は規則で定めるということでございますけれども、今回は規則では別に定める事項はございませんけれども、こういう形で改正させていただきたいというものでございますので、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月17日までに調査が終了するようお願いいたします。

議案第23号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第9、議案第23号 東吾妻町特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第23号 東吾妻町特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

今回の改正につきましては、給与の適正化に関連し、用地取得等交渉業務手当、夜間看護等手当、放射線取扱手当を、平成20年4月1日から廃止するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

総務課長（山野 進君） それでは、詳細説明をさせていただきます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

このところの第2条ですけれども、旧ということで、現在5種類の特殊勤務手当が出ておりますけれども、今回お願いする条例につきましては、2号の用地取得等交渉業務手当、一つ置いて、4の夜間看護等手当、それから5号の放射線取扱手当、この3つの特殊勤務手当を廃止させていただくというものでございます。

実施につきましては、20年4月1日から施行させていただきたいというものでございます。年間の削減額となりますと、約140万円ぐらいの削減になるかと思えます。

なお、夜間看護等手当の関係の削減につきましては、夜10時から翌朝5時までの間については割り増し料金、通常ですと平日ですと100分の125という形になっている関係もございまして、今回廃止させていただくものでございます。よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月17日までに調査が終了するようお願いいたします。

議案第24号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第10、議案第24号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第24号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

地方税法第706条の2、国民健康保険税の徴収の特例の改正に伴う規定の整備であり、年金保険者の国民健康保険税の特別徴収の方法について規定したものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

税務課長。

税務課長（石村あさ子君） 詳細につきましては、前期高齢者と言われる65歳から74歳までの年金保険者の国民健康保険税につきまして、年金の支給月に年金より特別徴収をする改正であります。

20年10月より始まり12月、翌年2月、4月、6月、8月と年間6回の特別徴収を行うというものであります。また、この改正に伴いまして、条例中の11条から17条が該当条文が挿入されまして、各条項の項ずれが起きるというものであります。この導入につきましては、県下3自治体が20年4月より、東吾妻町も含めた残りの自治体が20年10月より実施する方向であります。

以上です。よろしくようお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月17日までに調査が終了するようお願いいたします。

議案第25号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第11、議案第25号 東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第25号 東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いいたします一部改正につきましては、老人保健法の廃止及び高齢者医療確保法の成立に伴うものに関して、条文の改正が必要になりましたので、提案するものでございます。

旧老人保健法を前提とした内容について、高齢者医療確保法に則した内容に改正、後期高齢者医療の住所地特例への対応に伴う改正が主なものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

保健福祉課長（山田文子君） 福祉医療費の支給に関する条例の一部改正の詳細説明をさせていただきます。

先ほど町長が申しましたとおり、4月1日より老人医療制度が廃止になり、後期高齢者医療制度がスタートいたします。そのことに対応する条例の一部改正が主なものでございますが、そのほかに県の福祉医療費の対象者枠が拡大されました。そのあたりの改正も今回含まれておりますので、よろしく願いいたします。

新旧対照表をごらんになっていただきたいと思いますが、第1条中ですが、東吾妻町では、「乳幼児、義務教育修学期間にある児童、生徒」というような表現でございましたが、この条例は「子ども」というような表現に変えさせていただきたいと思っております。

2条1項7号ですけれども、高齢者の医療の確保に関する法律改正によりまして、「老人

保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」というふうに改正をお願いします。

2項の4号、5号については、世帯合算、介護部分の合算についての定義をいたします。

同条3項につきましては、一部負担金の控除の関係を記してございます。

3条の支給対象者につきましては、群馬県後期高齢者連合の被保険者についても福祉医療費の対象とするというものでございます。

次のページに行ってしまいますけれども、8条なんですけれども、支給方法についてというような部分では、4月より医療費の部分の高額医療費と介護保険の高額医療費について合算がなされます。制度改正で支給されるもの、保険に対応するもので支給するものについては、福祉医療の該当にはならないということで、支払われないというような改正でございます。

後期高齢者部分、県補助金の部分についての改正が主な改正でございます。施行日につきましては20年4月よりということでございます。

以上でございますけれども、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月17日までに調査が終了するようお願いいたします。

議案第26号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第12、議案第26号 東吾妻町心身障害者扶養共済制度加入者補助金交付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第26号 東吾妻町心身障害者扶養共済制度加入者補助金交付条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、心身障害者扶養共済制度の改正により、平成20年4月1日より掛金の額が大幅に改正がなされます。加入者に対する補助額を国の基準に沿って改正したいという案件でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

保健福祉課長。

保健福祉課長（山田文子君） それでは、詳細説明をさせていただきます。

心身障害者扶養共済制度につきましては、障害のある方を扶養している保護者が生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者の方に万一のことがあった場合、障害のある方に終身一定額の年金を支給する制度でございます。1口が2万円で、2口まで加入できるということでございます。これは障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、将来に対して保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的として創設されました。

しかしながら、運用環境の変化に伴う利回りの低下や障害者の平均寿命の伸びによる給付期間の長期化により、財政が悪化し、将来の年金支払いを確実に行えないおそれが生じておりました。このため、厚生労働省においては、検討委員会を設置し、検討した結果、このたびの制度改正が行われることになりました。

主な改正点は、掛金の改正、弔意金額の改正、脱退一時金の改正でございますが、町の条例に関しましては、掛金の改正というところをお願いするというところでございます。

別表の1、20年3月31日までに加入または口数を増加された方、別表2の20年4月1日以降に加入した方、口数を追加した方についての掛金の補助を改正するというものでございます。別表の1と2をそっくり新しく追加するような形になっております。

ちなみに当町の加入者の状況ですけれども、加入者については4名でございます。年金の受給者については13人で、15口を受給されております。施行日については20年4月1日でございます。よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月17日までに調査が終了するようお願いいたします。

議案第27号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第13、議案第27号 東吾妻町介護保険条例の一部を改正する条

例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

町長(茂木伸一君) 議案第27号 東吾妻町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、税制改正の影響により、介護保険の保険料が大幅に上昇する被保険者について、平成18年度及び平成19年度に講じた保険料の激変緩和措置を平成20年度においても講じるため、条文改正が必要になりましたので、提案するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長(菅谷光重君) 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

保健福祉課長(山田文子君) それでは、東吾妻町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の説明をさせていただきます。

これは附則の改正ということで、条例の一部を改正する条例の後に一部を改正する条例という表題になります。重複しているのではございませんので、よろしく申し上げます。

介護保険の条例改正ですけれども、介護保険事業につきましては、3期目にたどりまっております。平成18年、19年度につきましては、税制改正による激変緩和ということで、4段階、5段階の方に対して保険料の緩和措置がなされておりました。計画の最終年度でございます20年度に、当町の基準額であります3万200円の設定に追いつくようにされておりました。

今回介護保険法の施行令の改正がございまして、20年度についても激変緩和の措置をするということでございます。現在の介護保険料の状況で激変緩和を入れますと、250万円前後の減額になりますが、財源不足につきましては、最終的には基金の取り崩しで対応することになると思われまます。

条文の改正でございますが、附則の経過措置に、今まで3条だったんですけれども、4条を加えるというものでございます。20年度の特例ということで、2条の1項に該当する者から4段階の者は、3万200円を1号より3号の金額に激変緩和の数字を入れるということで

ございます。5段階に該当する方については、3万7,800円を4号から7号の規定に該当する金額に設定したいということでございます。

以上、簡単でございますが、よろしく申し上げます。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月17日までに調査が終了するようお願いいたします。

議案第28号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第14、議案第28号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第28号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例改正は、法令の改正に伴う療養給付の一部負担金率の改定と後期高齢者医療保険制度の発足に伴い、重複して葬祭費の給付を行わないこと、特定健康診査を実施すること等の改正でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

住民課長。

住民課長（小山枝利子君） ご説明いたします。

新旧対照表をごらんください。

第5条の改正は、療養給付を受ける際の自己負担率の改正でございます。

第1号は、旧条例では3歳以上70歳未満が3割負担であったものが、6歳以上70歳未満が3割負担になるという変更でございます。また、自己負担率が上がる場合は、旧条例では誕生月の翌月以降であったものが、新条例では翌年度以降ということになります。

第2号は、旧条例では3歳になった月までが10分の2の自己負担でしたが、新条例では6歳になった年度中は10分の2の自己負担になるという改正でございます。

第3号は、70歳になった翌月からの自己負担率が10分の1であったものが10分の2になる改正でございます。

なお、皆様ご存じのように、70歳以上の方の自己負担率は、来年度1年間は10分の1に凍結されます。被保険者負担分の半分は国が負担いたします。

第4号は、一定以上の所得のある70歳以上の方の自己負担割合の規定ですが、旧条例で細かく条文化されていたものが、新条例では国民健康保険法第42条第1項第4号に規定がありますので、それによるということで、内容の変更はございません。

第6条第2項の改正の下線部分の「第7条第2項において同じ。」とありますのは、法律名の後にある法律の番号等が第7条第2項の規定でも同様であるということでございます。

次のページにまいります。

第7条第2項は、他の法律によって葬祭費を受給するときは、重複して支給しないという規定でございます。

第9条は、保健事業の定めですが、特定健康診査等を行うということを明確にいたしまして、旧条例第4号から第7号までの保健事業を削除いたします。

施行日は平成20年4月1日でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月17日までに調査が終了するようお願いいたします。

議案第29号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第15、議案第29号 東吾妻町後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第29号 東吾妻町後期高齢者医療に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、後期高齢者医療の事務のうち、法令及び群馬県後期高齢者広域連合後期高齢者医療に関する条例に定めがあるもののほか、町が行う事務について定めるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

住民課長。

住民課長（小山枝利子君） ご説明いたします。

新しい条例ですので、条文に沿ってご説明させていただきます。

第1条は、町が行う事務について、法令等に定めがあるもののほかはこの条例によるという規定でございます。

第2条は、保険料の徴収と法令等に定めがある事項のほかで町が行う事務を第1号から第8号で定めております。

第1号は葬祭費の支給申請の受け付け、第2号は保険料の賦課通知書の引き渡し、第3号は保険料の徴収猶予の申請書の受け付け、第4号は徴収猶予の処分通知の引き渡し、第5号は保険料の減免申請の受け付け、第6号は保険料の減免の処分通知の引き渡し、第7号は町に源泉徴収票等が送付されている者以外で住民税申告を行っていない場合の所得の申告、第8号は第7号までに付随する事務となっております。

第3条は、町が保険料を徴収する被保険者の範囲を定める規定でございます。

第1号から第4号までに該当する被保険者は、東吾妻町が保険料を徴収いたします。第1号は、東吾妻町に住所がある被保険者、第2号は、病院等に入院したときに東吾妻町に住所があった被保険者、第3号は、群馬県広域連合管内の数力所の病院等に継続して入院し、その都度住所を移している人で、最初の入院のときに東吾妻町に住所があった被保険者、第4号は、複数の広域連合所在地の病院に継続して入院し、その都度住所を変更している人は、最初の入院の際住所があった広域連合の被保険者になります。特定住所変更する前の最後の住所が東吾妻町になった被保険者。特定住所変更とは、広域連合をまたいで行う入院等のために行った住所変更のことでございます。

以上、1号から4号までの被保険者は、町で保険料を徴収いたします。

第4条の普通徴収の納期につきましては、介護保険料等と同様、7月から翌年2月までの8期になります。

第2項は、第1項の納期では納められない場合には、町長が別に納期を定め、当該被保険者または連帯納付義務者等に通知しなければならないという規定でございます。法第108条第2項の連帯納付義務者は世帯主、第3項の連帯納付義務者は配偶者でございます。

次のページをお願いいたします。

第3項は、納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるときは、最初の納期に合算するというものでございます。

第5条は、延滞金の定めです。

第6条の罰則規定につきましては、被保険者、配偶者、世帯主、世帯員等が法第137条の第2項の規定に従わないときは、10万円以下の過料を科するという定めでございますが、第137条第2項の規定とは、市町村が保険料の徴収に関し必要があると認めるときは、被保険者等に文書等の提示を求め、または当該職員に質問させることができるというものでございます。

第7条は、不正行為により、保険料、その他徴収金を免れた者には、その免れた金額の5倍以下の過料を科する。

第8条は、過料の額は、情状により町長が定める。

また、第2項は、過料の納期限の定めでございます。

附則の1は施行日で平成20年4月1日、附則の2は延滞金等の割合等の特例でございます。附則の3は、広域連合被保険者になるまで被用者保険の被扶養者であった被保険者の平成20年度の納期は、10月から翌年2月までの5期で、徴収方法は普通徴収、また第1号は、被扶養者であった者の納期の特例の定めでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月17日までに調査が終了するようお願いいたします。

ここで休憩をとります。

11時10分までといたします。

（午前11時03分）

議長（菅谷光重君） 再開いたします。

（午前 11 時 11 分）

議案第 30 号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第16、議案第30号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第30号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

現在、町の小口資金では、借りかえ制度を平成15年度から平成19年度まで実施してきたところでございますが、景気情勢を踏まえ、平成20年度についても借りかえ制度を継続するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

産業課長。

産業課長（高橋啓一君） それでは、ご説明を申し上げます。

この改正につきましては、先ほど町長申しましたとおり、1年間の期間延長による年数の改正でございます。借りかえ制度につきましては、前年の売り上げなり利益が5%以上減少、または前年といたしますか、3年間も含めまして、その場合については借りかえができるという制度でございますので、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月17日までに調査が終了するようお願いいたします。

議案第31号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第17、議案第31号 東吾妻町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第31号 東吾妻町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

今回お願いするものは、改正以前の受益者負担金の面積割を供用開始の公告時点における面積で計算しておりましたが、条例改正後においては、公共下水接続時点における面積により計算するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

上下水道課長（蜂須賀 正君） それでは、ご説明申し上げます。

ただいま町長提案理由で申し上げたとおりでございます。今回の改正につきましては、6条の1項、2項ということなんですけれども、まず1項でございます。改正以前、現状でございますが、公共下水道の供用開始時点、公告の日ということになっておりますが、その時点におきまして、供用開始区域内の受益者の皆様に受益対象面積を報告いただきまして、その時点での受益面積による面積割を賦課しておりましたが、近年、国土調査による面積の変更及び分筆等による面積の変更等がございます。そのような関係から、実際に公共下水道に接続する時点での面積により、受益者負担金の面積割合を確定するというものでございます。

2項につきましては、新規に受益者となられた方につきましても、1項同様に受益者面積の報告をいただきまして、接続時点での面積によりまして、受益者負担金の面積割を確定するというものでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月17日までに調査が終了するようお願いいたします。

議案第32号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第18、議案第32号 東吾妻町浄化槽市町村整備推進事業に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第32号 東吾妻町浄化槽市町村整備推進事業に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いするものは3点ございまして、まず1点目が、再使用する合併浄化槽の設置時使用料を定めるものであります。

2点目は、複数戸ごとに設置した合併浄化槽本体工事と浄化槽本体から放流先までの排水管の設置工事を町が実施し、その費用については附帯工事として使用者から徴収するものであります。

3点目は、適用除外区分に100人槽を超える浄化槽を加えるものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

上下水道課長（蜂須賀 正君） それでは、説明させていただきます。

これにつきましても、ただいま町長提案理由で申し上げたとおりでございます。

まず、7条2号であります。昨年6月定例会におきまして、浄化槽の撤去の費用負担と国への補助金、補助金返還に係るものでございますが、その条例につきまして条例改正をお認めいただいたところでございます。まれではありますが、撤去した浄化槽を再利用する場合における設置時使用料、設置工事費といいますが、それを徴収するものというものでござ

います。

9条の2項で、複数戸ごと、これは5世帯というんですか、5戸までが対象になるわけですが、それで設置しました浄化槽本体から放流先までの排水管工事につきましても町が実施し、その費用につきましては、附帯工事費として徴収するというものでございます。

次に、17条3号になりますけれども、適用除外といたしまして、新たに100人槽を超える浄化槽を加えるものでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月17日までに調査が終了するようお願いいたします。

議案第33号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第19、議案第33号 東吾妻町簡易水道設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第33号 東吾妻町簡易水道設置条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

今回お願いするものは、町村合併時に旧町村ごとにありました村営及び町営簡易水道を統合したことに伴う改正で、給水区域、給水人口及び給水量を改正するものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

上下水道課長（蜂須賀 正君） 今回の改正につきましては、ただいま町長説明のとおりでございます。町村合併によるものでございます。

新旧対照表をお願い申し上げます。

まず、第2条でございます。第2条につきましては、旧では「別表のとおり」とあります

ものを「東吾妻町」というふうに改正するものでございます。

次に、第3条につきましては、旧のほうでは別表第2条、第3条関係という形で表になっておりましたものを、次の各号に掲げる(1)から(3)までという形で、これを1つの給水区、それと人口につきましては全部合わせまして3,670人と、給水量につきましては日量2,400立方とするというものでございますので、よろしく願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月17日までに調査が終了するようお願いいたします。

議案第34号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第20、議案第34号 東吾妻町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第34号 東吾妻町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

今回お願いするものは、町村合併時に旧町村ごとにありました村営・町営簡易水道を統合したことに伴う改正と、旧東地区簡易水道の料金は経過措置として、3カ月ごとに徴収をしておりますが、これを改正し、徴収月を統一するものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

上下水道課長（蜂須賀 正君） それでは、ご説明申し上げます。

これにつきましても、ただいま町長が提案理由で申し上げたとおりでございます。町村合併に伴いまして、各旧村・町にありましたものを一本化するというものでございまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思いますけれども、給水区域、各簡易水道といったものを

東吾妻町簡易水道というふうにするものでございます。

2点目につきましては、旧区域の中の施行規則の中で、4号のほうで、第31条の規定にかかわらず、当分の間、旧東村の区域については料金を3カ月ごとに徴収するというものを削除するものでございまして、現在、旧吾妻町方式の2カ月に1回の徴収ということに統一するものでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月17日までに調査が終了するようお願いいたします。

議案第1号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第21、議案第1号 平成20年度東吾妻町一般会計予算案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第1号 平成20年度東吾妻町一般会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いする平成20年度東吾妻町一般会計予算につきましては、総額87億2,800万円を計上させていただきました。前年度対比では5.82%の増、金額にいたしまして4億8,000万円の増額といたしました。

予算編成に当たりましては、国の財政再建の目標である骨太方針2006に沿って、引き続き厳しい状況であることを踏まえ、合併効果を最大限に発揮し、限られた財源の重点化、効率化に努め、住民ニーズに的確に対応して、町全体の一体感の醸成と均衡ある発展に努めるとともに、行政の効率化、簡素化を一層徹底し、無駄の排除に取り組み、制度・施策の根本まで踏み込んだ見直しを行うなど、予算を横断的に聖域なき見直しを行い、財政基盤の強化に努めました。

また、地方債の発行に当たっては、公債費負担適正化計画に基づき、後年度負担への影響など、適債性を確保するとともに、起債抑制に努めました。普通建設事業費については、真

に必要な社会資本を重点的に整備し、中止・見直しを含めて、事業を厳選するとともに、徹底したコスト縮減を行いました。

それでは、歳入の概要をそれぞれおおよその数字で申し上げます。

町税が20億3,204万円で、前年比0.63%の減、金額では1,278万円の減額となりまして、構成比では23.28%になります。

地方交付税は25億7,053万円を見込みまして、前年比4.79%の増、金額では1億1,715万円の増額となりまして、構成比では29.45%になります。

国庫支出金は、原町小学校新築事業及び坂上小学校プール新築事業により、前年比15.75%の増、金額では5,793万円の増額でございます。

県支出金は、後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金及び街路事業用地買収業務委託金により、前年比13.32%の増、金額では7,044万円の増額でございます。

町債は、原町小学校新築事業及び坂上小学校プール新築事業により、前年比24.93%の増、金額で2億5,070万円の増となっております。

続いて歳出でございますが、教育費が構成比では一番であり、前年比27.83%の増となっております。これは先ほども申し上げているように、原町小学校新築事業及び坂上小学校プール新築事業によるものでございまして、金額では3億6,892万円の増額といたしました。

2番目が総務費で前年比11.22%の減となっております。これはダム水源地域整備事業や各種選挙費が減額になったことによるものでございます。

3番目は民生費です。前年比7.54%の増、金額では9,532万円の増額でございます。

4番目は公債費であります。前年比12.94%の増で、金額では1億4,280万円の増額となりました。要因といたしましては、補償金免除繰上償還1億2,390万円が計上しておりますので、昨年に比べて増額となっております。この繰り上げ償還につきましては、借りかえも可能ではございましたが、公債費比率等も考え、基金処理というふうな形でさせていただきました。

ほかには、合併補助金の予定は4,500万円、その中ではこの議場のマイク設備工事、そのほか文化財導入板等の工事を行う予定でございます。

そして、妊産婦の健診が2回までは無料だったわけでございますが、その健診につきましては5回までを無料化というふうなものもこの予算の中に盛り込んでございます。

その他、細かいことではございますが、この役場庁舎1階トイレの改修も行う予定をしております。1階のお客様が多いので、男女別のトイレというふうなことを考えております。

その他、原材料支給工事、これにつきましては、まだまだ非常に要望が多ございます。住民との協働、そして地域力の醸成というふうなものにつきまして、非常に効果を発揮しているもの、そして社会資本の整備等についても効果があるものと考え、今まで1件につき30万円であったものを50万円を限度とするというふうに条件をこれから整備をいたしましてやっていきたいというふうに考えております。

以上が主なものでございますが、事務事業の見直し、経費の節減に努めながら、町民のニーズにこたえる予算とさせていただきます。

詳細につきましては、それぞれの所管する課長から順を追って説明させますので、十分にご審議をいただきまして、ご議決くださいますようお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

総務課長（山野 進君） それでは、予算書の説明に入る前に、議員のお手元に5ページにわたります資料が行っているかと思えます。1ページ目が平成20年度東吾妻町一般会計当初予算款別総括表、それから2ページが性質別集計表というふうな資料をごらんいただきたいと思えます。

1ページにつきましては、先ほど町長が提案理由の中で申し上げましたので、省略させていただきます。

2ページをお願いしたいと思えます。

性質別集計表でございます。

この表につきましては、決算統計上の区分という形で集計させていただいたものでございますので、お含みをいただきたいと思えます。

上から主なものを申し上げますが、人件費につきましては、20年度につきましては17億9,100万円余という金額でございます。19年度を見ていただきますと、18億4,400万円余ということで、対前年比2.9%の減でございます。金額にして5,300万円ほどの減となっております。この関係につきましては、議員の人件費、あるいは職員の人件費減等によるものでございます。

それから、次の物件費の関係でございますが、20年度については10億5,580万円余でございます。19年度が10億3,490万円余でございます、2%ほどふえております。この関係につきましては、20年度相当燃料費が高騰しております。そんな影響もございまして、物件費

については若干伸びております。

それから、一つ飛ばしまして、扶助費でございます。4億3,880万円余でございます。前年度が4億2,200万円ということでございます。4%ほど伸びておりますけれども、金額にして1,672万円ほどふえております。この関係につきましては、障害児の自立支援事業、それと老人保健措置の委託料が伸びた関係でふえております。

次に、補助費等でございますけれども、13億7,428万円余、前年度が12億5,456万円ということでございまして、伸びでは9.5%伸びております。主なものとしたしましては、吾妻荘の補助金6,100万円、それと上下水道が1,370万円余ふえております。衛生施設組合は減っているんですけれども、金額にして、トータルいたしまして1億1,972万円ほどふえております。

次の普通建設事業費でございます。18億4,771万円余でございます。率にして25.8%、大きく伸びております。金額にいたしますと3億7,880万円ほど伸びておりますけれども、この関係につきましては、街路事業が約9,500万円ほど、それからまちづくり事業で土地を買い戻す関係等で7,200万円ほど、それから原小と坂小のプール関係で3億2,000万円ほど伸びているということで、3億7,800万円ほど伸びております。

それから、公債費のところを見ていただきたいと思いますが、12億4,597万6,000円という数字でございます。12.9%の伸びでございます。金額にして1億4,280万円ほどふえておりますけれども、この関係につきましては、補償金免除繰上償還1億2,390万円ほどが含まれております。この補償免除というのは、借りかえてもよかったんですけれども、町長が申し上げましたように、基金のほうで一括払い込むということでございまして、その後の交付税措置については生きるということでございます。

それから、積立金の2億9,300万円余でございます。前年と比べますと17.9%、金額にして6,300万円ほど減っておりますけれども、この関係につきましては、ダム関連の事業縮小に伴う下流都県の負担金が減ったことに伴う積立金の減でございます。

それから、2つ飛ばしまして繰出金の関係です。6億1,841万円余でございます。昨年が7億1,339万円余ということで、13.3%減っております。金額にして9,490万円ほど減っておりますけれども、この関係につきましては大きなものは、老人保健の関係が1億5,000万円ほど減っておりますけれども、それと上下水が約3,000万円ほど減っております。逆に後期高齢者の関係ですとか、介護の関係で7,000万円ほどふえております。トータルでは約9,400万円ほど減っているという結果でございます。

それから、合計の下の義務的経費、任意的経費のところをごらんいただきたいと思いますが、けれども、義務的経費については、欄外にこういうものが含まれるということで、義務的経費については人件費、扶助費、公債費が含まれるわけですが、今年度の場合は39.8%が義務的経費、任意的経費が60.2%ということで、大体4分6のような割合になっております。

それから、その下の消費的経費、投資的経費、その他についてはごらんいただきたいと思っております。投資的経費が非常に18億4,790万円余ということで、25.8%ほど伸びているというようなことをごさいます。

それから、一番下の自主財源、依存財源の割合でございまして、ごらんのように、構成比でいきますと、自主財源が39.4%、依存財源が60.6%というような状況でございました。

それから、3ページをごらんいただきたいと思っております。

3ページが会計別予算額になっておりまして、上段が一般会計と特別会計の集計を出してあります。下段のほうで公営企業、吾妻荘と水道会計を載せてあります。一般会計と特別会計を合わせた合計額につきましては、130億8,765万1,000円というのが一般会計と特別会計を合わせた総額でございまして、それから、公営企業関係につきましては、歳入と歳出は金額は違いますが、歳入ベースで申し上げますと6億903万円という数字になります。歳出ベースですと7億6,100万円という形になります。一般会計と特別会計、それと下の公営企業会計、全部合わせて見てみますと、東吾妻町の予算額は138億4,900万円ほどになるということをごさいます。そういう形で見ただけであればと思っております。

それから、次の4ページの平成20年度の東吾妻町一般会計繰出金・補助金の一覧表でございまして、一般会計から特別会計ですとか、企業会計等に繰り出し、あるいは補助している額の一覧表でございまして、一番上の国民健康保険税特別会計から一番下の吾妻荘会計の補助金まで含めると、7億2,674万1,000円というのが20年度に一般会計からそれぞれの会計に繰り出す、あるいは補助する額でございまして。

次の5ページの表をごらんいただきたいと思っておりますが、この表につきましては、地方債残高の一覧表という形で作成したものでございまして、平成18年度末現在から20年度末現在の見込み額という形で載せてあります。18年度末現在高を見ていただきますと、一番下の左側ですが、168億5,684万5,000円という数字になっております。19年度末現在高については約1,475万6,000円ほど減っておりますが、一番右側の20年度末の現在高を見ていただきます

と169億8,810万円という形になっております。19年度末と比較しますと1億4,600万円ほどふえておりますけれども、この数値については、今後繰り越しや不用額等によって借入額が変更する可能性がありますので、ご承知おきいただきたいと思いますが、現時点では169億8,800万円余ということでございます。

資料のほうの説明は以上でございます。

続きまして、予算書のほうに沿って説明させていただきたいと思っております。

予算書のほうの7ページをお開きいただきたいと思っております。

7ページが債務負担行為という形で載せてあります。ここから説明させていただきます。

7ページの第2表の債務負担行為でございますけれども、東吾妻町駅北土地地区画整理組合が弁済不能になった場合に町がかわって損失補償するというお願いでございます。期間については1年間でございます。限度額につきましては、中ほどにありますように8億4,000万円を設定させていただきました。

次に、8ページの第3表の地方債でございますけれども、各種事業の財源として起債を充当するわけですが、限度額、それから起債の方法、利率、償還の方法等定めさせていただくものでございます。辺地対策事業から学校教育施設等整備事業まで9事業あるわけですが、この合計が10億1,480万円となります。それと、一番下の臨時財政対策債2億4,150万円を足していただきますと、12億5,630万円を限度額に設定させていただくというものでございます。

以上でございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、歳入歳出予算の事項別明細により、歳入のほうから随時説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（菅谷光重君） 税務課長。

税務課長（石村あさ子君） それでは、歳入について説明いたします。

11ページをごらんください。

第1款町税、第1項町民税8億1,753万円のうち、第1目個人町民税6億3,994万9,000円、徴収見込み額を96%で予算計上いたしました。

第2目法人町民税1億7,758万1,000円、1号から9号まで322法人の法人税割と均等割です。合併による経過措置として、旧東地区に事務所のあった法人は12.3%の標準税率としていましたが、20年度よりすべての事務所、事業所につきまして14.7%の制限税率といたします。

第2項固定資産税10億6,368万5,000円のうち、第1目固定資産税10億5,003万円、第2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金1,365万5,000円、郵政公社が株式会社になったため、昨年より35万9,000円の減額の予算計上といたしました。

第3項軽自動車税、第1目軽自動車税4,215万5,000円、原付、軽自動車を含む9,884台分について計上いたしました。

次に、12ページをごらんください。

第4項町たばこ税、第1目町たばこ税1億42万5,000円予算計上いたしました。昨年の税制改正によりまして、旧3級品以外は1,000本当たり3,298円、3級品は1,564円となっております。

第5項入湯税、1目入湯税825万円、町内に6カ所ある鉱泉浴場につきまして、1人1日150円で計上させていただきました。

以上です。よろしくお願いたします。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 続きまして、2款地方譲与税から説明させていただきます。なお、2款から14ページの11款交通安全対策特別交付金までの数値につきましては、19年度実績と国・県の計画に基づいて算出した数字が計上してありますので、お含みいただきたいと思います。主なものを説明させていただきます。

2款地方譲与税の1項1目自動車重量譲与税でございますけれども、1億1,200万円の計上でございます。この自動車重量譲与税と2項地方道路譲与税につきましては、今、話題になっております道路特定財源の暫定税率の部分に該当する税でございます。両方とも町道の延長ですとか、面積によって算出された額がそれぞれ割り当てられる額でございます、それぞれ記入してあります。

それから、13ページの中ほどの第6款地方消費税交付金のところをごらんいただきたいと思います。1目地方消費税交付金でございますが、1億6,100万円の計上でございます。この税につきましては、消費税の5%のうち、国が5分の4、県と町が5分の1、市町村においてそれぞれ人口とか従業者数によって配分される額で計上させていただいております。

次の7款ゴルフ場利用税交付金でございます。1目ゴルフ場利用税交付金につきましては、2,900万円ほど計上させていただいております。これは町内の岡崎城ゴルフと清龍城ゴルフの利用税を見込んでおります。

次の8款自動車取得税交付金でございます。1目自動車取得税交付金8,300万円ござい

ますけれども、この税につきましても、道路財源の暫定税率が適用される税でございます、県の目的税となっております。税の95%を乗じて得た額の10分の7が市町村に配分される仕組みとなっております。

それから、14ページをお開きいただきたいと思います。

14ページの中ほどの10款地方交付税でございます。1項1目地方交付税25億7,053万7,000円の計上でございます。説明のところをごらんいただきたいと思いますが、普通交付税といたしまして23億3,053万7,000円、特別交付税といたしまして2億4,000万円でございます。昨年度と比べますと、金額にして1億1,755万9,000円ほど伸びた予算計上となっております。よろしくお願ひしたいと思います。

次の12款分担金及び負担金でございます。この関係の2目農林水産業費負担金のところをごらんいただきたいと思いますが、1億2,687万8,000円の計上でございます。説明のところをごらんいただきたいと思いますが、公団営畜産基地建設事業負担金ということで、平成12年から31年度までの20年間、7経営体が返還するわけですが、20年度分という形で1億2,657万8,000円の計上でございます。

次に、13款使用料及び手数料の1項使用料でございますけれども、この関係につきましては、町がいただいている施設等の使用料が総務使用料から以下載せてありますので、お目通しをいただきたいと思います。

それから、16ページの2項手数料の関係でございますけれども、この関係につきましても、各種証明等の手数料という形で、例えば総務手数料ですと戸籍証明等の手数料等があるわけですが、ごらんいただいた手数料が20年度入ってくる予定になっておりまして、1,266万9,000円ほど見込ませていただいております。

それから、14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金でございますけれども、1億3,771万4,000円という数字になります。この関係につきましては、児童手当ですとか、障害者の方の自立支援給付金等が主なものでございますので、後ほどごらんいただきたいと思ひます。

次に、18ページをお開きいただきたいと思ひます。

2項国庫補助金の関係でございます。1目総務費補助金につきましては6,100万円ほど計上させていただいておりますが、説明のところをごらんいただきたいと思ひますが、道路改良事業補助金ということで、ダム関連の2路線分1,600万円と市町村合併推進体制整備費補助金ということで4,500万円、これは地番図作成等ほか7事業を予定している補助金として

4,500万円ほど見込んでおります。

それから、3目土木費国庫補助金につきましては、2節地方道路交付金1,100万円とありますけれども、この関係につきましては、町道岩下・川中線の交付金として1,100万円ほど見ております。

それから、4目教育費国庫補助金でございますが、1億6,620万6,000円の計上でございます。説明のところをごらんいただきますと、特学奨励費補助金と校舎建設事業補助金ということで、原町小学校の6割分、1億4,783万5,000円、それから坂上小学校のプールという形で1,780万円ほど見込んでおります。

それから、18ページ下の委託金でございますけれども、1目総務費委託金につきましては、ダム対策委託金ということで4,000万円ほど計上させていただいております。

15款県支出金、1目民生費県負担金でございますけれども、国と同じような対象者で補助率が10分の8から10分の1になるということで、項目的には国に準じた形になっているものでございます。

19ページが一番下の6節国民健康保険基盤安定負担金につきましては4,392万8,000円ほど、昨年よりは160万円ほど減っている計上でございます。

議長（菅谷光重君） 説明の途中でありますが、ここで休憩をとります。

午後1時より再開いたします。

（午後 零時01分）

議長（菅谷光重君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

資料の訂正について

議長（菅谷光重君） 初めに、上下水道課長より発言を求められております。これを許可いたします。

上下水道課長。

上下水道課長（蜂須賀 正君） まことに申しわけございませんけれども、文字の訂正を1カ所お願い申し上げます。

先ほど説明いたしました議案第32号ですけれども、議案第32号の1枚めくってもらった裏側なんですけれども、「第9条に次の1項を加える」、2とありまして、その2段目に「その費用は全額増嵩」と、「嵩」という字があるんですけれども、これが草冠になっておりますけれども、これは草冠でなくて、「山」の「嵩」ですので、そちらのほうに訂正をお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

総務課長（山野 進君） それでは、予算書の20ページをお開きいただきたいと思います。

上段の7節のところから説明させていただきます。7節保険基盤安定制度県負担金でございます。これは新規事業でございます、3,065万3,000円の計上でございます。

それから、15款県支出金、2項県補助金のうち1目総務費補助金でございますけれども、この関係については昨年と同様の計上でございます。

2目民生費補助金につきましては、説明のところの一番上をごらんいただきたいと思います。ですが、福祉医療費補助金、これが県が補助する医療費分でございます、4,555万8,000円という数字になっております。

次に、21ページの3目農林水産業費補助金でございます。昨年と比べますと1,731万1,000円ほどふえております。説明欄の中ほどをごらんいただきたいと思います。農山漁村活性化プロジェクト支援交付金というのがございます。これは新規事業になりまして、1,441万円ほど計上させていただいております。

それと、2つ下の地籍調査補助金の関係につきましては1,950万7,000円ということで、事業費の75%が国と県から来るものでございます。

次に、22ページをお願いしたいと思います。

22ページの3項委託金、1目総務費委託金でございます。今年度お願いする額は3,638万2,000円ということで、比較のところを見ていただきますと、6,127万9,000円ほど減っております。理由といたしましては、昨年度選挙関係であったわけですが、今回20年度は

ないということで約3,300万円ほど、それと4節ダム対策委託金2,718万円減っているということで、大きな減額となっております。

次に、3目都市計画費委託金でございます。今年度2億2,500万円ほどお願いするわけですが、街路事業の用地買収業務委託金ということで2億2,500万円ほど計上させていただきました。

次の16款財産収入、1項1目財産貸付収入でございますけれども、町有地の貸付料及び基金の利子等でございます。総額で2,232万3,000円ほど計上させていただいております。

それから、16款財産収入の2項財産売払収入のうち1目不動産売払収入の関係でございますが、金額にして230万1,000円ほど計上してあります。

2節のところをごらんいただきたいと思いますが、立木等売払収入という形で230万円ほど計上しておりますけれども、町道松谷・六合村線伐採木の売り払い100万円と町有林の五町田の榛原という地区の関係で収入間伐費として吾妻森林組合から130万円ほど入ってくる見込みでございます。したがって、230万1,000円を計上させていただきました。

続きまして、24ページをお開きいただきたいと思います。

24ページの18款繰入金でございます。1項基金繰入金でございます。1目財政調整基金繰入金につきましては1億5,090万8,000円ということで、昨年より90万8,000円ほどふえております。

それから、公共施設等整備基金繰入金につきましては1億4,758万6,000円ということで、昨年度と比較しますと2,319万円ほど減っておりますが、この関係につきましては、ダム関連事業の縮小に伴う減でございます。

3目土地開発基金繰入金7,162万2,000円です。今年度新たにお願するわけですが、駅北口広場の土地開発基金で持っている土地を買い戻すために7,162万2,000円を計上させていただきました。

それから、4目地域振興基金繰入金500万円でございます。この関係につきましては、以前、ユキヒラエッグさんから2,000万円の寄附をしていただいたわけですが、そのうち500万円を取り崩しまして、長藤地区の町道のオーバーレイをやりたいということで、500万円の取り崩しでございます。

それから、5目ふるさとづくり事業積立金繰入金501万3,000円でございます。この関係につきましては、まちづくり交付金ということで、街区公園2カ所予定しておりますが、そこに充当させていただく予定でございますが、財源といたしましては、14年度に原町地区で

烏帽子山の収益を町のほうに寄附していただいたわけですが、そのとき土木指定寄附という形で受け入れております。今回それを充当させていただくものでございます。

それから、25ページの19款繰越金につきましては、前年度と同額の1億7,000万円、1,000円ふえておりますけれども、そのようなほぼ同額で計上させていただきました。

それから、26ページをお願いしたいと思います。

20款諸収入、5項雑入でございますが、2目衛生費徴収金につきましては、検診等の徴収金でございます。

それから、4目給食事業収入につきましては、学校給食費の会費等になります。

27ページの7目雑入につきましては、それぞれ3億3,398万8,000円を計上させていただいておりますけれども、一番上の公衆電話使用料からごらんとおりでございますが、中ほどより少し下に町道5284号線、町道新井・横谷・松谷線、町道松谷・六合村線、三島地区団体営土地改良総合整備事業、それから一つ飛びまして、吾妻渓谷自然公園整備事業、利根川・荒川水源地域対策基金事業負担金というような形で、ダム関連の事業が雑入という形で載せてありますが、総額で約2億9,000万円ほどになるかと思っております。これが主なものでございます。

次に、28ページをお願いしたいと思います。

説明欄の補足説明ですけれども、中ほどから少し下に文化財発掘調査委託金というのがございます。1,096万8,000円でございますけれども、この関係につきましては、ダム関連の上郷大沢地区の土地改良に伴うものと吾妻渓谷保存管理協議会の長野原分の負担金、これが116万8,000円ほどありますが、それらを計上させていただいております。

それから、29ページの21款町債の関係でございます。1目過疎債につきましては1,800万円今年度計上させていただきます。

説明のところをごらんいただきたいと思いますが、消防自動車購入事業債ということで、小型ポンプ積載車を予定させていただいております。第6分団、箱島岡崎地区を予定させていただいております。

その下の町道改良事業につきましては、町道70号線で1,000万円という計上でございます。

2目辺地債につきましては2,300万円ということで、分去・オリジン線と馬場・手子丸線、2路線で2,300万円を計上させていただきます。

3目農林水産業債でございますが、330万円、この関係につきましては、県営畑地総合整備事業債ということで、植栗地区を予定しております。

その下の4目土木債でございます。3億6,410万円です。説明のところをごらんいただきたいと思いますが、地方特定道路整備事業債ということで、町道松谷・六合村線で2億2,410万円、街路事業といたしまして都市計画道路分ということで、原町駅南口線ほか1路線で6,260万円、まちづくり事業債ということで原町周辺の整備事業ということで7,740万円、合計で3億6,410万円ほど計上させていただいております。

5目教育債でございますが、6億640万円計上させていただいておりますが、説明のところをごらんいただきたいと思いますが、プール建設事業債ということで、坂上小学校のプール7,990万円、校舎建設事業債、原町小学校校舎分になりますが4億7,180万円、それから校庭整備事業債、これは原町小学校の駅北土地区画整理組合より保留地分を購入するものでございまして、5,470万円ということで、今年度で原町小学校については完結になります。

それから、6目臨時財政対策債でございますが、2億4,150万円、この額につきましては、国の指示に基づいた数字を計上させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

町債の合計が12億5,630万円という形になります。

以上でございますが、よろしくお願ひいたします。

随時、歳出のほうから説明させていただきます。

議長（菅谷光重君） 議会事務局長。

議会事務局長（蜂須賀祐吉君） それでは、30ページをお願いいたします。

歳出でございます。

議会費についてご説明させていただきます。

前年より若干伸びております。これにつきましては工事費ということで、議場の録音設備が古くなりまして、これを合併補助金を充てて設備の更新を図りたいものでございますので、よろしくお願ひします。

そのほかにつきましては、議会費はごらんのとおり、大体90%ぐらいが人件費でございます。残りは経常的な事務費等でございますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 続きまして、2款総務費の1項一般管理費のほうから説明させていただきます。お願ひする額は5億3,658万8,000円でございます。この目では、固定資産評価審査委員会等の報酬、特別職、町長、副町長2名分の給与、それから職員41名分、これ

は総務課職員と企画課職員、生活環境課職員、会計課職員の給与、共済費、退職手当組合負担金等になっております。そのほか、臨時職員の賃金や社会保険料、本庁舎を維持するための経費などでございます。

新規に計上いたしましたものとしては、33ページの説明の下から3段目になるかと思えますけれども、地方公営企業金融機構出資金180万円というのが載ってございますけれども、従来は公営企業金融公庫があったわけですが、これが解散いたしまして、今度、全自治体が参加して設立する金融機構を立ち上げます。総額で166億円になるわけですが、そのうち東吾妻町の分の負担分として出資金として180万円お願いするものでございます。

次に、2目行政振興費でございます。お願いする額は2,148万5,000円でございます。主に区長の報酬ですとか、公民館建設の場合の新築補助あるいは補修に係る補助金、それから防犯灯の維持管理費等でございます。

次に、34ページをお願いしたいと思います。

3目財政管理費でございます。お願いする額は16万3,000円でございます。この目では、財政運営を行う上で必要な図書代、消耗品等でございます。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 会計管理者。

会計管理者（丸橋 哲君） 続きまして、4目会計管理費につきまして説明申し上げます。本年度予算額は479万5,000円でございます。会計管理事業費及び事務用品管理事業費の経常的な経費でございますので、よろしくお願いたします。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 続きまして、5目財産管理費でございます。お願いする額は855万6,000円でございます。主に本庁舎以外の財産、土地や建物を持っているわけですが、その管理をする上で必要な経費でございます。

なお、日赤の医師住宅解体工事費として300万円ほど計上しております。35ページの下から4行目のところに工事請負費ということで350万円計上させていただいておりますが、そのうち300万円については、医師住宅の解体費用として見ているものでございます。よろしくお願いたします。

議長（菅谷光重君） 議会事務局長。

議会事務局長（蜂須賀祐吉君） 続きまして、6目公平委員会費についてご説明させていただきます。お願いする額は9万円のお願でございます。委員の報酬と旅費でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 続きまして、7目財政調整基金費であります。お願いする額は151万5,000円でございます。基金の利子分でありますので、よろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 企画課長。

企画課長（角田輝明君） 続きまして、8目企画費でございます。予算額は1,267万9,000円でございます。主なものといたしましては、吾妻広域圏一般経費負担金1,121万7,000円でございます。ほかにつきましては、吾妻地区地域審議会運営に係る報酬等、經常経費でございます。

次に、36ページ、お願いいたします。

36ページの9目運輸対策費ですが、予算額は5,900万8,000円でございます。

説明欄をごらんください。路線バス運行対策事業といたしまして5,628万7,000円でございます。主なものといたしましては、東地区スクールバス運行委託料の231万円、乗合バス運行費負担金581万3,000円につきましては、渋川御園線の負担金でございます。

乗合バス等運行補助金4,775万円は、権田線ほか4路線の乗合バス等運行補助金でございます。

鉄道対策事業といたしましては272万1,000円でございます。主なものといたしまして、原町駅のトイレの下水道接続工事費150万円でございます。そのほかにつきましては、各駅トイレの管理費等でございますので、よろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 支所長。

東支所長（猪野悦雄君） 37ページ、中段以降、10目支所費について説明させていただきます。

1節報酬から28節繰出金まで、予算額4,287万7,000円でございます。右側説明欄、支所管理事業から掲げたとおり、順を追って主なもののみ説明させていただきます。

最初に、支所管理事業ですけれども、2,686万7,000円であります。うち報酬については東地区審議会開催時の委員報酬、続いて給料、手当、共済費等については職員人件費になります。

燃料費147万7,000円、修繕料80万円については、庁用車の燃料及び車検等整備代、光熱水費507万4,000円については、支所及び関連施設の電気料が主なものであり、通信運搬費124万6,000円は電話料、郵便料等であります。

38ページ以降になりますけれども、保守点検委託料160万1,000円については、支所内設備の保守点検に伴うものでありまして、また庁用バス運転業務委託料336万円については、運転手1名分の業務委託料であります。

続いて、改善センター管理事業102万円ではありますが、改善センターの管理運営に係ります経常経費となります。

続いて、情報政策事業1,041万2,000円ですが、主なものは地域特会への繰出金でございます。

38ページ、下段にあります1,010万5,000円と宅地造成関連繰出金457万8,000円を合わせ1,468万3,000円となります。

以上、よろしく願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 続きまして、38ページから39ページにかかってでございますが、11目簡易郵便局費でございます。お願いする額は570万円でございます。植栗、厚田、本宿、3簡易郵便局の運営経費でございますので、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 生活環境課長。

生活環境課長（加部保一君） 続きまして、12目交通対策費でございますが、総額871万6,000円のお願いでございます。主な内容につきましては、交通指導員22名の方の報酬と出勤旅費、15節の交通安全対策工事並びに19節の交通安全に関する負担金等でございますので、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 40ページをお願いしたいと思います。

13目登記事務費でございます。お願いする額は206万8,000円でございます。町有地の取得等に伴う登記経費でございますので、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 企画課長。

企画課長（角田輝明君） 続きまして、14目電算業務費でございます。4,150万7,000円でございます。主なものとしたしましては、12節役務費859万円でございます。これにつきましては、ビジネスイーサ、L G W A N、バックアップ等の回線使用料でございます。

13節委託料1,801万7,000円につきましては、電算システム用機器保守点検委託料及びL G W A Nサーバー設定委託料でございます。新しいものとしたしまして、この中にメール配信システム構築委託料も含まれてございます。

それから、14節使用料及び賃借料の1,385万5,000円につきましては、16年度に導入しました財務関係のシステムリース料でございます。

次に、15目開発費でございますが、予算額34万1,000円は経常的な事務費でございますので、よろしく申し上げます。

次に、16目広報広聴活動費の550万2,000円につきましては、広報紙発行費でございますので、よろしく申し上げます。

次に、17目地域活性化対策費44万3,000円につきましては、地域活性化及び都市交流事業補助金等でございます。

18目交流事業推進費26万7,000円につきましては、阿波踊り参加経費等でございます。

続きまして、42ページの19目山村振興対策費16万2,000円、次の20目過疎地域自立促進対策費4万円につきましては、負担金等でございますので、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 続きまして、21目諸費についてご説明させていただきます。お願いする額は1,305万5,000円でございます。この目では、他の部署になじまなかったり属さない案件等の経費を計上させていただいております。

主なものにつきましては、弁護士にお願いする場合の費用でありますとか、烏帽子山植林組合の負担金、あるいは昭和60年度から実施しております林道整備事業の利子分の補助金等でございます。そのほか、防犯事業といたしまして121万1,000円、自衛隊事業の経費として9万4,000円もこの目で計上させていただいております。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 税務課長。

税務課長（石村あさ子君） 43ページをごらんください。

2項徴税费、1目税務総務費9,265万円の予算についてお願いいたします。

2節給料から9節旅費までは、職員12名分の人件費です。

2目賦課徴収費5,878万6,000円の予算についてお願いいたします。主なものは、13節委託料、すべての税目を合わせて電算システム委託料が4,713万3,000円です。昨年とほぼ同額で予算計上させていただきました。収税において、今年度1件公売を予定しており、この不動産鑑定料として28万4,000円を計上させていただきました。よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 住民課長。

住民課長（小山枝利子君） 3項戸籍住民基本台帳費は5,766万6,000円のお願いでござい

ます。特に新しいことはなく、6名分の人件費と電子システム関係経費と若干の事務費でございます。前年比マイナス約650万円は、電子戸籍が稼働し、人員の削減があったこと等によるものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 続きまして、4項選挙費、1目選挙管理委員会費でございます。お願いする額は110万8,000円でございます。町の選挙管理委員会を運営する上で必要な経費を計上させていただいております。

次の2目選挙啓発費でございますが、お願いする額は24万4,000円でございます。選挙の啓発活動を年間を通して行っているわけでございますが、その関係の経費でございますので、よろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 企画課長。

企画課長（角田輝明君） 48ページをお願いいたします。

5項統計調査費でございます。

1目統計調査総務費につきましては、調査員確保対策事業等、経常経費でございます。

2目統計調査費144万3,000円でございますが、説明欄に記載のとおり、工業統計調査ほか各種統計調査の調査費でございますので、よろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 議会事務局長。

議会事務局長（蜂須賀祐吉君） 6項1目監査委員費についてご説明させていただきます。49、50ページになりますが、よろしくお願いいたします。お願いする額は61万4,000円のお願いでございます。監査委員費につきましても報酬が主でございます。そのほかは経常的な事務費でございますので、よろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） ダム対策課長。

ダム対策課長（市川 忠君） それでは、50ページから51ページの7項1目ダム対策総務費につきましてご説明させていただきます。20年度にお願いする額につきましては総額で4億693万2,000円であります。前年度と比較いたしまして1億8,223万3,000円の減額でのお願いでございます。内訳の特定財源といたしましては、国・県支出金が4,207万7,000円、その他が水特及び基金の下流都県負担分及び天狗の湯仮浴場の使用料などで2億9,572万1,000円となっております。

主な内容につきましては、2節から7節にかけては、ダム対策課職員などの人件費であります。

次に、11節需用費であります。総額520万2,000円で、説明欄のダム対策総務費の中の消耗品、それから燃料費、食糧費、印刷製本費、修繕料と説明欄の共同浴場管理運営事業の消耗品、燃料費、光熱水費、施設修繕料等が主なものでございます。

次に、12節役務費であります。総額で110万4,000円で、説明欄のダム対策総務費で通信運搬費、自動車損害保険料などと説明欄の共同浴場管理運営事業の中で公衆電話、建物火災共済などが主なものでございます。

次に、13節委託料であります。総額602万円で、説明欄の共同浴場管理運営事業で保守点検料、それから施設管理委託料、説明欄のダム水源地域整備事業で健康増進施設、建築確認申請費用、盛り土、土地改良、換地業務委託料でございます。

次に、14節使用料及び賃借料であります。総額で173万円で、説明欄のダム対策総務費で公有車、パソコン、複合機などのリース料と説明欄の共同浴場管理運営事業の施設の土地借上料でございます。

次に、15節工事請負費でありますけれども、総額で4,720万円で、説明欄の水源地域整備事業で吾妻渓谷自然公園整備事業の工事でございます。

次に、19節負担金、補助及び交付金であります。総額1,277万2,000円で、説明欄のダム対策総務費で県治水砂防会費、ダム所在町村会費、ダム関連団体補助金であります。

最後に、25節積立金であります。総額2億9,068万2,000円で、説明欄のダム水源地域整備事業で、公共施設等整備基金積立金利子分が96万円、公共施設等整備基金の積立金総額で2億9,058万2,000円あります。

以上ですが、よろしくお願いいいたします。

議長（菅谷光重君） 岩櫃ふれあいの郷施設長。

岩櫃ふれあいの郷施設長（高橋和雄君） 2款8項岩櫃ふれあいの郷費、1目岩櫃ふれあいの郷総務費からご説明させていただきます。

1目岩櫃ふれあいの郷総務費は4,688万2,000円のお願いでございます。主なものについてご説明させていただきます。

2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては、説明欄にあります一般職員給料から次のページについて社会保険料までの職員に係る人件費、職員共済組合負担金、保険料等でございますので、よろしくお願いいいたします。

7節賃金の915万9,000円につきましては、臨時職員6名に係る賃金でございます。

11節需用費の718万円につきましては、説明欄にあります消耗品費12万6,000円から修繕

料88万円まででございますが、岩櫃ふれあいの郷に係る運営消耗品費、燃料については灯油代、光熱費では電気料、ガス代、水道料、修繕料が主なものでございます。

12節役務費の54万9,000円につきましては、説明欄にあります通信運搬費16万4,000円から建物共済分担金保険料22万4,000円までありますが、電話料、手数料、車両・建物の保険料でございます。

13節委託料の510万2,000円につきましては、施設の保守点検、施設管理委託料として8項目の保守点検委託料の412万5,000円と8項目の施設管理委託料の97万7,000円でございます。

14節使用料及び賃借料124万4,000円につきましては、用地借上料、リース料が主なものでございます。

15節工事請負費22万1,000円につきましては、コンベンションホールの外壁にあります町章改修の工事費でございます。

続きまして、53ページ、お願いいたします。

2目福祉センター管理費につきましては35万1,000円をお願いでございますが、主に備品等修繕料でございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、3目コンベンションホール管理費につきましては197万3,000円をお願いでございます。コンベンションホールの運営管理、経常的な経費であります。11節需用費の消耗品費、庁舎等の修繕料が主なものでございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、4目健康増進センター管理費につきましては138万6,000円をお願いでございます。

8節報償費24万円につきましては、ヨガ教室の講師謝金でございます。

11節需用費から18節備品購入費まで、健康増進センターの運営管理の経常的な経費でございますので、よろしくお願いいたします。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 桔梗館長。

桔梗館長（唐沢憲一君） それでは、54ページをお願いいたします。

2款9項1目桔梗館管理費をご説明いたします。

まず、2節、3節の給料、職員手当でございますけれども、職員2名分に係るものでございます。

続いて、4節共済費は、職員2名、月給職員4名分の共済費及び社会保険料等ございま

す。

7節賃金でございますが、月給職員4名分とパート職員5名分の賃金でございます。

8節報償費ですけれども、100回来館していただいた方にちょっとした記念品をお渡ししております。その分でございます。

それから、11節需用費につきましては、電気、燃料、水道代等が主なものでございます。重油が主でございます。430万円、電気料が370万円、水道料が84万円というような形になっております。

続きまして、12節役務費につきましては、電話料、火災・自動車保険料などが主でございます。

13節委託料につきましては、機械設備等の保守点検料及び自動ドアの保守管理料等でございます。

14節使用料及び賃借料ですが、カラオケ設備等に関する使用料となっております。

15節工事請負費は、雑工事分です。

18節備品購入費ですが、消火器等の購入費が主なものでございます。

それから、19節負担金、補助及び交付金ですけれども、吾妻郡の危険物安全協会の負担金となっております。

総額で5,026万4,000円のお願いでございます。よろしくお願いたします。

議長（菅谷光重君） 岩櫃ふれあいの郷施設長。

岩櫃ふれあいの郷施設長（高橋和雄君） 55ページのほうをお願いいたします。

2款9項温泉事業費、2目温泉センター管理費のご説明をさせていただきます。お願いする予算額は8,535万4,000円でございます。この目に計上してあります主なものは、職員、臨時職員、パート職員とその他の施設に係る経費の計上でございます。

2節、3節、4節につきましては、説明欄にあります一般職員3名分に係る人件費ですので、よろしくお願いたします。

4節共済費の357万1,000円につきましては、職員3名と臨時職員2名に係る社会保険料でございます。

7節賃金500万円につきましては、臨時職員5名に係る賃金でございます。

11節需用費の3,337万1,000円でございますが、説明欄にあります消耗品費230万円から修繕料303万円までで、温泉センターに係る運営消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料でございます。

12節役務費の136万9,000円でございますが、説明欄にあります通信運搬費29万8,000円から次のページの建物共済分担金保険料12万8,000円まででございますが、主なものは広告料でございます。

13節委託料831万4,000円につきましては、説明欄がございます保守点検料の11項目の保守点検委託料と施設管理委託料の11項目の施設管理委託料でございます。

14節使用料及び賃借料の548万3,000円につきましては、公共下水道利用による公共下水道使用料が主なものでございます。

15節工事請負費の910万9,000円につきましては、公共下水道接続に伴う宅内排水設備工事と源泉ポンプ入れかえ工事、浴槽ろ過器のろ材交換工事が主なものでございます。

続きまして、2目温泉センター食堂費の5,243万6,000円をお願いでございますが、この目は食堂の運営管理に係る経費でございます。

2節給料から3節職員手当につきましては、職員1名に係る人件費でございます。

7節賃金の1,950万7,000円ですが、臨時職員10名分の人件費に係る賃金でございます。

11節需用費256万5,000円でございますが、説明欄であります消耗品費の消耗品と光熱水費のガス代156万5,000円でございます。

16節原材料費2,110万円ですが、レストラン等に係る食事、飲食等の原材料に係る原材料費でございます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（山田文子君） 続きまして、57ページの3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。

社会福祉事業費でございますけれども、9名分の給料、手当、民生委員の報償、各種団体への補助金をお願いするものでございます。

次のページにいきまして、58ページをお願いします。

障害福祉事業でございますけれども、各施設運営補助金、特定疾患の見舞金が主なものでございます。

2目障害児者自立支援費でございますけれども、前年度対比といたしまして2,017万4,000円の増額をお願いするものでございますけれども、自立支援対策事業の増額、サービス費の増額ということで、扶助費の部分が増額になっておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 住民課長。

住民課長（小山枝利子君） 3目国民年金費につきましては、1名分の人件費と若干の経常経費です。よろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（山田文子君） 4目老人福祉費でございます。前年度対比で1億3,511万7,000円の減額でございますが、措置費、ホーム等の負担金につきましては増加をしておりますが、老人保健特別会計への繰出金が1億5,000万円の減額、介護保険特別会計への繰り出しが2,200万円の増額ということで、よろしくお願いいたします。主立ったものは以上でございます。

続きまして、61ページの5目福祉医療費でございます。福祉医療費につきましては、支給対象者が2,797名でございます。対象児童につきましては、子供の部分につきましては減少しておりますが、障害者の部分についての増額が見込まれておりますので、全体といたしましては少なくなっておりますが、内訳としてはそのようなことでございます。よろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 住民課長。

住民課長（小山枝利子君） 6目国民健康保険費につきましては、4名分の人件費と国民健康保険特別会計への繰出金でございます。よろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（山田文子君） 7目町民センター管理費でございますけれども、町民センターの火災保険、賃金ということで39万9,000円をお願いいたします。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 住民課長。

住民課長（小山枝利子君） 8目後期高齢者医療費につきましては、一般会計のほうから後期高齢者広域連合へ繰り出すものとなっております。今年度初めてのことでございますけれども、後期高齢者の納付金につきましては、一般会計から直接広域連合へ納めるものと後期高齢者特別会計から納めるものの2本立てになっておりまして、一般会計からはこの金額ということでございます。よろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（山田文子君） 2項児童福祉費、1目児童措置費でございます。子育て支援事業費といたしまして1億84万円の予算をお願いするものでございます。児童手当につきま

しては、3歳までが一律1万円、3歳以上が5,000円で、3人目以降が1万円の支給ということでございます。それから、出産祝金は、3人目以降のお子様に対してお祝いをするというものでございますけれども、10人分を見込んでございます。

2目保育所費でございます。4カ所の保育所の運営費でございます。保育所につきましては、20年度167名の入所希望者がございます。人件費の減額、それに職員の減によりまして、賃金の部分の増額をお願いするものでございます。前年度よりも445万8,000円の増額となっておりますけれども、よろしく願いいたします。

次のページにいきまして、3目学童保育費でございますけれども、東地区、太田地区にあります学童保育に係ります経費ということでよろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 生活環境課長。

生活環境課長（加部保一君） 続きまして、3項1目災害救助費でございますが、総額で5万6,000円のお願いでございます。この目につきましては、地震や台風など大規模な災害が発生したときの予算でありまして、通常の執行に当たりましては、欄外に書いてありますとおり、災害弔慰金負担金3万4,000円、罹災救助資金積立金1万3,000円が主でございますので、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（山田文子君） 続きまして、65ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございます。職員10名分の給料、手当、各種団体への補助金、特別会計への繰出金が主なものでございます。

2目予防費でございますが、比較といたしまして、235万8,000円の増額を本年度はお願いするというものでございますけれども、予防接種法の改正によりまして、20年度は麻疹、風疹を中学生、高校生に実施するということで、その部分の委託料、それから予防接種ワクチン代といったものが増額になっておりますので、よろしく願いいたします。

次の66ページをお願いします。

3目母子保健費でございます。前年度対比で350万4,000円の増額ということでございますけれども、これは妊婦健診の委託料を2回から5回へふやすということで、そのあたりの委託料が増加をしているということでお願いいたします。

4目老人保健事業費でございます。前年度比といたしまして1,552万円の減額ということでございますが、これは基本健診が20年度は特定健診ということで、各保険者のほうへ健診

料が回るということで、その部分が減額になっております。がん検診、そのほかの事業につきましては、この部分で前年度と同じに支出する予定でございます。

続きまして、67ページの5目健康推進費でございます。74万4,000円のお願いでございますけれども、健康づくり推進協議会委員への報酬、食生活改善推進員への委託料というものが主なものでございます。よろしく申し上げます。

議長（菅谷光重君） 生活環境課長。

生活環境課長（加部保一君） 続きまして、6目環境衛生費でございますが、564万8,000円のお願いでございます。この目は、廃棄物処理対策費及び吾妻広域圏の火葬場運営費の負担金でございます。今年度につきましては、昨年から300万円ほどの火葬場の運営費の負担金が減っております。

続きまして、7目公害対策事業費でございますが、67から68ページをごらんいただきたいと思います。81万5,000円のお願いでございます。泉沢地区で産業廃棄物不法投棄に係りますところの水質検査の継続検査の経費と大気汚染測定器の維持管理費でございますので、よろしくお願いいいたします。

議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（山田文子君） 8目保健センター管理費でございます。これは保健センターの光熱水費、保険代ということで経常経費でございますので、よろしくお願いいいたします。

議長（菅谷光重君） 生活環境課長。

生活環境課長（加部保一君） 続きまして、9目霊園管理費でございます。108万4,000円のお願いでございます。岩井にありますあがつま霊園及び岡崎にありますあづま霊園の維持管理費の計上でございます。

次に、2項1目清掃総務費でございますけれども、2億7,953万5,000円のお願いでございます。主に19節の吾妻東部衛生施設組合運営費負担金で、し尿処理、可燃ごみ処理、粗大ごみ処理、最終処分場施設等の負担金でございます。

以上でございますが、よろしくお願いいいたします。

議長（菅谷光重君） 上下水道課長。

上下水道課長（蜂須賀 正君） それでは、4款3項1目簡易水道費についてご説明申し上げます。本年度お願い申し上げますのが3,938万3,000円のお願いであります。説明欄をごらんいただきたいと思いますが、本年度新たに相満簡易水道の更新工事に対します負担金790万円がふえております。簡易水道特別会計のほうには3,073万1,000円の繰り出しと

いうことでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（菅谷光重君） 産業課長。

産業課長（高橋啓一君） 70ページをごらんいただきたいと思ひます。

5款1項1目労働諸費でございますが、お願ひする額が717万3,000円でございます。

主なものにつきましては、説明欄の下の3行目でございますが、勤労者住宅建設資金利子補給金400万円、1件10万円でございますので、40件ほど予定させていただいております。

次の貸付金の311万円でございますが、中央労働金庫を通じまして貸し付けた金額の3分の1を供託するというようなことで、新規と貸付金の残金を含めた金額でございます。

続きまして、6款農林水産業費の1項1目農業委員会費、これは農業委員23名分及び職員2名分の経常経費でございますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

続きまして、2目農業総務費でございますが、1億433万2,000円のお願ひでございます。職員11名分の経常経費並びに若干の農業後継者の褒賞事業、または地域振興協議会の補助金等でございますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、72ページをお願ひしたいと思ひますが、3目農業振興費でございます。3,483万7,000円でございます。水田農業構造改革事業で109万9,000円、農業振興地域整備促進事業といたしまして43万7,000円、農業近代化の利子補給事業といたしまして620万円、73ページになりますが、農業振興対策事業で361万円、この事業の部分につきましては、事業運営費補助金ということでございますが168万円、農業まつりのほうに80万円、農研連のほうへ88万円ということで、合わせて168万円の補助になります。

野生動物による農作物災害対策事業で300万5,000円、建設事業補助金といたしまして300万円、電木さく等の補助でございます。

続きまして、園芸用の廃プラスチック処理事業といたしまして、町の負担金で56万円、塩ビを20トン、ポリを40トンほど20年度につきましては計画いたしております。

次の中山間地域等直接支払事業といたしまして1,775万6,000円、この事業につきましては25地区等を予定しております。

雑穀振興事業で12万5,000円、この事業につきましては、反当たり5,000円の補助でございますが、2.5ヘクタールというような作付で予定させていただいております。

直売施設管理事業で30万7,000円でございます。

74ページをごらんいただきたいと思ひますが、借上料といたしまして、平米100円ということで1,208平米ほど土地を借り上げておりますので、12万1,000円の予算計上でございます。

す。

いわびつ体験農園事業といたしまして171万5,000円、借上料でございますが、これも土地を借り上げておりました、10年契約でございましたが、20年度にちょうど更新の時期になりますので、148万円ほど計上させていただいております。

続きまして、4目農業経営基盤強化対策事業費といたしまして147万8,000円でございます。説明欄をごらんいただきたいと思いますと思いますが、主なものにつきましては、農用地高度利用促進奨励金事業でございます、139万8,000円でございます。これは届け出をいたしまして、認定農業者の方に土地を貸しますと、貸し手、借り手等に対しまして、若干の奨励金が交付されるというものでございます。

5目畜産振興費でございます。1億9,581万5,000円でございますが、主なものといたしましては、75ページになりますが、公団営畜産基地負担金事業といたしまして7経営体及び町の道路部分の負担金といたしまして1億7,897万2,000円ということで、これは収入のところでは総務課長が説明したとおり、平成12年から31年、20年間で返還ということになっております。

6目農地費でございます。6,930万1,000円、説明欄をごらんいただきたいと思います、小泉泉沢地区、植栗地区、萩生川西地区、続きまして76ページをお願いいたしたいと思いますと思いますが、県単小規模土地改良事業、町単小規模土地改良事業、続きまして77ページになりますが、基盤整備事業といたしまして、細谷地区、三島西部第二地区、この第二地区といいますが、これは大沢上郷地区を指します。続きまして松谷地区、それと農地・水・環境保全向上活動事業といたしまして、事業が現在8カ所予定されておりますので、事業運営費補助金ということで148万3,000円ほど計上させていただいております。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 建設課長。

建設課長（角田 豊君） 続きまして、同じく77ページ下段から78ページにかけての7目地籍調査費でございます。本年度2,825万9,000円のお願いでございます。本年度、原町の10字を1筆調査を実施したその北側の9字について、面積で1.17平方キロになりますが、この1筆調査に入る計画でございます。13節委託料が2,490万円ということで、この目の予算額の約9割を占めております。よろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 産業課長。

産業課長（高橋啓一君） 6款2項1目林業振興費でございますが、2,100万6,000円でご

ございます。説明欄をごらんいただきたいと思いますが、林業振興費といたしまして894万5,000円、79ページをごらんいただきたいと思いますが、2行目に郡植樹祭参加負担金8万円でございますが、ことしの郡の植樹祭につきましては、高山村のほうで5月に実施の予定でございます。

続きます、森林整備地域活動支援交付金でございますが、1ヘクタール当たり5,000円というようなことで、780ヘクタールほど予定しております。

次の有害鳥獣捕獲事業でございますが、1,206万1,000円、主なものにつきましては、鳥獣捕獲事業補助金といたしまして989万4,000円でございます。

議長（菅谷光重君） ここで休憩をとります。

再開を2時15分といたします。

（午後 2時02分）

議長（菅谷光重君） 再開いたします。

（午後 2時15分）

議長（菅谷光重君） 続いて説明願います。

建設課長。

建設課長（角田 豊君） 続きます、2目林業基盤整備費でございますが、本年度お願する金額は1,784万9,000円ということでございます。

内容につきましては、右の説明欄をごらんいただきたいと思いますが、広域林道開設事業、これは吾嬭山線の関係でございますが、19節、同推進協議会負担金等13万6,000円を計上させていただきました。

次に、治山事業でございますが、これにつきましてはすべて県事業の負担金として、事業費の10%分、601万6,000円を計上させていただいております。

次に、県単林道改良事業でございます。

80ページをお願いいたします。

これにつきましては、北浦線 1 路線のみ計画しておりまして、予算額として446万7,000円をお願いしたいということでございます。

次に、町単林道整備事業に723万円をお願いしたいということでございます。これは林道の維持管理に要する経費として、測量・設計委託料、シルバー人材センターへの草刈り等の委託料、また維持工事代、原材料費、そして備品購入費として、林道等維持管理用の草刈り機代として160万円を計上させていただきました。そのほか、各種団体負担金等でございます。よろしくお願いいいたします。

議長（菅谷光重君） 産業課長。

産業課長（高橋啓一君） 3目町有林管理費でございますが、498万8,000円のお願いでございます。主なものにつきましては、保険料及び管理事業の委託料といたしまして、吾妻森林組合に対する委託料でございます。

続きまして、81ページをお願いしたいと思います。

3項水産業費の1目水産振興費でございますが、14万2,000円、前年と同額でございます。漁協に対する事業補助金でございます。よろしくお願いいいたします。

続きまして、7款1項1目商工総務費でございますが、職員1名分に対する人件費及び経常経費861万5,000円のお願いでございます。

2目商工振興費でございますが、2,692万2,000円、82ページをごらんいただきたいと思います。東吾妻町商工会補助金1,200万円、街路灯電気料補助金154万円、小口資金保証料補助金352万円、商工業経営振興資金利子補給金といたしまして854万3,000円等、以上のような経費でございますので、よろしくお願いいいたします。

続きまして、3目観光費でございますが、1,908万6,000円でございます。観光管理費といたしまして、960万1,000円のお願いでございます。印刷製本費で120万5,000円でございますが、パンフレットの追加2万部を予定しておりまして、120万5,000円ということでございます。

続きまして、事業運営費補助金762万4,000円でございますが、観光協会へ250万円、ふるさと祭りへ500万円、ほたる保護の会に12万円余ということでございます。

次の温川キャンプ場管理事業でございますが、265万5,000円、これは温川キャンプ場を管理する賃金及び維持管理費でございますので、よろしくお願いいいたします。

続きまして、83ページをお願いいたします。

説明欄の森林公園管理事業でございますが、601万8,000円、これは東地区にございます

森林公園の管理事業費でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、84ページをお願ひいたします。

公共施設等管理事業でございますが、34万3,000円、天神山公園等の施設管理委託料並びに修繕料でございますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、日本ロマンチック街道事業でございますが、30万9,000円、ロマンチック街道の草津町が事務局になってございますが、会員でございますので、それらに関する経費でございます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、東吾妻ふるさと祭阿波踊り出演事業でございますが、ふるさと祭りのときに杉並のほうから阿波踊りが参加していただきます経費でございますので、よろしくお願ひいたします。

議長（菅谷光重君） 生活環境課長。

生活環境課長（加部保一君） 続きまして、4目消費者行政推進費でございますが、16万5,000円のお願ひでございます。主な事業内容につきましては、クーリングオフ等の個人契約の解消や消費者生活のトラブル等の相談業務に当たっております。下にあります事業運営費補助金としまして、くらしの会への補助金を7万円ほど予定しています。

以上でございますが、よろしくお願ひいたします。

議長（菅谷光重君） 建設課長。

建設課長（角田 豊君） 85ページをお願ひいたします。

第8款土木費、第1項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費でございますが、1億3,304万5,000円のお願ひでございます。これは職員16名分の人件費が主でございます。そのほか、13節委託料につきましては、道路橋梁台帳補正業務委託費として510万円、19節負担金、補助及び交付金につきましては、各種団体の会費等でございます。

85ページから86ページをお願ひいたします。

2目道路維持費でございますが、5,164万円をお願ひしたいということでございます。道路維持車両の経費、草刈り、除雪等の委託費、町道の維持工事、それと各行政区への原材料支給に関する経費等でございます。この原材料支給等につきましては、上限額の引き上げを行い、充実を図りたいという計画でございます。

86ページから87ページにかけましての3目道路改良費でございます。3億4,460万円というお願ひでございます。

右の説明欄をごらんいただきたいと思います。そのうち道路改良費でございますが、

6,853万円ということでございます。主な内容につきましては、13節委託料につきまして、町道分去・オリジン線、同じく馬場・手小丸線の2路線の測量設計費として1,360万円を計上させていただいております。

87ページの同じく備考欄をごらんいただきたいと思います。

15節工事請負費につきましては、岩下・川中線、紺屋町・平沢線、分去・オリジン線、町道70号線の4路線の工事費として3,377万5,000円を計上させていただいております。

17節公有財産購入費につきましては、岩下・川中線、紺屋町・平沢線、町道1042号線、分去・オリジン線、町道70号線、これは現在は林道ですけれども、この後の議案でお願いする現在は林道植栗線となっておりますが、この6路線の用地買収ということで、859万円を計上させていただいております。

22節補償、補填及び賠償金につきましては、これらに係る補償費として1,030万円を計上させていただきました。

次に、ダム関連道路費が2億7,607万円となっております。町道松谷・六合村線、町道5284号線、町道新井・横谷・松谷線の3路線に係るものでございます。

13節委託料の町道松谷・六合村線の委託料につきましては、町道松谷・六合村線を県に工事費を委託するというものが大部分でございます。そのほか、ダム関連3路線の測量・設計委託費、用地買収費及び立木補償費等でございます。

4目橋りょう維持費、5目橋りょう改良費につきましては、存目ということでご理解いただきたいと思います。

道路橋りょう費合計で5億2,971万9,000円のお願いでございます。よろしく願いいたします。

続きまして、87ページから88ページにかけての2項都市計画費であります。

1目都市計画総務費が120万1,000円のお願いでございます。

右の備考欄をごらんいただきたいと思います。都市計画総務費につきましては22万3,000円でございますが、1節、都市計画審議会委員報酬10万8,000円ほか、ここに記載されている経費でございます。広場管理費に97万8,000円を計上させていただいておりますが、これにつきましては、駅北のコミュニティー広場、駅南北自由通路、ふれあいロードの光熱水費、コミュニティー広場の樹木伐採工事代、それと今春群馬県で開催される全国都市緑化フェアに関する経費であります。

2目都市計画調査費につきましては156万5,000円のお願いでございます。

13節委託料に都市計画道路変更設計委託料として140万円を計上させていただいております。これが主なものでございます。

88ページから89ページの3目土地区画整理費で1,323万4,000円となっております。

主な内容は、13節委託料に事業推進管理費として770万円、19節負担金、補助及び交付金に駅北土地区画整理組合への利子補給金として550万円を計上させていただいております。

4目街路事業費でございますが、4億6,655万2,000円をお願いしたいということでございます。

右の説明欄をごらんいただきたいと思っております。街路事業費に2億9,146万4,000円ということでございます。街路事業につきましては、県が事業主体でございますが、用地費等については町が受託するというので、17節公有財産購入費にその用地代として5,384万7,000円、22節補償、補填及び賠償金に建物の移転補償費として1億6,632万9,000円を計上させていただいております。そして、19節負担金、補助及び交付金に町から県への負担金として6,730万円といったものが主なものでございます。

次に、まちづくり交付金事業として1億7,508万8,000円でございますが、13節委託料につきましては、2号・3号街区公園、回遊型歩行動線、ふくしふれあいロード第2工区の測量・設計委託、それとまちづくり交付金事業の事後評価関係の委託料等で1,083万円を計上させていただいております。

15節工事請負費につきましては、2号・3号街区公園、ふくしふれあいロード第2工区及び回遊型歩行動線工事代として8,780万円のお願いでございます。

17節公有財産購入費は、原町駅北口広場の用地の町の土地開発基金よりの買い戻し代7,162万577円、ふくしふれあいロード第2工区の用地代として466万2,000円、合わせて7,628万5,000円をお願いしたいというものでございます。

5目都市公園費ですが、8万2,000円を計上させていただきました。これは街区公園の光熱水費、下水道使用料等でございます。

以上でございます。よろしくお願いいいたします。

議長（菅谷光重君） 上下水道課長。

上下水道課長（蜂須賀 正君） 続きまして、6目下水道費についてご説明申し上げます。本年度お願い申し上げますのは1億7,525万3,000円のお願いでございます。

まず、19節負担金、補助及び交付金でございます。803万8,000円でございますが、説明欄ごらんのとおり、榛名湖特環下水道の負担金と個人設置型の浄化槽の補助金でございます。

次の90ページをお願い申し上げます。

28節でございます。繰出金といたしまして1億6,721万5,000円、これにつきましては下水道事業特別会計のほうへ繰り出すものでございますので、よろしくをお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 建設課長。

建設課長（角田 豊君） 3項住宅費でございます。

1目公営住宅管理費であります。町の公営住宅13団地に係る管理運営費として1,197万9,000円を計上させていただきました。

右の説明欄をごらんいただきたいと思います。14節使用料及び賃借料に敷地の賃借料として474万9,000円をお願いしてございますが、これが主なものでございまして、その他、経常経費でございます。

2目定住促進住宅管理費につきましては、東地区の4戸長屋、1棟の定住促進住宅の経常維持費として28万2,000円をお願いするものでございます。

3項住宅費合計で1,226万1,000円をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 生活環境課長。

生活環境課長（加部保一君） 続きまして、91ページをごらんいただきたいと思います。

9款1項1目消防費につきましてご説明させていただきます。総額2億8,064万2,000円のお願いでございます。消防費の主なものにつきましては、333名の消防団員に対する報酬と運営費等活動助成に要する経費でございます。

18節備品購入費でございますが、先ほど歳入のところでも出ましたとおり、6分団のところに小型動力ポンプ積載用の消防車1台、800万円ほど更新の予定をさせていただいております。

19節につきましては、吾妻広域消防本部の負担金と消火栓、防火水槽等の維持管理等に関するものが主なものでございます。

なお、本年度につきましては、2年に一度開催されます郡のポンプ操法大会が行われる年でございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、2目水防費につきましてでございますが、1万円ということで、存目ということをお願いしたいと思います。

1枚めくっていただきまして、3目防災費につきましてご説明させていただきます。総額1,010万9,000円のお願いでございます。

防災費の主な内容は、11節の防災行政無線維持管理用の消耗品並びに防災マップの印刷、それから13節委託料につきましては、保守点検委託料と戸別受信機等の整備業務委託となっております。

15節工事請負費につきましては、県道の川原畑・大戸線の改良工事に伴いまして、屋外支局1局が移転になる関係がございまして、移転補償工事ということになっております。

以上でございますが、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 学校教育課長。

学校教育課長（一場孝行君） それでは、引き続きまして10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費についてご説明申し上げます。お願いします額は240万6,000円ということで、ほぼ昨年と同額でございます。これは教育委員会の運営に要する経常的な経費でありますので、どうぞよろしく願いいたします。

93ページをお願いいたします。

2目事務局費でございますけれども、お願いするのが1億6,195万4,000円ということで、対前年比にしますと84.6%というふうに大きく下回っておりますが、これは職員の退職手当組合の負担金とその減額の主な要因でございます。これは小学校費あるいは中学校費のほうに配分し直したという事情でございますので、ご理解いただきたいと思っております。教育委員会事務局に係ります経常的な経費であります。

事業立て予算の最下段、一番下を見ていただきますと、祝金360万円をお願いしてございますが、これは小学校に入学されたときの祝金ということで、20年度につきましては120名分を計上させていただきました。

94ページをお願いいたします。

3目教育研究所費でありますけれども、お願いします額は61万7,000円ということで、幼稚園、小学校、中学校の先生方が教育に関する研究調査に要する経費でありまして、その調査結果につきましては、例年ですと、3月3日に研究発表会を開催させていただいております。

95ページをお願いいたします。

4目通学バス運営管理費であります。これは東地区、岩島地区、坂上地区、この3地区の運行業務の委託料、これが大きな額を背負うところでございまして、それ以外には、移動音楽教室や中学校体育連盟への参加のための借上料でございます。どうぞよろしく願いいたします。

5目給食調理場運営管理費であります。本年度2億2,528万3,000円をお願いしてございますが、これは1日約1,825食を4つの調理場で調理させていただき、そのための施設運営に必要な経費であります。主なものをご説明申し上げますけれども、7節賃金、これは6名の方々に定期雇用をお願いして、調理に携わっていただいている費用、そして11節需用費でございますけれども、光熱水費、あるいは修繕料、賄材料に要する経費として1億864万8,000円ということになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、97ページのほうにお進みいただきたいと思いますが、6目外国青年招致事業費であります。今年度は960万3,000円をお願いしてございますけれども、外国語指導助手といたしまして、現在、マシュー・ミラー先生、男性の先生とメリッサ・ドーリン先生、女性の先生でございますけれども、この先生方の報酬等の経常的な経費であります。なお、メリッサ・ドーリン先生におかれましては、7月が契約期間となるわけでございますけれども、7月末の任期をもって帰国されるということになってございます。新たな先生に赴任していただくために今手続中でございますけれども、その帰国される特別旅費25万円もこの際計上させていただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、98ページをお願いします。

2項小学校費、1目学校管理費でございます。7,618万8,000円をお願いとなっておりますが、小学校5校、3月1日現在の児童数でありますけれども、778名という数字になってございます。これは3月でございますので、4月の入学時点には多少の変動があるかもしれませんけれども、ご承知おきいただきたいと思いますが、この778名の児童の学校運営に係る経費でございます。

主なものにつきましてご説明申し上げますが、やはり7節賃金でございますが、これにつきましては公仕2校分、そしてマイタウンティーチャーのほかに本年度より特別支援教育支援員、この方を2校分配置したいということで、新たに計上させていただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、大きく103ページまで飛んでいただきたいと思います。

それぞれ事業立てになってございますので、後ほど各学校のほうはごらんいただきたいと思っております。

103ページの2目教育振興費でございます。これにつきましては教材教具及び就学援助関係の経費であります。どうぞよろしくお願いいたします。これは今回ちょっと額が減っておりますのは、合併補助金をちょうだいしまして、情報教育機器を整備させていただ

きました。そのための各種のリース料が新年度では不要になったということでございますので、実質的には昨年並みでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

104ページをお願ひします。

3目小学校施設整備費でございます。今回8億2,490万4,000円ということで、対前年比では167.2%という数字となっております。

詳細にご説明申し上げますが、12節の検査手数料、これにつきましては建築基準法に基づきます原町小学校の普通教室棟、中間あるいは完成の検査手数料でございます。12節につきましては、検査手数料ということで50万円を計上させていただきました。

13節委託料でございますけれども、これは原町小学校普通教室棟の新築工事に係る監理委託料でございます。説明の欄を見ていただきますと、設計・監理委託というふうでございますので、原町小学校に係るところでは、測量・設計という字句について、説明の欄の字句についてはひとつ削除していただきたいというふうに思ひます。これは監理委託料になります。

また、13節委託料の中の原町小学校普通教室棟新築工事の監理、そして原町小学校プールの測量・設計委託料、これらが入っております、小学校のプールのほうにつきましては、今度は監理を外していただきまして、測量・設計というふうなことになってまいります。

また、坂上小学校のプールにおきましては、委託料については測量・設計ではなくて、監理が残るというふうなことで、まことに恐縮なんですけれども、ご訂正をお願ひしたいと思ひます。

もう一度申し上げますが、説明の欄の委託料、測量・設計・監理委託料とございます原町小学校につきましては、測量・設計を外していただいた監理部分であります。原町小学校プールの新築におきましては、これは監理を外した測量・設計部分でございます、坂上小学校におきましては、測量・設計を外した監理部分というふうなことで、ちょっと複雑なんですけれども、ご訂正のほうをよろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

ということで、委託料につきましては以上のとおりでございます。

それでは、15節のほうに進ませていただきますけれども、原町小学校の普通教室棟、そして坂上小学校のプールの新築工事、加えまして坂上小学校のトイレにつきましてもこの際改修したいということで、7億4,700万円の工事費を計上させていただきました。

17節公有財産購入費でありますけれども、これは駅北土地地区画整理事業地内の随意契約保留地を買わせていただく1,053平方メートルに必要な購入費でございます。お認めいただきますと、小学校部分につきましては、20年度をもって完了するというふうになってございま

す。

18節備品購入費につきましては、原町小学校の机・いす等の購入費でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、引き続きまして3項中学校費、1目学校管理費であります。お願ひしますのが7,739万円でございます、5校の学校運営管理に要する経費でございます。生徒数、これも3月1日現在では499名ということで今数字をとらえてございますけれども、これも4月の段階で若干変動があるかもしれませんので、ご承知おきいただきたいと思ひます。499名の生徒に要する学校運営に必要なものでございます。

主なものについてご説明申し上げます。これも7節賃金でありますけれども、公仕の2名分とマイタウンティーチャーのほかに小学校同様、新年度より特別支援教育支援員1校分を新たに計上させていただいております。

なお、15節工事請負費につきましては、東中の連絡通路塗装工事、そして岩島中学校の体育館と外のトイレ、これを農業集落排水のほうに接続させていただきたいという工事費を計上させていただきました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

大きく109ページのほうに飛んでいただきたいと思ひます。

2目教育振興費であります。1,380万2,000円というお願ひでございますけれども、これも中学校5校の教材教具及び就学援助の経費でありますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

110ページをお願いします。

4項幼稚園費であります。1億4,746万2,000円のお願ひとなっております。これも5園でありますけれども、3月1日現在の園児数239名を予定してございますが、この5園の運営管理に必要な経常的な経費であります。

7節賃金につきましては、免許をお持ちの教諭9名、それと補助をいただく5名の臨時職員の賃金2,032万4,000円を計上させていただきまして、これをお認めいただいて、ゆとりある園経営に努めたいと考えているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

大きく115ページをお願ひしたいと思ひます。

2目教育振興費であります。176万6,000円のお願ひでありますけれども、5園の教材教具等の購入費でございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

学校教育課につきましては以上でございます。よろしくお願ひします。

議長（菅谷光重君） 社会教育課長。

社会教育課長（佐藤正己君） それでは、続きまして115ページ、5項社会教育費につきましてご説明申し上げます。

まず、1目社会教育総務費でございますが、893万7,000円のお願いでございます。うち右の欄の説明のところで説明させていただきますが、社会教育総務費事業が797万6,000円でございます。社会教育を推進していくための経常的な経費でございます。主な使途でございますが、郡の広域圏視聴覚教育負担金として76万1,000円、生涯学習施設費負担金として188万4,000円、郡の社会教育振興会負担金として91万4,000円、文化協会補助金147万3,000円、婦人会補助金66万2,000円などとなっております。

続きまして、116ページの下から3分の1ぐらいのところでございますが、成人式事業96万1,000円でございますが、新成人200人の成人式に要する経費でございますので、よろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 中央公民館長。

中央公民館長（高橋義晴君） 117ページをお願いいたします。

2目公民館費でございますけれども、ほぼ前年同様の額のお願いでございます。

説明欄をごらんください。

まず、公民館費から次の118ページをごらんいただきたいと思っておりますけれども、公民館読書推進事業費までは中央公民館の運営及び事業費でございます。以下、太田、岩島、坂上の各公民館運営費につきましては、施設の維持管理及び運営並びに事業費の計上でございます。

次に、120ページをお願いいたします。

中段に東公民館運営費とございますが、その中で一番下に事業運営補助金がございますが、これにつきましては5分館への補助金でございまして、前年度の金額の2分の1の額を計上してございます。

以上です。

議長（菅谷光重君） 社会教育課長。

社会教育課長（佐藤正己君） それでは、続きまして120ページの下段のほうになりますが、3目文化財保護費からご説明申し上げます。本年度1,518万6,000円のお願いでございます。

これにつきましても、右の事業立てのほうでご説明したいと思っておりますが、文化財保護費事業といたしまして1,110万7,000円でございます。町指定文化財の保護を初めとする文化財保護行政に要する経常的な経費でございます。主な使途でございますが、工事請負費として、

町指定文化財61件分の導入板及び解説板などで915万円というふうなものがその主なものでございます。

続きまして、121ページ、国・県指定文化財保護事業65万4,000円でございますが、原町の大ケヤキ等々、国・県の指定文化財の保護に要する経費でございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、その下の吾妻峡保存管理事業334万4,000円でございますが、ハッ場ダム建設に関連して予定されております名勝吾妻峡における開発行為が計画的に実施可能ならしめるための保存管理計画書策定のための経費でございます。主な使途でございますが、委託料として、保存管理計画書策定にかかわる委託料ということで200万円ほど予定しております。

続きまして、ページをかえしていただきまして、122ページ、カモシカ保護事業8万1,000円でございますが、天然記念物カモシカの保護及び埋葬に要する経常的な経費でございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、4目青少年対策費170万円でございますが、右の青少年対策費事業として67万4,000円でございますが、青少年の健全育成事業に要する経常的な経費でございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、杉並・吾妻わんぱく交流事業102万6,000円でございますが、姉妹都市であります杉並区の子供たちと本町の子供たちの野外宿泊交流に要する経費でございますので、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 中央公民館長。

中央公民館長（高橋義晴君） 123ページになりますけれども、5目山村開発センター管理費につきましては、前年対比では44%強の増額予算のお願いということになります。基本的には、この目は施設の維持管理費となりますが、増額の要因につきましては、15節工事請負費で、公共下水へのつなぎ込み工事及び消防法等でご指摘をいただきまして、緊急時・災害時等の館内放送設備の設置というような工事費がございまして、増額となります。

以上ですけれども、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 社会教育課長。

社会教育課長（佐藤正己君） それでは、続きまして同じページの6目発掘調査費からご説明させていただきたいと思っております。1,217万4,000円のお願いでございます。

右の事業立てのほうで説明したいと思っておりますが、発掘調査費事業といたしまして102万円でございます。主として、岩島にあります文化財整理室の維持管理に要する経費でございま

すので、よろしくお願いいたします。

続きまして、試掘調査費105万2,000円でございますが、宅地開発等が文化財包蔵地内において計画された場合に試掘の必要が生じることから、これに要する経費でございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、124ページ、ページを1枚めくっていただきまして、町内遺跡発掘調査事業1,010万2,000円でございます。圃場整備事業として予定されております上郷大沢地区の遺跡発掘調査に要する経費でございます。主な使途でございますが、賃金といたしまして480万円、それから委託料といたしまして、遺溝測量委託料170万円、発掘調査調査員委託料120万円、掘削重機借上料103万4,000円などとなっております。

続きまして、6項保健体育費、1目保健体育総務費からご説明させていただきます。1,941万2,000円のお願いであります。保健体育総務事業につきましては、1,090万円のお願いでございますが、その主な使途でございますが、広域圏で設置しております海の家負担金165万4,000円、体育協会への補助金376万2,000円、5地区の町民運動会等への補助金として158万円などとなっております。

続きまして、125ページ、下段から3分の1程度でございますが、健康管理対策事業612万1,000円でございますが、これにつきましては、管内10校5園の健康診断等に要する経費でございますので、よろしくお願いいたします。

最下段の郡民体育祭事業239万1,000円でございますが、47回目となります吾妻郡民体育祭参加に要する経費でございます。主な使途でございますが、選手・役員への参加記念品として34万2,000円、町村負担金として22万5,000円、練習等補助金として122万6,000円などとなっております。

ページを1枚かえしていただきまして、2目学校開放事業費466万9,000円のお願いでございます。これにつきましては、スポーツの振興、体力の向上、健康の増進等、町民の求める体育活動の利便性を図る目的から、管内小・中学校10校の体育館・校庭を学校の理解を得ながら町民に開放しているわけでございますが、その維持管理を含めた経常的な経費でございます。主な使途でございますが、光熱水費として、電気料420万円などとなっております。

続きまして、3目施設管理費2,416万5,000円のお願いでございます。

右の吾妻地区施設管理費事業でございますが、1,865万2,000円のお願いでございます。町民体育館、東橋スポーツ広場等、旧吾妻町管内の社会体育施設の維持管理に要する経費でございます。主な使途でございますが、光熱水費として、電気料が350万3,000円、水道料

92万5,000円、施設管理委託料として、町民プール管理委託300万円、各施設の法定点検委託料として213万9,000円、工事請負費といたしまして、東橋スポーツ広場の一部遊具の撤去及び設置、それから町民体育館の前の側溝の改修等200万円、また土地購入費といたしまして、東橋スポーツ広場内の民有地6,500平米ほどの取得費用として398万1,000円でございます。

続きまして、東地区施設管理費事業といたしまして326万円でございます。あづま総合運動場、奥田・岡崎社会体育館等、旧東村管内の社会体育施設の維持管理に要する経費でございます。主な用途でございますが、光熱水費として、あづま総合運動場の電気料144万円、委託料として施設管理委託料50万円などとなっております。

続きまして、吾妻地区公園等管理事業34万5,000円でございます。岩井親水公園の維持管理に要する経常的な経費でございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、あづま親水公園等管理事業190万8,000円でございますが、旧東村地区内のあづま親水公園、おかのぼり公園等、8施設の維持管理に要する経常的な経費でございます。

以上が社会教育課でお願いするものでございますので、どうぞよろしく願いいたします。
議長（菅谷光重君） ここで休憩をとります。

3時10分に再開いたします。

（午後 2時58分）

議長（菅谷光重君） 再開いたします。

（午後 3時10分）

議長（菅谷光重君） 続いて説明願います。

建設課長。

建設課長（角田 豊君） 128ページから129ページにかけての11款災害復旧費、1項土木施設災害復旧費であります。1目河川復旧費、2目道路復旧費、3目橋りょう復旧費とも存目ということでご理解いただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 続きまして、12款公債費、1目元金、2目利子、3目公債諸費でございますけれども、お願いする額は12億4,599万5,000円でございます。この関係につきましましては、20年度の償還分等でございます。

続きまして、130ページをお願いしたいと思います。

13款諸支出金、1項公営企業費、1目水道事業会計補助金でございますが、お願いする額が2,375万円でございます。この関係につきましましては、水道事業会計への補助金でございます。

それから、2目国民宿舎事業会計補助金でございますが、1億1,400万円ということで、6,100万円ほどふえておりますが、国民宿舎事業会計への補助金でございます。

14款予備費、1目予備費につきましましては1,000万円ということで、昨年同額を計上させていただきました。

次に、131ページの給与費明細書でございますけれども、この関係につきましましては特別職、132ページには一般職という形で、職員の給与費明細書になっております。

そのほか、定員管理の状況等も記されておりますので、後ほど目を通していただきたいと思います。

それから、140ページの関係ですけれども、140ページをお願いしたいと思います。この関係につきましましては、地方債の前々年度における現在高並びに前年度末及び当該年度における現在高の見込みという形で調書として作成させていただきました。20年度末現在高見込額ですけれども、一番右側の下段になります。108億1,167万8,000円ということでございまして、19年度から比べますと2億2,200万円ほどふえております。そのような形で見ていただければありがたいと思います。

一般会計の関係の説明については以上で終わらせていただきます。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月17日までに調査が終了するようお願いいたします。

議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（菅谷光重君） 日程第22、議案第2号 平成20年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第2号 平成20年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

平成20年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算の総額は、事業勘定17億5,668万2,000円で、前年対比97.98%、3,628万9,000円の減額となります。平成20年度は、前期高齢者医療制度、後期高齢者医療制度、特定健診制度、退職者医療制度等に大幅な改正があり、まことに申しわけございませんが、歳入歳出ともに的確な数値をつかみにくい状況にあります。6月定例会までには、税率も含め、できる限り正確な額を把握したいと考えておりますが、いずれにいたしましても、国民健康保険は大変厳しい状況下にあることをご理解いただきたくお願いを申し上げます。

歳入は、国民健康保険税、国庫支出金、前期高齢者交付金が主なものでございます。前期高齢者交付金は、退職者医療制度が平成25年度までに廃止されることに伴い新しく設けられました。

歳出につきましては、保険給付費、後期高齢者支援金、老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金で、予算総額の96.2%を占めております。なお、今年度から始まる特定健康診査に約1,000万円ほどの歳出を予定しております。

続きまして、施設勘定の予算総額は8,713万円で、前年対比101%、89万円の増額になりました。増額の原因といたしましては、平成16年度借り入れ分の元金償還が始まったことによる増額となっております。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

住民課長。

住民課長（小山枝利子君） ご説明させていただきます。

国民健康保険制度は、来年度から大幅に改正されます。事業勘定は制度改正による変更事項を中心に説明させていただきます。

10ページをお願いいたします。

歳入、1款国民健康保険税につきましては、後期高齢者医療制度の開始に伴い、今までは医療費分、介護納付金分と2本立てであったものが、後期高齢者支援金分を加え、3本立てになりました。

また、2目の退職者医療制度は廃止になりますが、60歳から64歳の現在退職被保険者である方が65歳に達する5年後まで暫定的に存続いたします。

先ほど町長が申し上げましたとおり、制度改正に伴う歳入歳出額がつかみ切れないこともあり、本算定まで暫定的な税率で計算させていただいております。ご理解をいただきたいと存じます。

12ページをお願いいたします。

3款1項3目特定健康診査等負担金は、特定健診の国負担分です。県も同額の負担になります。

5款1項1目前期高齢者交付金は、退職者医療制度が廃止されることに伴い新設されました。内容は、各保険者の前期高齢被保険者の比率、医療費等に応じて、納付する保険者と交付される保険者とに分かれます。

ただいまご説明した以外の歳入につきましては、特に例年と変わるものはございません。金額等につきましては、後ほどごらんいただきたいと思います。

17ページ、歳出をお願いいたします。

歳出につきましては、事務費、委託料等は前年に比較し、特に増加しているものはございません。

また、2款保険給付費につきましては、19年度の医療費等をもとに積算いたしております。後ほどごらんいただきたいと思います。

19ページの保険給付費の5項葬祭費の減額は、75歳以上の方が後期高齢者広域連合の被保険者になったことによるもので、122名分減額いたしております。

3款後期高齢者支援金等2億450万2,000円は、19年度までは老人保健拠出金として支出しておりましたが、制度改正により後期高齢者支援金等になりました。

20ページをお願いいたします。

4款老人保健拠出金ですが、ただいま後期高齢者支援金等が変わったと申し上げたところですが、平成19年度の老人保健の3月分医療費は20年度の支払いになるため、老人保健拠出金もそれに見合う額の支出が20年度で行われます。

21ページをお願いいたします。

中ほど、7款保健事業費、1項特定健康診査等事業費は、特定健康診査、保健指導等の経費でございます。国保税で賄う健診経費が世帯当たり約1,500円と負担が大きいため、個人負担をいただくことも検討いたしましたが、町の保健衛生部門が広域連合から委託を受け実施する75歳以上の方の健康診査が自己負担をいただかないこと、また全員に受診していただくことが目標であるなら、受診しやすいよう個人負担がないほうがいいだろうという国保運営協議会の結論でありました。

なお、特定健診につきましては、集団健診のほかに、郡内医療機関で個別健診を行えるよう現在協議中でございます。また、来年度は初年度のため国保連合会のシステム等が現在試行段階であります。実際に受診券を被保険者のお手元に送付できるのが6月以降になる見込みでございます。

22ページをお願いいたします。

2項2目疾病予防費、前年比163万4,000円の減額につきましては、人間ドックの補助率を60%から50%に減額し、対象人員も150名から130名にいたしました。これは特定健診経費が高額なこと、また特定健診と町で行うがん検診等を積極的に受けていただくことで、人間ドックでなくても健康管理は可能ではないかということで、国保運営協議会でもご了解をいただきました。

制度改正に伴い、納付金、交付金等が予定しにくい状況にあること、また課税所得が定まる本算定時には税率の改正が必要なこと等から、当初予算は基金を取り崩さないことで編成いたしております。いずれにいたしましても、本算定時に今年度と比較して大幅税率アップになることは避けられない状況にありますので、その折には基金の取り崩しも含めて慎重に検討し、国保運営協議会にご意見をいただく予定であります。

続いて、施設勘定を説明させていただきます。

25ページをお願いいたします。

施設勘定の予算は、一般会計から1,000万円繰り入れていただいて、総額8,713万円、前年と比較いたしまして89万円増加しております。増加の原因は、先ほど町長が申し上げましたとおり、平成16年度に過疎債で購入いたしましたエックス線装置が来年度から元金の償還が始まることによるものでございます。

28ページをお願いいたします。

中ほど、1款1項1目一般管理費の備品購入費59万7,000円は、薬品保管庫、レントゲン

室のファンヒーター、掃除機でございます。

29ページをお願いいたします。

2款1項2目医療用機械器具費の備品購入費35万円は、来年度から始まる特定健診の個別健診を診療所でも行いますので、そのための身長体重計でございます。

31ページからの給与費明細書、37ページには地方債の現在高見込調書がございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

文教厚生常任委員会においては、3月17日までにその審査を終了するようお願いいたします。

議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（菅谷光重君） 日程第23、議案第3号 平成20年度東吾妻町老人保健特別会計予算案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第3号 平成20年度東吾妻町老人保健特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

平成20年度東吾妻町老人保健特別会計予算の総額は2億524万8,000円になりました。歳出につきましては、医療諸費が予算総額の99%以上を占めております。平成20年度からは、後期高齢者医療保険制度が始まりますが、平成19年度の医療費のうち3月診療分は平成20

年度の支払いになります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

住民課長。

住民課長（小山枝利子君） ご説明いたします。

老人保健特別会計につきましては、ただいま町長が申しあげましたとおり、19年度で支払いができなかった医療費の支払い等のための予算でございます。医療費の支払い関係以外、特別なことはございませんが、6ページの1款1項1目、説明欄をごらんいただきたいと思います。老人保健システムリース料は12カ月分でございます。これは大部分の支払いは6月ごろには終了するかと思われませんが、年度を通しての未払い分の請求、照会等に応じるためでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

文教厚生常任委員会においては、3月17日までにその審査を終了するようお願いいたします。

議案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（菅谷光重君） 日程第24、議案第4号 平成20年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算案を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

町長(茂木伸一君) 議案第4号 平成20年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

平成20年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算の総額は1億9,839万3,000円でございます。歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料と一般会計繰入金で、歳出は、若干の事務経費以外は群馬県後期高齢者広域連合に納付いたします。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長(菅谷光重君) 続いて、担当課長の説明を願います。

住民課長。

住民課長(小山枝利子君) ご説明いたします。

後期高齢者医療特別会計につきましては、徴収費、事務経費のほかは、広域連合から示された数字でございます。

4ページをお願いいたします。

歳入は、後期高齢者医療保険料と一般会計繰入金で構成されております。

歳入、1款1項1目後期高齢者医療特別徴収保険料は、2,104名分で9,731万円、仮算定ではありますが、1人当たり4万6,250円になります。

2目普通徴収保険料、1,049名分で4,851万6,000円でございます。普通徴収該当者が多くなっておりますのは、来年度は被用者保険の被扶養者であった方が普通徴収でお納めいただくことによるものでございます。

なお、保険料額が高額になっておりますのは、被用者保険の被扶養者であった方の9割軽減分等が控除されておりません。本算定時には正しい額になりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

歳出につきましては、1款総務費のほかは、すべて広域連合に納付いたします。歳出に占める総務費の割合は1.2%でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長(菅谷光重君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、

その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(菅谷光重君) 異議なしと認めます。

文教厚生常任委員会においては、3月17日までにその審査を終了するようお願いいたします。

議案第5号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長(菅谷光重君) 日程第25、議案第5号 平成20年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計予算案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

町長(茂木伸一君) 議案第5号 平成20年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成20年度当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億3,957万3,000円です。歳入については、分担金及び負担金が1億7,014万1,000円、繰入金が4,377万7,000円、繰越金が500万円、諸収入が2,064万5,000円などです。歳出については、総務費が2億3,435万7,000円、公債費が471万6,000円、予備費が50万円です。

詳細につきましては担当の施設長より説明させますので、十分ご審議いただきまして、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長(菅谷光重君) 続いて、担当課長の説明を願います。

いわびつ荘施設長。

いわびつ荘施設長(田村重剛君) それでは、平成20年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計予算の説明に入らせていただきます。

4ページ以降の事項別明細により説明させていただきますので、よろしくようお願いいたします。

まず、歳入ですが、1款1項1目負担金ですが、1億7,014万1,000円であります。説明欄に保険者負担金施設分とありますが、その内容については、介護サービス費等ございま

して、基本的にはサービス費の90%がこの負担金の収入となります。これらの収入は、市町村の介護保険からの収入であります。また、被保険者負担金とある部分につきましては、利用者の個人負担の部分であります。

続きまして、2款1項1目総務手数料9,000円ですが、介護認定調査料であります。東吾妻町以外の市町村の介護保険被保険者が4名おります。これを調査した場合の調査料の収入を見込んでおります。

3款1項1目寄附金ですが、指定寄附金として1,000円を見込ませていただいております。

4款1項1目一般会計繰入金ですが、4,377万7,000円をお願いするものであります。

5款1項1目繰越金ですが、500万円を見込ませていただいております。

6款1項1目雑入2,064万5,000円ですが、主なものとしては、介護保険給付対象外サービス利用料ですが、食費、居住費などで1,839万2,000円を見込んでおります。

続きまして、歳出でございますが、6ページ、7ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費ですが、本年度予算2億3,435万7,000円ですが、いわびつ荘の直接の運営費であります。

2節給料から4節共済費までは、職員の人件費であります。

7節賃金は、臨時職13人分で2,508万8,000円であります。

11節需用費ですが、利用者の賄材料費及び施設の維持管理的な経費でございます、3,061万9,000円であります。

12節役務費は、通信運搬費及び手数料等で66万6,000円であります。

13節委託料ですが、電気保安点検委託料等で542万9,000円であります。

14節使用料及び賃借料ですが、下水道使用料など286万4,000円です。

続きまして、15節工事請負費ですが、食堂の大広間に冷房施設がございません。昨年のように猛暑が続きますと、食事をするのにも大変暑い思いをしながら食べなければならないし、憩いの場所としても利用しておりますが、暑さのため、利用者が個室に閉じこもりがちになり、健康にもよくないと思われまので、今年度は利用者に快適に過ごしていただけるよう工事費として366万円を計上させていただきましたので、よろしくをお願いいたします。

19節負担金、補助及び交付金につきましては、退職手当組合負担金など1,547万5,000円あります。

27節公課費ですが、自動車重量税でございます。

次に、2款1項1目地方債元金でございますが、447万4,000円で、2目利子については

24万2,000円の支払いとなります。

次に、8ページをお願いします。

3款1項1目予備費ですが、50万円を計上させていただきました。

給与費明細書につきましては9ページから12ページに記載しております。また、地方債の残高につきましては13ページに載っているのので、後でござんいただきたいと思います。

簡単な説明ですが、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

文教厚生常任委員会においては、3月17日までにその審査を終了するようお願いいたします。

議案第6号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（菅谷光重君） 日程第26、議案第6号 平成20年度東吾妻町介護保険特別会計予算案を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第6号 平成20年度東吾妻町介護保険特別会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成20年度当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億4,770万円で、前年度対比では115.37%でございます。金額にして1億5,291万8,000円の増額予算となっております。増額の主な理由は、保険給付費の伸び率が対前年度で114.76%を示しておりますことと、地域支援事業費の介護予防費で170.9%の増加が大きな理由になります。

20年度の介護保険事業においては、第3期計画の最終年になります。保険者は、以前にも増し機能訓練や健康教室等を積極的に実施し、介護予防に努めていくことが課せられました。そのあたりを加味した予算編成になっております。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

保健福祉課長。

保健福祉課長（山田文字君） それでは、平成20年度東吾妻町介護保険特別会計予算について説明させていただきます。

介護保険の被保険者の状況でございますが、1号被保険者でございますが、5,137名で、昨年度より45名の増加になります。認定者数につきましては772名、31名の増加でございます。そのうち、サービスを利用している方につきましては575名で、74%の方が何らかの給付を受けております。利用者数につきましては、対前年度と余り変わりはありませんが、利用者の介護度が毎年上がっております状況ですので、給付費につきましては増加しているのが現状でございます。

6ページの事項別明細書をお開きください。

主なもののみ説明させていただきます。

歳入ですが、1款保険料でございます。1億5,907万7,000円で、106.6%の増額予算でございます。

4款国庫支出金、1項負担金ですけれども、1億9,632万6,000円、2項補助金でございますが、5,911万1,000円でございます。

5款支払基金交付金でございますが、3億4,676万7,000円でございます。

6款県支出金の負担額、補助額でございますが、合計1億6,587万9,000円でございます。続きまして、8款繰入金でございますが、一般会計繰入金1億5,985万2,000円でございます。

2項基金繰入金でございますけれども、6,000万円の基金の取り崩しを予定しております。歳入に関しましては、基準に沿いまして算定いたしておりますので、よろしく願いいたします。

10ページの歳出をお願いいたします。

一般管理費でございますけれども、335万8,000円の増額ということをお願いしております。

すが、これは20年度は介護保険の計画をつくる年ということなので、その辺の事務費の増加をお願いしております。

2款保険給付費でございますが、1項介護サービス等諸費より14ページになりますけれども、5項特定入所者介護サービス費まででございますが、総額で11億884万4,000円になっております。前年度より114%ほどの増加を示しております。内訳につきましては、後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、5款地域支援事業費でございますが、合計いたしまして、対前年度より533万円余りの増額予算でございます。このあたりの予算の増額に関しましては、保健事業を今年度よりさらに介護保険特別会計でやるということで、生活機能訓練の委託でありますとか、生活機能評価の委託料でございますとか、そういった部分の増加が見込まれております。

次のページにいきまして、7款予備費につきましては、前年度と同様の予算を組ませていただきます。

歳出合計、歳入合計ということで11億4,770万円で、前年度より増額予算ということでお願いいたしております。

雑駁で申しわけありません。よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

文教厚生常任委員会においては、3月17日までにその審査を終了するようお願いいたします。

議案第7号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（菅谷光重君） 日程第27、議案第7号 平成20年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

町長(茂木伸一君) 議案第7号 平成20年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成20年度当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,612万4,000円であります。

歳入については、分担金及び負担金25万円、使用料及び手数料432万1,000円、財産収入688万2,000円、繰入金2,187万1,000円、繰越金20万円、諸収入1,260万円であります。

歳出については、事業費2,928万2,000円、うち宅地造成事業費672万円、情報通信施設事業費2,256万2,000円と公債費1,684万2,000円であります。

詳細につきましては東支所長より説明させますので、十分ご審議をいただきまして、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長(菅谷光重君) 続いて、担当課長の説明を願います。

支所長。

東支所長(猪野悦雄君) それでは、3ページ以降、事項別明細書に沿って説明させていただきます。

まず、歳入については、分担金及び負担金が施設加入金5万円の5戸分25万円、使用料及び手数料は、施設使用料として月500円の12カ月分、750戸、432万円が主なものであります。

次に、財産収入では、岡崎岩久保団地1区画630万円、地域開発基金利子58万2,000円が主なものであります。

次に、繰入金ですが、地域開発基金繰入金718万8,000円、一般会計からの繰入金として、情報通信事業分1,010万5,000円、宅地造成事業分457万8,000円の2,187万1,000円であります。

繰越金については前年度繰越金20万円、諸収入については、五町田地内の県道拡幅工事に伴う県からのケーブル移転補償費1,260万円を予定しております。

以上、本年度歳入予算4,612万4,000円となります。

次に、歳出については、事業費のうち宅地造成事業費の積立金58万4,000円、おかげさまで箱島の現住宅団地残が2区画あったんですけれども、すべて完売になりまして、20区画完売になったということで、箱島第二団地造成に伴う、前面にあります約2ヘクタール、その測量・設計委託料600万円、情報通信施設事業費のうちの保守点検委託料462万円、使用料

及び賃借料として、電柱共架料193万8,000円、工事請負費、新規引き込み分とケーブル移設工事合わせ154万円、歳入でお話ししましたけれども、五町田地区県道拡幅工事に伴うケーブル移設工事費1,260万円の事業費計2,928万2,000円であります。

最後に、公債費であります。宅地造成分償還金969万8,000円と利子83万円、情報通信事業分利子631万4,000円の計1,684万2,000円であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

総務常任委員会においては、3月17日までにその審査を終了するようお願いいたします。

議案第8号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（菅谷光重君） 日程第28、議案第8号 平成20年度東吾妻町下水道事業特別会計予算案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第8号 平成20年度東吾妻町下水道事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

平成20年度当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億1,789万5,000円であります。

歳入の主なものは、分担金及び負担金2,234万2,000円、使用料及び手数料1億2,180万8,000円、国庫補助金4,597万5,000円、繰入金1億7,908万1,000円、町債2億3,000万円です。

歳出の主なものは、総務費4,040万9,000円、建設費2億7,663万9,000円、施設費1億314

万3,000円、公債費 1 億9,740万4,000円であります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

上下水道課長（蜂須賀 正君） それでは、説明させていただきます。

まず、4 ページの第 2 表、地方債からお願い申し上げます。

20年度の地方債限度額でございますが、下水道債、過疎債合わせまして 2 億3,000万円にするものであります。

次に、6 ページの事項別明細、歳入から主なものについてご説明いたします。

1 款 1 項 1 目農業集落排水分担金でございます。125万円の計上でございます。これにつきましては、箱島岡崎地区で 4 件、岩下矢倉地区で 2 件の新規加入を予定したものであります。

次に、2 項 1 目公共下水道負担金ですが、2,109万2,000円の計上であります。これにつきましては85件ほどの新規の接続を予定したものでございます。

続きまして、2 款 1 項使用料でございます。1 目公共下水道使用料から 3 目農業集落排水使用料を合計いたしまして 1 億2,180万8,000円のお願いであります。それぞれの使用料につきましては、説明欄に記載のとおりであります。

また、20年 2 月末現在の接続件数につきましては、公共下水道で455件、64.54%、箱島岡崎農集につきましては350件、80.28%、岩下矢倉農集につきましては240件、58.25%、浄化槽につきましては858基の設置となっております。

次に、3 款 1 項国庫補助金でございます。1 目都市計画費補助金、2 目生活排水費補助金を合計いたしまして4,597万5,000円のお願いであります。

説明欄記載のとおり、都市計画費補助金は公共下水道事業、生活排水費補助金につきましては浄化槽整備事業に交付されるものであります。

次に、4 款 1 項 1 目県補助金につきましては1,144万円のお願いであります。

次に、5 款繰入金でございますが、1 目一般会計繰入金、2 目基金繰入金、合計いたしまして 1 億7,908万1,000円のお願いであります。

次に、6 款繰越金でございますが、300万円のお願いであります。

7 款諸収入でございます。

8 ページをお願い申し上げます。

2 項雑入でございますが、386万4,000円の計上です。

2 目消費税還付金、3 目駐車場等付帯工事費、4 目補償金などが主なものとなっております。

次に、8 款町債 2 億3,000万円をお願いでございます。

2 目過疎債につきましては、旧東地区における事業のみの対象となっております。

次に、歳出をお願い申し上げます。

1 款 1 項 1 目一般管理費4,040万9,000円をお願いであります。

2 節給料から 4 節共済費につきましては、職員 6 名分の人件費、11 節需用費から 19 節負担金、補助及び交付金につきましては、経常的な経費でございますので、よろしく願い申し上げます。

2 款建設費 2 億7,663万9,000円をお願いありますが、工事請負費が主なものとなっております。

13 節委託料320万円ではありますが、農集の処理場の機能調査業務委託費であります。

15 節工事請負費 2 億4,489万1,000円ですが、各事業ごとの事業費につきましては説明欄記載のとおりで、まず公共下水道事業関係では 1 億6,938万5,000円で、管路工 11 カ所、舗装工事 8 カ所、マンホールポンプ設置 2 カ所、公共ます設置工事 5 件ほどを予定しております。

浄化槽整備事業関係につきましては9,753万1,000円で、浄化槽90基、附帯工事40件ほどを予定しております。農集関係では、箱島岡崎地区827万5,000円、岩下矢倉地区で144万8,000円で、ポンプ管理システム、新規公共ます設置工事を予定しております。

22 節補償、補填及び賠償金でございますが、2,000万円をお願いでございます。これにつきましては、管渠の築造工事に伴います上水道管布設がえ工事の工事費の補償、補てんでございます。

12 ページをお願い申し上げます。

次に、3 款、施設管理費 1 億314万3,000円をお願いでございます。

11 節需用費2,232万9,000円ですが、公共下水道及び農集の処理場に係る光熱費と浄化槽の修理費が主なものとなっております。

13 節委託料7,619万7,000円でございますが、処理場及び浄化槽保守点検業務委託費が主なものでございます。

なお、汚泥処理につきましては、公共下水道事業では汚泥量を年間250トン程度の搬出を予定しております。

また、農集の汚泥肥料につきましては、箱島岡崎地区の農集で年間60袋、岩下矢倉地区で年間350袋の配布を予定しております。なお、1袋当たり15キロでございます。

14ページをお願い申し上げます。

4款1項公債費でございます。元金及び利子、合計いたしまして1億9,740万4,000円をお願いでございます。

15ページから17ページにつきましては、職員の給与及び手当の明細でございます。

次に、18ページ、地方債の調書をお願いいたします。

19年度末見込みの地方債残高は34億4,931万1,000円の見込みとなっております。また、20年度中の増減を見込んだ下水道の20年度末の地方債残高につきましては35億4,968万5,000円になる見込みでございます。

以上、簡単でございますが、よろしくお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

産業建設常任委員会においては、3月17日までにその審査を終了するようお願いいたします。

ここで休憩をとります。

4時10分に再開いたします。

（午後 4時01分）

議長（菅谷光重君） 再開いたします。

（午後 4時10分）

議案第9号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（菅谷光重君） 日程第29、議案第9号 平成20年度東吾妻町簡易水道特別会計予算案を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第9号 平成20年度東吾妻町簡易水道特別会計予算について、提案理由の説明をいたします。

平成20年度当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,090万6,000円であります。歳入の主なものは、分担金46万2,000円、使用料及び手数料2,960万円、繰入金3,073万1,000円であります。歳出は、簡易水道費3,919万5,000円、公債費2,171万1,000円であります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、議決くださいますようよろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

上下水道課長（蜂須賀 正君） それでは、ご説明申し上げます。

4ページの事項別明細よりお願い申し上げます。

まず、歳入でございます。主なものについて説明させていただきます。

まず、1款1項1目簡易水道分担金でございます。46万2,000円のお願いでございます。加入分担金につきましては、新規の加入予定戸数を5件ほど見込んでおります。

次に、2款1項1目の簡易水道使用料でございますが、2,960万円のお願いであります。

1節水道使用料、現年度及び過年度分で2,895万4,000円のお願いでございます。給水戸数等につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

2節量水器使用料64万6,000円のお願いでございます。

次に、3款1項1目利子及び配当金1万円のお願いでございます。

4款1項1目繰入金でございます。一般会計から3,073万1,000円を繰り入れるものでございます。

5 款繰越金でございますが、10万円のお願いとなっております。

6 款諸収入ですが、1 項町預金利子、2 項雑入で3,000円のお願いでございます。

以上が歳入の主なものでございます。

続きまして、歳出をお願いいたします。

1 款 1 項 1 目維持管理費3,919万5,000円のお願いでございます。

2 節から 4 節までは、職員 2 名分の人件費に係るものでございます。

8 節報償費でございますが、水道施設の安全維持管理及び水質検査の取水場所の謝金となっております。

次に、11 節需用費857万5,000円ですが、簡易水道18施設の光熱水費485万1,000円と修繕費311万8,000円が主なものとなっております。

12 節役務費でございます。669万9,000円のお願いでございますが、これにつきましては、水質検査手数料636万4,000円が主なものとなっております。

次に、13 節委託料298万7,000円でございます。測量・設計委託料が100万円と料金徴収業務委託の198万7,000円でございます。

15 節工事請負費338万3,000円ですが、老朽管布設がえ工事費が主なものとなっております。

7 ページをお願い申し上げます。

2 款 1 項公債費でございます。元金と利子で2,171万1,000円のお願いであります。

次に、8 ページから 9 ページにつきましては、職員 2 名分の給与明細及び手当の状況でございます。

11 ページをお願い申し上げます。

地方債調書でございます。

岡崎の簡易水道から平沢簡易水道までの19年度末現在見込みの起債残高につきましては2億4,319万2,000円になる見込みでございます。20年度中の増減額を見込んだ20年度末見込み残額は2億2,661万4,000円となる見込みでございます。

以上、簡単でございますが、よろしくお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、

その審査を産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(菅谷光重君) 異議なしと認めます。

産業建設常任委員会においては、3月17日までにその審査を終了するようお願いいたします。

議案第10号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長(菅谷光重君) 日程第30、議案第10号 平成20年度東吾妻町水道事業会計予算案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

町長(茂木伸一君) 議案第10号 平成20年度東吾妻町水道事業会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

平成20年度の計画給水戸数は4,469戸、計画年間総配水量180万立方メートル、1日平均給水量4,000立方メートルであります。

収益的収入及び支出につきましては2億538万7,000円であります。主な収益は、給水収益1億8,666万5,000円、他会計補助金1,000万円であります。支出につきましては、配水及び給水費1,964万5,000円、総係費5,720万1,000円、減価償却費7,764万2,000円、支払利息及び企業債取扱諸費4,019万4,000円あります。

資本的収入は、他会計負担金及び工事負担金の4,975万9,000円、資本的支出は、建設改良費9,318万7,000円、企業債償還金6,243万8,000円が主なもので、不足する額1億586万6,000円につきましては、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金と建設改良積立金で補てんするものといたします。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

議長(菅谷光重君) 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

上下水道課長（蜂須賀 正君） 説明に入ります前に訂正をお願い申し上げます。

予算書17ページをお開きいただきたいと思います。

17ページの一番上に括弧してございまして、総係費、本年度、前年度、比較というところでございます。その比較のところに「 6,354」とございましてのを「 6,414」に訂正をお願い申し上げます。

それでは、2ページから説明させていただきます。

第2条からお願いいたします。

まず、業務の予定でございます。

給水戸数は4,469戸、年間総配水量180万立方、1日平均給水量4,000立方と予定いたしました。

次に、第3条予算の収益的収入及び支出につきましては、総額で2億538万7,000円を予定いたしました。

4条予算の資本的収入及び支出につきましては、資本的収入を4,975万9,000円、支出を1億5,562万5,000円に予定し、不足する額1億586万6,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金5,336万7,000円、当年度分損益勘定留保資金2,614万3,000円と建設改良積立金2,635万6,000円で補てんするものでございます。

次に、4ページ、5ページをお願いいたします。

20年度の水道事業会計実施計画書でございますので、これについては15ページ以降の見積基礎のところの説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、15ページをお願い申し上げます。

平成20年度の収入及び支出の見積基礎でございます。

収益的収入でございますが、給水収益といたしまして、水道使用料と量水器使用料で1億8,666万5,000円を計上させていただきました。

次に、分担金でございます。予定新設戸数を20戸といたしまして210万円、他会計負担金といたしまして、消火栓関係の管理及び新設工事負担金で160万円、簡易水道事業負担金と下水道事業負担金の217万6,000円、合計いたしまして377万6,000円、その他営業収益で、材料売却収益及びその他雑収益237万9,000円を計上させていただきました。

次に、営業外収益でございますが、受取利息及び配当金46万3,000円、他会計補助金1,000万円、以下、消費税還付金、賃借料、雑収益となっております。

次に、16ページ、収益的支出でございます。

原水及び浄水費350万5,000円、配水及び給水費1,964万5,000円、総係費で職員の人件費と経常的な経費で5,720万1,000円を計上させていただきました。

次に、18ページ、減価償却費をお願いいたします。

7,764万2,000円を計上させていただきました。内訳につきましては、備考欄に記載してございますが、構築物、機械及び装置の減価償却費が主なものとなっております。

次に、資産減耗費でございますが、110万円、その他営業費用につきましては、前年同額の150万円を計上させていただきました。

続きまして、水道事業費用、営業外費用でございます。

消費税450万円、支払利息及び企業債取扱諸費で4,019万4,000円、雑支出10万円を計上させていただきました。

次に、19ページをお願いいたします。

資本的収入でございます。

負担金でございますが、他会計負担金といたしまして、消火栓の設置負担金として70万円、工事負担金といたしまして4,905万9,000円を計上させていただきました。なお、工事負担金の内訳につきましては、備考欄記載にありますように、駅北工事負担金から布設替工事負担金となっております。

次に、資本的支出でございます。

建設改良費でございますが、送配水設備工事費9,201万円で、これも駅北関連工事と公共下水道の関連工事が主なものとなっております。

次に、機械及び装置でございます。17万7,000円を計上させていただきました。

次に、固定資産購入費でございますが、工具器具の購入で前年同額の100万円のお願いでございます。

続きまして、企業債償還金でございますが、大蔵省資金運用部と公営企業金融公庫、合わせまして6,243万8,000円の計上でございます。

以上、簡単でございますが、よろしくお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を産業建設常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(菅谷光重君) 異議なしと認めます。

産業建設常任委員会においては、3月17日までにその審査を終了するようお願いいたします。

議案第11号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長(菅谷光重君) 日程第31、議案第11号 平成20年度東吾妻町国民宿舎事業会計予算案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

町長(茂木伸一君) 議案第11号 平成20年度東吾妻町国民宿舎事業会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成20年度予算につきましては、業務の予定量を昨年度と同様の2万人の利用者として設定し、現状の数値をより精査した上で作成いたしました。

第3条の収益的収入及び支出の額は、収入支出ともに3億1,588万4,000円、第4条の資本的収入及び支出については、収入が3,800万円、支出が8,470万9,000円であります。

第7条の他会計からの補助金については1億1,400万円でございます。

詳細につきましては榛名吾妻荘支配人から説明させますので、十分ご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(菅谷光重君) 続いて、担当課長の説明を願います。

榛名吾妻荘支配人。

榛名吾妻荘支配人(富沢美昭君) 国民宿舎事業会計予算についての説明をさせていただきます。

資料の差しかえがございましたので、ご確認いただきたいと思います。表紙に「差し替え」とございますので、そちらの資料をごらんくださいませ。

それでは、説明させていただきます。

初めに、2ページをお開きください。

第4条の資本的収入及び支出につきましては、今年度は収入に他会計補助金として3,800万円計上してございます。昨年度までは収入の計上はございませんでしたが、企業債償還金相当額の借り入れを当初予算に位置づけるために、資本的収入としてお願いするものでございます。

3ページをごらんください。

第7条、他会計からの補助金につきましては、3条予算に7,600万円、4条予算に3,800万円、合計で1億1,400万円をお願いするものでございます。

公営企業におきましては、一般会計からの補助金は、補助は原則として考えられないこととなっておりますが、地方公営企業法第17条の3に特別の理由がある場合には一般会計から補助することができるとございます。今回の予算におきましては、企業債償還金相当額並びに人件費の一部を特別な理由があるものと判断いたしましてお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

続きまして、5ページをお開きください。

資金計画でございます。

前年度決算見込みの中で受入資金の8番目に他会計補助金とありますが、こちらの1億1,970万2,000円につきましては、補正予算で5,000万円をお願いする予定でありますので、補正のお願いする額が含まれた額でございます。

この資金計画は、資金収支が健全な状態にあるかどうかを判断する資料として提出してございます。差し引き額をごらんいただければわかるとおり、平成19年度が約1,200万円、平成20年度が約2,000万円の赤字となっております。この状態は、健全な経営状態とは言えませんが、町財政の厳しい状況の中で、補助金額を抑制するためにとられた方法の結果、新年度当初に繰り入れを考えての苦肉の策でございます。ぎりぎりの状態での資金繰りですので、厳しい状況につきましてご理解いただけますようお願いいたします。

続きまして、14ページをお開きください。

平成19年度の予定損益計算書でございます。

3、営業外収益、(2)他会計補助金につきましては、先ほども申し上げました補正予算の額が入っております。この状態で経常収益は7万5,000円となり、欠損金は約6,700万円でございます。

15ページからは見積基礎となっておりますので、ごらんくださいませ。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

す。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

16番、加部議員。

16番（加部 浩君） 二、三、聞きたいと思います。

まず、町長、この予算をつくるに当たって、一般会計から1億1,400万円、それと償還金が1億500万円、これを見ると、だれが見ても、こういう予算は組めるものではないと思うんですね。その辺のところはどうお考えになって、これを組んだか。町長でなくても、支配人でも結構です。

議長（菅谷光重君） 榛名吾妻荘支配人。

榛名吾妻荘支配人（富沢美昭君） 平成19年度までにつきましては、当初予算で3条予算、いわゆる収益的収入及び支出についての補助のみをお願いしていたわけですが、企業債の元金の償還を含みます4条予算、資本的支出につきましても、合わせまして平成20年度の予算として作成いたしました。したがって、企業債償還金の1億500万円を当初予算から返済するというような計画で作成しております。

前々から議会でもご論議いただいております3月での大幅な補正予算の上程、これにつきまして、やっと20年度からは3月での補正で帳じりを合わせるというような予算ではなく、当初予算から起債の額につきまして繰り入れを認めていただいたような予算になっております。どうぞよろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

16番（加部 浩君） そういう持論もあるでしょう。しかし、全く努力をしようという回答ではないですね。初めから赤字予算を組む、こんなところはないですよ。そう思いませんか。何のためにこれを事業会計にしているんですか、その辺のところをちょっとお聞かせください。

議長（菅谷光重君） 榛名吾妻荘支配人。

榛名吾妻荘支配人（富沢美昭君） 公営企業法にのっとりまして、起債の額まで明確にわかるような形で会計をしてございます。そのために、起債の額約1億500万円というのがはっきりしまして、その部分の補てんということになってきておりますが、こちらの予算につきましては、起債の1億500万円をまずお認めいただく中で、あわせて欠損金が約6,700万円ございますけれども、その欠損金の存在そのものも、本来ならばふさわしくない状況だと思

っております。榛名吾妻荘としては、できるだけ収益を上げまして、欠損金を減らしていくような努力をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

16番（加部 浩君） 収益を上げる努力をするのは当然なことなんです。より以上やっていかなくは、とてもこのハードルを越えることはできないと思います。しからばどうしようかという策略、戦略というんですか、それが全く見えない。町長、この辺のところを今のスタッフでいいと思っておりますか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 議員ご存じのように、昨年から2名を増員いたしまして、1人は営業、1人はしっかりとした経理というふうな形でやっているつもりでございます。議員もご存じのように、営業というふうな仕事がそれほど直接的に業績アップにつながるかどうかというのが非常に難しいというふうにも私自身も思っておりますけれども、去年はある種訓練の年だったというふうな、そんな余裕はないと言われれば、間違いなくありません。ただ、現在、合併というふうな中で、合併の特例を受けたり、そして職員の数というふうなものにもある程度余裕があるというふうな中で、直営というふうなことで、その職員に頑張らせていただいているわけです。

そして、その吾妻荘で働いたことが、職員としてのスキルアップにも当然つながるというふうなこともあわせて考えて、職員の数に余裕があるというふうなところの段階まではこういった形で、見かけは確かに繰入金が多いというふうなことに見えます。ただ、職員を吾妻荘からこの本庁舎に配属して、この本庁舎の中でも、当然報酬は払わなければいけない。そういう中で、この職員はほとんど自分たちの給料は賄っていると。ただ、そのところで償還金までは手が回らないんだというふうなことで、もうちょっとお時間をいただけないかと思っております。

今回は、昨年の予算のときに指摘をされた本当の数字でなく、去年は半額ぐらいだったでしょうか。ですから、そういったことでなく、予算を組みなさい。その中には、確かに営業成績を上げてというふうなことはあったかと思いますが、途中で補正を組む予定のある予算でないというふうな形をこしは目指しましたので、余計にこの数字が目立ってしまうのではないかというふうに思っております。

議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

16番（加部 浩君） その辺はよく私もわかります。しかし、2名職員が行きました。そうすると、支配人、委託料は2名分は減ったんですか。

議長（菅谷光重君） 榛名吾妻荘支配人。

榛名吾妻荘支配人（富沢美昭君） 2名につきましては、1名が新たな営業ですので、委託契約の中には、サービス業の中には入っておりませんので、新たに1名がふえてございます。会計庶務につきましては、昨年から見ますと、賃金の部分が減って、職員の給料がふえてございます。

議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

16番（加部 浩君） 営業と言っているんですけども、私もよく吾妻荘、あの辺を遊びに行きながら見ているんですけども、今聞きますと、職員の1人が営業ということを言われたと思うんですけども、大体あそこにいるのが常だと私は思っているんです。本当に営業をやっておりますか。

議長（菅谷光重君） 榛名吾妻荘支配人。

榛名吾妻荘支配人（富沢美昭君） 営業を担当している者は、営業をやっております。

議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

16番（加部 浩君） 私はやっていないと思いますけれども、やっているやらないは水かけ論になりますから、これはこれでおしまいにしますけれども、当然2人ふやしたら、その2人分はどこかで生み出さなくてはならないんですよ。営業を一生懸命やって、その2人分を生み出すか、さもなければ、委託料を2人分減らすか。2人ふえなかった、おととしまでは、それでやっていたわけでしょう。どこかが楽になっているはずですよ。2人行ったんだから、余裕が出ているはずですよ、2人。1人は営業というから、1人は余っていいはずなんですよ。その辺のところはどうお考えになっていますか。

議長（菅谷光重君） 榛名吾妻荘支配人。

榛名吾妻荘支配人（富沢美昭君） 営業の1名につきましては、新たに1名増員として認識してございます。庶務をやっております1名につきましては、それまでは委託先にお願いしておりました1名につきまして、町が管理をするという意味で、町の職員となっております。ですから、実際の人数で考えますと、営業の1名がふえたというような状況でございます。

議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

16番（加部 浩君） そうすると、金額も減っているわけですね、委託料。

議長（菅谷光重君） 榛名吾妻荘支配人。

榛名吾妻荘支配人（富沢美昭君） 委託料の部分につきましては変更はありませんが、19年度の当初予算では賃金で見えておりました分、19年度の補正予算で賃金を落としてございます。20年度の当初予算につきましては、賃金のところを落として、職員の給与に変わってございます。

議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

16番（加部 浩君） 逃げる気なら、幾らでも逃げられる状況はあるんですけども、とにかくそんな甘いものではないと思いますよ。この未曾有の赤字を何とかしていかなくてはならないという姿勢は、今の回答だとか、そういうものでは全く感じられないんですね。言いわけにしか私には聞こえないんです。そういうことを言っていて、初めから赤字予算を組むような、こんなことでいいんですか。支配人、本当にこれでいいと思っていたんですか。

議長（菅谷光重君） 榛名吾妻荘支配人。

榛名吾妻荘支配人（富沢美昭君） 榛名吾妻荘の現状の中では欠損金もございまして、現状の中では、20年度をお願いしてございます予算が一番いいと思って提案させていただいております。

議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

16番（加部 浩君） 全く話にならないじゃないですか。それでは、足らなければ、一般会計にすげばいいという考えじゃないですか。そんな会社はないです。一般、民間会社では、こういう会社は全くありませんよ。20年度の営業方法、それとここに予算が出ていますから、これを目標にやっていくんですけども、本当にこれをやって、1億1,400万円で、あとはプラスアルファはないですね。

議長（菅谷光重君） 榛名吾妻荘支配人。

榛名吾妻荘支配人（富沢美昭君） 現時点では、この補助金の額で考えております。

議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

16番（加部 浩君） 現時点なら考えられますよ、当たり前のこと。そんなことは言わなくてもわかっていることなんです。最後の決算にいて、これ以内でおさまるかとは私は言っているんですよ。

議長（菅谷光重君） 榛名吾妻荘支配人。

榛名吾妻荘支配人（富沢美昭君） 現在でのことしか申し上げられませんが、大変申しわけございませんが、現在のところではこの予算でやれるというふうに思っております。

議長（菅谷光重君） 16番、加部議員、予算案の審議に関してお願います。

16番(加部 浩君) だから、議長、ちょっとおかしいよ。支配人の答えによっては、これを通そうか通すまいか、私は今その境にいるんですよ。それを聞いているんですよ。当然予算の中のことを聞いているじゃないですか。外れているというなら、これで私は終わりますよ。そのかわり、議長に一言申し上げますから、後で。外れているというなら、これで質問をよめますよ。

議長(菅谷光重君) 私は外れているとは言っていません。

16番(加部 浩君) 予算のことで言いなさいということは、外れていることなんでしょう。

議長(菅谷光重君) 違います。

16番(加部 浩君) じゃあ何で言ったんですか。

議長(菅谷光重君) 予算案に関して言ってくださいと。

16番(加部 浩君) 予算案に対して言っているじゃないですか。

議長(菅谷光重君) どうぞ、続けてください。

16番(加部 浩君) おかしいよ、そんなこと一々言うのは。

それでは、支配人、全くあなたは企業のセンスはないですね、本当に。もっとこれを5,000万円に抑えておいて、5,000万円、8,000万円、この償還金以内に抑えておいて、努力をしてみせると、どうしてそこで言えないんですか。それで努力の跡が見えて、どうにもならなかったと言え、恐らくここの議員は何も言わないと思うよ。一生懸命汗を流して、その結果がこうであれば。はっきり言って、のうのうとしていて、この議会のこの場だけを逃れればよいという答えじゃないですか。町長、その辺のところは支配人をどう思っていますか。

議長(菅谷光重君) 町長。

町長(茂木伸一君) 私も予算と関係するかはちょっとわかりませんが、それは置いておきまして、支配人、よくはやっている、少なくとも。確かにそうです。結果が出ないというのがございます。家族ともども、子供さんであるとか、奥さんも、休みのときに一緒に来て、花を植えてくださっているであるとか、そういったようなところまで一生懸命やっているというのはございます。それが経営能力が云々というふうなことについては、私もそれは言葉では申し上げるつもりはございません。

今、非常に温泉地でも冷え込んでおります。毎年毎年冷え込んでいる。そんな中で、この榛名の湖そのものに来る観光客も年々減っているという非常に辛い状況の中で、何とかし

てこの償還金があと7年だか8年で返せるわけです。そこまでの間を何とかみんなで頑張ろうというふうなことを模索しているわけです。

ですから、償還金の返済という元金は、一応利益勘定というふうなことにはなるのかなというふうに思っておりますけれども、一緒にこれからまた指定管理者であるとか、売却するであるとか、いろいろな方法はあるんだと思います。その辺のところはこの1年間をかけて一緒に考えていただくというわけにはいかないものでしょうか。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

16番（加部 浩君） 今、町長はいいことを言ってくれたので、私はこれで最後にしますけれども、確かにこのような状態であれば、やめたほうがいいですよ。だれかやってくれるところがあったら、ただで貸したほうがいいですよ。借金だけなしていれば、そのほうがもうかるわけです。ぜひ町長、その辺のところは、ことしはしようがないから、ひとつじっくり考えて、いい方法に持っていってもらうことを期待いたしまして、私の質問を終わります。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 申しわけございません。今ですと、職員があそこのところに支配人、施設管理、経理、営業と、そして囑託の営業というふうな形で5人いるわけです。これを指定管理にした場合に、少なくとも3人分の三八、二十四、二千何百万円というのがこの庁舎に余計な人件費がかかってくるわけです。今、例えばきょうやめたというふうにすると、2,400万円の人件費がこの庁舎に余計にかかるわけです。それで、この庁舎のところに4人ないし5人は来るんですけれども、例えば1億500万円と1億1,400万円の900万円というのが1人分だとしますと、そういうふうに計算にはなるんです。ですから、今そのままやめて、指定管理で、借入金の返済だけを、企業債返還だけ、1億500万円をやるだけで、吾妻荘は一つもお金がかからないんだというふうなことだと、2,000万円から3,000万円の余計な人件費負担がここに来るんだと私は思っております。

ですから、その辺のところ、時期的なものも含めて、皆さんともいろいろご協議を。指定管理等々につきましては、この1年間、いろいろな形で皆さんともご協議をさせていただきたいと思っております。全体的にです、施設関係で。そして、3年後になるのか、5年後になるのか、いろいろな検討でやりたいと思っておりますので、その辺をお含みの上、いろいろご指導いただけたらありがたいというふうに思います。

以上でございます。ありがとうございます。

議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

16番（加部 浩君） 今度は外れていると言って結構です。私、外れていますから。ただ1分。

町長、今の職員が余るということ、それは使い道でどうにもなると思いますよ。さっき建設課長が言った原材料支給を50万円にすることは非常にいいことだと思います。ただ、出役者がいないんですよ。どこかがやったすぐやる課を5人か6人張りつけておいて、そういう人たちが行ってやれば、どんどんできるんです。考え方によっては、どうにでもなると思うんです。町長ならできると思いますので、期待しています。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） ありがとうございます。原材料支給のお手伝いも結構今、建設課でもやっています。ただ、そういう考えは当然ながらありがたく拝聴いたします。ありがとうございました。

議長（菅谷光重君） ほかに。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を総務常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

総務常任委員会においては、3月17日までにその審査を終了するようお願いいたします。

延会の宣告

議長（菅谷光重君） 本日の会議はこれにて延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次の本会議はあす午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

議員各位におかれましては、特に議案調査を期限内に十分なさいますよう重ねて申し添えます。

大変にご苦労さまでございました。

(午後 4時54分)

平成20年3月7日(金曜日)

(第 2 号)

平成20年東吾妻町議会第1回定例会

議事日程(第2号)

平成20年3月7日(金)午前10時開議

- 第1 議案第12号 平成19年度東吾妻町一般会計補正予算(第5号)案
- 第2 議案第13号 平成19年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)案
- 第3 議案第14号 平成19年度東吾妻町老人保健特別会計補正予算(第3号)案
- 第4 議案第15号 平成19年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算(第2号)案
- 第5 議案第16号 平成19年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算(第3号)案
- 第6 議案第17号 平成19年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算(第3号)案
- 第7 議案第18号 平成19年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算(第2号)案
- 第8 議案第19号 平成19年度東吾妻町水道事業会計補正予算(第1号)案
- 第9 議案第20号 平成19年度東吾妻町国民宿舎事業会計補正予算(第2号)案
- 第10 議案第35号 東吾妻町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 第11 議案第36号 東吾妻町すこやかセンター福寿草の指定管理者の指定について
- 第12 議案第37号 町道路線の廃止について
- 第13 議案第38号 町道路線の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(17名)

1番	菅谷光重君	2番	竹淵博行君
3番	金澤敏君	4番	青柳はるみ君
5番	須崎幸一君	6番	浦野政衛君
7番	角田美好君	8番	一場明夫君
9番	日野近吉君	10番	大冨広海君
11番	中井一寿君	13番	橋爪英夫君
14番	前村清君	15番	佐藤利一君

16番 加部 浩 君

17番 原 田 睦 男 君

18番 高 橋 基 雄 君

欠席議員(1名)

12番 上 田 智 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂 木 伸 一 君	副 町 長	関 口 博 義 君
総 務 課 長	山 野 進 君	企 画 課 長	角 田 輝 明 君
税 務 課 長	石 村 あさ子 君	保 健 福 祉 課 長	山 田 文 子 君
住 民 課 長	小 山 枝 利 子 君	生 活 環 境 課 長	加 部 保 一 君
産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	高 橋 啓 一 君	建 設 課 長	角 田 豊 君
ダ ム 対 策 課 長	市 川 忠 君	上 下 水 道 課 長	蜂 須 賀 正 君
会 計 管 理 者	丸 橋 哲 君	東 支 所 長	猪 野 悦 雄 君
い わ び つ 荘 施 設 長	田 村 重 剛 君	岩 櫃 ふ れ あ い の 郷 施 設 長	高 橋 和 雄 君
桔 梗 館 長	唐 沢 憲 一 君	榛 名 吾 妻 荘 支 配 人	富 沢 美 昭 君
学 校 教 育 課 長	一 場 孝 行 君	社 会 教 育 課 長	佐 藤 正 己 君
中 央 公 民 館 長	高 橋 義 晴 君		

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 蜂 須 賀 祐 吉

議 会 事 務 局 長 田 中 康 夫

議 会 事 務 局 係 長 代 理 小 池 さ つ き

開議の宣告

議長（菅谷光重君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程の報告

議長（菅谷光重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い議事を進めてまいります。

本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

また、傍聴される方に申し上げます。

受け付けの際に傍聴人の心得をお渡ししてあると思いますが、これをお守りの上、静粛に傍聴なされることをお願いいたします。

議案第12号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第1、議案第12号 平成19年度東吾妻町一般会計補正予算（第5号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） おはようございます。きょうもまたよろしく願います。

議案第12号 平成19年度東吾妻町一般会計補正予算（第5号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに3億6,890万円を減額し、歳入歳出予算の総額を80億7,808万円とするものでございます。年度末になりましたので、収入額、事業費が

確定したものが中心となっております。

歳入では、増額となる主なものは、地方交付税5,023万2,000円、財産収入622万2,000円などでございます。また、減額となる主なものは、国庫支出金927万1,000円、県支出金1億1,551万7,000円、繰入金7,212万5,000円、諸収入1億3,615万3,000円、町債1億240万円などでございます。

歳出では、事業費の確定に伴い減額になるものが中心でございます。主なものとしては、八ッ場ダム水源地域整備事業2億1,490万8,000円の減額、老人保健特別会計繰出金4,324万5,000円の追加、吾妻東部衛生施設組合負担金2,748万7,000円の減額、街路事業整備費1億5,609万5,000円の減額、国民宿舎事業会計補助金5,000万円の追加、原町小学校新築工事請負費3,500万円の減額などでございます。

なお、債務負担行為の追加で、坂上小学校プール新築工事1億円を計上させていただいております。これは、ことしの夏には子供たちが一日でも早くプールを使えるようにと、入札の準備を早めるためにお願いするものでございます。これにより、坂上小学校プールの完成を7月10日と目指しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

詳細につきましてはそれぞれの担当課長から説明させますので、ご審議の上ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願ひます。

総務課長。

総務課長（山野 進君） それでは、予算書の5ページをお開きいただきたいと思ひます。

第2表の債務負担行為補正でございます。ここから説明させていただきます。

最初の債務負担行為の件ですが、東吾妻町土地開発公社の関係でございます。今年度から基金から借り入れて行っていたわけですが、土地が売れなかったために、基金を3月末で一たん返さなければなりません。したがって、その間、二、三日になるわけですが、民間の金融機関から借入金をするためにお願いするものでございまして、期間が2年間でございます。限度額につきましては3,000万円を予定させていただいております。

次の坂上小学校プール新築工事でございますが、先ほど町長の提案理由の中で申し上げましたように、20年度事業になっておりますけれども、事務手続を19年度に始めさせていただいたために今回お願いするものでございまして、期間につきましては19年度、20年度の2カ年でございまして、限度額につきましては1億円でございます。よろしくお願ひいたします。

次の6ページをお願いしたいと思います。

第3表の繰越明許費補正でございます。繰越明許費の追加ということで5事業をお願いするものでございますが、2款の総務費、1項の総務管理費の関係でございます。事業名といたしましては矢倉駅トイレ新築事業でございますけれども、515万円、この関係につきましては、建築する予定でしたところが農地であった関係で、農振除外の手續に日数を要した関係でございます。

次の8款土木費、1項の道路橋りょう費でございます。町道松谷・六合村線改築事業1億2,099万円の繰り越しでございますけれども、この関係につきましては、路側に構造物として補強工事を行う予定で掘削工事を行ったわけですが、地盤が悪くて設計変更を余儀なくされたということで、繰り越しさせていただくものでございます。

次の2項の都市計画費、土地区画整理事業の650万円でございますけれども、この関係につきましては、県道下沢渡・原町線の稲荷城橋に歩道を設置するわけでございますけれども、用地の関係で線形を変更するというようなことが出まして、その変更分の事業負担を、実施主体をどこにするか協議に時間を要したためでございます。

同じく街路事業3,947万7,000円でございますが、2件の代替地の選定と移転に要する期間が必要になったために、繰り越しさせてもらうものでございます。

次のまちづくり事業960万円でございますけれども、原町駅の南口広場の整備に伴いまして地元協議を行ったわけですが、協議にちょっと時間を要した関係で繰り越しさせていただくものでございます。

この5事業で、総額で1億8,171万7,000円が繰り越しということになります。よろしくお願いたします。

次の7ページでございますが、第4表の地方債補正でございます。

地方債の変更でございますが、事業の確定等に伴う変更でございます。辺地対策事業から一番下の臨時財政対策債まででございますけれども、総額で10億200万円が補正前の額だったわけですが、補正後の額といたしましては8億9,960万円、1億240万円の減額ということでお願いしたいというふうに思っております。

次に、歳入歳出の事項別明細のほうから説明させていただきますが、それぞれ担当課から説明いたします。

議長（菅谷光重君） 税務課長。

税務課長（石村あさ子君） よろしくお願いたします。

では、10ページをお開き願いたいと思います。

歳入ですが、1款町税、1項町民税428万円1,000円の減額補正をお願いいたします。内訳は、個人町民税の普通徴収、特別徴収、退職分等の相殺による2,107万1,000円の減額補正をお願いいたします。

2項固定資産税1,300万円の増額補正です。3項軽自動車税300万円の減額補正、6項入湯税は75万円の増額補正をお願いいたします。

実績と19年度末までの推定に基づいた歳入の補正であります。よろしくをお願いいたします。議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 続きまして、10款の地方交付税から説明させていただきますけれども、最後の21款の町債まで、事業費等の確定あるいは見込みによりまして算出した額をお願いするものでございまして、主なものを申し上げます。

最初に、10款地方交付税の1目地方交付税でございますが、5,023万2,000円の追加のお願いでございます。交付税では総額27億726万6,000円となります。説明のところをごらんいただきたいと思いますが、特別地方交付税の追加ということで、額の確定によるお願いでございます。

次に、13款使用料及び手数料の1項使用料でございますけれども、総務使用料、それから民生使用料、温泉センター使用料とも総額で124万7,000円の追加ということでございます。

12ページをお開きいただきたいと思います。

14款の国庫支出金、2項の国庫補助金でございますけれども、1目の総務費補助金につきましては74万5,000円の減額になっておりますけれども、説明のところ大きいのが、市町村合併推進体制整備費補助金ということで、L G W A Nの構築を今年度予定していたわけですが、今回見送らせていただきまして、改めて20年度で予算をお願いしたいということで、今回400万円ほど減額させていただいております。逆に、後期高齢者医療事業補助金ということで325万5,000円の追加のお願いでございます。

それから、4目の教育費国庫補助金でございますけれども、381万5,000円の減額でございます。内容といたしましては、原町小学校の校舎建築事業の補助金減額ということで381万5,000円になっております。この関係につきましては、当初11億円で見込んでいたわけですが、9億6,400万円で済んだということでその分が減額となっております。

次に、13ページの3項の委託金、1目の総務費委託金につきましては500万円の減額でございますが、生活再建対策等事務委託金ということで、会議の回数等が減ったことによる減

額でございます。

次に、15款の県支出金、1項の県負担金、1目の民生費県負担金につきましては、国と連動した形での増減となっております、トータルで13万3,000円の増額のお願いでございます。

次の2項の県補助金につきましては、14ページにまたがっておりますけれども、トータルで395万3,000円の追加のお願いでございます。

それから、3項の委託金でございますけれども、3目の都市計画費委託金のところをごらんいただきたいと思いますが、1億1,285万1,000円と大きな減額となっております。この要因といたしましては、説明のところをごらんいただきたいと思いますが、街路事業の用地買収業務委託金、これが事業が進まなかったことによる減額でございます。これが主なものでございます。

次に、16款の財産収入、2項の財産売払収入のうち1目の不動産売払収入でございますけれども、土地関係の売り払いといたしまして379万6,000円でございます。この関係につきましては、街路事業の代替地として提供した約110平米の土地の代金でございます。

2節のその他不動産売払収入につきましては、立木の売り払い収入ということで、町道松谷・六合村線の立木の売り払い代金として133万2,000円ほど入りましたので、合計で512万8,000円の追加でございます。

次に、18款の繰入金、1項の基金繰入金、2目の公共施設等整備基金繰入金でございますが、減額の7,212万5,000円でございます。この関係につきましては、ダム事業費の減額に伴う減ということでお願いしたいと思います。

次に、20款の諸収入、4項の雑入、7目雑入でございますけれども、トータルで1億3,143万3,000円の減額となります。説明のところをごらんいただきたいと思いますが、一番上の職員人事交流負担金という形で568万5,000円計上してありますけれども、この関係につきましては、今、県の県民局との人事交流ということで、うちのほうの職員が1名行って県から1名来ております。その関係で、町職員分の負担を県からいただくということで586万5,000円でございます。また歳出のところでも出てきますが、そのときにまた説明させていただきます。

それから、下から3番目の土木費の雑入追加でございますけれども、この関係につきましては、稲荷城橋に係る測量工事費等の組合負担、3割負担分を計上させていただいたということで、3割相当額は195万円ということでございます。

その下の福祉医療費の過誤納返還金追加25万3,000円につきましては、高額医療費ですとか学校スポーツ振興センターの保険があるわけですが、その関係と、二重に払ったということで返還していただくものでございます。

それから、21款の町債、15ページから16ページにわたります記載されておりますけれども、総額で1億240万円の減額ということでございまして、合計ですと9億500万円になるということでございます。

それでは、17ページの歳出に入らせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目の一般管理費でございますが、665万2,000円の追加のお願いでございます。その関係につきましては、説明のところをごらんいただきたいと思いますが、一般管理費として、手数料の減額、保守点検委託料の減額、備品購入費の減額につきましては、先ほど申し上げましたL G W A Nの構築を見送ったことによる経費でございます。

それから、退職手当組合の負担金につきましては453万円の追加のお願いでございます。

それと、職員人事交流負担金612万2,000円につきましては、県のほうから産業課に職員が1名来ておりますが、その負担分でございます。

それから、7目の財政調整基金費でございますけれども、5,000万円の減額のお願いでございます。財政調整基金の積立金を5,000万円減額いたしまして、最終的には9,436万4,000円を積み立てるとということでございますので、よろしくお願いたします。

議長（菅谷光重君） 企画課長。

企画課長（角田輝明君） 続きまして、8目企画費でございますが、吾妻広域圏一般経費負担金につきましては、基礎数値の変更による14万3,000円の追加と、総合計画審議会委員報酬の追加のお願いでございます。よろしくお願いたします。

議長（菅谷光重君） 東支所長。

東支所長（猪野悦雄君） 10目の支所費で225万円の減額でございます。支所管理事業、光熱水費、50万円の減額でございますが、本年度、電力供給の契約を再度東京電力とし直しまして電力費が安くなりました。その関係で50万円の減額でございます。

続いて、情報政策事業で175万円の減額でございます。内訳として、保守点検の委託料ということで、GISシステムの契約等を検討しまして、8月以降これを打ち切るとということで135万円の減額、並びに特別会計への繰出金があるわけですが、特別会計、この後またお世話になるわけでございますが、財源振替ということで40万円の減額でございます。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 企画課長。

企画課長（角田輝明君） 続きまして、14目電算業務費でございますが、後期高齢者医療制度の保険料負担の激変緩和措置に係るシステム改修費525万円の追加のお願いでございます。よろしく申し上げます。

議長（菅谷光重君） ダム対策課長。

ダム対策課長（市川 忠君） それでは、18ページの7項1目ダム対策総務費につきましてご説明させていただきます。今回補正をお願いいたします額につきましては、総額で2億1,980万8,000円の減額補正で、19年度ダム関連事業の確定に伴うものでございます。

まず、13節委託料であります。総額で254万7,000円の減額であります。説明欄の八ッ場ダム水源地域整備事業で、測量・設計・監理委託料が事業確定により総額で254万7,000円の減額ということでございます。

次に、15節工事請負費であります。これも事業確定によるもので、総額で7,261万9,000円の減額のお願いでございます。

次に、17節公有財産購入費であります。これも事業確定に伴い、総額で138万6,000円の減額のお願いでございます。

次に、19節負担金、補助及び交付金であります。生対費の精算金によるものでございまして、総額で490万円の減額のお願いでございます。

次に、25節積立金であります。これも事業確定によるもので、総額で1億3,835万6,000円減額のお願いでございますが、この内訳といたしましては、公共施設等整備基金積立金が109万4,697円の追加、三島地区団体営土地改良事業総合整備事業の補助金事業分が337万4,759円の減額、町単独事業分事業費で344万6,982円の追加、町道松谷・六合村線が合計で7,836万1,011円の減額、吾妻溪谷自然公園整備事業が6,116万2,039円の減額であります。

以上ですが、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 岩櫃ふれあいの郷施設長。

岩櫃ふれあいの郷施設長（高橋和雄君） 続きまして、2款8項岩櫃ふれあいの郷費、1目岩櫃ふれあいの郷総務費につきましてご説明をいたします。岩櫃ふれあいの郷総務費につきましては、25万円の減額補正のお願いでございます。

7節賃金の50万円の減額につきましては、臨時職員賃金の減額のお願いでございます。

11節の需用費95万円の追加につきましては、説明欄にございます燃料費追加は、灯油購

入単価の値上がりに伴う灯油代の追加で60万円、光熱水費追加は電気料の追加で35万円の
お願いでございます。

12節の役務費、15節の工事請負費、19節の負担金、補助及び交付金につきましては、公
共下水道接続工事の確定による減額ですので、よろしく願いいたします。

続きまして、19ページをお願いしたいと思います。

9項温泉事業費、2目の温泉センター管理費につきましては、107万円の追加のお願いで
ございます。

7節の賃金100万円の減額につきましては、臨時職員賃金の減額でございます。

11節の需用費の232万円の追加につきましては、説明欄にございます消耗品費追加は運営
費消耗品費の追加で40万円、燃料費の追加は灯油代購入単価の値上がりに伴う灯油代の追加
で110万円、光熱水費追加は電気料の追加で82万円のお願いでございます。

14節の使用料及び賃借料の25万円の減額につきましては、説明欄にございます著作権等
使用料減額とカラオケ情報利用料減額でございます。

続きまして、3目温泉センター食堂費につきましては、502万円の減額のお願いでござい
ます。

7節賃金の108万円につきましては、臨時職員の賃金の減額でございます。

11節の需用費の20万円につきましては、説明欄にございます光熱水費減額の20万円はガ
ス代の減額でございます。

16節原材料費の310万円の減額につきましては、加工用原材料費の減額でございます。

以上ですが、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（山田文子君） 続きまして、3款の民生費、1項社会福祉費、1目の社会福
祉総務費でございます。7万4,000円の減額のお願いでございますが、民生委員推せん委員
の報酬、費用弁償、そういったものの減額でございます。

2目の障害児者自立支援費でございますけれども、746万5,000円の増額補正をお願いい
たします。県補助事業でございまして、施設の事業運営補助金、円滑に事業が遂行できます
ようにということで、今年度、県補助事業が実施されました。498万円の増額をお願いいた
します。

20節の扶助費でございますけれども、障害者の補装具でございますとか医療費の不足が生
じておりますので、248万5,000円の追加をお願いいたします。

20ページをお願いします。

4目の老人福祉費で補正額が4,274万7,000円でございますけれども、報償の減額、経常経費の不用分の減額、それから特別会計への繰出金、老人保健・介護保険への繰り出しが4,437万円ということで増額になっております。

5目の福祉医療費でございますけれども、344万5,000円の追加をお願いいたします。乳幼児、重度身体障害者、そういった部分が7%から8%の伸びを示しております。不足が生じますので補正をお願いいたします。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 住民課長。

住民課長（小山枝利子君） 6目国民健康保険費につきましては、特別会計で出産育児一時金2名分を追加することに伴う繰り出しでございます。よろしくをお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（山田文子君） 次のページにまいりまして、2項の児童福祉費、児童措置費でございます。この部分は児童扶養手当、児童手当の部分ですけれども、事業が既に終了しておりますので、減額で136万円をお願いでございます。

以上です。

議長（菅谷光重君） 生活環境課長。

生活環境課長（加部保一君） 続きまして、4款2項1目清掃総務費、19節負担金、補助及び交付金の減額のお願いでございます。19節の負担金2,748万7,000円の減額でございますが、内訳としまして、し尿処理44万8,000円、可燃ごみ処理713万1,000円、粗大ごみ処理1,114万3,000円、最終処分場876万5,000円の負担金の減額でございますので、よろしくをお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 産業課長。

産業課長（高橋啓一君） 6款1項6目農地費でございますが、424万3,000円の減額のお願いであります。事業確定に伴うものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、2項1目林業振興費でございますが、330万円の減額のお願いでございます。有害鳥獣の補助事業でございますが、今年度につきましては予定した頭数が少なかったということでの減額のお願いでありますので、よろしくお願ひいたします。

議長（菅谷光重君） 建設課長。

建設課長（角田 豊君） 続きまして、22ページをお願いいたします。

8 款土木費、1 項道路橋りょう費でございますが、2 目の道路維持費につきましては、除雪委託費用の追加及び行政区への原材料支給事業の原材料費、機械借上料の増額、合わせまして588万9,000円の追加のお願いということでございます。

3 目道路改良費でございますが、680万円の減額ということでございます。内容につきましては説明欄に記載のとおりでございます。

道路橋りょう費合計で91万1,000円の減額となっております。

続きまして、2 項都市計画費、1 目都市計画総務費でございます。59万5,000円の減額ということになります。内訳は右の説明欄をごらんいただきたいと思いますと思いますが、都市計画総務費につきましては、主なものとしまして、都市緑化フェア中央会場、これは前橋公園にあるわけですが、そこに花壇の出展をしないということでの負担金の減額等が主なものでございます。広場管理費については、コミュニティー広場の経常経費17万9,000円の減額でございます。

2 目都市計画調査費につきましては、都市計画基礎調査業務委託料の入札差金等による減額等、61万1,000円の減額でございます。

3 目土地区画整理費につきましては424万円の追加のお願いでございます。右の説明欄をごらんいただきたいと思います。区画整理事業により学校・大宮線の道路のつけかえが生じますが、警察協議等によりまして、その暫定供用開始に稲荷城橋に歩行専用の測道橋の設置が必要ということになりまして、その詳細設計委託料に150万円、工事請負費に500万円の追加をお願いしたいというものでございます。また、県への事業負担金が102万5,000円の減額、組合への利子補給金が120万円の減額ということでございます。

4 目街路事業整備費につきましては1 億5,713万8,000円の減額となります。右の説明欄をごらんいただきたいと思います。街路事業整備費につきましては1 億5,609万5,000円の減額であります。用地、建物等の交渉経過によりまして、その事業量減に伴います減額でございます。それと、県営事業負担金の減額でございます。次のまちづくり事業につきましては104万3,000円の減額となります。これは用地購入費及び補償費の減額等でございます。

5 目都市公園費につきましては、1 号街区公園の経常経費31万7,000円の減額でございます。

24ページをお願いいたします。

6 目下水道費で469万円の追加のお願いでございます。内容につきましては説明欄に記載のとおりでございます。

都市計画費合計で1億4,973万1,000円の減額ということでございます。よろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 生活環境課長。

生活環境課長（加部保一君） 続きまして、9款1項1目消防費、19節の負担金の増額をお願いでございます。19年度の広域消防本部の負担金の基礎算定の数値の違いにより、1,313万1,000円の増額ということが起こりましたので、よろしくお願いいたします。

続きまして、3目の防災費、19節の負担金の減額をお願いでございます。19年度に群馬県衛星系防災行政無線の工事の確定によります負担金の48万9,000円の減額をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 学校教育課長。

学校教育課長（一場孝行君） 引き続きまして、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費についてご説明申し上げます。91万1,000円の追加をお願いでございますけれども、これにつきましては、説明欄をごらんいただきますように下水道使用料、そして燃料費の追加ということであります。どうぞよろしくお願いいたします。

25ページをお願いします。

2項3目小学校施設整備費であります。工事請負費につきましては、事業量の確定によりまして3,500万円の減額をお願いとなっております。

3項中学校費、1目学校管理費でありますけれども、100万円の減額をお願いでございます。これにつきましては、中体連の全国大会に派遣すべく予算をお願いしてございましたけれども、残念ながら全国大会等への出場がなかったということでの減額でございます。なお、この費目につきましては、遠距離通学費補助金等に包含されているというふうなことでございますので、よろしくお願いいたします。

次に、4項幼稚園費であります。1目の幼稚園管理費につきましては32万6,000円の追加をお願いでございます。これにつきましては光熱水費の追加でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 続きまして、13款の諸支出金、1項の公営企業費、2目の国民宿舍事業会計補助金でございます。今回お願いする額は5,000万円でございます。国民宿舍のほうに5,000万円追加しまして、1億1,970万2,000円となるものでございます。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 以上で説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月17日までに調査が終了するようお願いいたします。

議案第13号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第2、議案第13号 平成19年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第13号 平成19年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、国・県支出金、共同事業交付金が一応の確定を見たことに伴う補正で、2,045万円減額し、歳入歳出総額それぞれ17億8,219万4,000円とするお願いでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

住民課長。

住民課長（小山枝利子君） ご説明いたします。

4ページ、事項別明細書をお願いいたします。

歳入につきましては、ただいま町長が申し上げましたとおり、3款国庫支出金、7款共同事業交付金が一応の決定を見たことに伴う補正でございます。今後、国の補正係数が確定しますと若干数値の変更があるかと思えます。

国庫支出金のうち、3款2項2目特別財政調整交付金100万円の追加は、制度改正に伴い国保情報データベースの更新が必要となったため、激変緩和措置として交付をされます。

8款1項1目一般会計繰入金は、出産育児一時金2名分の追加でございます。

歳出をお願いいたします。

1款1項1目一般管理費の国保情報データベース更新業務委託料147万円の追加は、制度

改正に伴う更新でございます。

2 款保険給付費と 5 款共同事業拠出金の増減につきましては、医療費等の見直しによるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3 月 17 日までに調査が終了するようお願いいたします。

議案第 14 号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第 3、議案第 14 号 平成 19 年度東吾妻町老人保健特別会計補正予算（第 3 号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第 14 号 平成 19 年度東吾妻町老人保健特別会計補正予算（第 3 号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、当期の医療費が増加傾向にあるため、医療諸費を 3,868 万 6,000 円増額し、歳入歳出総額それぞれ 20 億 7,963 万 6,000 円とするお願いでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

住民課長。

住民課長（小山枝利子君） ご説明いたします。

4 ページ事項別明細書をお願いいたします。

今回の補正につきましては、ただいま町長がご説明いたしましたとおり、12 月あたりから医療費が増加傾向にあるため、2 款 1 項 1 目医療給付金の増額と、国庫負担金が年度内は約 98% の交付になるため、その不足分とを合わせまして 4,324 万 5,000 円を一般会計から繰り入れていただくお願いでございます。よろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月17日までに調査が終了するようお願いいたします。

議案第15号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第4、議案第15号 平成19年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第15号 平成19年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出ともに1,510万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億2,137万5,000円とするものでございます。

補正の内容に関しましては、システム改修事業関係の実施に伴う総務費の追加、最終補正による保険給付費の見直し、償還金の補正が主なものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

保健福祉課長（山田文子君） それでは、平成19年度介護保険特別会計の補正予算、第2号になりますけれども説明をさせていただきます。

先ほどの町長の説明のとおりでございますけれども、システム改修、それから最終補正でございますので給付費の見直しを行いました。

それでは、5ページの歳入から説明させていただきます。

4款の国庫支出金、2項の国庫補助金でございます。調整交付金の補正でございますけれども、343万円の増額、その他補助金でございますが、介護保険システム改修費ということで56万4,000円、合計で399万4,000円の補正額をお願いいたします。

5 款の支払基金交付金に関しましては753万1,000円の減額補正になります。

6 款の県支出金でございますけれども、151万1,000円の増額をお願いいたします。

7 款の財産収入でございますけれども、30万円は基金の利子でございます。

次のページをお願いいたします。

一般会計繰入金でございますけれども、給付費の繰り入れと事務費の減額ということで112万5,000円の補正をお願いします。

10款の繰越金に関しましては、前年度繰越金になりますけれども、1,584万7,000円の追加補正ということでお願いいたします。

次のページにまいりまして、3の歳出でございます。

総務管理費といたしまして一般管理費で162万円の追加をお願いいたしますが、これはシステム改修費、それから備品、パソコン購入費ということで補正をさせていただきたいと思っております。

続きまして、2項の介護認定審査会費でございますけれども、認定調査費が不足を生じるということでございますので、81万円の補正をお願いいたします。

続きまして、2款の保険給付費、1項の介護サービス等諸費でございますけれども、1目、2目、3目、次のページにいきまして、4目、6目とございますが、補正額といたしまして1,374万4,000円の減額をお願いいたします。

2項の介護予防サービス等諸費でございますけれども、1目、5目を合計いたしまして2,158万4,000円の追加を、支援費でございますがお願いしたいと思っております。

それから、4項の高額介護サービス等費になりますが、89万5,000円の不足を生じておりますので、追加補正をお願いします。

次のページにいきまして、5項の特定入所者介護サービス費でございます。294万1,000円の補正をお願いいたします。

4款の基金積立金でございます。利子分の積み立てをしたいと思っておりますので、30万円の補正をお願いいたします。

6款の諸支出金でございますけれども、調整交付金の償還金ということで69万9,000円の補正をお願いいたします。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月17日までに調査が終了するようお願いいたします。

議案第16号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第5、議案第16号 平成19年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第3号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第16号 平成19年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第3号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出ともに681万円を減額し、歳入歳出予算の総額を4,200万8,000円とするものでございます。

補正の内容は、歳入については財産収入681万円の減額、繰入金40万円の減額、町債40万円の増額、次に歳出では、事業費のうち宅地造成事業費681万円の減額であります。

詳細につきましては東支所長より説明をさせますので、十分ご審議をいただきましてご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

東支所長。

東支所長（猪野悦雄君） お世話さまです。

それでは説明を申し上げます。

3ページをお願いいたします。3ページにつきましては地方債の補正でございます。補正前の限度額1,050万円を補正後1,090万円に変更させていただくものでございます。よろしくをお願いいたします。

次に、4ページ以降、事項別明細書を通じて説明を申し上げます。

まず、歳入、3款財産収入であります。今年度当初、岡崎の岩久保団地1区画、箱島住宅団地2区画の分譲を予定しましたが、岡崎1区画の減額をお願いするものでございます。なお、箱島住宅団地につきましては、残2区画を販売し、おかげさまで昨日話ししましたように全20区画完売となりました。

なお、690万円の補正となっておりますが、岡崎地区1区画については当初630万円であります。箱島の残2区画の中で義務教育の子供さんが3名おるということで、減免1人20万円ということで、3人分60万円が足されて690万円の減額ということになりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、4款繰入金ですが、40万円を減額し、6款町債に財源振替をするものでございます。これは、予定しております防災無線の連携工事につきまして、起債許可が今100%充当可能という結果を受けてのものでございます。

次に、6ページの歳出でございますが、1款事業費、1項宅地造成事業費の積立金を、歳入の関係の岡崎1団地分、未売却分を減額するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月17日までに調査が終了するようお願いいたします。

議案第17号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第6、議案第17号 平成19年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第3号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第17号 平成19年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明をいたします。

今回お願ひするものは、歳入歳出それぞれに3,680万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,167万8,000円にするものであります。

歳入の主なものは、分担金及び負担金502万円の減額、使用料及び手数料167万円の減額、県支出金311万4,000円の減額、繰入金585万1,000円の追加、町債3,370万円の減額であります。歳出の主なものは、建設費3,533万5,000円、施設費147万円のそれぞれ減額であります。なお、3ページに繰越明許費補正が記載されておりますので、あわせてよろしくお願ひいた

します。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上ご議決くださいますようお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

上下水道課長（蜂須賀 正君） それでは説明させていただきます。

まず、3ページをお願い申し上げます。

第2表繰越明許費補正でございますが、建設費で537万5,000円の繰越明許のお願いでございます。これにつきましては、公共下水道の川戸、金井地区の一部なんですけれども、この事業の見直しの業務委託に係るものでございますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、4ページをお願い申し上げます。

地方債補正でございます。下水道事業が、補正前1億5,080万円を補正後1億1,740万円に、過疎対策事業につきまして、補正前320万円を補正後に290万円にするものでございます。

続きまして、6ページの事項別明細書、歳入をお願い申し上げます。

1款1項1目農業集落排水分担金でございます。説明欄記載のとおり、岩下矢倉農集での新規加入件数が予定より7件ほどふえましたので、48万円の追加のお願いであります。

同じく2項1目公共下水道負担金でございますが、接続件数の減に伴います550万円の減額をお願いであります。

次に、2款1項使用料167万円の減額をお願いですが、1目公共下水使用料では10万円の追加、2目浄化槽使用料、3目農業集落排水使用料ともに減額をお願いとなっております。

次に、4款1項1目県補助金であります。公共下水道、浄化槽ともに接続件数、設置基数の減に伴うもので、311万4,000円の減額をお願いであります。

次に、7ページをお願い申し上げます。

5款1項1目一般会計繰入金585万1,000円の追加のお願いでありまして、公共下水道等の接続件数の減、浄化槽設置基数の減によるものでございますので、よろしくお願い申し上げます。

7款1項預金利子10万2,000円の減額で、2項雑入、4目補償金95万円の追加のお願いであります。

8款1項1目下水道事業債、2目過疎対策事業債につきましては、合計いたしまして3,370万円の減額のお願いであります。

次に、歳出をお願い申し上げます。

2款1項1目建設事業費3,533万5,000円の減額のお願いであります。各事業ごとの費用につきましては説明欄にございますが、13節委託料113万5,000円の減額であります。公共下水道事業の見直し業務がまだ済んでおられないという関係で減額になるものでございます。

15節の工事請負費2,780万円の減額でございますが、公共下水道工事の減額が主なものでございます。

22節補償、補てん及び賠償金640万円の減額も、管渠築造工事等の減によるものでございます。

次に、3款1項1目施設管理費でございます。147万円の減額のお願いであります。説明欄にありますように修繕料等の減額でありますので、よろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますが、よろしくお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月17日までに調査が終了するようお願いいたします。

ここで休憩をとりまして、11時10分より再開いたします。

（午前10時58分）

議長（菅谷光重君） 再開いたします。

（午前11時10分）

議案第18号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第7、議案第18号 平成19年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

町長(茂木伸一君) 議案第18号 平成19年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算(第2号)について提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いするものは、歳入歳出それぞれ114万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,022万2,000円にするものでございます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料43万5,000円の減額、諸収入70万6,000円の減額であります。歳出は簡易水道費114万円の減額であります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長(菅谷光重君) 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

上下水道課長(蜂須賀 正君) それでは説明させていただきます。

4ページ、5ページの事項別明細書をお願い申し上げます。

まず、歳入でございます。

2款1項1目簡易水道使用料43万5,000円の減額のお願いであります。1節の水道使用料で38万円、2節量水器使用料で5万5,000円の減額のお願いであります。

次に、4款1項1目利子及び配当金で1,000円の追加のお願いであります。

続きまして、7款2項1目雑入でございますが、70万6,000円の減額のお願いであります。

次に、歳出をお願い申し上げます。

1款1項1目維持管理費114万円の減額のお願いであります。これにつきましては、11節需用費266万円の追加でございますが、修繕費の259万円が主なものとなっております。以下、12節から27節公課費までにつきましては説明欄記載のとおり減額となっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長(菅谷光重君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月17日までに調査が終了するようお願いいたします。

議案第19号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第8、議案第19号 平成19年度東吾妻町水道事業会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第19号 平成19年度東吾妻町水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いするものは、収益的収入及び支出予算の収入支出それぞれ404万6,000円の減額、資本的収入及び支出予算の収入に3,139万9,000円の追加、支出に1,248万円の追加をするものであります。なお、資本的収入及び支出で不足する額7,788万1,000につきましては、過年度分損益勘定留保資金3,587万7,000円と、当年度分損益勘定留保資金3,015万1,000円と、減債積立金1,184万3,000円で補てんするものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上ご議決くださいますようお願いをいたします。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

上下水道課長（蜂須賀 正君） それでは説明させていただきます。

今回お願いいたします補正につきましては、収益的収入及び支出、それぞれに404万6,000円の減額をお願いであります。資本的収入及び支出でございますが、収入で3,139万9,000円の追加、支出1,248万円の追加をお願いでございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金、それと減債積立金で補てんするものでございます。

4ページをお願いいたします。見積基礎になっております。

まず、収益的収入ですが、給水収益の水道使用料339万3,000円の減、分担金65万3,000円の減額であります。

収益的支出ですが、配水及び給水費278万6,000円の減額であります。区分につきましては、賃金から補助金まで記載のとおりでございます。すべて減額であります。

総係費796万円の減額でございますが、異動等による職員の人件費の減額が主なものとなっております。

減価償却費740万円の追加、資産減耗費70万円の減額のお願いであります。

6ページをお願い申し上げます。

資本的収入でございます。他会計負担金24万9,000円の減額、工事負担金3,164万8,000円の追加であります。下水道工事に伴う水道管布設がえ工事補償・補てん金でございます。

資本的支出ですが、送配水設備工事費が63万7,000円の追加、企業債償還金1,184万3,000円の追加のお願いであります。この償還金につきましては、利率の高いものを繰上償還するものでございますので、よろしくお願ひいたします。

以上、簡単でございますが、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月17日までに調査が終了するようお願ひいたします。

資料の訂正について

議長（菅谷光重君） 上下水道課長から発言が求められておりますので、これを許可いたします。

上下水道課長。

上下水道課長（蜂須賀 正君） 大変申しわけございません。

簡易水道の補正予算でございますが、議案番号で第18号になります。数字の訂正をお願い申し上げます。

補正予算の5ページになります。3の歳出の中の説明欄、維持管理費、「124万円」とございます。これを「114万円」に訂正をお願い申し上げます。

大変失礼いたしました。

議案第20号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第9、議案第20号 平成19年度東吾妻町国民宿舎事業会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

町長(茂木伸一君) 議案第20号 平成19年度東吾妻町国民宿舎事業会計補正予算(第2号)につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出については歳入歳出ともに62万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億640万6,000円に、また、資本的収入及び支出については歳入として新たに3,800万円を追加するものでございます。

今回の補正は、建物建設に伴う企業債償還に伴う補助金の追加のお願いでございます。

詳細につきましては、榛名吾妻荘支配人から説明させますので、十分ご審議をいただきましてご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(菅谷光重君) 続いて、担当課長の説明を願います。

榛名吾妻荘支配人。

榛名吾妻荘支配人(富沢美昭君) 国民宿舎事業会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

資料の3ページをごらんください。

国民宿舎事業収益につきまして62万5,000円の追加のお願いでございます。営業収益につきましては1,137万5,000円の減額でございます。利用収益としましては1,468万円の減額でございます。これは、利用者が当初の見込みを達成しなかったための減額でございます。売店収益につきましては587万5,000円の増額でございます。利用者は予定よりも少なかったんですが、売店の売り上げはおかげさまで伸びてございます。

営業外収益につきましては、一般会計補助金の1,200万円の増額のお願いでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

国民宿舎事業費用62万5,000円の増額のお願いでございます。宿舎経営費につきまして、区分の欄でございますが、賃金につきましては、当初予算で見えておりました臨時職員の賃金の減額でございます。売店材料費につきましては売り上げの増による材料の増でございます。燃料費につきましては、A重油等の値上がりによりまして400万円の追加のお願いでございます。会費負担金につきましては、退職手当負担金の増額によるものでございます。

4ページ後半からの資本的収入につきましては、一般会計より3,800万円をお願いするものでございます。これは、3条予算と合わせまして企業債償還に要する金額でございます。

以上、簡単ではございますが、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月17日までに調査が終了するようお願いいたします。

議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第10、議案第35号 東吾妻町デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第35号 東吾妻町デイサービスセンターの指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、東吾妻町通所介護施設である東吾妻町デイサービスセンターの施設について、社会福祉法人東吾妻町社会福祉協議会を指定管理者に指定したいという案件でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

保健福祉課長（山田文子君） お世話になります。ご説明申し上げます。

指定管理者制度につきましては、地方自治法第244条の改正によりまして、従来町が管理運営をしている施設につきまして、経費の削減や利用者のニーズに対応するという一方で、民間のノウハウを活用するという制度でございます。

現在、東吾妻町のデイサービスセンターにつきましては、平成18年9月1日より20年3月31日まで、社会福祉法人東吾妻町社会福祉協議会に指定管理者をお願いしております。平成19年度末をもって指定が終了するというところでございます。新たにまたお願いするという

ことでございます。

選定に関しましては、公募を実施いたしました。最終的には応募者が1法人のみでございました。指定管理の予定としては3年を予定しております。

以上、簡単でございますが、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

10番、大岡議員。

10番（大岡広海君） 指定管理者制度ということで既にスタートしておりました。そこで一つ問題になるのが、東吾妻町社会福祉協議会というこの団体の性格づけと伺いますか、どういう形でこの性格をとらえているか担当課長から伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（山田文子君） 社会福祉協議会は、地域の住民の福祉に寄与するために設定されております法人です。

議長（菅谷光重君） 10番、大岡議員。

10番（大岡広海君） 法が求めるところと大分違う答弁をいただきました。社会福祉協議会というのは社会福祉法で規定されております。それは、介護サービス事業者が、サービスの偏り、重複をなくすために自治体の中に入って福祉計画を樹立する、ここのことに本旨があります。

どういう過程か、各自治体で皆この団体が法人格を取り、福祉事業サービス業者として位置づけられている。それは、介護保険が導入されるまでの間は、民間ではなかなかそういう団体が育たなかったという事実があるんでしょうね。ところが、そういう形で、介護保険導入後はかなりの数が事業参入してきている。ビジネスチャンスととらえているんでしょう。そうなってくると、もう既に現行の社会福祉協議会というもの、現行の社協と言われているこの団体が、あえてサービス提供事業者として位置づけられる必要がなくなった。本来の形に戻り、偏り、重複をなくすための協議会というものをきちんと位置づけていく、これが望まれる姿だと思うんです。

そんなところで、では現行の社協をどういうふうにするか。これは、団体としてひとり歩きすべきであって、そうすると、この名称を「東吾妻町」と公益団体であるがごときのものではなくて、あるいはまた「協議会」という名称も使わない。何々サービス会社としての位置づけでフィフティーに物事を運んでいく、こういった位置づけが望まれるところだと思

ますが、そういう認識があるや否や保健課長に伺います。

議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（山田文子君） 社会福祉協議会に関しましては、法人格を取って、非営利事業と申しますかそういったことを本来して、地域住民の福祉に資するものという団体と申しております。その団体に対して、町が、介護保険が始まる時に通所施設を設置して、事業委託をして今日に至っていると思いますので、その辺のところ、通所施設運営をやっていく上で、町の施設を利用して事業委託をやっていくということになれば、指定管理をするか町として直営でお願いするかということでこの案件を提案しているということなので、よろしく申し上げます。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） そうすると、仮にこの指定管理を外した場合に、直営で物事を行うと。これは今どきの流れとは逆行するので、選択肢の中ではどなたの頭の中にも入っていないと思います。私はそういう意味で聞いたんじゃないんです。いいですか。現行の社協なる団体が社会福祉法の求めた姿であるかということを知っています。この一点をお答えください。

議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（山田文子君） 社会福祉協議会の本来の発足の意味と申しますか、そういった時点からは、デイサービス事業をするというようなことは、ずれてきていると私も思いますけれども、地域住民の福利厚生、介護保険のニーズに対応するというので、町がお願いしてこの事業をしていただいているというふうに認識しております。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） なかなか質問の本旨に答えてもらえないので……

現行の社協が、介護保険サービス事業者あるいは町から委託を受けた介護保険が適用にならない部分についてまでも、年次で三千何百万だったか、あるいはもう少しぐらいの事業量をもって活動を行っていることはみんな認識しています。ただ、これが社会福祉法の求めるところかということになると、大分違った形になっています。そうすると、一事業者として独立して事業をなしていく、その前提としては、「東吾妻町」、町と関係があるという名称をまずなくす。「協議会」という名称もなくす。法のもとに忠実に、多分、事業者とフィフティーに事業展開を行っていただく、これが法の求める姿だと思います。

ところで、皆様ご存じのように、金500円なる会費の納付書が毎年また春になると出回

ってくると思います。これは社会福祉法が許しますか。保健福祉課長に聞いてみましょう。

議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（山田文子君） 会費の徴収に関しましては、法人運営として地域の皆さんにぜひ協力をお願いしたいということで、協力していただける方は会員になっていただいて、寄附としてお願いしたいというものだと思いますので、強制ではないので、法人としての行為と思っております。

議長（菅谷光重君） 指定管理についての質疑でお願いいたします。

10番、大図議員。

10番（大図広海君） 指定管理の対象とする団体にふさわしいかということで質問しているんです。

そうしますと、今、保健課長から寄附ということ聞いた。この前の光ケーブルの話で寄附を募ったんだと。区長、班長を通じて納付書が各家庭に回る、これは寄附にならない、強要だという認識になると思う。よろしいですか。

ところで、これを寄附としましょう。社会福祉法が寄附のことについてどういう認定をしているか、あなたの認識を伺っておきましょう。

議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（山田文子君） 社会福祉協議会に関しましては、事業運営をするところで、収益を上げる団体ではございませんので、そういった部分で寄附のお願いをしているのだと解釈していますが。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） 非常に難しい問題がその中に入っています。社会福祉法では、安易に善意に頼るな、自立してやれと、この精神のもとに法律ができ上がっていて、寄附の問題については明確に規定しています。年に1回だけ県知事の認可のもとに、それも必ず行うのではなくて、収支報告書を出してどうしても寄附が必要だと、その認定のもとに年に1回だけ寄附が認められるんです。あなたはそういう認識はありましたかと私は聞いているんです。

少なくとも今の社協は町とは密接な関係にある。前回の一般質問の中でも町長からそのような発言があった。その補助職員であるあなたが、この問題についてどういう認識を持っているか、社会福祉法をきちんと理解しているか、一言答えてください。

議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（山田文子君） 社会福祉法につきましては、勉強不足で大変申しわけありません。これから勉強させていただきたいと思っております。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） それが事実なんだと思うんです。質問されたら、わからないことはわからないと言うべきなんです。取ってつけたような理由を述べるから、いろいろ複雑な問題が起きてくる。

ところで、わからない課長がこの席に座るべきじゃないと思う。

（発言する者あり）

議長（菅谷光重君） はい。少し不適切な言葉だと思います。

10番（大図広海君） いや、法人格として社協がある、これは認識しています。現状ではほかにかわるものはないでしょうということも認識しています。ただ、議会が認めるにふさわしい、要するに指定管理者としてふさわしい業績を残してきたか、その中の一点がそういう事情もあるということは認識していなくてはいけない。

そうなってくると、名称等々は定款で変更できると思います。多くの場合、設立のときからずっと町が関与していました。そういった方向でこれをきれいに整理していく、これは高度な政治的判断になるかとは思いますが、執行権者の意見を伺ってみましょう。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） そういったつもりであります。社会福祉協議会に対する運営補助金というふうなものが正しいのか、委託費が正しいのか、いろいろな社会福祉協議会の内容についてはただいま検討を始めたところでございます。

なお、申し上げますが、当初この施設については指定管理ではなく、ただ建物を貸すというふうなつもりが最初はございました。ところが、セットに近い東のすこやかセンター福寿草のほうが、どうしても公の施設でないといけない。といいますのは、借入金がございました、そういったわけでその枠を外すわけにはいかないというふうなことでございましたので、ただ、町所有の建物を貸して料金をいただくというわけにはいかなかったという、そういったようなことがあったものですから、指定管理というふうな方法を選ばせていただいたという経緯がございます。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） それで、そうなりますと、これは指定管理の以前から、あるいは合併以前から、現実的にはその公の施設を排他占有している、これが現実なんです。ちな

みに、私は実経験がないんですが、近所の情報によりますと、指定管理になる前から、社協を使った場合に、当然に領収書は社協名義で出るわけです。介護保険の保険金の請求は、社協から介護保険のほうに行くと思います。そうなってくると、どうやってもこれは、デイサービスセンターがそこにあるという認識が町民の中にはどこにもない、あるいはこれは過去ですから、なかった。その追認の形で今がある。

今、町長が述べたように、あるべき姿は、行政財産から一般財産に変えてそれを有償で貸し出す、これは見積もりあるいは事業計画等々で、ほかに適者があればそれでいいと、そういう形でフィフティーに扱う。ただ、今言ったように補助金適正化法の問題がある。ただ川戸のほうは、これはもうクリアしているかと思う。分けて考えてもいいかなと。ところが、分けて考えると何かこそくな手段をとったみたいなのもある。この辺で悩むところだとは思いますが、ただそれが、いつまでも今のような形が続いていると、社協を特別扱いしたこと何ら変わりはないような結果が残る。その辺をきれいに整理する。たまたま指定管理の見直しの部分にあるので、その辺の論議も煮詰めるべきかなと思います。

すぐは答えが出るという方向でなくても、その姿勢について町長の方針を伺っておきます。
議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） まことに言い当てられたふうなところでもございます。今回、公募というふうな形ではっきりとらせていただきました。それは、約1年半前の指定管理に最初にするときは随意契約というふうな形で、今までの経緯を踏まえた中で、社会福祉協議会、そこがやってくれただから、今まで利用していただいていた方々に不安を与えないというふうなこととか、時間的な問題であるとかというふうなことで随意契約にさせていただきました。ただ、その間に、それを1年半と短く指定をいたしました。そういった中で、民間のほかのデイサービスセンターに負けない体力もつけていただくであるとか、そういったようないろいろなことを考えた中で、1年半というふうにさせていただきました。

それで、今回は公募というふうな形にさせていただきましたのは、やはり社会福祉協議会であるから特別なんだ、特別扱いをしたんだというふうに町民の皆様に見られないようにというふうな配慮からだったかと思えます。

いずれにいたしましても、今回ははっきり、すこやかセンターの指定管理とデイサービスセンターの指定管理とは、少なくとも分けてございます。そういった中からも、今後の考え方というようなものも酌み取っていただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 即決という予定になっているようですので質問させていただきます。

確認だけちょっとしておきたいんですけども、このさっき読んだ条文というか文面ですと、施設についてということですけども、当然デイサービスセンターを運営することも含めての指定管理者という解釈でよろしいんですか。

議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（山田文子君） 施設管理とデイサービス事業の運営管理です。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） わかりました。施設についてとあえて限定してあるようだったので、その辺を確認したんですけども、多分そうだと思います。

私が判断に困っているというのは、多分、この条例に基づいて選定の作業をされたんだと思います。1法人しか応募がなかったんだと思います。それが適切というふうに判断をされたんだと思いますけれども、私どもに出された資料にはこの紙が1枚あるだけなんです。どんな事業内容で、どういうプランでそこを運営してくれるかというのが私どもに全然示されていないんです。だから、いいかどうかの判断をするのに非常に困るというのはそういう意味なんですけれども、なぜきょうその辺のデータをつけていただけなかったのか、保健福祉課長、答えていただけますか。

議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（山田文子君） 資料、データというものは、秘密事項といえますかそういったものがございまして、あえて提示をしなかったんでございましてけれども、計画書、予算書、そういったものも必要であれば提示ができますので、よろしく申し上げます。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 答弁はわかりましたけれども、議会に対して出せない秘密の内容というのは何なんですか。

（「知識不足だ。言いわけをするからそういうことになるんだ」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 大岡議員、ご静粛に。

（「皆さん聞きたいと思って」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（山田文子君） 準備不足と言われれば大変申しわけなく思います。指定管理

をお願いする時点でどのような資料ということなんですけれども、管理をお願いするという
ことで、あえて資料はというようなことを、期間を指定するというだけだったので、資
料をどのようなものかということをお聞きしましたら、必要ないといいますが、
そういった助言をいただきましたので、あえてつけさせていただかなかったので、申し
わけありません。

(「答えていない」と呼ぶ者あり)

議長(菅谷光重君) 保健福祉課長、質問に答えてほしいと言うんですが、何の秘密か。

保健福祉課長(山田文子君) すみません。秘密のことについてはございません。取り消さ
させていただきます。

議長(菅谷光重君) 8番、一場議員。

8番(一場明夫君) 町長は常々情報を議会と共有しておっしゃっているんで、そ
ういう配慮を常になさっていただいているのかなと思うんですが、多分、今までも社会福祉
協議会が基本的には適切にやられてきたんだと思います。

ただ、先ほど町長が言ったように、1年半の間は暫定的にやられて、今度はちゃんと公募
でやるんだということの中で、社会福祉協議会しか出てこなかった、だからそこなんだよと、
こういう紙が出てきているわけですね。でも、そこが私たちから見てどういうふうに適切
な運営、施設の管理だけではなくて運営もやるんですね。どういう内容でやられているか
とか、それがきちんと示されないで、そこがいいと決めるわけにいかなくなるんですよ。だ
って、何もデータがないんですから。

そういう意味でいくと、やはりきょう即決でやられるのは非常に私もつらいので、その辺
のデータをきちんと示していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長(菅谷光重君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(山田文子君) 利用状況、収支決算状況、それからこの間選定委員会を実施
いたしました事業計画書、収支予算書、そういったものがございますので、それでよろしい
でしょうか。それなら提示できますけれども。

議長(菅谷光重君) 8番、一場議員。

8番(一場明夫君) 私が資料が欲しいと言っているのは、今後どういうふうにセンターを
運営管理していくかというプランが出されている、その内容を見せていただければいいん
です。それが選定の多分基準で、皆さんが判断なさったんですね。どなたが判断したかそれ
は知りませんが、選定委員会を設けたものかわかりません。条例には選定委員会とは

書いていないので、多分何らかの会議で協議して決めたんだと思いますけれども、それを決裁に上げていったのかなと思いますが、その辺の経過も含めて、そのときに出されたプランをきちんと私たちに示していただかないと、私どもではこの紙だけでは判断をつけられないということでご理解いただきたいんです。必要な書類というのはそれでわかると思いますが。

議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。
保健福祉課長（山田文子君） 公募いたしましたして、2月21日に選定委員会の要綱に基づきまして通所施設の選定委員会を実施いたしました。選定委員の委員につきましては、被保険者を代表する委員、民生児童委員を代表する委員、保健福祉医療を代表する委員、それから行政の代表委員なんですけれども、そういった中の方に提案をいたしまして選定会議を開きまして、選定委員会を実施いたしまして、決定といたしますか選定をさせていただきました。

そしてその中で、提案事項、事業計画といったものを、20年、21年、22年と3年間にわたって計画を出していただきました。基本方針としては、東吾妻町の高齢者並びに身体障害者の福祉の向上に寄与するためということで……

（発言する者あり）

議長（菅谷光重君） 質問の時間には限りがあるが、答弁は限りがないですから。

保健福祉課長（山田文子君） 自主的に経営基盤の強化を図るとともに、福祉サービス、質の向上及び事業経営の透明性の確保を図るといった基本方針のもとに、重点目標といたしまして、20年、21年、22年と、各施設ごとに個別指導をするであるとか、口腔機能の向上をするとか、利用者、定員の増加に努めるとか、土曜日の営業をしたり祝日の営業をするのもこれからは頑張っってやっていきたいというような提案、事業計画がございました。その計画に基づきまして選定委員の方々に説明をいたしまして、決定をさせていただきました。そういう経緯でございます。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） わかりました。選定委員会で決めたので、あなた方は、その結果でいいということが出たからそれで判断するといったことでもいいんですか。

議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（山田文子君） 公平に公募をいたしました。選定委員会を実施いたしました。そこで決定をいたしましたので、議会の皆さんに指定期間というものをお願いしているということでございます。よろしく申し上げます。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） わかりました。では、指定期間だけ決めればいいんですね。ここにある指定管理者はここだということは決めなくてもいいんですか。

議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（山田文子君） 案件の中に、指定管理者と指定期間を設定して議会に議決を求めるといものがございます。よろしくお願いします。

議長（菅谷光重君） 途中でございますが、ここで休憩をとって、1時に再開をさせていただきます。

（午前 11時59分）

議長（菅谷光重君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

議長（菅谷光重君） 続いてお願いいたします。

8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 資料をいただきまして、ありがとうございます。

確認しますけれども、これをもとに選定委員会で審査したということによろしいんですか、課長さん。

議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（山田文子君） はい、そうでございます。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） わかりました。審査会でどんな論議をしたか大体想像がつくようになってくるんですけども、まず一つは、多分基本的には問題ないと思います、過去にデータが出ているから。出された法人がどういう実態かという把握は、これでは多分できないですよ。

もう一つは、この内容だけだと、実際に施設をどういう条件で使うというのが私どもには全然わからないですよ。あそこの施設のすべて、電気料から施設の保険料からすべてこ

の中をもってという解釈で、これをやる計画だという解釈でいいんですか。

議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（山田文子君） 施設につきましては町の持ち物でございますので、保険料とかといったものは町で負担しております。あと、光熱水費といったものについては、指定管理を受けたほうで負担をしていただいております。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 細くなるんですけども、そこをそっくり任せるといふふうにさっきおっしゃったような気がするんですが、そういう意味でいくと、指定管理者という考え方でいくと少し説明がよくわからない部分があるんですが、それが通常の指定管理者制度なんですか。

議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（山田文子君） 町の建物を町のもので管理をするということで、最低なものといいますが、そういったものは町の負担と思っておりますので、火災保険だけは町で支払いをして、あとは社協のほうで払っていただいております、現状では。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 実態は大体わかりました。

あとは、一つ私がよくわからないのは、民間でも多分デイサービスをやられておるところがあるのだと思いますけれども、そういったところとの料金の比較だとか、そういったもののデータというのが全然ないので、その辺のところの比較だとかというものをどういうふうにして判断したのか、ちょっとお聞かせいただけますか。

議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（山田文子君） デイサービス事業に関しましては、介護保険の診療報酬といいますが、それに基づいた金額を納めていただいておりますので、事業者によって介護の認定のサービス、そういったものが違うということはありません。法に基づいて介護保健法の保険料としてやったことを、その介護の認定者によって負担は違いますけれども、みんな料金の差はないです。介護報酬費ですから。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） というと、予算書で差がつくのは、その運営をしていくときにどういうふうに入件費を少なく済ませるとか、運営のための経費を、電気料をどれだけ節約するとかいうことを含めて、そういうものの差が出るだけですか。サービス内容に差が出るという

ことはないということですね。

議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（山田文子君） サービスに差はございません。介護保険の報酬をもってやっているということなので、ないということをお願いします。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） わかりました。

一つお願いしたいのは、これは突然見せていただいたので内容がよくわかりませんが、できましたら私としては即決でなく、もうちょっと調査させていただく時間が欲しいということをお願いしたいんです。もう少し研究させていただければというふうに思いますけれども、その辺の判断を議長のほうでしていただければと思います。

議長（菅谷光重君） ほかに。

（「いいですか。時間は残っていると思うけれども」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 大岡議員は先ほど質疑なされたので、ほかの方。

（「でも30分制でしょう」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） そうです。

（「まだ残っているのではないですか」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） それはカウントしていません。一たんこれで締めましたので。

14番、前村議員。

14番（前村 清君） 二、三、私は不明なところがありますのでお尋ねをします。

今この提示されているところに指定管理者としてデイサービスを委託するという、指定管理者制度をもって委託するとなりますと、施設はみんな東吾妻町の施設ですよ。それで、どのくらいの貸し賃ですか、それは管理者からどのくらいもっていることになるんですか。そこから教えてください。

議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（山田文子君） 現在、町で指定管理者をお願いしてございます。それは、町の施設を使って、町がデイサービスを委託して、事業を委託をお願いしています。それに関して、法律の改正によりまして指定管理者制度を導入するか直営でやるか、そういったところを地方自治法の改正によって選ばなくてはならないということが、指定管理者の今お願いしている案件なんですけれども、自治法が改正になって、18年9月1日から現に今指定管理をお願いしております、社協に。指定管理をしてお願いしてある中で協定書を結んでおり

ますけれども、その中でいろいろ細かなことは決まっていますけれども、営業収益に対して収益のあった部分については50%ずつ収益の配分をするというようなことで、今、協定書は入っております。施設の使用料については無償です。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 一場議員に申し上げます。前提を即決で質疑を重ねております。

14番、前村議員。

14番（前村 清君） そうすると、利益が出れば折半だということで、利益が出ない場合はだめなんでしょうけれども、それでやっているということは、そこからお金が入るから賃貸ではないということなんですよ。ただで貸す、その辺は完全な指定管理者ではないということです。ななあの指定管理者、わかりやすく言うと。それはきちんとすべきではないかなと思うんです。指定管理者制度でそっくりお任せするというのではなくて、この辺はいいやというようなやり方はなんですか。役場がやるべきものを指定管理者がするんだから甘くてもいい、そういう話ではないんでしょう。でも、一応は募集して出たんでしょうから、1社しかなかったということにしても、その経理はちょっと違うのではないかな。

町長がそういうふうにしると言ったのかどうか、それは知らないですけども。町長が言った可能性があるとか……。では町長に質問します。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） すみません、私の認識では、公の施設という設管条例があるものにつきましては、賃貸料を有償で貸すということができないという認識をしております。ですので、先ほど、普通財産にして建物として貸せば賃貸収入が得られますねという、それも一つの案ですというふうなことは、先ほど大図議員の質問のときにお答えしたつもりでございます。

それと、利益が出た場合の半分を協議の上、納める、それはどういう表現だかわかりませんが、半分をいただくというふうなことについては、修繕費用であるとか、建物の持ち主が大規模修繕とかそういったようなものは当然ながら行わなければいけない、そういったようなものに充てるための資金というふうな意味合いで、相手方とは共通認識を持っているつもりではございます。

議長（菅谷光重君） 14番、前村議員。

14番（前村 清君） 理解はしましたけれども、そうすると、社会福祉協議会の中に東吾妻町デイサービスセンターといま一つは福寿草というのがあるということなんですよ。社会

福祉協議会の中にあるのではないんですか、すこやか福寿草とかなんとか書いてありますね。それは違うんですけれども、そういう2つが社会福祉協議会の中にあるということですか。組織図がちょっとわからないので、そういう質問になってしまうんですけれども。

社会福祉協議会の違う事業には町から多額の補助金が出ていますよね。これはちょっと整理をしていかなければわかりにくいので、私は質問をしているんです。片やその補助金団体であって、片やデイサービスだからといって無料で借りているというようなことから、どうもそっくり別のことを考えたほうがいいんじゃないかなと思うんです。そこでなければだめだ、今なかったんだからしょうがないといえばしょうがないんですけれどもね。その組織について若干ご説明いただけるでしょうか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） まず最初の組織といたしますか、公の施設、町の施設で、介護保険事業におけるデイサービスをやる建物、施設が2つございます。すこやかセンター福寿草という施設、それから東吾妻町デイサービスセンターという施設が川戸にございます。その施設の運営、公の施設ですから、介護保険事業におけると書いてあるかどうかはわかりませんが、細かい詳細は私もわかっておりませんが、公の施設の運営目的というふうなものをやっていた法人が、今回、社会福祉協議会にまたなったというふうなことでご理解をいただきたいと思えます。

そして、逆の方向で考えますと、社会福祉協議会としますと、社会福祉協議会の中は、町から運営補助を受けた中で、いろいろな団体事務であるとか事務局であるとか、研修の引率だったり、要するにこの町の社会福祉全般についてを考えるといたしますか、そういったような組織体というふうなものがまずございます。そして、その一部のブロックが介護保険事業をやっているというふうにお考えいただけますでしょうか。それは、ホームヘルパーの派遣であるとか、先ほどのデイサービスであるとかというふうな形で、一般の民間社会福祉法人でやれる仕事もそこで一部やっておるということです。

そしてそのほかには、我が町でお願いをしているのは、シルバー人材センター、これは委託というふうな形で、年間350万円の委託費を払ってシルバー人材をこの町に有効に役立てていただくとか、それとあとは介護保険では対象にならない、強いて言うならば介護保険の横出しサービスとでも申すのでしょうか、介護認定や要支援とかになっていない方でも、ある一定の年齢が過ぎたりしていますと、デイサービスセンターに行って入浴をしたり皆さんと一緒に楽しい一日を過ごしていただいて、介護予防というふうな形にさせていただく、それ

に対しては1人幾らというような形で、町としても今現在は社会福祉協議会に委託をしてお願いしている事業でございます。

ですから、今回のこれは、社会福祉協議会の介護保険事業ブロックのデイサービス事業ブロックが、この東吾妻町の公の施設に対して指定管理者の指定を受けるといふ、そういうことになるのかなと、こんなことで説明になったでしょうか。

議長（菅谷光重君） 14番、前村議員。

14番（前村 清君） 概略は理解できたとは思っておりますけれども、ただこの組織は、役員さんが選ばれて、理事長以下幾人が役員がみんないると思うんですが、町民の中から強く言われました事項がありますので、町長にお伝えしながら質問したいと思うんですが、やはりこれは組織がありまして、決算が3月に行われて、その後決算の認定といひますか説明会があると思うんですが、やはりてんづけそこへ呼ばれてやるということについては、何もわからず何も返事をできない、どうにもならないから、こういうことでないほうがいいのではないかと言われたその組織が、社会福祉法人東吾妻町社会福祉協議会だと思うんですが、そういったところのあり方についてもきちんと行政の中でいま一度お考えいただけるように、何でもかんでもその人が出ていけば、それで説明すれば済んでしまったということではなくて、きちんとわかるようにすべきではないかというふうに、口がこれ以上しゃべれないんですけれども、その役員人事については私は口を挟む気持ちはありませんが、よく検討をいただくようお願いして、私はそれだけの質問で結構です。

それと、施設利用料をいただいていないということは、単純に言えば内々でやっている、そういうことで、指定管理者という形をとっていても内々でやっているという解釈を私はしてしまいましたけれども、それでいいですね。どうにもそういうふうにとれるんですけれども。いま少しすっきりすべきだということを言いたいということなんですよ、私は。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） すみません、先ほどの質問で半分答えなかったかもしれませんが、そのすっきりしたほうがいいというのを。

先ほど大図議員との質疑の中でも申し上げましたが、やはり介護保険関連事業のブロックと、それと町で本当にこういったいろいろな弱者、福祉関係ですから、生活弱者と一般的に言われるような方々、いろいろな団体がございます。そういった団体のいろいろなお世話をしてくださっているというのが、今かなりの部分を占めているのかなというふうに思います。それと、ボランティア協議会であるとかいろいろな団体でこの町の福祉に貢献をしてくださ

っているんだと。それに対して確かに多額な金員が支出はされています。

ですので、その辺のところにもうちょっと町としてもしっかりと関与をして、先ほどおっしゃっていた、内々でやっているのではなからうかというような非難、そしりを受けないような形にまで指導してまいります。それは既に始めているつもりではございますけれども、まだまだ行き渡っていない。これは、補助金の審査の中、委託なのか補助なのかいろいろ、まだちょっと時間はかかるかと思いますが、それは一步一步進めておりますので、ご期待いただければと思います。

一応、今、社会福祉協議会のシステムは、評議員という方が30人から50人くらい、かなりの数はいらっしゃると思います。そして、そのあと理事会がございまして、理事会にはこの議会の中からも何人かの方が出ているのかと思いますけれども、そういったようなものをもうちょっと透明になるように、しっかり私どもも監督をしていくつもりでございますので、もうしばらく時間をいただけたらと思います。よろしく申し上げます。

議長（菅谷光重君） 14番、前村議員。

14番（前村 清君） 指定管理者制度を導入してやるということですから、その線引きだけは間違わずに、なあなあではなくきちんと線を引くということを前提に進めることをお約束してください。そうすれば、私の質問は以上です。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） それは、しっかり線引きをちゃんとした中でやっていくつもりでございますし、今回も実はやったつもりでございます。かなり社会福祉協議会としての緊張感はあったと申し上げておきます。そして、さらにいいサービスをしていただけるように、いつもそういった緊張感を持った上で指定管理というふうなものに臨んでいけたらというふうには思いますので、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） ほかに。

10番、大図議員。

10番（大図広海君） ちょっと発言させてもらいますけれども、私の発言の後に新しい資料が出てきた、これは事実、間違いのない話なんです。そのことについて発言の機会を逸することはいかがなものかと思いますが、いかがでしょう。

議長（菅谷光重君） 今回試行的に導入いたしましたので、私はこういう考えで進めてまいりました。

（「30分制でしょうから、私は15分以上時間を残していると思いま

す」と呼ぶ者あり)

議長(菅谷光重君) 10番、大図議員。

10番(大図広海君) 私の記憶だと15分以上時間が残っていますし、それで、同じ質問ではないんです。新しい資料が提示されたのでそのことに対してということです。そうじゃないとこの資料が意味をなさないでしょうという話です。

議長(菅谷光重君) 今回試行的ということで、後で資料が出てきた観点からしまして、特例で発言を許可いたします。

10番、大図議員。

10番(大図広海君) 改めてスタートですが、そうしますと一点伺っておきます。

この1年半、指定管理者になりました。デイサービスセンター、すこやかセンターは介護保険の適用になっておりますので、当然そういう手続がなされていると思います。そうすると、介護保険特別会計に保険料の請求があると思います。請求者はだれですか。

議長(菅谷光重君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(山田文子君) デイサービスの事業に関しましては、事業者は社会福祉協議会長でございますので、社会福祉協議会長が診療報酬の請求はしております。事業者として。

議長(菅谷光重君) 10番、大図議員。

10番(大図広海君) そうしますと、通所施設の設管条例の中で、どうやって読むかがかなり際どいところになるのですが、介護報酬を当該指定管理者の収入として収受させる。だから介護保険同等額を収入とするのですが、これが公の施設である限りにおいて、事業主体は東吾妻町です。そうすると、保険金の請求人は東吾妻町になっていないと完結ができない、私はこの条文をそういうふうに読みました。当然に領収書の発行先、1割負担に対して、利用者に対して領収書が発行されると思います。そうすると領収人はだれであったか。これが社協であれば事業主体が社協になります。指定管理者というのはそこまでのことを包括されるかどうか。それだったら、東吾妻町のデイサービスセンター、東吾妻町の事業としてはどこにもなくなるわけです。

これが実態なんでしょうけれども、そのこのところでやっぱり一線を崩すべきではないような気がする。崩すのだったら、きちりとした形で一般財産とする、それで、事業主に対してどういう形であれ、これが有償であるか無償であるかは、無償というわけにはいかないでしょうけれども、フィフティーに勝負するという意味では、やっぱり民間事業者に対して、恐らく民間事業者は当該施設に対して金利も発生する、なかんずく固定資産税が発生する、

その中で介護サービスを提供しているわけですから、同じ土俵に乗せるということかと思えます。

それはそれとして、実現はなかなか難しいと思うんですが、一点重要な問題があります。手続等に関する条例（第60号）、公の施設に係る指定管理者の云々の話です。そのところで4条に、事業内容が効果的かつ効率的に達成する、その次に、「指定管理者の指定を受けようとする団体が」と未然形で書いてあります。まさに今このところだと思うんですが、事業計画に沿った管理を安定して行う。この安定するということは、継続して行うことができるというのが前提です。というのは、必ず収支は合わせる。合わせるということは若干でもプラスの方向に持っていくということです。

そこのところで、今出された18年度の収支決算書によりますと、かなりの部分が危なくなっております。19年度の見通しも大分危なくなっております。これは、安定的に行うというこの条例に対して、この事業者は適格性を欠くという答えが出ざるを得ない、私はそういうふうに解釈します。これをなぜ適正と判断したか、その根拠を伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 時間を少し欲しいということで、ちょっとお待ちください。

暫時休憩をとります。

（午後 1時30分）

議長（菅谷光重君） 再開いたします。

（午後 1時35分）

議長（菅谷光重君） 副町長。

副町長（関口博義君） 今、計画に沿って安定した管理運営ができるかというようなご質問をいただきました。その中で、私もプロポーザルというものに参加していた一員として申し上げます。

ご承知のとおり、今回手を挙げた方が1社ということで、他の業者との比較ができなかったということがありました。その中で、まず基本的に臨んだ考え方といたしまして、業者の

過去の実績ですね、長年の経験をまず重く考えました。また、委員の中でもまずそれから選定の基準といたしました。同時に、提出していただいた資料等の内容も、その上で決算内容等を含めまして、これは事業計画に沿って安定した管理ができるのではないかとというふうな、比較ではなくて、今までの前提に立った上で信頼を申し上げて、これから事業努力をしていただきたいということで判断をいたしました。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） トータルとしてそういうこととということで話が調ったということですが、そうすると、こういった添付資料を出させた意味がない。あるいはこの条例がうたっているところの、「事業計画に沿った管理を安定して行う」、こういうことなんです。安定して行う、この先もずっと。この管理者制度がスタートするときによく注意しなければいけないのは、あくまでも指定管理であってこれが請負ではない、ここに問題があると、甘えがあるんだと、そんなような文章を読んだ記憶もあります。

それで、今もちょっと休み時間中にひそかに思ったんですが、こういったデイサービス事業に赤字が発生しても、この事業者はほかにも事業を行っていて、過去の経歴にそれをきちんと行われた実績がある、この評価は正しいと思います。このデイサービスだけが問題ではないんだと、いわゆる有名企業がプロ野球を抱えるようなものだ。それはそれで結構でしょう、判断とすれば。

でも、その過去の事業そのものが公費によるものなんです。自前でやっていないんです。そうすると、指定管理者にした大の目標は、ここなんです、経費の削減にあるんです。その赤字をほかの事業、社協がここで出した200万円、300万円という赤字をほかの事業で補てんする、そうじゃないと追いつかないわけですよ。では、ほかの事業とは何だと。やっぱり公費から出たものの、差額がそこに留保されているものがそこに回っていくんだということになると、指定管理者というものが目指したものではなくなってくる。ここに問題点があるんです。そういうことが、明白な事実として私が認識してよろしいような状況であるかどうか。具体的な決算数字が近年のものは特に頭の中に入っていないので申しわけないんですが、過去の経験からするとそういうことになります。

あわせて、これはあくまでも民間手法をとということの前提なので、そうすると今言っているように、ちょっとではなくて私にすると大分ですが、ぬるま湯につかった、あるいは過去の経験則の延長線である今現在の社協のあり方、このものに対して、この民間手法を運用するということが大前提の指定管理者というところには、いまいちギャップがあるのではない

かなと考えるところですが、その辺の所感を伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 今、議員がおっしゃっていた赤字補てんであるとか、社会福祉協議会が積み立てているお金の大半が公の資金、要するに町の税金ではないかというご指摘でございますが、基本的な形では私はそういう認識はしておりません。これは、介護事業で得た収益を積み立ててきているというふうな形態になっております。ですので、その認識というふうなことは共通認識としてはできませんし、これからもそんなことはないと思います。

そして、先ほど来申し上げているのは、そういったようなものも、例えば介護保険事業にかかわる職員はだれとだれなのか、そういったようなところまで、今、内部体制まで含めてしっかり詰めさせるようにしております。これからですけれども。それは、平成19年度予算、昨年今のぐらいのときの社会福祉協議会とのいろいろな折衝の中でも、そういったやりとりは十分やってまいりました。ですので、多少なりともそういった傾向は薄らいでいるというふうに思います。ですから、このデイサービスはデイサービスとしての、やはり介護保険事業ブロックというふうな中で、しっかりその辺はやっていただくというふうなつもりであります。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） そうしますと、また論点が少し違う時点に行ってしまうので、蓄財がどうやってできたかという話は、その原資はともかくとしておいても、少なくとも我々が積み立てた介護保険収入であるということ間違いないと、そういうふうになってきておると思います。このジャンルは、ある程度利益が出るような形で保険点数が組まれておりますので、それは当然そういうことにもなるでしょう。その中で、今言っているように、その積み立てた原資がここに補てんされるのか、それでいいのか。ここですね。管理を安定して行う能力があるのか、そういうやり方ということです。

この施設について、施設の中で行うところのデイサービス事業そのものについて、きちんと収支を合わせる、それがこの条例が要求しているものだと私は解釈するんです。その辺の解釈はどうなっていますか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 選定委員会が、その辺もあわせて判断をしていただいたという認識で思っております。

（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） ほかに。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

議長（菅谷光重君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第11、議案第36号 東吾妻町すこやかセンター福寿草の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第36号 東吾妻町すこやかセンター福寿草の指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、東吾妻町すこやかセンター福寿草の施設について、社会福祉法人東吾妻町社会福祉協議会を指定管理者に指定したいという案件でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

保健福祉課長。

保健福祉課長（山田文子君） それでは説明をさせていただきます。

東吾妻町すこやかセンター福寿草の施設に関しましては、平成18年9月1日より平成20年3月31日まで、社会福祉法人であります東吾妻町社会福祉協議会に指定管理をお願いしてございます。19年度末をもって指定管理期間が終了するということでもありますので、お願いをする案件でございます。

選定に関しましては公募を実施いたしましたが、最終的に応募者は1法人のみでございました。

指定期間は、20年4月1日より23年3月31日の3年間で予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

議長（菅谷光重君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第12、議案第37号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第37号 町道路線の廃止について提案理由の説明を申し上げます。

今回廃止を提案する町道路線は、主に土地改良事業により地形を変えた地区の町道路線の見直しに伴う認定路線の廃止でございます。

廃止する路線は25路線、延長で6,284メートルとなっております。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

建設課長。

建設課長（角田 豊君） 今回廃止をお願いする内容ですが、ただいま町長より説明があったとおり、主に土地改良事業により地形、形状が変わったことにより認定路線の廃止があります。

内訳としまして、植栗土地改良により廃止が1路線、小泉・泉沢土地改良により廃止が19路線、萩生土地改良により廃止が1路線、大戸・本宿土地改良により廃止が1路線、根古屋土地改良により廃止が2路線、ハッ場ダム関連で行っております松谷土地改良により廃止が1路線となっております。

なお、今回の認定町道の見直しは、土地改良事業による換地処分が済んだところを対象として見直しを行いました。したがって、植栗土地改良は全体が完了していませんので登記が済んだ部分のみで、松谷土地改良は施工中のため廃止のみをお願いしてあります。

議案書を1枚はぐっていただきまして、廃止路線調書というものがございます。これが廃止路線の一覧でございます。

そして、その次からが位置図となっております。これは少し細かいんですが、網図です。左下に凡例がございますが、町道認定路線、これは既に認定されている路線という意味で、既設の認定路線という意味でご理解いただきたいと思います。赤で表示してございますのが今回廃止をお願いする路線でございます。

まず、1枚目の位置図の左、これは太田地区の植栗になります。左の上のほうに太田中、太田小というのが出ておりますが、ちょうど真ん中あたりにJAの太田支所ですか太田事務所がございますが、その沢を境にしまして、そこから東が小泉・泉沢の土地改良区の小泉分でございます。

その次のページをお願いしたいと思います。

これは同じく小泉・泉沢地区の小泉の一番北の端、旧東村境の部分の台地でございます。

次のページでございますが、今度はA4の、半分の図面になっておりますが、これは小

泉・泉沢地区の泉沢の部分でございます。

その次の、これもA4でございますが、萩生の地区でございます。

その次のページの位置図が坂上の霜田地区ということでございます。

そして、その次のページでございます。こちらは根古屋地区です。

そして、最後のA4でございますが、これは松谷盛り土の関係の廃止でございます。

以上でございますが、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第13、議案第38号 町道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第38号 町道路線の認定について提案理由の説明を申し上げます。

今回認定を提案する内容は、主に土地改良事業により地形を変えた地区の町道路線の見直しに伴う土地改良事業後の路線の認定であります。

認定する路線は、土地改良事業によるものが89路線、一般の道路改良によるもの1路線で、総延長が1万8,916メートルとなっております。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

建設課長。

建設課長（角田 豊君） 今回認定をお願いする内容でございますが、ただいま町長より説明があったとおり、主に土地改良事業により地形、形状を変えたことによる路線の認定でございます。

内訳としましては、植栗、小泉・泉沢で行われた土地改良による認定が54路線、厚田地区で行われた土地改良による認定が9路線、萩生地区で行われた土地改良による認定が5路線、大戸・本宿で行われた土地改良による認定が9路線、三島根古屋地区で行われた土地改良による認定が6路線、原町在上地区で行われた土地改良による認定が6路線及び一般の道路改良で原町新井地内に完成した路線認定が1路線となっております。

今回この議案をご議決いただきますと、町全体の認定路線延長は62万4,316メートルから63万6,948メートルになり、1万2,632メートルの増となります。

ちなみに、これは普通交付税の算定の基礎になりますけれども、延長と道路の面積ということで試算しますと、普通交付税が約900万円から1,000万円の増、そのほかに、昨日総務課長のほうからございました特定財源のほうの基礎数値にも反映するというところでございます。

議案書の2枚目をお願いしたいと思います。

これは各土地改良区ごとに路線番号の若い順から振ってございますが、これが認定路線調書でございます。その後に各地区の、これも黒が既設の認定路線、赤が今回の認定をお願いする路線でございます。

1枚目の位置図が、同じく左半分が植栗関係、右半分が小泉関係でございます。

2枚目が小泉・泉沢地区の関係でございます。旧東村境のところでございます。

次の地区が泉沢の上のほうですか、浜井場あたりになります。小泉・泉沢地区の関係でございます。

その次の位置図が厚田地区、その次のページの位置図が萩生地区ということでございます。

その次が霜田地区、その次のA4でございますが、これが根古屋地区、その次のA3三つ

折りでございますが、これが在上の地区でございます。

最後の位置図でございますが、これは紺屋町・平沢線の5322号ということで、川の反対側に新設した部分です。

以上でございますが、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

14番、前村議員。

14番（前村 清君） ちょっとお伺いします。一般の新認定路線の大字原町新井から終点の大字原町新林というのはどこなんでしょう。

議長（菅谷光重君） 建設課長。

建設課長（角田 豊君） 位置図で最後のページでございますか。

これは、紺屋町・平沢線の川の左側に、右岸ですね、右岸に新設した部分でございます。

（「新しいの」と呼ぶ者あり）

建設課長（角田 豊君） はい。ガード下の上から観山橋の下のほうまで、川の反対側に新設した部分でございます。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） ちょっと確認させてください。

厚田の土地改良云々でその部分が出されているんですけども、期間的な部分で、私が記憶している限り、もう十数年前に圃場整備をしたような記憶があるんですけども、今の時期に出てくるというのはかなり遅く出てくるなというのがあるんですけども、換地か何かの関係で十数年もかかったというような理解になるんですか。そうではなくて何か事情があるんですか。

それともう一つは、なかなかそれがはっきりしないことによって、いろいろやはり地域には支障が出る可能性があるんで、その辺のところをちょっと説明していただければありがたいんですけども。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 私はまだなって間もないので、昔のことはわかりません。ただ、昨年だか一昨年の予算にこの町道の測量、そういったようなものの予算がありまして、それをやると、こういった形で交付税がある程度見込めるというふうな話もあったような気がします。

ですから、今まで測量をやっていなかっただけの話というふうにご理解をいただければ。

それはどういう事情だかわかりません。昨年、測量会社に委託をしまして、やった結果がこうだというふうなことです。ですから、今までの積み残しだというふうなことでお考えいただければよろしいのではないかと思います。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 町長がおっしゃってくれたのはわかるんですけども、その理由が聞き取ったので、建設課長さんに伺います。

議長（菅谷光重君） 建設課長。

建設課長（角田 豊君） 私も町道になっていなかった理由というのはちょっとわからないんですが、今回見直しをしまして、農道の場合ですと交付税に算定される要件が大変厳しくなっておりまして、両端公道接続、国県道、市町村道に接している、すべての区間が4メートル以上の道路でなければならないということで、しかも、その単価が市町村道に比べてかなり安くなっているということで見直しをして、今回拾い直したということでございます。以前の経過というのはちょっとわからないんですけども。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 先ほど、耕地整理をしたがゆえにというふうに聞こえたものですから、当然それに付随してできた道が町道に認定されるというふうに理解したんですけども、今の話ですと、もう一度見直しをした結果これを認定するんだということで、その見直し作業、さっき町長が言ったように、測量したりする作業にそういう長期間かかったからこうなったんだという、そういう説明だというふうに理解すればいいんですか。

議長（菅谷光重君） 建設課長。

建設課長（角田 豊君） その辺の部分もございまして、農道として残っていた路線というのもあると思うんです。その辺を有利なように見直したという部分もございまして。

財政担当に聞きますと、農道として交付税を受けている金額は今ゼロだということで聞いております。そういったことで、有利なように見直しを図ったということでございます。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 要するに、農道で置いておいたのでは不利だから町道に認定したりしたのが、今回遅くなって出てきたよという解釈ですか。例えば私の家のわきにある道は前から町道だったんですよ。それが今回も町道で出てきているんですけども、そういうふうに考えると何かよくわからないんです。だから、それだけわかればいいので。

もう一つは、やはりできるだけ早くそういうことをきちんとしていかないと、いろいろ支

障が出てくる可能性があると思いますので、その要望だけちょっとお願いしておきたかったんです。

耕地整理をして10年たって今ごろというふうに理解してしまったものですから、それだけは私がちょっと誤解していたのだと思いますので、その辺の要望も含めて最後にお答えいただければ。

議長（菅谷光重君） 建設課長。

建設課長（角田 豊君） 一場議員のおっしゃるとおりでございます。今後早急に対応していきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） ほかに。

10番、大図議員。

10番（大図広海君） 町道の認定ということなのですが、我々は日常の生活の中で、ここを町道にしてくださいということで数々経験則があるんですが、そのときに要求されるものは、自費工事で位置指定道路と同等のものまで仕上げてくださいます。ただ道路構造だけではだめですよ。舗装まで自費でかけて、それで町に全面寄附してください、そうしてやれば町道として受け取りますよというような話はよく受けます。

それで、問題なのですが、町道認定をする場合に、位置指定道路と同等なものまでグレードが上がったものであるかどうか確認しておきます。

議長（菅谷光重君） 建設課長。

建設課長（角田 豊君） 今回認定したものは、すべて幅員が4メートル以上ということで拾っております。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） 位置指定道路は4メートルだけでは足りません。伺っております。位置指定道路と同等ですか。お答えください。

議長（菅谷光重君） 建設課長。

建設課長（角田 豊君） 位置指定道路とは若干異なっております。これは道路構造令の3種5級の特例以上ということで拾っております。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） そうすると、今後も都市計画区域内で接道義務を要求されます。その段階で、できたら町道にという声は間々ある話です。その中で、ここを町道に認定してくださいといった場合に、あるいは私が自費で開設した道路を町道としてくださいと、この場

合に、今のこの特例の中の条件で町道として行うという発言で受け取ってよろしいですか。

議長（菅谷光重君） 建設課長。

建設課長（角田 豊君） 私道を町道に認定するとか、道路の認定基準は町としてつくっておりますので、それにのっかって、条件に合えば認定をしていきたいということしております。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） そうすると、今回の認定案件はそれと同等なことですかと聞いているわけです。もしそうだったら、それがわかるような形での図面を添付しないと、この部分だけではなかなかわからない、そういうことになってきますので。

議長（菅谷光重君） 建設課長。

建設課長（角田 豊君） 今回は幅だけで拾っておりまして、土地改良を主に拾っておりますので、幅のみの基準でございます。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） ですから、そこに矛盾点があるでしょうという話をしているわけです。いいですか、位置指定道路をクリアするには、かなりの部分で余計な出費がかさみます。我々はそれをあえてやっています。それが町道としての要件だからという説明を受けています。当時説明した人間も、今、説明員の席に座っています。

ところで、これが町道になると交付税算入のときに有利だから、それだけの根拠で、住民に対する説明とかなり内容の違ったものに、要するに承認案件として出てくる。このことについて、はい、そうですかという議会では、いまいちだと私は思っていますが。

隅切りがどうだ、この上に舗装がかかっているのか、いろいろな要件をかけて、それから、図面を見る限りにおいて行きどまり道路もあるようには見えます。詳細な図面がついていないのでよくわかりません。終端の回転場があるのか、あるいは35メートル毎に待避所があるのか、そういった要件が町道としての要件であるらしい、私は今までそうやって説明を受けていました。だから、今度の町道認定もその要件を満たしていますかということで伺っているんです。

議長（菅谷光重君） 建設課長。

建設課長（角田 豊君） 今回の認定をお願いしている路線は、都市計画区域外がほとんどでございますので、建築基準法42条の関係のあれは満たしていないのがほとんどだと思います。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番(大図広海君) そうすると、都市計画区域内あるいは用途地域内、それと都市計画区域外、このことについて町道認定の要件は差異があるという説明を受けたと解釈してよろしいですか。

議長(菅谷光重君) 建設課長。

建設課長(角田 豊君) 都市計画内外の差でございますが、これは、都市計画内は都市計画画法がございますので、その辺は変わってくるということで、またその出た案件ごとに調査して対処するということになるかと思えます。

議長(菅谷光重君) 10番、大図議員。

10番(大図広海君) それが一番危ないやり方だと。出た案件ごとに対処する。役人の裁量権がそこで働き過ぎる、これが一番いけない。町道認定はかくあるべきと。認定申請をする人は、認定してもらおうと自分が有利になるからやるわけです。当然そういうことになると思えます。そのところでさじかげんがきくということは一番危ない方法だ。いわゆる行政の透明感、信頼感がそこで失われていく。

すみません、これは旧で、新はまだ確認していないんですが、認定要綱みたいなものが確かにある。その中に添付されている図面が、位置指定道路と同じものを流用しながら出たと私は記憶しています。となってくると、それが町道の認定要綱なんだと。となってくると、これは都市計画区域内であろうがあるまいが、その要綱がある。そういうことをよく加味せずに、総延長何千メートルかの町道がふえることによって交付税の算定のときに有利になる、ただその1点でこういった案件が上がってくる。ここではまだ審議が尽くされたことにならないと思えます。

そういった中で、近々にどこまで都市計画区域が延長するかわかりませんが、少なくとも植栗で話を、ぶっちゃけた話ですよ、今さらなぜ区画整理なんですかという話にすると、今のままでは道が狭くて家が建ってもなかなか容易じゃないからと。そうしたら家が建つからと……

議長(菅谷光重君) 認定のほうに質疑の方向を変えてください。

10番(大図広海君) いいですか、そういった動機で道路拡張がある、要するに公道改善事業を導入しているんだということは、住民の共通の理解の中の半分以上を占めています。当然にそういう含み益というものは見ての話でしょう。となってくると、いずれこういうところでもその問題は膨らんでくる。後に、同じような道路構造を持ったものを町道にしてくださいよという案件が上がってくる。あっちがよくて、なぜこっちがだめなんだというトラ

ブルがまた起きるわけですよ。

そうなってくると、町道認定をしてもらおうと申請者に対しては有利性がそこにある、こういうものについては厳格な判断基準を持つ、これがまず第一だと思います。その判断基準はあなたの頭の中に入っていますか、あるいは今現在こういったものが制定されていますか、確認しておきましょう。

議長（菅谷光重君） 建設課長。

建設課長（角田 豊君） 都市計画外では、先ほど言いました道路構造令の3種5級を満たしているもの、都市計画内では、位置指定道路なり建築基準法の集団規定がございます、それを満たしているもの、あと町の開発指導要綱も絡んできますから、中と外では若干違ってきます。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） 確認しておきます。無論、都市計画外においては接道義務がないのですから、改めて、家を建てる人から町道にしてくださいという申請はまず出ないと思います。その中でも、でもやっぱり町道という扱いは同一だと。今、課長が説明した都市計画内外の差が町道認定で出る、これが東吾妻町の統一した見解であると。そういったことが事実であれば、その旨、町長のほうから公式発言を求めておきます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 認定基準は認定基準で前々からございました。

（「それはそうでしょう。それでは内外のは」と呼ぶ者あり）

町長（茂木伸一君） 認識していません。

（「結構です」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） ほかに。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

議長（菅谷光重君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

散会の宣告

議長（菅谷光重君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次の本会議は3月18日午前9時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変にご苦労さまでございました。

（午後 2時24分）

平成20年 3 月 18日 (火曜日)

(第 3 号)

平成20年東吾妻町議会第1回定例会

議事日程(第3号)

平成20年3月18日(火)午前9時開議

- 第1 議案第21号 東吾妻町職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 第2 議案第22号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第3 議案第23号 東吾妻町特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 第4 議案第24号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第5 議案第25号 東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 第6 議案第26号 東吾妻町心身障害者扶養共済制度加入者補助金交付条例の一部を改正する条例について
- 第7 議案第27号 東吾妻町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 第8 議案第28号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第9 議案第29号 東吾妻町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 第10 議案第30号 東吾妻町小口金融融資促進条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第31号 東吾妻町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第32号 東吾妻町浄化槽市町村整備推進事業に関する条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第33号 東吾妻町簡易水道設置条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第34号 東吾妻町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第1号 平成20年度東吾妻町一般会計予算案
- 第16 議案第2号 平成20年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算案
- 第17 議案第3号 平成20年度東吾妻町老人保健特別会計予算案
- 第18 議案第4号 平成20年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算案
- 第19 議案第5号 平成20年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計予算案

- 第20 議案第 6号 平成20年度東吾妻町介護保険特別会計予算案
- 第21 議案第 7号 平成20年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案
- 第22 議案第 8号 平成20年度東吾妻町下水道事業特別会計予算案
- 第23 議案第 9号 平成20年度東吾妻町簡易水道特別会計予算案
- 第24 議案第10号 平成20年度東吾妻町水道事業会計予算案
- 第25 議案第11号 平成20年度東吾妻町国民宿舎事業会計予算案
- 第26 議案第12号 平成19年度東吾妻町一般会計補正予算(第5号)案
- 第27 議案第13号 平成19年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)案
- 第28 議案第14号 平成19年度東吾妻町老人保健特別会計補正予算(第3号)案
- 第29 議案第15号 平成19年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算(第2号)案
- 第30 議案第16号 平成19年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算(第3号)案
- 第31 議案第17号 平成19年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算(第3号)案
- 第32 議案第18号 平成19年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算(第2号)案
- 第33 議案第19号 平成19年度東吾妻町水道事業会計補正予算(第1号)案
- 第34 議案第20号 平成19年度東吾妻町国民宿舎事業会計補正予算(第2号)案

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(18名)

1番	菅 谷 光 重 君	2番	竹 淵 博 行 君
3番	金 澤 敏 君	4番	青 柳 はるみ 君
5番	須 崎 幸 一 君	6番	浦 野 政 衛 君
7番	角 田 美 好 君	8番	一 場 明 夫 君
9番	日 野 近 吉 君	10番	大 冨 広 海 君
11番	中 井 一 寿 君	12番	上 田 智 君
13番	橋 爪 英 夫 君	14番	前 村 清 君
15番	佐 藤 利 一 君	16番	加 部 浩 君
17番	原 田 睦 男 君	18番	高 橋 基 雄 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	茂木伸一君	副町長	関口博義君
総務課長	山野進君	企画課長	角田輝明君
税務課長	石村あさ子君	保健福祉課長	山田文子君
住民課長	小山枝利子君	生活環境課長	加部保一君
産業課長 兼農業委員会 事務局長	高橋啓一君	建設課長	角田豊君
ダム対策課長	市川忠君	上下水道課長	蜂須賀正君
会計管理者	丸橋哲君	東支所長	猪野悦雄君
いわびつ荘 施設長	田村重剛君	岩櫃ふれあいの 郷施設長	高橋和雄君
桔梗館長	唐沢憲一君	榛名吾妻荘 支配人	富沢美昭君
学校教育課長	一場孝行君	社会教育課長	佐藤正己君
中央公民館長	高橋義晴君		

職務のため出席した者

議会事務局長	蜂須賀祐吉	議会事務局 係長	田中康夫
議会事務局 係長代理	小池さつき		

開議の宣告

議長（菅谷光重君） 皆さん、おはようございます。

毎日大変お世話になります。

なお、本日は傍聴の申し出がありました。これを許可いたしますので、よろしく願いをいたします。また、傍聴されます方に申し上げます。受け付けの際に傍聴の心得をお渡ししてあると思いますが、これをお守りの上、静粛に傍聴されますようよろしく願いをいたします。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

議長（菅谷光重君） ここで暫時休憩をとらせていただきます。

（午前 9時01分）

議長（菅谷光重君） 再開をいたします。

（午前 9時06分）

議事日程の報告

議長（菅谷光重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い議事を進めてまいります。

議案第21号の修正案説明、質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第1、議案第21号 東吾妻町職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件については、前村清議員ほか8名よりお手元に配付した修正の動議が提出されております。したがって、これを本件とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

14番、前村議員。

（14番 前村 清君 登壇）

14番（前村 清君） ただいま上程されております案件につきましては、修正動議として東吾妻町職員の給与の特例に関する条例に対する修正動議の趣旨の説明を申し上げます。

12月の定例会では、東吾妻町職員の給与の特例に関する条例の制定については、100分の50で否決となりました。当町の財政については、経常収支比率は93.1、実質公債費比率は20.8と財政状況が悪化の中で、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示すラスパイレス指数は、100.2と群馬県市町村の中でも高い水準にあります。

今回、また東吾妻町職員の給与条例の特例に関する条例の制定については、100分の45で提案されている件につきましては、別紙賛成議員による修正の代案をもって提案といたしたいと思います。ちなみに、現給保障の100分の70を削減した場合には3,208万6,330円の、現時点でありますけれども、減額となるわけでございます。

皆様ご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。趣旨の説明といたします。よろしく申し上げます。

議長（菅谷光重君） 本件については、去る3月6日議案調査としてありますので、原案と修正案についての質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。これから議案第21号 東吾妻町職員の給与の特例に関する条例の制定についての採決を行います。

まず、本件に対する前村清議員ほか8人から提出された修正案について、起立によって採決いたします。本修正案に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長 (菅谷光重君) 起立多数。

したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

お諮りいたします。修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(「もう一回やって」と呼ぶ者あり)

議長 (菅谷光重君) もう一度申し上げます。

修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長 (菅谷光重君) 起立多数。

したがって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決をされました。

議案第 22 号の質疑、討論、採決

議長 (菅谷光重君) 日程第 2、議案第 22 号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る 3 月 6 日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

8 番、一場議員。

8 番 (一場明夫君) 総務課長にちょっとお尋ねします。

前回の総務委員会でもちょっと確認をさせていただいたんですが、人事院勧告に基づくものが本来なら 12 月でというところがここまで引きずっていますけれども、12 月の議会のごときに地域給というものを勘案して、そういうデータをそろえてきちんと説明してほしいというようお願いをしたんですけれども、前回の総務委員会で県の人事委員会の調査した資料等をいただいたんですけれども、そういった中でも県下でも今、実施されていないのが当町だけだという話、それと全国でも 10 例程度しかないだろうというような実態、そういったことを考えると、やはり全国の 10 例というのは、相当厳しい自治体が財政破綻状態とかそういうものがそれに含まれるのかなという想定ができますけれども、そういった中で総務課、要

するに町として、これについてはやはり人事院勧告のとおり、特に若年層の賃上げについては今必要なデータが大体そろったのでしょうか。もしそろっていたら、ちょっとお聞かせいただきたいんですが。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 一場議員さんからのご質問の地域給の関係でございます。町内の企業、50人以上の企業は幾つかあるわけですが、人事院あるいは県の人事委員会とすると、今度調査範囲を広げまして、100人以上の従業員から50人以上の従業員という形で調査しておりますので、町内の重立った企業というのは網羅されているというふうに認識しております。

県のほうでも、県の人事委員会で県内の民間給与を比較した資料等については、総務委員会のほうに提出させていただいたわけですが、若年層の部分を見てみますと、確かに初任給でいきますと、当町の場合は高卒ですと13万8,400円ですが、県の資料を見てみますと、新卒事務員で高卒の場合は100人未満の事業所では15万7,030円というような数字になっております。このような形で比較しても、民間の初任給と当町の初任給を比べても、今回、人勧で出されましたように、若年層については民間より低い部分もございますので、今回、県に準じた形で改正をさせていただきたいというものでございます。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） わかりました。その辺のデータが前回不足したので、非常に私も決断に困ったんですけれども、それを参考に判断させていただくんですが、もう一つは、これが仮に実施されないときに、全国一律の給料表とうちの東吾妻町の給料表に差が出て、いろいろな部分で支障が出るんだと思いますけれども、否決でも別に困りはしないんですか、相当困るんですかね。ちょっとつまらない質問ですかね。お願いします。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） ぜひ今回お願いしておりますので、ぜひこの形でお願いしたいと思いますが、ご質問の事務的な部分等につきましては、県からの通知等が全部人勧に準じた形で通知が来ますので、独自の案をつくらなければならないという意味から見ますと、事務的には大変になってくる部分はございます。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） わかりました。多分私も前に役場に勤務したことがありますんで、相

当それが支障があるんだらうというのはよく想像がつかますので、その辺はわかるんですが、その辺のところもちょっと確認しておきたかったものですから。

それともう一点、これは私の考え方もあるんですが、この改定による必要額というのは大体580万円ぐらい年間で必要だというふうにありますけれども、ある意味、先ほど修正で出された部分で町長の提案よりはやはりその分が削減されたということでいくと、そういったものの吸収もできた上で町長の言っている程度の削減ができるかなという判断ができるような部分があるんですけれども、その辺のところについて私が言っているような内容で大体間違いないでしょうか。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 金額につきましては、今、一場議員さんからお話がありましたように、今回提出させていただく試算でいきますと、給料関係1級から3級までの若年層の方の引き上げ分が43万9,400円、年額になります。それと扶養手当の関係が500円アップする関係で79万5,000円、それから勤勉手当、6月と12月に支給されます勤勉手当が456万5,900円という形でトータルで580万円余の金額になるということでございまして、一場議員さんのご指摘の数字でございます。

議長（菅谷光重君） ほかに。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（菅谷光重君） 起立多数。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第23号の質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第3、議案第23号 東吾妻町特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月6日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

議長（菅谷光重君） 起立少数。

したがって、本件は否決されました。

議案第24号の質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第4、議案第24号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月6日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第25号の質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第5、議案第25号 東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月6日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は原案のとおり可決をされました。

議案第26号の質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第6、議案第26号 東吾妻町心身障害者扶養共済制度加入者補助金交付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月6日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願

います。

(起立全員)

議長 (菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は原案のとおり可決をされました。

議案第 27 号の質疑、討論、採決

議長 (菅谷光重君) 日程第 7、議案第 27 号 東吾妻町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る 3 月 6 日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

議長 (菅谷光重君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長 (菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は原案のとおり可決をされました。

議案第 28 号の質疑、討論、採決

議長 (菅谷光重君) 日程第 8、議案第 28 号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る 3 月 6 日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

議長 (菅谷光重君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は原案のとおり可決をされました。

議案第29号の質疑、討論、採決

議長(菅谷光重君) 日程第9、議案第29号 東吾妻町後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件については、去る3月6日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(菅谷光重君) 起立多数。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第30号の質疑、討論、採決

議長(菅谷光重君) 日程第10、議案第30号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改

正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月6日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

10番、大図議員。

10番（大図広海君） いわゆるこれも借りかえで何とかその場をしのぎましょうということなんですが、どうも、けさの新聞あたりでもなかなか、いつまでもそういった状況は許されるべきではないような感覚になっています。そうすると、借りかえをしなければならないものについてはきれいに整理していく、そういった手法もまた片やには求められる時代が来ています。これが制度融資としても基本的には銀行融資がその中に入っているということで、その辺のところの覚悟というものを聞いておきます。

議長（菅谷光重君） 産業課長。

産業課長（高橋啓一君） この借りかえに関する部分につきましては、期間の1年延長という部分でありまして、県の融資制度並びに国の方針等の指導に基づきまして、平成20年3月31日という期限を21年の3月ということで1年間の期間の延長でございますが、これらの部分につきましても、1年の延長で済むのか、また経済の動向等いろいろな国の動向、県の動向等を見ながら、その時点でまた決断してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） 全体の流れの中からそういうことになるんでしょうけれども、では、転じて、これがいわゆる債務不履行に陥って、その段階で信用保証協会のほうに東吾妻町が分担する補償がある、これもばかにならない金額になっている。それを片やに置きながら、あえて借りかえを認めていくのかという話にもまた難しいものがある。そうすると、ここなんです、借りかえの申し出のものはすべて借りかえがいいのか、審査が新規に比べて借りかえが厳しくなるのか、そういった基準をどの程度見直すかと、これは議場のほうに提案がないので改めて伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 産業課長。

産業課長（高橋啓一君） この借りかえ制度につきましては、収入なり収益で5%以上下がった場合につきましては借りかえができるという制度でございますので、借りかえをすることによって基本的には新たに借りかえますので、期間の延長という部分で月当たりの負担額は少なくなります。そういう部分では、業績が回復していない事業者等にとっては非常に有利なといえますか、期間の延長になりますので金額が少なくなるというようなことで、返還の

部分につきましても、多少金額が下がりますので事業費の負担が少なくなるというような制度でございまして、そういう意味でいいますと、非常に有利な条件かなというふうに思います。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） それは、借り入れ側にしてみれば有利になるでしょう。ただ、この中で同時に考えていかなければいけないのは、債務不履行に陥った場合のいわゆる肩がわり金、このものについてもあわせて論議していかなければいけない。そうすると、5%という水準は、これはガイドラインで出ているんでしょう。ただ、東吾妻町がこういう経済状態に陥って、今の中之条町を見るように、余り遠くない時期に今の中之条町の中心街のようなことが起きるといふ前提で物事を考えておいたほうがいいと思うんですよ。そういった覚悟はありますかと聞いています。

議長（菅谷光重君） 産業課長。

産業課長（高橋啓一君） 債務保証が基本的に町としても負担するわけで、滞ったというか倒産等した場合につきましては、その辺の部分につきましては借りがえ制度によりまして返済の金額が少なくなりますので、ある程度そういう危険性というのは回避できるかなというふうに考えます。

この制度につきましては、くどいようでございますが、国・県等の動向等を見ながら、町としてもそれに準じるような形でやっていきたいというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） ほかに。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（菅谷光重君） 起立多数。

したがって、本件は原案のとおり可決をされました。

議案第31号の質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第11、議案第31号 東吾妻町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月6日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第32号の質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第12、議案第32号 東吾妻町浄化槽市町村整備推進事業に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月6日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

10番、大図議員。

10番（大図広海君） 条例第7条の中で(2)番、「別に定め設置時に賦課」ということになります。そうすると、この再使用料の部分についてどういう形で別に定めるか、これは条例事項でなくていいのか、そこの部分について伺っていきます。

議長（菅谷光重君） 上下水道課長。

上下水道課長（蜂須賀 正君） 別に定めておりますのは、規則内で定めているものでござ

います。実を言いますと、昨年1件この例がございました。急遽出てきました。そこではまだこの設置使用料の制定がなかったものですから、実際に撤去したものを再度使ったときの工事費がかかるわけですが、それを実際にかかった工事費でいただいたわけなんですけれども、再度使う場合も今後はまれに出てくるかなということも考えられますので、その辺のところにつきまして、工事費としてもらうのではなくて、再度使う設置使用料という形で規則で定めておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） そうすると、設置時使用時のいわゆる負担金の話です。そうすると、これが新設であれば、その工事費と製品代ということになるでしょう。ところが1回使っているから製品代はもらっています。それを起こすときには恐らくやめた側から起こす費用をもらうような形になるでしょう。あるいはまた、ここの部分について、掘り出す費用そのものについては、もともと役場のものですから、加入者からはどういう形で案分するかという裁量があると思います。ところが、この再使用になりますと、一たん料金もらっているからその設置工事代だけで済むと、これはまともな話だと思います。だとすると、条例の中にそれをきっちり盛り込んでおく、費用負担なんですから、条例によりその計算の根拠が明らか、あるいはまた額が確定できるということが重要かと思います。別に定める、そうすると再使用設置のときの料金に関するところの条例というのは別に定める必要が出てくる。それでは意味がないから、本条例の中に明記する、これが正しいやり方かと思います。この中で、あなたなら幾らですよ、あなたなら幾らにしますよという形での裁量が執行権者に行ってしまう、そこの中に不透明感が起きてくる、今までのこういう例がありました。いいですか、利用者に負担をするもの、その料金というのは条例上において明確になる、これがやはり説明責任という部分では必要かと思います。その考え方だけを伺っておきます。町長をお願いします。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 基本的な考え方はそのとおりでございますが、これについては再使用というふうなことでございますので、その設定が非常に難しいやに思っております。

そんな形で、まず新しいときの設置使用料は1人槽当たり3万円というふうになっております。それから、考えてというふうな形は、十分世の中で通用するのではないかと考えておりますので、規則で定めるというふうな形をお願いをしたいと思います。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番(大図広海君) そうしますれば、これは「別に規則で定める。」です。別に定めるというのは、どうやって定めるかと。我々の感覚では別の条例により定めるみたいなたり方になる。でも、今言っているように新設時が1人槽3万円の計算ですよということになる、その中には工事費と新設の製品代、設置時負担金ではそれでは足りない会計になっています。そうなってきましたと、今の話、再使用であってもその浄化能力に影響ない、それは個人の所有でなくて役場の所有になってきますので、そうすると、再使用であってもそれは設置時負担金は同じでも別にやぶさかではないような気がします。そのところをなぜ別に定めるといふことにしなければいけないのか、この辺が理解できないところなんです。そうすると、別に定めるとなると、逆に耐用年数が何年だからということで網羅して、耐用年数の償却残の部分について1人槽当たり3万円を案分するのか、いろいろとこの計算式について幅があり過ぎる、その中で金額が明白にならない、計算式によって明白にならない、この部分についてそういった条例があること自体がなかなか、少なくとも私はよろしくないと思っている。その辺の感覚を伺っておきましょう。

議長(菅谷光重君) 上下水道課長。

上下水道課長(蜂須賀 正君) 大図議員おっしゃることも確かでございますが、今回につきましては、別に規則のほうで定めておりまして、ただいま申しましたように、耐用年数とかそういったものの計算式がございまして、そちらのほうで計算をして別に定めてやるということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長(菅谷光重君) 10番、大図議員。

10番(大図広海君) でも、今も言っているように、仮に掘り起こした浄化槽は、今度これを捨てる場合に幾らにしましょうかとなかなか難しいものがあります。いいですか、言っているように、恐らく一たん伏せた浄化槽はそんなにも劣化するものではないと思います。中はF L Pでほとんどできています。いわゆる水をきれいにするという能力においては、再使用のものであっても耐性には影響ない。となると、ここで別に定める必要がどこにあるか、そういうことにもなるかとは思っています。そうしてきますと、たとえそれをそういう形で、新品ではないので耐用年数が少し短いからということで理解を求めて、それを使って設置した家庭について了解をとれた、その中で料金も安くしましょうということであれば、その料金を安くする計算式が条例の中にきちんと網羅される、これが必要なんですということです。その再利用を執行権者に与えることは、条例としてはなかなかよろしくない。また、そういうことの積み重ねが行政の信頼を得ることになるんだと、これは今まで学習してきたことで

ありますので、そういった施政方針を町長の口から伺っておきましょう。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） これは、ケースとしては非常にまれだというふうなことをまず前提にお考えをいただきたい。そして、その辺のところについては、この役場というふうなものを信頼していただきたい。一般的な形のものは、このとおり1人槽3万円というふうな形にしてございます。そういった中で担当課、それがしっかり協議をしてつくったものというふうなことでご信頼をいただけたらありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） ほかに。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（菅谷光重君） 起立多数。

したがって、本件は原案のとおり可決をされました。

議案第33号の質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第13、議案第33号 東吾妻町簡易水道設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月6日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は原案のとおり可決をされました。

議案第34号の質疑、討論、採決

議長(菅谷光重君) 日程第14、議案第34号 東吾妻町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月6日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は原案のとおり可決をされました。

議案第1号の質疑、討論、採決

議長(菅谷光重君) 日程第15、議案第1号 平成20年度東吾妻町一般会計予算案についてを議題といたします。

本件については、去る3月6日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 何点か確認したいと思います。

まず最初の1点目なんですけれども、予算規模の問題ですけれども、総務委員会等でも一応確認しましたけれども、原小の建設、坂小のプール、またダムの関係等々があるので、どうしても87億2,800万円、こういう額になるんだという説明だったんですけれども、私も合併当時から予算規模が大き過ぎるということでその都度言ってきたんですけれども、今回もある意味この辺がやはりちょっと大き過ぎないかという不安を持っています。

特に合併による優遇措置が現在ある、合併特例債、合併補助金、またいろいろな交付税関係である、こういった時期ですので多少その辺の歳入的なものがほかの町村に比べて、例えば郡内のほかの町村に比べて優遇されているというような状況で、少しその辺のところがあるみがあるような部分があるんだと思いますけれども、どういうふうに考えてみても、やはり同規模自治体、中之条あたりと比べると非常に大きな予算を組んでいるということを考えると、どうしてもこれが理解できない部分があります。この辺についてまずお尋ねしたいんですけれども、せめてあと1割程度はやはりカットすべきではないかというような部分がありますので、町長、その辺のところをお答えいただきたいんですけれども。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 確かに87億円、大きな数字だというふうに思っております。ただ、基本的な形では継続事業というふうなこと、そしてある種継続事業というふうなものが合併特例債というふうなことでお世話になりまして、非常に町の負担が少ないというふうなこと、そういったことを考えますとやむを得ないと。必要最小限というふうなことに考えております。例えば、原町の小学校の6億円、坂上の小学校のプールにつきましては1億円でございますが、これは昨年、皆さんにご相談をした上で決めさせていただいたつもりでおります。

そして、平成20年度におきましては、1億2,400万円の繰上償還を行うというふうなこと、それから、ダム関連で言いますと6億2,000万円とかそういった数字にもなります。そして、合併というふうなことによって1町1村が一緒になった形で職員の数が多いというふうなこと、それから、いろいろな例えば隣の町村から比べますと多いのが、いわびつ荘であるとか温泉センター、桔梗館、それから吾妻荘にしても、すべてが一般会計というふうなわけではございませんけれども、そういった形で繰出金であるとかそういったような形でも金額が一般会計の予算の中によるというふうなことで、それと、あとはまちづくり交付金事業、これが1億円くらいだと思いましたが、ちょっとその数字はともかくとして、そういったような必要最小限、そして継続してどうしてもまちづくり交付金事業につきましては、最終年度と

いうふうなことにもなっておりますし、そういった中で予算規模が膨らんでおるといふようなことはご了解をいただきたいと思います。

そしてなおかつ、予算規模は大きい、ただ今回につきましては、財政調整基金を当てにしている金額がいつもの年に比べるとずっと額を少なくしております。そして、強いて言うならばでございますが、地方交付税等は少な目に見積もっておる、そういった中で最終的な決算にしてみれば、財政調整基金に対する積み立てというふうな、要するに貯金がかんじてもできるであろうという想定はしております。これは、予算書上には当然ながら載っておりませんが、そういった形で繰上償還、たまたま6%以上のものが1億2,400万円できることになりましたけれども、それがいつもはできるわけではございませんので、今後の世代に対する負担が少なくなるように、一生懸命積み立てていくというふうな方向で、ことしも何とか積み立てができる予算ではないかというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） おっしゃっている意味はわかります。それで多分ことは、去年も私は言いましたけれども、実態に即した予算ということで組んでいただいた部分があると思いますんで、そういう意味では多少大きくなるのはやむを得ないかなというのは私も承知しています。ということは、補正を見込んで当初予算を組んでいると、どうしても最終的には予算が大きくなりますから、そういう意味の改善がある程度なされているというのは何となくわかるんですけれども、今の説明でいきますと、継続だとかそういう意味でいくからもう仕方がないんだという部分がありますけれども、でも、継続事業がそういう意味で続くのであれば、ほかをやはり削る算段をしていかないと。なぜかというと、私が言いたいのは、合併して2年になりますけれども、この期間に町をもう一度再生させるための蓄え、要するに力を蓄えなければならない時期なんです。この時期に余り大きな予算を組んで使ってしまうと、結局その優遇措置がなくなったときに、さあ何もないやという状況になるのでは困る、そういった部分を含めて私は非常に憂いているわけです。その辺のところを見ると、やはり今、隣の町村という話がありましたけれども、同規模自治体、中之条が当初66億6,500万円、うちが87億2,800万円、歴然としたこの差があるわけです。多分町民税1人で割り返せば中之条が38万5,000円ぐらい、東吾妻町が50万5,000円か6,000円、これだけの差があるわけです。今、町長は多分、学校だとかつくっているんだから、今の時期は仕方ないんだと言ってますけれども、一番私が大きな不安を持っているのが、先ほど町長が言ったように合併して

人余りなんだと、だから仕方ないんだという考え方が町長は持っていらっしゃるようです。片や、各役場の中の課に行ってみても、そんなに人余りな状態というのがあるとは思えない。そういうことを考えると、やはり言っていることが、実態に即した形の話になってきていないという部分があるんですね。合併の特例債だとかそういうものが使えるからということで、今の時期にしなければ損だという考え方が仮にあったとしたときに、十四、五年前ですか、過疎債が使えるから、ふれあいの郷を今ならほとんど金を出さなくてもできるからつくりましょう、吾妻荘も今の入り込みがあるから、何とか頑張ればあるからつくりましょう、そうやってやってきたときのイメージがここに、私、当時関係していたものですから、どうしてもここにダブついてくる部分があるんですよ。だから、その辺のところの不安があるものですから、きちんとした今、見直しをしなくてはいけないというふうに考えます。

もう一点だけこの関係で確認しておきたいのは、総務課長に確認したいんですけども、町長は人余りだと言っているんですけども、本当に各課に人余りで人員の余剰があるんですか、今。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 4月1日現在240名の職員がいるわけですけども、先ほど町長の話にもありましたように、行政部門と特に温泉センター、いわびつ荘等がございます関係で、職員の数は国等の基準からいきますと若干多い数字にはなっておりますけれども、それほど余っているというか、そういう状況ではないかというふうに思っております。

議長（菅谷光重君） ここで休憩をとります。

再開を10時10分といたします。

（午前 9時58分）

議長（菅谷光重君） 再開をいたします。

（午前10時10分）

議長（菅谷光重君） 続いて願います。

町長。

町長（茂木伸一君） 先ほどの一場議員の前段について、ちょっと答弁をさせていただきたいと思います。

確かに有利な借金というふうな意味で合併特例債、過疎債等がございます。過疎債があるからこの事業をやる、特例債があるからこの事業をやるという、そういった逆転の発想というふうなことは基本的には考えておりません。どうしても必要なものだから、必要な小学校だから、もうずっと以前から計画をしていた小学校だからというふうな形で計画をさせていただいて、そのところに有利な合併特例債というふうなものを当てはめさせていただいたというふうなつもりでございますので、ぜひともその点をご理解をいただきたいと思います。

それから、昨年のこの当初予算の審議のときに一場議員からご指摘がございました、例えば榛名吾妻荘の5,000万円というふうな繰出金、これはやはり一年を通じた形でしっかりやるようにというふうなご指摘があったということで、ことし6,000万円ほどその一般会計の繰り出し、一般会計の当初予算がふえてしまったというふうなもの、そういったようなところにもございます。ただ、これは、今現在の状況においてはいたし方のないことで、最初からのせらせていただいたという経緯がございます。

それから、人員についてでございますが、事業関係のところ、そういった事業というのは一場議員がいつもご指摘のように、民営化したほうがいいのではないかと、そういった民営化をする中で考えますと、当然いわびつ荘で正職員が20人、そして温泉センター関係、岩櫃ふれあいの郷で7人であるとか、桔梗館であるとか、そういったようなところで民営化をするという長い目を見た場合には人員に余裕があるのではないかと、そういったふうな形でも置きかえて考えていただければありがたいと思っております。

いずれにいたしましても、住民に対するサービスというふうなものは何とか減らさないで、きめの細かいサービスができる限りやって、その中で有効に予算を使わせていただくというふうなつもりではございます。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 言っている意味はよくわかります。ただ、合併特例債、そういうものをうまく活用してというのがそういうふうにちょっと聞こえたものですから、そういうふうに行った部分があるんですけれども、ただ実際、十四、五年前にそういうことをしたことが今もこの大変な財政状況を招いているというのは、今でもそれを引きずっているわけですか

ら、そういうことをやはり頭に入れておいていただきたい。というのは、なぜかという、これからの合併後の新しい町づくりのための経費を今の時期に割かないと、もう無理なんです。それが見えないんですよ、これには。従来からの継続だとかそういうものをばたばた組んだら結局ここまでなってしまうと言っているわけですよ。

人員が多いのであれば、当然一般会計部門で非常勤、要するに臨時でいる人たちがいるわけですから、そこへきちんと当て込めば、少なくとも臨時の賃金は減るわけですし、そういうことが具体的にどれだけ行われているかという、総務委員会でも論議されていますけれども、かなりまだ疑問な部分がある。そういうものが進んでいない、これが実態なんです。

町長が先ほど言いましたけれども、有利なものがあるから一括償還しますと、1億2,000万円です、でも実際にはそれは基金を取り崩してそこへ充てているわけでしょう。そうなれば基金が減るんじゃないですか、その分。だから、そういうものを理由にしてほしくないんですよ。要は、本当に実態に合ったものをちゃんと見きわめてやらないと、本当に大変なことになるんですよ、また。だから、それを私は心配だから一生懸命言っているわけですから、その辺について総務課長に確認しておきますけれども、新しい町づくりに向けての準備も含めて、そこまでちゃんとできている予算ですか。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 今回ご提案させていただいている予算につきましては、現時点でとらえてもベストの予算というふうに認識しております。

議長（菅谷光重君） 8番。

8番（一場明夫君） わかりました。事務部門ではこれでベストだと言っているんですけども、ただそこに「現時点での」というのがつくことが私ほうんと不安なんです。だから、その辺を踏まえると、やはりこの大きな予算を組んでいくと、本当に先行き不安な部分がありますので、ちょっとどうしても理解ができない部分があります。現実に実質公債費比率を19.8からそれより19.7だか幾つ減らすというのが、20.8に去年ふえていますよね。これが実態なんです。その辺のところをきちんと踏まえないでやっていけば、やはり合併後の郡内をリードできるような町づくりということを考えたときには、非常に厳しいものが出てくる。この時期にやはり抑えて、我慢をしてやる、それで今の合併後のその矛盾点を早目に改善して、そういうところにきちんと出していくと、そういう姿勢がぜひ欲しいなと思います。こればかりやっていると終わってしまうので、次に行きますけれども、もう一点目、各種団体の補助金です。

これについては、昨年の9月に補助金の審査会の条例ができて、私は正直言って、当然20年度予算からそれが反映してもらえるものだと思っていました。そうしたら、ことしに入ってから2月前後ですか、2回くらい会議をしたという話をしましたけれども、総務課長に確認したら、実際にはそれによるものが新年度予算には反映されていないんだという話でした。これではやはりおかしいんだと思うんですね。実際には多分、事務レベルで調整はしているのかもしれませんが、せっかく私が質問したときに、町長もそういうものができたから今度はそういうもので精査してやりますよと言ってくれたわけですから、9月にできてもう半年たっていますよね。そういった中でそういうものが生きてこない、これではやはり無理があると思いますので、なぜこれができなかったのか、その辺については町長にお聞きしたいと思います。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） まず、先ほどの償還について、ちょっと答弁させてください。

誤解をされているような気がしております。確かに基金のほうから1億2,400万円取り崩して繰上償還をいたします。でも、これはわざわざそういうふうにしなくても、借りがえというふうな形でできました。ところが、借りがえをしないで今現在あるお金で、手持ちのお金で返す。そして、その穴埋めをまたしていくんだというふうな形で、はっきりと方向性は示しておるつもりでございます。そういったことで、償還については、ぜひともそのような感じで考えていただけたらと思います。

それから、新しい町づくりについてというふうな形では、坂上小学校のプール、これは一つの形だというふうにお考えをいただきけたらありがたいと思います。これは、坂上の地域というふうなことを考え、その地域力の低下というふうなことのないように、これは小学校のプールというふうな形ではございますが、地域のプールという扱いを考えていただきたいというふうに思っておりますので、新しい町づくりの一環だというふうに私は位置づけております。

それと、先ほどのご質問でございますが、補助金等の審査について、これは大分まとまっております。これにつきましては、非常にすばらしい、これから新しい補助金をどうするかというふうなところまでこれから言及していくところでございますが、そういった形で補助金の見直しによって補助金の新しいシステムをつくっていくという方向まで進んでおります。ただ、それを今現在、20年度予算に組み込みますと、その会が機能していかなくなるというふうなおそれもございます。やはり、今の補助金の本当の意味のあり方というふうなものま

で、ある種言及もされておりますので、減らすことだけが目的ではなく、その会を生かす、この町にとってそのいろいろな補助金の団体というのがどういう力を持っているか、その力をもっと引き出すための補助金というふうな形に置きかえたいというふうに思っております。

補助金の総額についても、確かに大きいものがございます。ただ、その補助金として出しているのが、ただ単なる補助金でなく委託料であったりするというふうな、そういったようなものまでも今現在ございますので、この補助金というふうなもの、それが地域のいろいろな団体、スポーツ団体、文化団体、いろいろなボランティア団体、その他いろいろあると思います。そういった方々とよく共通認識を持った中で、どういうふうな形でその会を運営していただくのか、その辺の共通認識をもっと高めてからでないと、これは断行というふうなことは非常に危険を伴うことだと思っておりますので、これから20年度は昨年どおりの予算にいたしました。これは、この予算がこのまま使っていいということではなく、よく協議をした上でご使用をいただくように、そして、2年程度の時間はかけた中で生きた補助金になっていただくようにという考えのもとで、本年度の予算そのものには金額としては盛り込んでおりません。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 言っている意味はわからなくはないんですけども、私が言いたいの、なぜそれが9月にできて、そういう論議をきちんとして20年度から反映されないかということを知りたいんです。町長の言っていることはよくわかります。でも、私は去年の決算のときも指摘しましたよね。私が調べた限り、すべての団体で繰越金が出ているんですよ。それが現実なんですよ。それなのに補助金が毎年同じ額が出ているじゃないですか。単純に考えても、単年度で考えたとしても、その分は要らないということでしょう。回る回らないというのは内容にもよりますけれども、それはそのやっている団体が運営することですから、そんなこととは違うんだと思います、意味が。だから、そういう意味で、だからせっかく決めていい方向に行こうということをおんな認めたわけですよ。それが一番直近の、普通なら常識的に考えて20年度から反映されなければ意味がないじゃないですか。それは、21年度でもそれはいいといえいいんですけども、そういう姿勢がみんな後手を踏んでいくということではないですか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） そういうことではございません。20年度にも結果的には反映をされる

部分があるというふうに考えております。ですから、このまま素直にといいますか、補助金をああどうぞ、お使いくださいという形でやるわけではなく、その間には協議が、そういった例えば繰越金の多い団体とは協議が当然ながら発生をいたします。それと、基本的な形で町であなたの補助金は半分にしますよと、そういった高飛車なやり方はやるつもりはございませんので、ですから、この予算の中には組み入れておりません。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） そんなことをするわけにはいかないでしょう、それは常識的に。要は、補助金の予算がそれで組まれれば、それをある意味ベースに物事を考えるようになるんですよ。そうなれば、やはり当然それが予定より少ないということになれば、それはやはり支障が出ますから、団体は。だから、その辺の考え方なんだと思いますけれども、私が言いたいのは、町長、だから9月にやっていて何で今までしてくれなかったかと、それだけだったんです。もっと早くできたはずだから、20年度から普通ならできるんですよ。そうすれば、今、そんなに支障なく予算が2億からあるんでしょう、補助金が多分2億円程度あると思いますよ、団体に出す補助金が、前に総務課でいただいた資料を見ると。それが今みたいな実態で出されたとなると、やはり精査が必要だと、町長が議会で答弁したじゃないですか。だから、当然20年度からやっていただけるという解釈だったものですから、それはもう結構です。

それと、次ですけれども、もう一つ、これは大事なことなのであれなんです、予算に組み込まれていないので聞きたいんですが、都市計画税、これについても町長は前向きに示して、税務課長も今検討しています、検討していますと来て、3年ぐらい前ですか、客体調査だというんで2,500万円ちょっと立てて、5,000万円の金をかけたと思います。そういったものがいまでもって去年からことしにかけて検討がほとんどされていない。この実態、これが反映されていない理由をお聞かせいただけますか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） まず、都市計画税についてのまだとまってる理由というのは、まず区域の設定というふうな形で川戸の公共下水、それがどのような扱いになるか、その辺のところが一番大きな問題だというふうに考えて、今現在立ちどまっている状況でございます。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 客体調査の5,000万円は無駄にはならないですね。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 多少無駄になるというふうなことはあろうかと思えます。ただ、すべ

てが無駄ということではございませんので、調べたときから、客体調査をしたときからのやはり時間が今現在たっておるといふうなものに対しての調整というふうなもので、いざやろうとするときには、また幾ばくかの予算が必要かというふうに考えております。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） わかりました。ちなみに、いつごろから何とか導入したいと考えていますか。町は非常に収入が厳しい状況なんですけれども、そういった中でそこにかかっている経費は膨大なものがあるわけです。そうすると、普通なら当然もう網がかかった時点でとっていなくてはいけないものが、いまだもってこういう状態であるわけです。町長もそれについては承知しているわけですから、いつごろからそれは考えていますか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） いつもそれについては私も危惧をしております。先ほど申し上げた原因の一つという一番大きな原因が川戸の公共下水道の問題でございます。それが片づいた段階で本格的に最終調整をした上でやりたいと考えております。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） ということは、もう既にそれが終わるまでに体制を整えるということで理解していいんですか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 公共下水道の件が片づいてから始めるというふうなつもりでおります。

ただ、始めると申し上げましても、先ほど申し上げた客体調査第1回、そういった形では済んでおりますので、それをもとにデータを新たにしていってという作業、それから区域、そういったようなものを考えていくのかなというふうに思っております。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 町長の任期中にできなくなりますか、その話では。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） わかりません。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） では、次に行きます。

集中改革プラン、これで公営企業の健全化のためにプランにはここに書いてあります。公営企業の健全化のために、サービスの必要性、事業の見直し、民間手法の導入、経営基盤の強化、計画的な経営の推進、財務の適正化などの総点検を行い、独立採算制の評価と安定し

た経営を図ると、ここにはっきり書いてあるんですけれども、今回の一般会計で見ると、一般会計から特別会計や公営企業に出す繰出金の関係を見る限り、これに逆行していませんか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 逆行しているとは思っておりません。それぞれによく検討した結果というふうな、今の時点での最大限の努力はしておると思っております。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 思っていないと言うんですけれども、実際にはそうじゃないですか。吾妻荘で例えば公営企業が独立採算だということであれば、それなりの運営形態を考えるわけでしょう。私たちが一番不安なのが、町長イコール吾妻荘の管理者という体制の中で、お互いに職員を行き来させていたりしてやっている、それが本当にこれに逆行していないですか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） ええ、逆行しているとは思っておりません。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） それは、もう考え方の差ですから仕方ないなと思いますけれども、昨年の9月の決算認定時、総務委員会では桔梗館、ふれあいの郷の特に温泉センター部門、吾妻荘、抜本的な経営改善をしていただくということを前提条件に可決すべきものという判断を出し、ここで議決してもらいました。それに対して、2月13日に総務委員会をやったときに、抜本的な経営改善計画を説明してくれとお話ししました。委員さんは多分がっかりしたと思います。それが実態なんです。メモ書き程度のものを書いてきて、これからこういうふうにしたいという希望を書いて、今の実態を書いただけですよ。これで本当にそこに出す補助金とか繰入金ですか、一般会計からですから繰出金ですか、適正だと思っているんですか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 昨年9月の後、検討委員会を立ち上げまして、その中で検討しております。いまだ最終結論は出ておりませんが、その中で今やるべきことというふうな形はつくっております。ただ、天狗の湯開業であるとか、いろいろな要因がまだまだ動いてまいります。いずれ抜本的というふうな形では皆様にご提示をできると思います。最終的な詰めが今できない、そういう状況であります。今現在の最大限というふうなことをご理解をいただ

けたらと思っております。

それと、公営企業等と温泉センター、そういったものも最近の経済状況、経済動向の中で観光客、そういったものの減少の中では、まずは頑張っている。ただ、まだまだやることはたくさんあります。それに向けてもっと詰めて頑張っていくというふうなことが途中経過にあり、最終的な抜本改革というふうなものがその後にあるというふうな認識で行っておりますので、抜本改革はきょうのあしたというふうな形ではできません。その辺は町民のコンセンサスも得なければいけないし、いろいろな形があろうかと思えます。その辺はまだお時間をいただけたらありがたいと思っております。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 先ほどの補助金と同じになるんですよ。9月からやっているのにまだ方向が出ない。20年度から、19年度でやった実績を踏まえてその改革案が示されない、これで予算が組んであるんでしょう、今の話ですと。これではやはり無理がありますよ。吾妻荘がことし1億2,000万円が必要なんですよ、最終的な補正を見れば。ですよ、町民の利用は10%前後と支配人が言っていますよ。去年の実績を見れば、ふれあいの郷で5,000万円、温泉センターのその関係だけでも5,000万円はやはり足りないんですよ。桔梗館で1,500万円、これが実態なんですよ。本来ならやはりふれあいの郷だとか桔梗館も今の実態を見る限りは特別会計という方向も検討しなくてはならないと思えますけれども、それは逆に今、消費税の関係があるからとこちらに逆に組み入れたわけですから、余計わかりづらくなっていますけれども。そういう実態を見ると、要するに先送り、先送りにしていくからどんどん切りがつかないで課題が積み残しになる、その体質になりませんか、町長、今の話では。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 町民の利用といたしますか、町民サービスという観点、その辺が温泉センター、温泉がらまには非常に強くあると。ただ、吾妻荘についてはそうではないというふうなことは歴然とはしております。ただ、それが抜本的というふうな形で即やっていいものかどうか、その辺のところの時間的なものというのは、そう簡単にはたやすくいかないというふうに考えております。その辺のジレンマも私自身感じてはおりますけれども、やはり長い時間をかけた中でそういった改正というふうな形で進めていくのがベターだと考えております。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 抜本的な経営改革というのは、やめろとかそういう話ではなんです。今の経営をちゃんと見直してという意味の抜本的な経営改革という意味で言っているんです。吾妻荘はつけ加えるならば、その前に、きょうは言いませんでしたけれども、廃止も含めてという部分も入っていたんです。だから、経営改善が見えないと言っているんです。要するによせとかというのではないんです、町民が利用しているんですから、一概によすわけにはいかないでしょう。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） そういった意味では、今、吾妻荘については営業というふうな職員の増強をしまして、その中から経営改善というふうなものを目指しているわけです。そういった経費は多少なりともかかるようになるかもしれませんが、しかし、そういった努力も考えていただけたらありがたいと思っております。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 営業の話がありましたけれども、営業の成果とか実績を町長、支配人から聞いていますか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 聞いてはおります。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 吾妻荘で言えば、確かにグラウンドゴルフをお世話になっているいろいろやってきています、四千何百人かふえています。それがすべてその営業のせいだとは思いませんけれども、でも、吾妻荘でいくと、宿泊料、条例で決めてある。一般は5,300円、グラウンドゴルフは3,500円に町長の裁量で設定してあるんです。その差が1,800円あるんですよ。一般客はそれが減って、グラウンドゴルフが入って、今回また1万七、八千円だということで、トータルで抑えたときに収益率がよくなるわけじゃないですよ。だから、そういうものが経営だと言っているんです、私は。そういうことを考えていますか、町長。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 今現在、グラウンドゴルフ協会といいますか、グラウンドゴルフのお客さんに非常に助けていただいております。ただ、グラウンドゴルフということだけに全く特化するわけにはいきません。そのための営業の増強というふうなことをやったわけでございますので、ご了解をいただきたいと思っております。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 営業増強はわかりました。だけれども、営業が稼ぎ出して、簡単に言えばよく話が出ますけれども、行った3倍くらい稼いでもらわなければ追いつかないと。実際には営業がいった経費が入って、なおかつその赤字がふえて、町の繰り出しがふえているんでしょう。これが実態なんですよ。グラウンドゴルフにお世話になって何とかカバーしてもらっているのは私もよくわかります。グラウンドゴルフの方たちに感謝しますよ、本当に。これがなかったら、もうとっくにどうしようかという話になっておるわけですから。だけれども、そういうことを考えて抜本的な経営の改革を考える必要があると言っているんです。これは総務委員の皆さん多分同じだと思いますよ。これはもういいです、答弁は結構です。

次に、まだ時間大丈夫ですか、すみません。

議長（菅谷光重君） 大丈夫です。

8番（一場明夫君） はい。リース料、レンタル料、保守料、この関係ですけれども、私は積み上げはしていませんけれども、かなり各課の分野で相当な金額にこれが行っているはずなんです。この契約、多分随契的な部分になるのが多いのかと思いますけれども、その価格が適正かという確認はどこでしていますか、町長。これは総務課長のほうがいいですか、すみません、総務課長。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 一場議員さんからのリース料、レンタル料等の関係でございますけれども、最初に導入するときにプロポーザルなりをさせていただいて、その業者に決定させていただいて、その後は協議をさせていただいて単価を決定しているのが実情でございます。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 協議をしてということですがけれども、ある意味向こうで幾らと言われたのをかなりの部分で削減を求めているとか、そういう調整という意味ですか。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 提示された金額についても、もう一度内容を精査させていただいて、もう少し見直しを図れないかというお願いはしております。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 私が聞いている限りでは、どこまでしているかと、そのシビアさがちょっとやはり不足な部分があるのかと思います。他町村との比較も必要でしょうし、実際に同じ業種があるわけですから、これがこれのときにはデータとして集めて、これはこのくら

いになるはずだというものを持って臨まなかったら、それは無理ですよ。そういうところで経費が削られるかというのが大きな問題になるんだと思います。特にこの部分については、どちらかという、一たんもう決まっていますから、向こうのほうがある意味データをみんな持っていたりして強いわけですよ。できません、ああそうですかというんで決めていけば向こうの言いなりですよ。この辺だけやはりもうちょっとシビアにやっていく方向を総務課長、とれませんか。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 引き続き、業者との協議はさせていただきたいというふうに思っております。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） それはぜひお願いしたいと思います。今回の予算にはその辺がちょっと感じられない部分がありますので、それだけはちょっと指摘しておきたいと思います。

今度は、坂上診療所、町長にこの間の全協で存続のためにこれから努力していくというようなことをおっしゃっていただきました。それを存続していくかどうかの協議云々もそうですし、地域との協議もなされていないんだと思いますけれども、この予算の中にどういう形で反映されているのでしょうか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 反映はしておりません。今までも坂上診療所についての予算は一般会計の中ではございません。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） ということは、今までどおりのスタンスでやっていくということですから、例えば話が出ていた国保診療所から云々というような話は、もうこれから先も想定していかないということですね。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） そうということです。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 1つだけ、どういうふうに、じゃ、これから存続に努力していくんですか。

議長（菅谷光重君） 答弁願います。

町長。

町長（茂木伸一君） 1月の末だったでしょうか、独立行政法人国立沼田病院に対して存続の要望書を願ひし、そしてその後、県の医務課等にもご相談を申し上げて、何とかその辺のところを願ひしてきたというふうなことではございます。これからも協議は続けていくというふうなつもりであります。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） わかりました。ぜひその辺のところについては、地元と協議の上、いい方向を出していただきたい、そんなふうに思いますけれども。

町長に嫌な質問をするので怒られるかもしれませんが、昨年の12月、町長の報酬の5%カットというのをたしか原案で出されて否決されました。この予算にはそれは私が見る限りでは反映されていないようですけれども、もちろんそれはのっていないんですね。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） はい、のっております。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 差し支えなければ、それをやらなくなった理由を教えてくださいか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） それは、今、ここで答えることは差し控えさせていただきます。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） わかりました。

考え方として、やはり私は、これは私の考え方ですから気を悪くさせないでもらいたんですが、職員の給与の削減案は相変わらず出された、そういった実態の中で、たしか12月には私も言ったと思いますけれども、報酬等審議会等を開いて、町長の給与も報酬もどのくらいが適正かというものをよく相談して、できれば3月に出してほしいと期待していたんですけども、その辺の報酬等審議会も含めて多分なされた形跡がないので、そういう意思がなかったということだと思いますけれども、それについてはお答えいただけないので結構です。

もう一点だけ、最後に、総括的に願ひします。

ほかにもいろいろ細かく見ると矛盾点があるんですけども、やはり先ほど言ったような大きな矛盾点が私、正直言って見えてしまうんです。そういった意味でぜひ町長に願ひしたいのは、私が一番何だかんだと心配しているのは、やはりこの予算額の問題です。先ほど

町長が言ったように、これから新しい町づくりのために使うんだという、町長は坂小のプール建設が新しい町づくりの一環なんだというお話をしましたけれども、できたら私は、それも子供を育てるための施策の一つでしょう、でもうちの町がこういう方向に生きていくんだという意味で、みんな町民が潤えて活性化できるような部分に目を向けて、そちらの従来の部分ではなくて新しいものをここにきちんと取り入れる中で、新しい方向が見出せるようなものをどこかでやはり予算化して、みんなで新しい町をつくり上げていこうと、そういう姿勢をぜひ見せてほしかった。これがちょっと感じられなかったので、ちょっと厳しい言い方をしましたけれども、その辺について最後に町長、お答えいただければありがたいです。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 確かにそのとおり、私もこの予算の中に基本的な形で夢を盛り込みたいと思って取り組みました。なかなか厳しい現実の中で、思ったようなことはできておりません。例えば、矢倉の第一小学校跡地というふうなことが今、ダム建設に関して土地を貸している状況がございます。それが2月に完成するというで返ってくる予定があった、そして、それが今現在8月に延びたというふうなのがございます。そんな中で、あそこの矢倉の小学校の校舎を取り壊す予算もこの中に盛り込みたかったわけですが、その辺のところはまだ工事日程、それから財政的な余裕、そういったようなもの見きわめができなかったがためにこの中には盛り込んでおりません。そういったハード面だけでなく、もっとソフト面で何か夢を見られる方策というふうなものをまた別途考えて、これから皆さんとご協議をした中でやっていきたいというふうに考えております。

まだまだ厳しい予算ではございますけれども、ことしの予算は非常にスムーズにそれぞれの課が真摯に対応して、本当に骨身を削るといふような思いまでして要求をしてきた金額というふうなことで、私なりに評価をしております。そういった観点から、ちょっと夢は盛り込みが足らなかったとは反省しておりますけれども、これから幾らでもソフト面での夢は語れるのではないかと、そんなふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） すみません、最後に1点だけ。

全協のときも言ったんですけれども、やはり残念なんですけれども、2月になってから予算編成の方針の説明会があり、これから出されるような予定があるようですけれども、ある意味総合計画、実施計画等がもう20年度からスタートするものが先にそれが可決されていない。簡単に言うと、総合計画等で向こう10年間の目標がきちんとできていない。本来なら合

併して新町建設計画が最低でも1年で、2年目には総合計画に移行すべきだと、そういう中で当然考える、そういう段階での予算編成というのはかなり無理があるんだと思います。だから、その辺のところはぜひ、やはり先ほどと同じでどんどん先送りにしていくのではなくて、早目早目に処理することが必要だと思いますので、今後の予算編成についてもぜひその辺を酌み取って対応していただきたい、これは希望です。答弁は結構です。

議長（菅谷光重君） ほかに。

16番、加部議員。

16番（加部 浩君） 何点か質問させていただきます。

町長、元気ですか。ちょっとかたいようですので、少しやわらかくやりましょう。

まず、土木費、私が町内、一部ですけれども回らせてもらいますと、非常に町道関係の傷んでいるところがあります。数多くあります。その辺の手当がこの予算にはほとんど入っていないと私は見受けたんですけれども、その辺のところからお答えをお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 道路維持費という形で2,600万円の増加というふうなことになっております。それで、補修というふうな予算も十分とりましたし、あとは原材料支給工事、これを皆さん地元の方々それぞれの区の方でやっていただくのを、1工事につき今までは30万円というふうな形でお世話になっていたのを50万円というふうな形で増額をして、ただ、ちょっとその辺については条件的にはこれからよく整理をして、皆さんとご協議をしてやっていきたいと思っていますので、みんなの力で道路を整備していくといいですか、維持していくという方向で考えておりますので、予算がふえた以上の道路維持ができるのではないかと考えております。よろしくをお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

16番（加部 浩君） 2,600万円、これがここへのっているのは確かです。しかし、2,600万円ぐらいのものをこの町内に振りまいた場合は、何十万円の単位になってしまいます。それはそれとして、お金のない町村ですから、これはやむを得ないことと私は理解をいたします。

今、原材料支給が30万円から50万円という、これもこの予算にのっておるのは承知しております。しかし、原材料支給を幾ら100万円にしても150万円にしても、これは解決にはならないと思います。なぜかという、町長の住んでいる植栗、原町、こういう人口の多いところはそれで済むと思います。しかし、私どもが住んでいるチベットになりますと、高齢

化社会です。特に生コンが日曜日に出ないということになれば、平日を使うしかございません。そうしますと、ほとんど出られる人がいないんですね。もうおじいさん、おばあさんなんです。やりたくてもできないと、その辺の対策をどうするか、考えをお尋ねいたします。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 特別な対策というふうなことでは考えておりませんが、いろいろ役場の職員もそういったところに一緒に参加をさせていただいて、今までもやっております。なお、土曜日でしたら隔週くらいで生コンの工場もあけてもらっていると思います。ですから、日曜に動かすというのは、かなりの量がないと難しいのかなと思いますが、もしあれでしたら、あわせて日曜日にできるのかどうかというふうなものも役場として交渉をさせていただくというふうなことは考えられるかと思います。

議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

16番（加部 浩君） その辺のところはしっかりと、町の中心だけではなく、隅々まで考えた施策をぜひとも早急に考えていただきたいと思います。

先ほどの一場議員とちょっとダブることになるかもしれませんが、この87億2,800万円の予算、これはダム関連工事等々がある観点から、ある分は膨らむということはやむを得ない場合があるかもしれません。がしかし、先ほどの町長のお答えの中では、職員が云々ということが出てきました。そういうことであれば、一場議員も遠回しというんですか、触れましたけれども、町長が議員のときから描いておりました機構改革、行政改革、これが町長が就任してもう半ば2年になろうとなっております。いまだかつてこれが実施に移っておりません。もう中ではやっているかもしれませんが、議会には何も出てきておりません。ただ、去年の夏あたり、こういうものでやったらどうかというようなことで全協でちょっと話があったこともあります。その辺のところは町長、どうお考えですか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 私自身でも非常なジレンマを抱えながらやっております。まこと遅くなって、遅くなって、遅くなってというふうなことでございます。今、やっておるところです。

議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

16番（加部 浩君） 今の町長の遅くなって今やっておりますというものは、もう耳にたこができるほど聞いている言葉でございますけれども、町長がこの機構改革については今の機構でやりやすいんだと思っておるんだったら、私は変える必要はないと思います。ただ、

前の方がやったことで、ほとんど違う考えを持った今の町長だと私は思っておりますので、非常にこれは大胆な改革をしてくれるんだなと2年前は期待をしておりましたけれども、その辺のところはまだ実現となっていないことに私は非常に残念だと思っております。

単純な質問です。職員が先ほどは総務課長から二百四十数名という正職員がいるということをおっしゃいましたけれども、臨時職員は出先を考えて概算何人ぐらいいるんですか。

議長（菅谷光重君） ここで、答弁を再開後にさせていただきます。

休憩をとらせていただきます。

11時10分から再開をいたします。

（午前10時59分）

議長（菅谷光重君） 再開いたします。

（午前11時10分）

議長（菅谷光重君） 続いて願います。

総務課長。

総務課長（山野 進君） それでは、加部議員さんからのご質問の臨時職員の数の関係でございますけれども、今持っているデータでいきますと、ことしの1月現在が基準になっております。その数でいきますと、臨時職員の数につきましては107名でございます。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

16番（加部 浩君） 100名の臨時を使ってやっておるということで、先ほどから言いますと、町長の答弁で、町長じゃなかったかな、余ってはいないけれども、足りなくもないんだというようなことであります。これは人員というものは幾らいても余るということはなかなか使用者側のほうからは出てこないことでありまして、ですから、先ほど言いました機構改革、こういうところで見直して、なるべくこの臨時を使っているところは正職員を入れて、そうすれば臨時の賃金だけはプラスになってくるはずなんです。私と町長は昔は吾妻荘は全

部職員でやればいいんだな、なんていう話もしたことがあったのを町長は忘れているかもしれませんが、そういう方法もとれると思われれます。その辺のところの町長のご見解をお尋ねいたします。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 確かにそういったことをお互いに話をしたというのはしっかり覚えております。ただ、そこには2つ理論がございまして、公営企業だから赤字を出すのを覚悟でやるのはいかんというふうな強い意見の議員の方もいらっしゃいます。そういった中でやっていくというふうなことを私自身、基本的な考え方としましては加部議員のおっしゃったような形で、正職員で例えば吾妻荘をもっと元気にしていくという方法も十分考えられるかと思えます。そういった中で営業と経理という重要なポジションだけはどうしても正職員にお願いをしなければというふうなことで、これも必要最低限というふうな中で吾妻荘に増員をしたというふうな認識でおります。

それと、確かに正職員が臨時職員のかわりをすればという理論の中でございますけれども、臨時職員の中では例えば給食調理場、それから保育所、幼稚園、そういったところがかかりの人数になっております。これは、ちょっと弁解っぽくなります。ただ、今現在のいろいろなやり方の中で正職員と臨時職員のバランスであるとか、そういったものを考えた中でやっているつもりです。

ただ、今、加部議員のご指摘のように、いつでもそういったことは考えた中で人員配置をしていかなければいけないというふうに思っております。今、何人いるからどうなんだというふうなことでなく、必要最小限の人員をそれぞれの場所に配置する、それも適材適所というのが基本だというふうに考えておる結果が今のところではございます。今のところでのいろいろなご指摘等々ございますれば、またご指導をいただければありがたいと思えます。

いずれにいたしましても、この町、自治体としてやらなければいけないこと、民間にお願いをしたほうがいいこと、そういったようなことを徐々にではありますが、はっきりとさせていく中で人員の配置は考えていきたいと思えます。

議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

16番（加部 浩君） ぜひともその辺のところは先延ばしにすることなく、前向きな考えを早く出していただきたいと思えます。

次に、数年後に迫ってきましたテレビの地上波の問題です。

この辺のところのお考え、この対策、東地区につきましては光ケーブルがありますので、

これはちょっとあれだと思えますけれども、旧吾妻町全域にわたって、特に山間部については難視地域が多いと聞いております。その辺のところの考えをお聞きいたします。

議長（菅谷光重君） 企画課長。

企画課長（角田輝明君） 地上デジタル放送につきましては、昨年12月に民間の放送局がありますところが吾妻中継局を改修しまして、その後3月には群馬テレビが町の事業として吾妻中継局を整備いたしました。共聴施設以外については、アンテナが見えるところについては地上デジタルに対応しているテレビであれば、地上デジタル放送が見られるということになっています。今、ご質問であります難視聴地域といいますと、共聴施設組合等があるところというふうに考えますが、今、私どものほうでつかんでおります数字といたしまして、共聴組合が約22ございます。そのうちの12組合につきましては東電共聴ということになっておりますが、この東電共聴につきまして難視聴地域の共聴組合の戸数割でいきますと、約88%が東電共聴のものになります。この東電共聴につきましては、群馬県でも13町村、東電共聴が入っているところがありますので、県がその町村を集めまして、今、統一的な対応をしていきたいということで会議等が持たれているところです。第1回目の会議が3月13日、ちょっと日は覚えていないんですけれども、13日の日にありまして、会合にうちのほうも行ってきました。これからどうするかということで検討を今しているところであります。

以上です。

議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

16番（加部 浩君） 今、課長がおっしゃってくれたことについては、全協でしたか、以前に聞いたことと大体同じようなことで、それは私もその辺の認識はしております。それからきょうに至るまで数カ月たっておるんですね。全協のときもお願いをしてあるはずなんです。その辺のところは全く生かされていないですかね、その辺。

議長（菅谷光重君） 企画課長。

企画課長（角田輝明君） 先ほど申しましたように、当町村におきましては、戸数割で約88%が東電共聴でありますので、これの対策がまず一番かというふうに考えています。この方法につきましては、先ほども言いましたように県下で13町村が東電共聴ありますので、東電といたしましては、公平的な対応をしていきたいということになっておりますので、東電さんのほうと今、県を含めて協議をしているという段階でございます。

議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

16番（加部 浩君） 課長さん、一生懸命答えてくれているのはわかるんですけれども、

全く私が聞いていることに対しての答えになっておりません。

町長さん、答えにくいかもしれませんが。町長の考えはどういう考えですか。私は、この予算に何らかの方法でのっていると思っていたんです。見ましたら、全く見えないというような感じがありますもので質問をいたします。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） ここには、その対応策というふうなものは全くのっておりません。といますのは、東電との交渉というのがまず一番であるというふうに考えておるからです。

そして、あと3年半の時間です。この時間があるからといってほうってあるわけではなく、つい先日、県が13町村を一堂に集めて協議をいたしました。ですが、我々はもう1年以上前から、これについては実は東電さんとの協議はしております。大分いい方向にまでは向いておるといふうに感じております。ただ、その辺のところでは県が同一歩調というふうなことを今現在打ち出しておりますので、その結論を我が町が望んでおるようなものにしたいというふうに考えております。

そして、我が町では今現在、東京電力による高圧線の敷設というふうな大きな問題も抱えております。そういった中での協議というふうなものも、そういった関係もあるから余計に早く我が町は、お互いの検討というふうなものは進んでいるんだというふうな自負をしております。町民の皆さんにご不便をおかけしないように、今以上によくテレビが映るようにしていきたいと思っております。

ただ、そこでは1つ問題があります。共聴に例えば20件の方が入ってくださるとします。そうすると、これから先、電気代は20分の1、保守経費は20分の1でいいと考える。そのところで、今度は地デジになったので、はっきり出るようになったということで10人が脱退したと仮定をいたします。そうすると、10件の方は自分の自前のアンテナでは見えない、そういった方のためを思って、何とか今の組合を脱退を皆さんがしないでやっていただけたらありがたいなど。一番の問題点はそこに尽きるというふうには私は考えております。

いずれにしても、交渉相手が東京電力というふうな形になりますので、それは交渉の推移を見ていただけたらありがたいと思います。

議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

16番（加部 浩君） わかりました。もうちょっと猶予を持って見守ってみたいと思います。

特に、何度も申し上げますとおり、中心地と違いましてちょっと離れますと、ぼつんぼつ

んと1軒2軒の集落であります。そういうところは特に難視聴という地域でありますので、その辺のところまで完全100%までということは私は申しません。しかし、90%ぐらいまではぜひ公費の負担で見られるように。なぜかといいますと、東の光ケーブルには相当一般会計から使っているはずで、それを見ますと、その辺のところまで使ってもおかしくないなと。山奥のたった1軒の家でもちゃんと税金は公平に払っております。そういう観点から、なるべく公平性に欠ける行政はしてもらいたくないという観点から申し上げております。今の町長にお答えいただいたことを期待をいたしております。

次に、東吾妻町水の問題です。

今のところ、東京、そういうところから言えばきれいな水と言われております。しかし、生活水準が上がりいろいろなものができてきたときには、数年後には相当汚れるということも考えられます。その辺のところでは水量が減って汚れてくるということになると、非常に住みにくい町になるわけです。そういうことを考えた場合、町長、水の確保というものはどうお考えになっておりますか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 中山間地に位置する我が町、水源県である群馬県というふうな中に位置しておるという認識でございます。ただ、下水道普及率であるとか合併浄化槽等々も含めて、その普及率そのものは決して高くありません。ですので、今、市町村設置型の浄化槽、合併浄化槽の設置というふうなことを町民の方に呼びかけて、きれいな水にしていこうというふうなことで、町としても努力をしている最中だというふうに考えていただきたいと思います。

そして、その水の確保という中には、森というふうなことが当然ながらあります。今、CO₂削減の運動の中で森の手入れをしていこう、そして保水力を高めよう、災害のない形にしていこうというふうなことが国の補助金のシステム等についても大分顕著になってきております。そういった制度をうまく取り入れながら、もっと森が元気になるように、これから皆さんと考えていけたらというふうに思います。今まだ制度ができたばかりというふうな形で、うまくまだ理解がされておられません。その辺はよくその制度を精査した中で担当課で頑張ってくださいように、そして山を持っている森林所有者の方々のご協力をいただきながら、水をもっと安定的に保水できるような形にできたらと考えております。

議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

16番（加部 浩君） 水、非常に生きる上においてこれは大切なものであります。この水

に対する認識というのがこの町、私は非常に欠けているなと思うのです。これは町長、副町長、執行部を含めて、非常にその認識が欠けているなと私は思っております。その辺のところは、私が言わんとしていることを恐らく町長もわかっていると思いますけれども、ここでは口に出して言いませんので、ぜひ今後努力をしていただきまして、いい方向に向けるようによろしく願いいたします。

それと、最後、あと一点で私の質問は終わります。町と企業との関係はどんなお考えを持っておりますか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 企業があってやはり町は成り立つというふうな、これはすべて一人一人の住民の方も一緒ですし、企業も一緒です。そういった中で企業の中には強いて言えば農業というふうなものも含まれるでしょうし、商店、自営業の方々、そういったこととやはり協調関係にいつもあるという必要があるのかなと思っております。なかなか町が制度的なものがないと、町役場というのが非常に動きにくいという嫌いがあります。そういったものを飛び越えてでも企業、強いて言うならばこの地元企業といえる地元の方々が起こした企業体というのは、普通の関係というか、何と申し上げたらいいか そういったことで親しくお話しする機会もございます。ただ、外部資本の企業というふうなことにも、今までよりももっと密接に関係を構築していかなければいけない。町にとっても非常に貢献をしていただいていると、そういった感覚でおりますので、そういった機会をつくっていく、そういった機運を醸成するというふうなことは、これから重要なことになるのかなと認識をしております。これから頑張っていきたいと思っております。

議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

16番（加部 浩君） 今後、これは機構改革との関係も絡んでくるんですけれども、ぜひとも機構改革をおやりになるときは、専従の企業、専従の職員を最低1人ぐらいは置いておいていただきたいと思えます。企業誘致だ、企業とどうだ、利子補給をするんだ、そんなくらいのことではとても企業はもう集まってきません。その辺の認識も持っていただきたい。常に企業と町は密接な関係を持っているんだという姿勢を町が発信しないと、企業からはなかなかすり寄っては来ません。その辺のところも念頭に置いて今後の扱い、町長の所見をお尋ねいたします。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 貴重なご意見をありがとうございます。

専従という感覚、すばらしいかなというふうに思います。こういうときだからこそやらなければいけないという、そういうような気持ちも強くなってまいりました。これから協議をした上で、そういった仕事にも力を入れていくと考えております。どうもありがとうございます。

議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

16番（加部 浩君） 以上で私の質問を終わりますけれども、私の質問したことは、ほとんどこの20年度の一般当初予算の中には入っておりません。ぜひとも、これは今後重要なことだと思います。私は何点か申し上げましたけれども、ぜひ20年度におきましては、中途でも補正予算でも結構ですから、その辺のところは予算をとってやるんだという姿勢だけはひとつ見せていただきたいと思います。

質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（菅谷光重君） 答弁はいいですね。

16番（加部 浩君） はい、いいです。

議長（菅谷光重君） ほかに。

14番、前村議員。

14番（前村 清君） 予算の審議ということですが、東吾妻町の関連につきましては、その他一般会計とも含めて、繰り出し等含めて関連がありますので、ここでちょっとお尋ねをしてみたいと思います。

私は、課長さんにもおつなぎしたいと思いますが、日本じゅうそうなんでしょうけれども、予算を組むときに行政では、国も挙げてそうですが、一般会計と特別会計、あるいは企業会計というふうに組まれます。それで、町の中ではほとんどそれに関係して町民の方々は税あるいは国保税という形でいろいろ納める、それで行政サービスを依頼するというふうな形をとられております。だが、この町で今度の予算編成の中を網羅しますと、見る数字だけでございますけれども、138億円ほどになるんです。繰り出しとダブルカウントが7億円ほどあります。そうしますと、全体を見渡した中でこの町の方向性というものをきちんと予算づけして、あるいはここでついたことが10年先までいくかもしれない。そういった意味がありますので、いろいろ議論の中には総合計画等もあるようでありまして、それも含めて予算を縛るものであります。そういった意味から、予算編成に当たっては、やはり事前にもっと意見交換をやるとか、あるいはそういったことが少し不足していたのではないかというふうに思います。

これを見ますと、方向性というのがなかなか見えないというのが実態であります。と申し上げますのは、138億円トータルしますとほとんど7割近いものが義務的経費であります。準義務的経費もあります。それで、あとは建設的な投資は半分がダム関係、あと半分が産業建設や土木等に一部ある、その程度であります。そうしますと、同僚議員の方で一場議員なり加部議員がほとんど網羅しているのでそれ以上のことはいいんですが、そうしますと、大半が将来に向かった投資というのが、この町はできない現状にあるんです。大体、大半が義務的経費で食われてしまうと、そういったことは当たり前なんですけれども、予算を組むときに、この町はどんな方向にあるかということをもっともっと検討して、やはり一般予算に、あるいは特別会計に上げてきてほしいというふうに思うんです。町全体の予算が人口からしてこんなに大きくなっているところはなかなか少ないんですね。ですから、その中でも人件費は23億円強であります。

そして、いま一つは、それだけ人件費を使っておきながら、外部委託に出す経費は6億円ぐらいにのぼるだろう。そうしますと、その6億円の大半がほとんどかなめのところは情報通信で委託業者に、言葉が悪いんですが、大半握られている状況であります。これはもう、なかなかこの町だけでは打破できないのかもしれませんが、しかし、この行政の情報の一番かなめとなる部分が大半委託というところで、一番心臓部でありますけれども、そこは、何回も言うようなんですけれども、握られている形の予算なんです。ですから、このまま突き進むということではなしに、もっともこの予算の中でも職員がやればできると思われるような仕事は、やはり時間外が若干出る分でも、あるいは時間外にしてもやりこなしていただいて、予算を組んでもらうようにしてほしいというふうに思うんです。ややお願いもあつての質問でありますけれども、そういったことを念頭に置いて組まれたかということを確認してみたいと思うんです。

どうしても全体を見渡したものをやっていないと、一般会計だけをやったのではだめなんですね。だから、もちろん区分されているのだから当たり前のように一般会計から入るのはいいんですけれども、ほとんど一般会計から繰り出して一つの特別会計あるいは企業会計があるわけであります。いずれにしても、真剣にその辺のところを協議したかということについて、ちょっとお伺いしたい。前段がすごく長くなりまして申しわけないんですが、教えていただきたいというふうに思います。よろしくどうぞ。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） なかなか義務的経費が大半を占めるというふうなところから脱却は難

しいなというのが実情、実感でもございます。やはり基準財政需要額から町の収入を引いた形で地方交付税というふうなものが配分されるというシステムの中ですと、なかなか町の単独で自分たちの考えで使えるお金というのは、確かに制限がございます。その中で、私自身としますと、何とか後年度負担を少しでも減らしていこうというふうな形で財政調整基金に積み立てをしていこうというふうに考えております。今回の予算もそのように考えました。といいますのが、そのところで一番問題なのが、町民に対するそういったサービスというのが低下していないかどうかということが一番の問題だと思っております。投資的経費とまでは申さなくても、今、きょう、あした必要なサービスというのは、ちゃんと充当されているかどうかというふうなことが最低限なものかなというふうに考えています。

ですから、小さい町なわけですから、もっときめの細かいサービスが出来たらいいなとは思っておりますけれども、やはり後年度に対する負担というものを軽減するため、今、実質公債費比率が非常に高い、そういった中でこの町の財政をより健全化していくというふうな、やはり我慢をする年、まだまだ我慢をする年が続くんだらうと、そんな感覚ではおります。

ただ、合併の特例というふうな形で、これから財政調整基金の積み立てを10億円であるとかそういったようなものは早く本当は、今事業をしないで財政調整基金の積み立てを年間3億3,000万円ずつやっていくとかというふうな形ができればいいと、そういったことも考えているのですが、なかなか思うようにはいきません。その辺が実質公債費比率等々で国・県のほうからの縛りもありますので、いきません。ただ、ことしも積立金、計上はしてありませんが積み立てができるようなことに考えたいと思いますので、これから先、町民に対するサービス、そういったような形で使う必要のある金額があれば、いろいろとご意見をいただいたりご指導いただいたりできればありがたいと思います。

なお、一番最初に、予算を立てる前に議会との相談というふうなことができなかつたということはおわびを申し上げますが、何人かの議会の方はそれぞれのスタンスでこういった予算ができないものかというふうなことをいろいろとアドバイスもしていただいております。これから先も皆さんにそういったことがお願いができればありがたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 14番、前村議員。

14番（前村 清君） ありがとうございます。なかなか私がお願いしようと思っている事項もなかなかかみ合わないところも少しありましたけれども、大変ありがとうございました。

実は、私ども町民にしてみますと、急にこんなに介護保険料が上がったり、あるいはまた水道料金も高くなったし、いろいろ請求も高くなって大変だ、こんな話が暮らしの中から出てきています。これに対して行政サービスをなかなか落としていくわけにはいかないということの前提で組むと大変だとは思いますが、先ほど来から言うように、どうしても削れない福祉の部分、どうしても削れない国保の問題だとか介護だとか、それに関係するものはほとんど圧縮できないという状況に、あるいはまた制度が変われば別ですが、そういうことになっています。ですから、そういった意味からほとんどそこにとられているんだろう、現在、高齢化率が超高齢化社会、もちろん高齢化率30%以上でございますけれども、超高齢化にあと0.3であります。そうしますと、将来はもっとそこにシフトしていく可能性が高いということになりますので、やはり今できることはなるべくやってほしいというふうに思っております。

ですから、私が最終的に一番申し上げたいことは、やはり圧縮できるところがどこかということ全体を見渡してまずお願いをし、圧縮してもそんなには町民に対する行政サービスは低下しないと思われるような事項がどれだけあるか、そういったことの調査をつぶさにやっていただいて、ここまではまず町民の方をお願いしていこう、あるいはここまではみずから役場の体質を改善してここまではスリムになろう、あるいはここまでは何とか努力目標としてやってみたいというようなことがなければならぬだろうと思います。地域給等もありまして、役場の職員が実際全体から見ると吾妻の中では給料的にはやや恵まれている感じを受けております。こういったものも逐次、皆さん方がいろいろ役場の中でやられる場合に若干手をつけていただいているんだというふうに思いますけれども、将来的には削減できることをどれだけできるかという大きな課題になるだろうと思いますから、ぜひ予算編成をして、今後これまた使っていく過程において、ほぼ決められている予算でありますから何とも申し上げられないんですけれども、できるだけ節減対象がどこにあるかということをお願いして、また、細かいことになれば一般質問の中に入りますので私はそこは避けませんが、ぜひとも体制づくりにいま少し力を注いでいただきたい。私は全体のことを申し上げているのであって、この予算がどうこうということもありますけれども、それ以外に町全体がどういう金を使うかということについて再度、質問しますから、ぜひわかる範囲でお答えをいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 削減目標、この年度ということだけでなく、例えば10年先を見通してというのは、やはり人件費の削減というのが一番になるかと思えます。一昨年のときの計算では10年後には86人というふうな、今から8年後でしょうか、86人の職員の方が定年退職をされるとというのが一つの数字としてなっています。その辺のところは一つの目標というふうなことで、口頭では申し上げております。

ただ、この平成20年度の予算について言えば、人事の配置については昨年12月1日のものを計上しておりますので、これからの人事異動等々に、それから退職が3人おりますので、それによって多少の金額の変動はございます。それは、最終的に補正でお願いすることになるかと思えます。

ただ、先ほどの委託料等々についても、昨年の予算のときに例えば防犯関係の委託料等々についても、それぞれの施設で契約をしていたのを町全体で一本化をして、1割以上そういった経費が安くなったというふうなものも平成19年度の予算のときにはやっております。そして、今回、それぞれの課はそれぞれの需用費、そういったものの経費等々を随分ぎりぎりまで削減をしてやってきていると思えます。ですから、これはもう一回よく、灯油の値段であるとかというの、これからどれだけ上がっていくかまだ私もわかりません。そういったようなところでかなりシビアな予算にはなっておると思えますので、今後の推移を見守っていただけたらと思えます。そうそうそれぞれの課で余裕を持っているような予算でもございません。今現在、大きな意味での削減というのは、どこか漏れがあるかもしれませんが、非常に細かい積み上げという面ではかなりシビアにやっておりますので、その辺はご理解いただけたらと思えます。

議長（菅谷光重君） 14番、前村議員。

14番（前村 清君） 1つだけそのところ、この町単独ではどうにもならないのかもしれませんが、吾妻郡全体の中におきますこの町の位置もありますから、一概には言えません。しかしながら、この町の経済というものに関して、先ほども触れられた議員もおりますけれども、その部分も、この町の中で産業に関するものの予算がダム対策費より少ないぐらいになってしまいました。これはいろいろな事情であるんでしょうけれども、どんどんその規模が小さくなるということは、みずからこの町もその部分についてはやや放棄し始めたのかなというふうに思うんです。そんなことは思わないでほしいんですが、ぜひこの地域の経済もある意味では間違いなく行政のかかわりを必要としているかもしれませんが、そういった意味で、またその辺につきましても逐次また見直していくようお願いをしておきたいと思

います。

それから、先ほど総務課長からも200名くらい、あるいは300名くらいになるんですか、トータルしますと。いろいろな方が働いている、290名くらいいるんですか、そういう働いている方がいるという話があります。それで、時々私どもが役場の施設を利用したり、あるいはまた役場の備品を利用したりいろいろするんですけれども、到底役場の職員で管理し切れないほどのところに保管されているんですが、ああいうものの保管のことを見ましても、かなり職員がやりづらいうような状況が今あります。

したがいまして、いろいろなものが整理されて、もっと合理的に行動できるように仕組みをつくってやることによって、役場の職員の数、あるいは役場の職員がもっと行動範囲をきちんと首尾よく手際よく仕事ができるであろう。施設をずっと回りますと、まずそういうところはあちらこちらにあります。ですから、そういったことはぜひ、副町長もおられることですからよく見ていただいて、このままでは困るだろうと思われることはいっぱいありますから、ぜひそこを見て、もっと職員の方が動きやすく、ひいては職員の方みずから私はこういうふうにしたいという提案ができるようにやって、町長さんが上手に仕事をしていただくように配慮いただくということをお願いをして、町長がお答えがありましたらしてもらおうで、私はこの質問は終わりにしますから、ぜひとも町長さんにつきましても、そういったところにご配慮いただいてお願いしたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） ありがとうございます。そういった施設の分散ということ、そしてそれが物置化にそれぞれがしているとかというのを、ちょっと感じてはありましたが、強いマークをしていませんでした。今度はそういったことを、全体を考えた中でやっていくようにしたいと思います。いいアドバイスをいただきまして、ありがとうございます。

議長（菅谷光重君） ほかに。

5番、須崎議員。

5番（須崎幸一君） 私は1問だけさせていただきますんで、時間も余りないので、よろしく願いいたします。

合併してから3年目を迎えるわけですけれども、今回の新年度予算、町長も3年目を迎えるという中で予算執行をする場合に、住民の方々にどのような形でその施策を示して、理解と協力を得られるのかということを質問したいと思います。というのは、昨年、この議会においても百条委員会が設置されております。そうした中では行政執行という形の中で新年度

また新しい気持ちで迎えるわけですので、きちんとした形で住民の方々に町長がやろうとするこの元気な町づくりというものは、どのような形で理解を得ながら執行していくんだというふうなところを考えたときに、果たしてこの予算でどういうふうにするのかなというのが私一つ疑問に思ったものですから質問させていただきます。

具体的に申し上げますと、合併時に10年間という期限の中で東地区、そして吾妻地区という形で地域審議会が設置されていると思います。そういった形で町長みずから諮問をして、この地域新議会を今年度開いて、その中できちんとした町の施策、これからの方向性というものを示していただければありがたいかなと思っておるんですが、その辺考えておられるかどうか。予算の中には審議委員の委員さんの報酬というものがのっかっておりますので、当然やられるのかなと思うんですけれども、3年目の中で今まできちんとした形はまだ出てこなかった部分もありますので、ぜひ昨年、百条委員会ということで、特に東地区におきましては町政に対する、町執行部に対する不信感というものは当然あると思いますので、それを払拭する意味においても、きちんとした新年度に向けて早期に説明をする必要性があるかというふうに思いますので、町長、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 地域審議会でなく予算・決算の座談会というような形で、東地区含めてそれぞれ5地区でさせていただきましたけれども、そういったご要望があれば、地域審議会のメンバーの方にも予算の説明であるとかご意見を伺うであるとか、そういったことはしていきたいと思います。

ただ、今現在、新町建設計画にかかわる変更というふうな案件そのものは発生はしていないように思いますので、地域審議会に諮問というふうな形ではなく、そういった懇談会の形式をとらせていただくなり、いろいろなご相談をさせていただくというふうな機会は近いうちにつくって、お世話になりたいというふうに思っております。

議長（菅谷光重君） 5番、須崎議員。

5番（須崎幸一君） 今、地域審議会の諮問というのは、新町建設計画の中で変更を来した場合という中でないというふうなご判断のようなのですけれども、財政計画というのが新町建設計画の中に入っていると思うんです。その中の予算と平成20年度の予算を比べますと、ちょっと隔たりがあるのかなということになりますと、当然その新町建設計画の中の変更に関与する可能性はあるのではないかなと私は認識しているものですから、今ちょっと町長の認識は甘いかなというふうにも思っています。

それに、もう一度申し上げますけれども、百条委員会がつくられて、東地区において住民の方々から不信感というものがまだ払拭されていないということを考えたときに、この東地区の地域審議会のメンバーは、実は旧町村の村長初め村議会議員というふうな形の中で、合併を可決に持っていった議会の当時の村の指導者の皆さん方が多くおられるわけですよ。そういった方々もやはり合併に踏み切ったという中ではかなり責任も感じておられると思うんです。これははっきり言えると思うんですよ。そういったことを考えたときには、やはり住民との対話というのは欠かせないものがあるというふうに思っておるので、それは認識を新たにさせていただいて、ぜひ早急に3年目を迎えるわけですから、きちんとした形で住民に説明をしていただいて、新年度の予算執行に向けて粛々とやっていただければというふうに思っておるんですけれども、いかがでしょうか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） その辺のところにつきましては、予算の件ですけれども、調べた上でどのような形態にするのか、いずれにしても私は地域審議会なり懇談会なりお世話になるつもりであります。ただ、一般会計が予算のうちというのは、まだまだこの議案そのものがまだ皆さんにご説明できる段階ではありませんので、これが可決をされたらというふうなことで予算についてはなろうかと思えます。今現在は、この議案書そのものを外には出せないような認識でありますので、いずれにいたしましても、百条についてもまだ途中経過というふうなことがございます。この百条委員会の調査報告というふうなものがまだ今現在なされていない状況でご説明も非常にしにくい状態にありますので、その辺につきましてもあわせて検討させていただけたらと思えますが、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 途中ですが、ここで休憩をとります。

再開を1時といたします。

（午前 11時59分）

議長（菅谷光重君） ただいまより再開をいたします。

（午後 1時00分）

議長（菅谷光重君） 5番、須崎議員。

5番（須崎幸一君） 何か話がかみ合わない部分もあるんですけども、何回も言ってもし
ようがありませんので、最後にいたしますが、再度お聞きします。新年度の予算執行をする
場合において、住民の方々に理解と協力を得るという意味で、東地区、吾妻地区の地域審議
会を町長の諮問のもとに開かれる意思があるかどうか、これの確認をさせて質問にかえさせ
ていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 本当の地域審議会と申しますか、いずれにしても先ほど申し上げたよ
うに検討した上で開催はいたします。そして、開催は当初予算が可決をされた後、速やかに
というふうな形でさせていただくつもりでありますので、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 5番、須崎議員。

5番（須崎幸一君） ぜひよろしく願いいたします。そうでないと、本当の意味で住民自
治というものは確立できないような思いがいたしますので、住民の皆さんのご理解を得なが
ら、ぜひ、やはり主役は住民の皆さんだという認識を私は持っておりますので、町政執行に
当たっては、ぜひ新年度においてはその辺を頭の中に置いていただき、常に住民の皆さんと
対話を持ってお願いをしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。終わ
ります。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） ありがとうございます。速やかに開催に向けて行動をいたします。

議長（菅谷光重君） ほかに。

15番、佐藤議員。

15番（佐藤利一君） 私も東地区に関係することなんですけれども、町長さんが元気のあ
る町づくりということで合併して3年目を迎えるわけでございますけれども、その間、合併
したために本当に大きいメリットがあったと私は思います。そんなことの中で20年度の予算
を見てみますと、消防関係で1件、あとは継続というような形になっておりますけれども、
きょうは私は、社会資本について1つだけお聞きしたいと思います。

道路網のことについて。

東地区におきましては、東のほうは生活圈も違うかもしれませんが、県道2本、町
と市とまたがっている町道が1本、3本です。北側には県道が2本、合併した中央に集まる

べき道は県道35号線1本のみ。それで事何かあったときに迂回路はどうするんだと。それから、学校だとか統合問題なんかもこれから始まるかと思うんですけども、従来の東と吾妻町との境界あたりの県道においては歩道もない、このようなところで東から西の中央へ来いと言っても、非常にこれからいろいろ問題が起きるのではないかと思います。そんなところで過疎計画も22年には終わります。そしてまた、村道、林道というようなことには、まだ未改修というようなものも二、三あります。そのようなところからきょう私は、道路網の整備ですか、この辺のことに過疎計画のあと2年というようなところに来ております。そのような観点から、これから20年度は先ほど申し上げましたような関係で1件のみと、21年、22年度はあります。ぜひその辺のところは、何しろ合併して問題なのは、過疎地域から中央へ来るまでの道路網の整備ではないかと思えます。その辺のことで、ぜひ町長さんに住民が安心して暮らせるというような観点からぜひお願いしたいと思えます。よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 道路網の整備というふうなことで、非常にこの広くて山林面積も多い、そしてまた民家が点在しているというふうな特有な地形というふうなことであるこの町にとっては、道路網の整備というのは非常に大きいものだと思います。ただ、そのところで全体を見回した中で、どれを最重要ポイントにして、次善の策といえますか、次はどういうポイントを置く、そういったような本当の意味での全体計画をつくった上でないと、なかなか着手をしていくのは難しいというふうに基本的に考え、思っております。といえますのは、道路はやはりつながっておりますので、最初の200メートルを始めた、次300メートルをやって、そしてまた300メートルをというふうな長期的に債務負担を始めてしまうというふうなことはやはりありますので、慎重にみんなで協議をした中で、今後の東吾妻町全体の道路網というものをどういうふうにしていくかというのを考えなければいけないと思っております。

幸いにして、辺地債、過疎債というふうな有利な借入金の方法がございます。そういったものを取り入れながらも、どうしても財政全体のことというふうなものを考えないと、借金は借金で後年度に負担が残りますので、その辺のところは今回の予算には反映が非常にしにくかった面というのがございます。実質公債費比率等々でいつも締めつけられております。その辺のところ、今後この半年くらいの中では町全体の道路網というふうなことを重点的に考えてやっていきたいと思えます。その辺のところ、またいろいろとお力をおかしいただ

ければありがたいと思っております。

議長（菅谷光重君） 15番、佐藤議員。

15番（佐藤利一君） ただいま町長さんの話にもありましたように、ぜひ過疎計画もあと2年、また東地域の中においては、それに基づいて計画したけれどもできなかったまま合併したところもあります。全体、東吾妻町の中の道路整備という中で、ぜひその地区においては、まだできていなかったところまでも細かい目を通してもらってやっていただけたらと思います。よろしく願いいたします。終わります。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） ありがとうございます。早速にその行動には移りたいと思います。今現在、懸案としている道路そのものも何本かございますので、それをまずは俎上に上げ、そしてそれに類した形のものはないか、そういったような考え方で社会資本の整備というふうなものを行っていきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

議長（菅谷光重君） ほかに。

10番、大図議員。

10番（大図広海君） まずは、総論的に伺っていきます。

20年度の予算を通じて年度末の起債残高、予算書で言いますと約170億円になっています。これを納税人口で割ってみますと、均等割を除いてみましたが、何と1人当たり266万8,000円という数字が出ます。この部分について、おやと思いながらもとに戻りますと、建設事業費19億円を予算計上してあるわけですが、うち起債の見込み額が約14億8,600万円、そうすると、今の言うように財政硬直化の折でということになってきますと、どうしても地域事業は起債に頼らざるを得ない。それが今、辺地債、過疎債ということで有利だからということなんです、なかなかこの方程式から脱却できない部分があります。

については、なぜそういうことになるかという原因を考えれば、やはり経常収支比率、この部分に行き当たる。これはもう答えが明らかだと思うんですが、では、どうやってこの経常収支比率を改善していくか。少なくともこの20年度予算に、終わった段階で、20年度決算を迎えた段階で、この経常収支比率の目標値をどこに置いておるか、その部分をお伺いします。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 議員、経常収支についてのご指摘を以前からされておりました。17年度が98.9だったでしょうか、18年度決算を終えた段階で93.1だったか7だったかというふう

うな形で、多少のいい方向に向いているというふうに思います。感覚的には90の経常収支比率をイメージいたしましたが、今回の予算については、最小限の事業、最小限の予算というふうな意味合いで、特別にこの予算の中で経常収支を計算は私の中ではしてはいません。そんな状況でございますので、お願いをいたします。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） やはりそういった全国比較で数値が発表されるわけですから、そのところを常にガイドラインとして念頭に置いておく、これがまず必要かと思えます。当然に80%以下が望ましいと言われているわけですから、18年度決算が終わったところで93%、プラス・マイナスは若干あるでしょう。そうすると、19年を投じて20年度の予算で少なくとも90%は切れるところまで目標値をそこに置く。またさらに残余の任期の中でどこまでを目標とするか、ここの部分についてはやはり説明責任の中に入ってくると思えます。今回そういうわけでその目標値が念頭になかったのは非常に残念です。

そのところで、各項に入っていきますが、債務負担行為について伺います。予算書7ページです。

この金額も8億4,000円と非常に大きいものですから、1点お伺いしておきます。当然のことながら、債務不履行になった場合に債務負担が発生する。となりますと、こういった状況になったときに債務不履行かということをお伺いしておきます。建設課長、教えてください。

議長（菅谷光重君） 建設課長。

建設課長（角田 豊君） これは、土地区画整理法の第40条2項によりまして、その賦課金、それによって徴収をして、公平な方法によって徴収して行うというのが原則であります。あと、再減歩等の方法によって保留地を生み出すというような方法もありますが、それは既に擁壁等ができたり区画ができておりますので、現実的には無理な方法ですので、賦課金の徴収、これは公平な立場での徴収になります。組合員全体が公平という立場です。

（「議長、質問に答えていない。注意して」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 課長、教えてください。

建設課長。

建設課長（角田 豊君） 組合が赤字に転落して債務が発生したということなんです、この前段として、組合としての賦課金の徴収等の行為がこの間にあるということでございます。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） 私が聞いたのは、どういう状況にあれば債務不履行になりますかと

ということなんです。あなたは理解していないようですから、もう一つ聞いておきます。検索の抗弁権、催告の抗弁権、町は有しますか、お答えください。

(「すみません、大図議員、もう一度お願いします」と呼ぶ者あり)

議長(菅谷光重君) 大図議員、もう一度質問してください。

10番(大図広海君) もう一度伺います。

検索の抗弁権、催告の抗弁権を有しますかと聞いています。ちなみに、一言つけ加えておきます。言葉が理解できたらの話です。

議長(菅谷光重君) 大図議員に申し上げます。質疑の範囲内でお願いをいたします。

10番、大図議員。

10番(大図広海君) 答えができないようなので、財務当局に伺います。

この債務負担行為について、町側が検索の抗弁権、催告の抗弁権を有しますか。

議長(菅谷光重君) 総務課長。

総務課長(山野 進君) 今回、予算の中でお願いしているものにつきましては、損失補償という形でお願しているわけございまして、債務保証とは異なっておりまして、二者間での協議という形で債務保証をさせていただいております。この関係については民法上の適用がないということもございまして、そのようなことをご理解いただければありがたいと思います。

議長(菅谷光重君) 10番、大図議員。

10番(大図広海君) ですから、そうすると、適用がないということは、検索の抗弁権も催告の抗弁権も有しないということに理解してよろしいですか。

議長(菅谷光重君) 総務課長。

総務課長(山野 進君) 債務保証の場合については、民法上の規定が出てきまして、民法上の適用が出るということですので、そういう形になるかと思いますが、損失補償につきましては、民法上の適用はないということですので、そのように理解しております。

議長(菅谷光重君) 10番、大図議員。

10番(大図広海君) でも、ここの中で「償還期限が経過しても弁済不能となった場合における貸付元利金の損失を保証する」なんです。これは保証契約になるわけです。俗な言葉で言うと保証人になるということです。

いいですか、1点伺っておきますよ。また話がもとに戻るんですけども、この区画整理組合が債務不履行に陥った場合という前提で、この保証契約は有効になるわけです。契約と

いうか、要するに保証責任が発生するわけです。ですから、どういう場合に組合が債務不履行になったということになるんですかということを知っているわけです。お答えください。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 債務不履行になったケースとして想定されるのは、今、民間の金融機関から2億何がしのお金を借りておりますけれども、そのお金が払えなくなったときにそういう事態が発生するわけでございます。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） それは平たく言うとそうなんです。ただ、そうすると組合の理事及び組合員は有限責任になるんですか。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 基本的には、損失が出た場合については、組合の方々の会員のところに一時的には責任が行くのかと思います。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） ですから、組合員というか理事については、無限責任であるという考え方で解釈していいのでしょうか。お答えください。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 聞いた段階では、理事さんについても会員さんと同じような責任が発生するというふうに聞き及んでおります。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） そうしますと、理事者が無限責任である限りにおいて、東吾妻町は催告の抗弁権と検索の抗弁権を十分有していると考えられるじゃないですか。いいですか、そのように解釈していいんですね。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 先ほど申し上げました民間の金融機関からお金を借りているというお話をさせていただきましたけれども、その証書につきましては損失補償契約という形でございます。その中で元金、利息等の弁済が不可能になった場合については、町がかかわって元金と利息分を補償するという契約内容になっております。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） 質問に的確に答えてもらっていないので時間が浪費するだけなので、私なりにはそのように解釈します。この議場に参列された皆さんがどのように解釈するかは

またそれぞれになると思います。

そういった中で、そうすると、ここの組合に対してどういう形で債務不履行になるか、なかなかここの部分の把握ができかねる。今、建設課長のほうの説明の中で賦課金の徴収のことにまで及んでおります。ところが、この区画整理組合の定款で行きますと、費用については減歩の、要するに保留地の売却を充ててその事業費用にするという定款があります。これはまだ生きている定款です。善意無過失にその言葉を信じて組合に参画した人間、これは後に賦課金の徴収となったら、また大変な問題が起きると思います。

その部分についてもう一点、建設課長に伺っておきます。いいですか、あなたの先ほどの答弁は、定款に記載されていないことを話されています。あなたは定款をどの程度ご存じですか。

議長（菅谷光重君） 建設課長。

建設課長（角田 豊君） この現在の定款には賦課金のことは記載してございませんが、これは組合の総会で議決をして、その事態が発生する前に盛り込むということになります。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） というような内容のチラシが配られてあるやに聞いています。ところが、この定款の変更となりますと、総会の決議事項ではないんですね。どういう条件が満たされれば総会でこれが有効になると思いますか。あなたの考え方を聞いておきましょう。

議長（菅谷光重君） 建設課長。

建設課長（角田 豊君） 今の借入金で借りかえ、借りかえで今現在は回っているわけですが、これも、これが事業等が長引いて赤字に転落するような事態になると、そういうことが発生するということになります。当然組合員にこの事情のこういった経過でこういうことになるかといった説明責任、そういうのは理事の皆さんにあるかと思いますが、その辺を説明して納得をしていただいて、賦課金の徴収ということになるかと思います。

（「答えてないよ」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 方向を変えてください。

10番（大図広海君） 変えません、核心なんです。いいですか、ここが核心なんですよ。課長が私の質問に答えていない、あるいは答えられないのかもしれない。だから、私が答えを言います。いいですか、組合の定款変更については特別決議が必要とされる、それは区画整理組合法の第34条に明記されているはず。3分の2以上の多数の出席で、3分の2以上の議決が必要になる、この議決があって初めて定款が有効になる。この定款が有効にならない

と賦課金の徴収ができない。3分の2の人が賦課金の徴収に賛同するでしょうか。一応これは難しいと考えて行動したほうがいいと思います。そのために私たちは減歩したんでしょうという、それを執行した理事者の責任でしょうという論議がほうふつとしてくると思いますよ。少なくとも法が自治体の協力義務をそこに規定してあります。ましてや事務所が庁舎内にあり、専任の職員がいるなり、あるいはコンサルタントの事業費をことしで言えば770万円予算計上してあります。そういった中で、町と不可分のこの区画整理組合、いいですか、そのものについての債務保証をしましょうという話です。その担当課長がその基本的な知識を持ち合わせていないような発言がある、ここに物すごい問題点があると私が指摘しております。

そういう中から、ではここで本当のここが問題点です。債務不履行というのがどういう状態ができたなら債務不履行ですか、最初の質問に戻っていきます。この問題がしっかり把握できなければ、債務負担行為の承認が雲をつかむような話で、全体が見えてこないじゃないですか。議案として提示されているんですよ。説明員としてきちりその問題については、ここまでの状況があった場合には債務負担といって町の費用が発生しますということでしょうね。だから伺っておきます。どういう状況になれば、この債務負担行為として自分たちが8億4,000万円を確保する必要があるんですかという話なんです。お答えください。

議長（菅谷光重君） 建設課長。

建設課長（角田 豊君） 今、事業延伸を行って若干事業区間が延びておりますが、この予定区間内で終わればそういったことはないということで考えております。事業が長期的に延伸した場合には赤字に転落するといったことで、基本的にはこの賦課金を徴収するような形になるわけですが、それが徴収できなかった場合にこの町の債務ということになります。が……。

以上です。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） そうすると、賦課金の徴収ができなければ、それに相当する部分は町が負担していくんだというようなニュアンスにもとれますが、決してそういう形での債務負担ではないんだと思います。そうするとまた、この理事者の責任が有限であるか無限であるかという話に戻らざるを得ないんですね。どうやっても私たちの感覚では、区画整理組合の理事者というのは無限責任であるという概念があるんですが、それを有限責任とする根拠はどこですか。お答えください。

議長（菅谷光重君） 建設課長。

建設課長（角田 豊君） 私から有限責任といったあれはないんですが、組合員すべて賦課金徴収時点での組合員は平等だということからということでございます。

（「私が求めたのは、理事者が有限責任だとする根拠はどこなんだと聞いているんです。発言の内容が……」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 手を挙げてください。

10番、大図議員。

10番（大図広海君） 時間の無駄といえば無駄なんですけれども、論議がかみ合いません。

続いては、そうしますと、先ほど組合員の中に配られたチラシについて、このチラシの文面を建設課長はいわゆる目を通しておりますでしょうか、伺っておきましょう。

議長（菅谷光重君） 建設課長。

建設課長（角田 豊君） これは理事会で検討されて、その場で見ております。

議長（菅谷光重君） 予算書の質疑になさってください。

10番（大図広海君） だから質問しているんです。予算書の中に債務負担行為8億4,000万円、この予算で一番金額が大きいものなんです。いいですか。

そうすると、この文書が出回りました。この文書を読みますと、いわゆる未同意者、まだ何名の方がいます。その人たちがいるからこの費用が発生するんだ、その人たちが協力さえすればこの費用は発生しないんだ、そうすれば組合も終われるんだというような形で書いてあります。少なくとも私が読めばそうなります。そうやってきますと、ほんの数名の残った人たちが他の100余名の方から、おまえのおかげでというような意見が出るやもしれない。一番危惧しているところです。これはあってはならないことです。いいですか、あなたは、この部分についてそういった配慮をなさいましたか。

議長（菅谷光重君） 建設課長。

建設課長（角田 豊君） これは、未施行地区の皆さんに対して説明という意味で作成したものでございまして、事業完了が伸びていくと赤字が確実になるということから、こういった推進の方向の進め方についての案内ということでございます。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） なかなかまたまともな返事が返ってきません。

かつては、この事業が着手する以前あるいは組合が成立した時点あたりでも、収用法が発動してもこの事業は完成させるんだという発言がまま集会の中でありました。私も直接耳に

しております。こんな発言はあってはならない。少なくともその時その場にその発言をした人間がまだ役場の中で管理職として登用されている、あり得ない話です。

建設課長に伺っていきます。あなたの感覚の中で収用法の発動はあり得る話なんですか。

(発言する者あり)

議長(菅谷光重君) 私語を慎んでください。

建設課長。

建設課長(角田 豊君) 収用法とは若干違いまして、直接施行という方法になります。組合の直接施行という、上物に関しては直接施行という表現になります。

議長(菅谷光重君) 10番、大図議員。

10番(大図広海君) しょうがないから私が答えます。

都市計画法では、指定を受けている段階で収用法の発動があったとみなすような規定が確かにあります。ただ、この区画整理事業については、都市計画法の第60条だったかな、から第73条までの部分は適用除外にしてあります。この部分が収用法との相関を述べた部分であって、区画整理事業、それともう一点都市再開発事業については、強制収用は一切法律が認めないというルールの中ででき上がっております。それは当初から指摘はしておったんですが、集会の中では強行してやるんだと、事業貫通を実現してみせるの発言がままありました。それが間違いだったという公式発言は今になってもありません。ここに問題点があります。間違いだったら間違いだと前任者からとは言いませんから、今のあなたの口からそれがあれば、まあまあ住民は納得するでしょう。いいですか、伺っておきます。今、答えは私が言いました。

建設課長に伺います。この区画整理事業について、収用法の発動は行うんですか。

議長(菅谷光重君) 建設課長。

建設課長(角田 豊君) ただいまの大図議員の答えのとおりであると思います。答えを言っていたきましたので。

議長(菅谷光重君) 10番、大図議員。

10番(大図広海君) そうしますと、前任者の発言が間違っていたと、そういう解釈にとられますが、それでよろしいですね。

建設課長(角田 豊君) ちょっと以前の経過はちょっと承知していないので、何とも私のほうからは言えませんが。

議長(菅谷光重君) 10番、大図議員。

10番(大図広海君) そうしますと、なかなかこういう話をしてもすぐ答えが出る問題ではないので、次に行きたいと思いますが、今度はそうすると逆に歳出のほうで伺います。総論で言ったので、今後はごくごく細かい各論で行きます。

41ページ、広報費の中でパソコン及びソフト56万6,000円の予算が計上されています。ここで企画課長にお伺いします。どんなパソコンを買うんですか。基本性能を述べてください。

議長(菅谷光重君) 企画課長。

企画課長(角田輝明君) 現在のパソコンが大分古くなっておりまして、新しくしていきたいということでもあります。基本性能ということなんですが、ここに計上しました予算につきましては概算の見積もりでありますので、これから検討をして適したものを購入したいというふうに考えています。

議長(菅谷光重君) 10番、大図議員。

10番(大図広海君) 随分アバウトですね。多くの課では、あらかじめ見積もりをとり、この程度であろうということで予算要求しているようです。56万円というと、コンピューターとすれば我々だとどうも1桁上のコンピューターになってくると、我々が使っているのは大体そんなものなんですよ。どの程度のコンピューターが必要なのかというのは、スペックとしては出ると思います。再度伺います。基本性能はどういったコンピューターを入れる予定なんですか。

議長(菅谷光重君) 企画課長。

企画課長(角田輝明君) この金額につきましては、ソフト等も含めた金額でございます、基本性能についても現在使っているものが大分古くなっていますので、それを更新するという形のものというふうに考えております。これから検討していくというふうに考えています。

議長(菅谷光重君) 10番、大図議員。

10番(大図広海君) そうしますと、また答えを言わなくてははいけない。

今市販されている中で、将来64ビットのソフトに対応するもの、そうするとインテルで言うところのコアツー、2ギガ、2.3ギガもあれば十分でしょう。それで、メモリは2ギガ、ハードディスクは今のところ余り大勢には影響ない。コンポドライブがついて、それを市販品で聞いてみますと、おおよそ10万円が出るかなと。ただ、通販で買うと7万円台です。これが大体普通の相場です。それから、パソコンソフト、これは現場で議案調査の中でやったところ、カタログ価格で20万円、これは何とフォトショップのCSと、いわゆる新聞編集ソフトが合体したような形です。いわゆるプロユーザー向けです。ちなみにその担当は担当になっても

う7年たつかな、そういう話です。いずれどこかにまた配置がえになるとは思いますが。そうすると、このプロユーザー向けのソフトがどうしても必要かどうかということになってくると、なかなか判断に苦しむところがあります。もっと汎用ソフトでも間に合うのではないかと。町報の発行の程度ならということです。我々も自分の意見広告書ということで大体同じようなものはつくっておりますけれども、ごくごくワープロでやっております。要するに画像などもその中に盛り込んで、1ページのデータが3メガとか5メガぐらいで上がります。そんなに重たいデータではないと思います。そういった中から56万円という数字が本当に適正なのかと。もう一つの点、このフォトショップのCSが必要とされるか、ここのことについて伺います。企画課長、フォトショップのCSは何ができるんですか。

議長（菅谷光重君） 企画課長。

企画課長（角田輝明君） 細かいことは承知していませんので、すみませんが。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） だから、その細かいことを承知した人たちがこういう予算を要求しなくてはいけない。いいですか、フォトショップのCS、本当にプロユーザー向け、市販価格で9万7,000円ぐらいですか、出ております。我々ものどから手が出るくらい欲しいんですけども、10万円という値段がなかなか決断に踏み切れない。少し待っていると、フォトショップのエLEMENTという形で1万5,000円内外、昔は1万3,000円でした、ぐらいの形での市販ソフトが出てきます。そういった中でここなんです。自分でそれを使ってみると、フォトショップELEMENTで十分対応できる。なおかつ今の担当がそのうちには配置がえになる。だれが来ても使えるもので、あるいはそれが効率的で、経済的に、そういったものでも目立つのであれば、その程度がまあまあいいところかなと思うのですが。

もう一点聞いておきます。こういったフォトショップのCSまでを必要とする根拠はどこですかということです。それをお答えください。

議長（菅谷光重君） 企画課長。

企画課長（角田輝明君） 現在のパソコンにつきましては、マックで使っているんですけども、ソフトにつきましては、今の担当になったときに個人のソフトを入れて使っているというふうに聞いています。

ですから、できる限りみんなが使えるようなソフトにしていきたい、町のものにしていきたいということも考えまして、細かいことについてはこれから検討していきたいというふうに考えています。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） そうではなくて、担当はフォトショップのCSを買うんだと言っているんです。どうも私のほうが課長らしい発言をしているじゃない。まあいいです、この問題については、もう時間がないので。

次に行きます。予算書65ページ。

繰出金の中で公的病院の借地料補助金、ことしも885万円余りが予算要求されていますが、これはかつて日赤ができたときに、この借地料の肩がわりということで5年間は全額、後の5年間は半額、10年をもって打ち切りというような話し合いが成立したと、またそういう形で議場報告もあった、これは前任者からです。ということなんですが、もう既に5年以上経過しています。予算措置はまだ100%の補助になってあります。この部分については検討なされた形跡はあるんですか。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 大図議員さんからのご質問の関係でございますけれども、日赤ができたときに公的病院という形の位置づけの中で敷地料相当額を町から補助しているわけですが、ご指摘の5年たって半額、10年後にはゼロにするというふうなことまでちょっと確認できませんでした。確かに民間病院ですので、経営努力によってなるべく町からの補助をいただかない形で健全運営に努めてくださいという話は出ておりましたけれども、具体的に賃借料を5年で半額、10年でゼロにするというところまで確認できませんでした。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） おかしいですね、当時そういう論議がいっぱいありました。その借地料が高いとか、標準点がどこにとったとかとけんけんごうごうやった記憶があります。当時、あなたは企画課長であったかと私は記憶していますが、いいです、これは。そういった中で、これが日赤と前任者との話し合いの中でその合意があったと私は認識しているんですが、あるにせよないにせよ、一企業体に対し、いつまでも同じものを肩がわりし続けるというのはなかなかよろしくない。

それともう一つが、この日赤の敷地の中に町有地もある、そういうことになりますよね。この町有地だって有償で貸し付けないといけない、これは他の納税者に対するところの均衡ということになると、やはりそういうことになります。いつになったらその実現が果たされますか。その目標値をいつに置いていますか。伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 平成20年度にはそういった形で協議に入ります。今現在の事務長とはそういった協議は、事前協議といいますか、正式な場ではなくやっております。町有地を今現在無償で貸し付けというか使用貸借なんでしょうか、その辺難しいことはわかっておりませんが。

それと、土地代の補助金という表現、その辺も行政体がわざわざやる表現なのかどうかというふうなこと、それよりも土地の借用料はちゃんといただいて、この町、地元町村というふうなことで公的病院にどのような形で補助をしていくかというふうな形で、どのような支援をしていくかというふうな、そういった新しい補助金だったら補助金、そういったようなシステムをつくっていくつもりでありますので、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） そうすると、町が保有しているところの普通財産、このことについての貸し付け基準というのが非常にまだ明確になっていない。規則ではある程度のものがある。なかなかそれだけの町長の裁量にゆだねている部分が多くて、町長としても一件一件のところで対応に苦慮するのが実情かと思うんです。少なくとも、これも前回はやりました。普通財産についてはその貸し付けは認められています。その議論的な展開は、普通財産の貸し付け料金をもって他の行政目的のために役に立てる、だから貸し付けが認められるんだという話になります。そうすると、あなただったら幾らでいいですよという裁量を町長に振ること自体がなかなか法の本旨から逸脱してくる、ここのことについて適正賃料が得られるならば試算してみたところ、これは6月だったか、そういう話も煮詰めた部分があります。800万円ほど、あるいは計算によっては1,000万円ほど、今の状況ではまだ賃貸料の収入がふやせる余地がある。一番大きいのがバイパス通りにあるダム事務所の敷地の話になります。これは何百万円の差が出ます。かつて私、そのことで県庁のダム対策のほうへも行った記憶があります。その段階で200万円が四百何万円までは上がった記憶があります。その段階で私、議席がなくなりました。今現在でもそのままの金額で継続しているそうです。ここのところにちょっと体制のあり方が問題多々あります。そうしてみますと、これは収入ですから予算に関係することなんですが、これは、だけれども今年度だけに限りません。そうすると、普通財産の管理というものを、これを対外的に土地の賃料という金銭的なものが発生するわけですから、町長の裁量であるところの部分を除いて、規則ではなく条例化するということがやはり必要かと思えます。

また、それで町長も対外的な折衝をするときに、条例であるからということでかなり妥協

の余地のない交渉をせざるを得ない部分もある。こういった見通しを伺っておきましょう。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 今現在、規則だか要綱だかというふうな中で基準はつくって、賃貸料については定めております。例えば今、議員がご指摘の群馬県八ッ場ダム水源地域対策事務所につきましては、確かに従前とほとんど同じ金額なのかもしれませんが、今現在、駅北の区画整理事業によりまして評価が変わっています。そういった評価が変わって、その評価に対してどれくらいというふうな形で単価が決めてありますので、それはこれから2筆に分かれたというような意味ですか、要するに表側と裏側というふうなことで評価がそれぞれに違ってまいりますので、その辺については協議をした上で改定をしていくというふうな予定になっているのでございます。ここの予算には変えていないけれども、これから協議をするということをご容赦いただきたいと思います。

なお、その辺のところを条例化をするしないというふうなことについては、検討をさせていただきます。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） これは、ぜひ条例化ということが望ましいのかと思います。対外的に費用の発生という部分では公平感、そこである種、その公平感以前の問題で多くの議員の目が入ることによって、よりいいものに仕上げていくということなんでしょうか。みんないつも言っているように、我々、職業はそれぞれ違いますので、それぞれの形でのいい意見の提案ができるかと思います。

次いで、次に伺っておきます。

116ページ、教育費。パソコンの講習の話がまた今回のっております。金額的にはそういったことなんです、またこのパソコン講習というのは福祉センターで行うような形になるかとは思いますが、これは社会教育費ですからそういうことになると思います。かつて20台のパソコンをあの当時の予算で750万円でしたか、講師料も含めてですがとられました。それで、規定の講習会が終わった段階でどういうふうに使ってもいいと言われているからということで、うち10台を下げた一般事務のほうにそれを使いました。ところが、合併を含めて最新鋭のコンピューターがそろったので、その下げた10台のコンピューターがあいているわけなんです。あいていれば、またそれを20台そこでそろえてみたらという意見提案をしましたところ、どこに行ったかよくわからないという返事が今のところそろっているのが13台ですか、という形になります。

そうしますと、この財産の管理者として下げたパソコンの行き先、まだ不明の部分があるわけなんですけど、そういったものを全部そろえて、パソコンの講習に一人でも多くの人に役立てたいと私はひそかな希望を持っているんですが、町長に伺っておきます。行方不明になっているパソコン、所在はどうなっているんですか。もうその話がスタートしてから1年はたっていると思います。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） すみません、その辺については私自身はノーマークでございます。

以上です。

議長（菅谷光重君） ここで休憩をとります。

2時10分再開いたします。

（午後 2時00分）

議長（菅谷光重君） 再開をいたします。

（午後 2時10分）

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） あと、2分だそうなんですけど、そうしますと当時のパソコンは今とかなりスペックが低いのですが、一番良いのは共有の無線LANのカードまでついている。ここがちょっと魅力があります。

それと講習用に使うのだからそんなに高い性能でなくても間に合う部分がある。含めてこれが20台でなくてもいいんですよ。一般業務で使っていてちょっと不用になったものがあると思います。なるべく台数を増やして多くのチャンスを与える。

できればここなんです、ペーパーレス社会ですからということで将来的な展望ですが、ある地域には光通信も入りました。町の広報、お知らせ部分も含めて全て電子化による、いきなりは無理だと思いますが、それで広報の発行をひかえていく。この部分で約1,000万円の予算が浮いてくる。その長期見通しを対策としながら町長の英断を求めておきます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 今度、ホームページを新しくリニューアルをいたしまして、容量であるとか使い勝手、いろいろなものがふえてまいります。ほとんどこの役所の中で更新から新規登録、そういったようなものまでができるようになります。その中で広報というふうなものも当然ながら考えて、ただ、個人情報云々というようなことで写真の掲載その他というようなことでの検討に入っております。

なお、例えば議会だよりにしても、この議会の議事録にしても委員会の議事録にしても、いつでも載せられるような容量が用意してございますので、議会の中でも、そして町の中でも十分に活用していきたいと考えております。

以上です。

（発言する者あり）

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 議員、1台でも多くのというふうなことで、講習会を開けたらというふうなことでもございますし、そういったような方向で努力をする、そういった検討に入りたいと思います。

なお、今もそれぞれの課において、もし本当に行方不明のパソコンがあるのであったら、それは調べて報告をするようにというふうな指示をしておきました。

なお、議案調査のときに言っていただければ、今ごろはその台数も確定できていたかなというふうには思いますが、ありがとうございました。よろしくお願いします。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） これ、先ほどの行方不明パソコンは議案調査以前の問題で、1年前から私は騒いでおります。一番いけないのは担当課のその報告が町長に行かなかったことなんでしょうね。

もう一点、このパソコンの講習の委託料13万円なんですけど、外部の者の委託を頼まなくても、役場職員がまたその講師になれるチャンスが出てくる。もちろんそれについては残業という手当が発生するが、ただ、このパソコン講習を有料で行うか無料で行うかという中で費用の相殺ができてくる、そういった形で、ここなんです、ああ、役場の職員はすごい、あんなこともできるんだといった形での信頼を勝ち得ていく方法論にもなるかと思っております。あわせて検討しておいてください。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 全く同じ発言をこの予算書の検討のときに私がした覚えがあります。昨年もだったかなと思います。職員のスキルアップにもつながるといふふうな形でのものがあります。ただ、そのところで統一した形に町民の方に指導していくとか、そういったようなことがちょっと難しいという、職員のそれぞれの技術力であるとか、そういったようなことで差が出てしまうというのがちょっと懸案として残っております。これからでもまだ遅くはありませんので、それは社会教育課の中でこれから検討に入るようにして、議員にご返事を差し上げるような機会があろうかと思いますが、いろいろとご指導お願いできたらありがたいと思います。

以上です。

議長（菅谷光重君） ほかに質疑ありますか。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

（発言する者あり）

議長（菅谷光重君） なしと認めた。よく聞いてください。

お諮りをいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（菅谷光重君） 起立多数。

したがって、本件は原案のとおり可決をされました。

議案第2号の委員会審査報告、質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第16、議案第2号 平成20年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算案を議題といたします。

本件については、去る3月6日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

16番、加部委員長。

(文教厚生常任委員長 加部 浩君 登壇)

文教厚生常任委員長(加部 浩君) それでは、付託議案の審査結果について報告いたします。

去る3月6日、平成20年第1回定例会の本会議におきまして文教厚生常任委員会にその審査を付託されました議案第2号 平成20年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算案について、同月10日午後2時30分より小山住民課長の出席を求め審査を行いました。

平成20年度歳入歳出総額は、事業勘定で17億5,668万2,000円で、施設勘定については8,713万円でした。対前年では事業勘定が3,628万9,000円の減、施設勘定が89万円の増額となっております。

款単位で見ますと、事業勘定では、歳入で新設の前期高齢者交付金と繰入金以外は対前年を下回る予算であり、歳出では、新設の後期高齢者支援金等と保険給付費、保健事業費以外は前年を下回る予算となっております。施設勘定では、歳入で繰入金が1,039万8,000円対前年増であり、繰越金が146万9,000円減となっております。歳出では、公債費が104万4,000円の増となっております。制度の改正により、医療費の自己負担割合が変更となったり、後期高齢者医療制度が創設されたり、退職者医療制度の対象年齢の変更等が主な原因となっておりますが、20年度は基金の取り崩しをしませんでしたが、いずれは取り崩さなければならなくなることが予想されます。

これらのことについて、文教厚生常任委員会としては慎重に審議をした結果、全会一致で可決すべきものと決しましたので、本会議におきましてもよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

議長(菅谷光重君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(菅谷光重君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定する

ことについて賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は原案のとおり可決をされました。

議案第3号の委員会審査報告、質疑、討論、採決

議長(菅谷光重君) 日程第17、議案第3号 平成20年度東吾妻町老人保健特別会計予算案を議題といたします。

本件については、去る3月6日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

16番、加部委員長。

(文教厚生常任委員長 加部 浩君 登壇)

文教厚生常任委員長(加部 浩君) それでは、付託議案の審査結果について報告いたします。

去る3月6日、平成20年第1回定例会の本会議におきまして文教厚生常任委員会にその審査を付託されました議案第3号 平成20年度東吾妻町老人保健特別会計予算案について、同月10日午後2時30分より小山住民課長の出席を求め審査を行いました。

平成20年4月から老人保健制度にかわって後期高齢者医療制度が創設されましたので、平成19年度分の支払い事務予算でありますので、対前年も大幅減額です。平成20年度歳入歳出総額は2億524万8,000円となっており、対前年18億1,323万円減額となっております。

文教厚生常任委員会としては慎重に審査をした結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しましたので、本会議におきましてもよろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

以上でございます。

議長(菅谷光重君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長 (菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することについて賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第 4 号の委員会審査報告、質疑、討論、採決

議長 (菅谷光重君) 日程第 18、議案第 4 号 平成 20 年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算案を議題といたします。

本件については、去る 3 月 6 日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

16 番、加部委員長。

(文教厚生常任委員長 加部 浩君 登壇)

文教厚生常任委員長 (加部 浩君) それでは、付託議案の審査結果について報告いたします。

去る 3 月 6 日、平成 20 年第 1 回定例会の本会議におきまして文教厚生常任委員会にその審査を付託されました議案第 4 号 平成 20 年度東吾妻町後期高齢医療特別会計予算案について、同月 10 日午後 2 時 30 分より小山住民課長の出席を求め審査を行いました。

平成 20 年 4 月 1 日から老人保健制度にかわって新たに創設された制度で、75 歳以上の人が及び一定の障害がある人で 65 歳以上の人は、国保や会社の健康保険などの医療保険に加入しながら老人保健で医療を受けておりますが、4 月からは高齢者だけのこの新しい医療制度で受診をします。75 歳以上の人はすべてこの制度に加入し、窓口での自己負担は老人保健と変わりません。保険料は原則として年金から徴収され、運営主体は都道府県単位の広域連合で、市区町村が申請や届け出等の窓口となる制度です。平成 20 年度歳入歳出総額は 1 億 9,839 万

3,000円でした。

このことについて、文教厚生常任委員会としては慎重に審査をした結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しましたので、本会議におきましてもよろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することについて賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第5号の委員会審査報告、質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第19、議案第5号 平成20年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計予算案を議題といたします。

本件については、去る3月6日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

16番、加部委員長。

（文教厚生常任委員長 加部 浩君 登壇）

文教厚生常任委員長（加部 浩君） それでは、付託議案の審査結果について報告いたします。

去る3月6日、平成20年第1回定例会の本会議におきまして文教厚生常任委員会にその審査

を付託されました議案第5号 平成20年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計予算案について、同月10日午前11時より田村施設長の出席を求め審査を行いました。

平成20年度歳入歳出総額2億3,957万3,000円で、対前年616万5,000円増の予算です。歳入では、一般会計からの繰入金4,377万7,000円で対前年313万6,000円の増、負担金1億7,014万1,000円で対前年298万8,000円の減額。歳出では、一般管理費が2億3,435万7,000円で、対前年616万5,000円の増額となっております。

本委員会では慎重審査の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、本会議におきましてもよろしくお願いたします。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することについて賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（菅谷光重君） 起立多数。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第6号の委員会審査報告、質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第20、議案第6号 平成20年度東吾妻町介護保険特別会計予算案を議題といたします。

本件については、去る3月6日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

16番、加部委員長。

(文教厚生常任委員長 加部 浩君 登壇)

文教厚生常任委員長(加部 浩君) それでは、付託議案の審査結果について報告いたします。

去る3月6日、平成20年第1回定例会の本会議におきまして文教厚生常任委員会にその審査を付託されました議案第6号 平成20年度東吾妻町介護保険特別会計予算案について、同月10日午後1時より山田保健福祉課長の出席を求め審査を行いました。

予算総額は歳入歳出それぞれ11億4,770万円で、前年度に比べ1億5,291万8,000円の増額でございます。介護給付費準備基金繰入金は6,000万円、一般会計からの繰入金は1,940万6,000円となっております。なお、20年度は平成18年度からの第3期事業計画の最終年度でもあります。

これらについて、当委員会としましては慎重に審査を行った結果、本委員会としてはこの件について可決すべきものと決しましたので、本会議におきましてもよろしく願います。

以上でございます。

議長(菅谷光重君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(菅谷光重君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することについて賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第7号の委員会審査報告、質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第21、議案第7号 平成20年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案を議題といたします。

本件については、去る3月6日、総務常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務常任委員長。

8番、一場委員長。

（総務常任委員長 一場明夫君 登壇）

総務常任委員長（一場明夫君） それでは、総務常任委員会に付託された議案の審査結果を報告いたします。

去る3月6日、総務常任委員会にその審査を付託された議案第7号 平成20年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案については、3月11日に第1委員会室において、委員全員出席のもと東支所長から提出された積算根拠を示した資料に基づき説明を受けた後に、慎重にその審査を行いました。

予算案の中に、宅地造成事業として箱島団地の南にある町有地を第2団地として造成するための測量設計委託料を計上することが適当かどうか問題になり、これについて集中的に審議が行われました。結果、計画が突然浮上してきており、第2団地の造成事業が正式に町として認定された事業として議会で認識していないこと。事業をスタートさせる前に販売プラン、需要に関するデータ収集、需給に対する市場調査、学校等周辺環境の変化に伴う地区影響の調査、さらに評価、こういったものがなされていない状況での事業着手はすべきでないこと。今回予算化されている測量設計程度の内容については、町の技術職員の協力体制があれば、こんなに大きな経費をかけなくても実施が可能と判断されること。この特別会計でやるべきか土地開発公社でやるべきか、また、さらにはこうした分野の事業は町でなく民間事業者でやってもらうかの検討も十分なされていないこと。町として岡崎地区や植栗地区など未販売区画の販売の問題もある中、場当たりのかつ見切り発車のような状況での事業着手は慎重さに欠けること。これがなければ一般会計からの繰入金はその分は必要なくなります。さらに、昨年度の決算認定時にも総務常任委員会として一般会計からの繰り入れを極力少なくすべきと指摘しており、特別会計の性格上、独立採算を基本ベースに予算をつくるべきと判断されます。よって、やってはいけないというのではなく、やるのであればしっかりした計画を立て、そのもとで見通しをつけてからやるものと判断されること。

以上のような理由から、「とりあえず予算は可決してもよいのでは」といった少数意見はありましたが、委員会としては、平成20年度予算にはこうした経費は組むべきでないとの結論になり、この予算案は否決すべきものと決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

5番、須崎議員。

5番（須崎幸一君） 今、否決ということであったんですけども、大変重要なことではないかなと私は認識しております。委員会の中で検討されたかどうかちょっとお聞きしたいんですけども、予算案は否決ということで行政執行の中でも非常に支障を来すのではないかなというふうに私は考えるのですが、委員会の中でこれに対する修正予算を検討すべきではないかというような、そういった検討がなされたのかどうかお聞きしたいんですけども、よろしくお願ひします。

議長（菅谷光重君） 一場委員長。

総務常任委員長（一場明夫君） 委員会の中では、これについて可決か否決かというのを付託されたという前提で考えています。考え方の中に修正という考えの方もあったかもしれませんが、それについては、本来ですと執行部がきちんと判断して、どういう内容でという歳入を充てるべきかということを考えなくてはいけないという観点から、委員会として修正の案を出すという考え方については細かく論議をされませんでした。

以上です。

議長（菅谷光重君） 5番、須崎議員。

5番（須崎幸一君） どうもありがとうございました。

これがもし否決されるということになりますと、非常に問題が出てくるかなということで、委員さんの中でそれにかわったものと言ってはあれなんですけれども、予算を検討されたかどうか確認したかったものですから、一応確認させていただきました。ありがとうございました。

議長（菅谷光重君） 一場委員長。

総務常任委員長（一場明夫君） 質問の意味はよくわかります。それで、これからもう一つ議案があったんですけども、それらについても非常に慎重を期さなくてはいけないということですので、最初に確認をとった後に、最終的に修正も含めてという前提の中で二度確認

をとって皆さんが総務委員会としては否決すべきものと、そういう判断になりましたので、それだけをご報告しておきます。

議長（菅谷光重君） ほかに。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案についてお諮りいたします。議案第7号 平成20年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案について賛成の方は起立願います。

（起立少数）

議長（菅谷光重君） 起立少数。

したがって、本件は否決されました。

議案第8号の委員会審査報告、質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第22、議案第8号 平成20年度東吾妻町下水道事業特別会計予算案を議題といたします。

本件については、去る3月6日、産業建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

産業建設常任委員長。

12番、上田委員長。

（産業建設常任委員長 上田 智君 登壇）

産業建設常任委員長（上田 智君） それでは、産業建設常任委員会の委員長報告を行いたいと思います。

平成20年度東吾妻町下水道事業特別会計予算についてご報告を申し上げます。

去る6日の本会議において産業建設常任委員会にその審査を付託されました議案第8号 平成20年度東吾妻町下水道事業特別会計予算案について、去る10日午後2時より第4委員

会室において、上下水道課長の出席を求め委員会を開催、審査を行っております。

当該予算額は、前年度に比較しますと1億2,157万4,000円の減となり、歳入歳出予算の総額は6億1,789万5,000円で、公共下水道事業では管渠築造工事11カ所、舗装工事8カ所、マンホールポンプ設置工事2カ所ほど予定をしております。また、浄化槽整備事業では、浄化槽が90基、附帯工事40件を予定。また、農業集落排水事業では、ポンプ管理システムの整備等予定した内容について説明を受けております。

本委員会といたしましても、全員一致でこの原案を可決すべきものと決定をいたしましたので、皆様方においても本会議におきましてよろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上、終わります。

議長（菅谷光重君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

10番、大図議員。

10番（大図広海君） 何点か伺います。

まず1点に、この簡水といえども役場管掌のいわゆる上水の種類になると思うんですが、常々これはチャンスあるごとに各分署に訴え続けているところなんですが、ヤフーで「団塊の世代」という形で語句検索をしますと、650万件ぐらいヒットします。「定年退職」で110万件ぐらいになりますかね。さらに「田舎暮らし」を足しますと、それでも12万件ぐらいヒットすると思います。そのくらいにこのテーマが今クローズアップされているところだと思います。

（「今、下水」と呼ぶ者あり）

10番（大図広海君） 簡水ではなかったですか。

（「今、下水」と呼ぶ者あり）

10番（大図広海君） すみません、私、間違えました。どうもすみません。

議長（菅谷光重君） ほかに。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定する

ことについて賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(菅谷光重君) 起立多数。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第9号の委員会審査報告、質疑、討論、採決

議長(菅谷光重君) 日程第23、議案第9号 平成20年度東吾妻町簡易水道特別会計予算案を議題といたします。

本件については、去る3月6日、産業建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

産業建設常任委員長。

12番、上田委員長。

(産業建設常任委員長 上田 智君 登壇)

産業建設常任委員長(上田 智君) それでは、申し上げます。

平成20年度東吾妻町簡易水道特別会計予算についてご報告を申し上げます。

去る6日の本会議において産業建設常任委員会にその審査を付託されました議案第9号平成20年度東吾妻町簡易水道特別会計予算案について、10日午後2時、第4委員会室において上下水道課長の出席を求め委員会を開催し、審査を行いました。

当該年度の使用料は、対前年比では減額になっておるところでございますが、歳入歳出予算の総額は6,090万6,000円でございます。新規の事業は予定をしていないということでございますが、老朽管の布設がえ、老朽施設の整備等、この整備については外部フェンス等の修理だそうでございます。そういったものを計画的に実施していきたいとの説明を受け、本委員会としましては、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしましたので、本会議におきましてもよろしくお取り計らいのほどお願いを申し上げます。

終わります。

議長(菅谷光重君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

10番、大図議員。

10番（大図広海君） 話は続くんですがということです。申しわけないです。

それで、そうすると、この給水区域の拡大ということが至上命題となってくるかと思うんですが、その件について予算措置がされていない。そういった中での検討がなされたか伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 上田委員長。

産業建設常任委員長（上田 智君） 話し合いは行っておりません。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） でも、これはまた新町建設計画のみならず、今度の総合計画等々にもそういった文言は当然に含まれていると私は理解しております。なかんずく、既存の集落でさえこの簡易水道にもなっていない。それで、新しい宅地を手配しても、水が分けてもらえないという実態が常について回っている。でも、既存のお宅は何年かたつと高齢化が進む、また都会に出ていった子弟が帰ってこない等々で、減るのは明白に実数が出ています。そうすると、新しい人が入ってこないとどうしてもふえない。ところが、この水の問題が解決しない限り、新しい人が入ってくる要素がなくなると。そういった部分では、やはり組合水道を役場のこの管掌水道に組み入れて、だれでもが平均に負担金を納めることによって使えるという状況が望ましいのかと思うのですが、これはやはり生活インフラの最前線の水の問題です。やはりこの問題が、付託ではなくて議案調査であればそういう発言がまたチャンスがあるんだと思いますが、付託になってしまっていたので委員長のほうに質問なんです、産業建設としてのその部分について、どう取り組んでいくか、あるいは会議の中でそういう話が今後出るのか期待感があるところなんです、方向性を伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 委員長。

産業建設常任委員長（上田 智君） おっしゃるとおり、この問題については大変、山間地域というか過疎地域的なものの要素が含まれておりますので、十分に今後検討して、委員会としても何らかの方向づけを出して、執行者に対して要望なり要請をしまいたいと思います。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） 最近、テレビの報道番組でも「限界集落」という言葉が使われるようになりました。当然に東吾妻町にもそれに匹敵する部分があります。またその予備軍と見られるところが多数、私の感覚ではあるんですね。どこに問題点があるか、それは産業がないからではなくて、やはり……

議長（菅谷光重君） 委員長報告に要約してください。

10番（大岡広海君） はい。そういった部分について、いずれ検討ではなくて早急に検討をということで考え直していただけるかどうか伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 委員長。

産業建設常任委員長（上田 智君） 鋭意努力をしてまいりたいと思います。

議長（菅谷光重君） ほかに。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することについて賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（菅谷光重君） 起立多数。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をとります。

再開を3時10分から始めます。

（午後 2時57分）

議長（菅谷光重君） 再開をいたします。

（午後 3時10分）

議案第10号の委員会審査報告、質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第24、議案第10号 平成20年度東吾妻町水道事業会計予算案を議題といたします。

本件については、去る3月6日、産業建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

産業建設常任委員長。

12番、上田委員長。

(産業建設常任委員長 上田 智君 登壇)

産業建設常任委員長(上田 智君) それでは、報告を申し上げます。

去る6日の本会議におきまして産業建設常任委員会にその審査を付託されました議案第10号 平成20年度東吾妻町水道事業会計予算案について、10日午後2時より第4委員会室において、上下水道課長の出席を求め委員会を開催し、審査を行ってまいりました。

平成20年度の水道事業会計の収益的収入支出の予算額は、収入支出それぞれ2億538万7,000円、資本的収入支出の予算額は、収入が4,975万9,000円、支出が1億5,562万5,000円で、不足する額につきましては、過年度及び当年度分の損益勘定留保資金と建設改良積立金で補てんするとのこととあります。建設改良工事につきましても、下水道工事に伴う配水管の布設がえと老朽管の布設がえ工事を実施するとのこととありました。

よって、本委員会としましても、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたので、本会議におきましてもよろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

終わります。

議長(菅谷光重君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することについて賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(菅谷光重君) 起立多数。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第11号の委員会審査報告、質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第25、議案第11号 平成20年度東吾妻町国民宿舎事業会計予算案を議題といたします。

本件については、去る3月6日、総務常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告をお願いします。

ちょっとお待ちください。報告をお願いしますので、ちょっと失礼。支配人から発言がありますので、これを許します。それから報告をお願いします。

榛名吾妻荘支配人。

（榛名吾妻荘支配人 富沢美昭君 登壇）

榛名吾妻荘支配人（富沢美昭君） 失礼いたします。

資料の訂正が1カ所ございますので、お願いいたします。

国民宿舎事業会計予算書15ページをお開きください。

見積もりの基礎でございますが、一番上の表題のところ「平成19年度」と書いてございますが、こちらは「平成20年度」の誤りですので、訂正をお願いいたします。どうも申しわけございませんでした。

議長（菅谷光重君） 報告をお願いします。

総務常任委員長。

8番、一場委員長。

（総務常任委員長 一場明夫君 登壇）

総務常任委員長（一場明夫君） それでは、総務常任委員会に付託された議案の審査結果を報告いたします。

去る3月6日にその審査を総務常任委員会に付託された議案第11号 平成20年度東吾妻町国民宿舎事業会計予算案については、3月11日に、委員全員出席のもと吾妻荘支配人から予算の具体的な積算資料に基づく説明を受けた後、慎重に審査を行いました。

今年度、町職員を2名増員しましたが、利用者は昨年に比べてグラウンドゴルフ客は増加したものの一般客の減少傾向が続き、結果として横ばい、もしくは微増の状態である実績を前提に平成20年度の予算案について審査をしました。

結果、収支見通しは実績で作成すべきなのに、2万人で設定していることには無理があり、

これで経営計画をつくってある予算案では、単に数字合わせをただけで実態に即している予算案とは言えないこと。一般会計と企業会計の分離独立を明確にし、独立採算ができる経営を考えなければならないのに、管理者である町長はその基本を全く無視し、今年度営業強化を図るとして一般会計部局から正職員2名を吾妻荘に配置しました。結果として、今年度の一般会計からの補助金は最終的に1億1,970万2,000円も見込まれています。これでは、企業として成り立つはずがなく、同じやり方で編成されている新年度の予算案を認めるべきではないと判断されること。昨年度の決算認定の際に、抜本的な経営改善をしてもらう条件を付して総務常任委員会として認定すべきものと判断しました。そこで、去る2月13日に委員会を開催し、経営改善計画の説明を受けましたが、町長にも承認をもらったとする計画の内容では具体性や経営に対するシビアな考えがないもので、とても承認できるものではないにもかかわらず、その考え方がベースになって編成されている予算案であること。数年前には指定管理者制度への移行の方向が検討され、その前段として平成16年度から民間委託を取り入れ、2,000万円程度の経費削減の実績が残りました。この時点の一般会計からの補助金は8,900万円だったことを考えると、企業会計である以上経営の努力目標をしっかりとすべきと判断されますので、一般会計からの補助金は少なくとも起債償還額の1億500万円以下で、できれば9,000万円以下を努力目標とすべきところ、当初から1億1,400万円を補助金として見込んでいます。この予算案では努力目標が低過ぎ、昨年策定した集中改革プランに逆行してしまうおそれが強いこと。条例による料金設定は食事料を別にした一般大人の宿泊料が5,300円になっていますが、現在、吾妻荘が重点営業しているグラウンドゴルフの利用者については、管理者である町長の裁量で3,500円になっています。また、調理委託業務や食材の購入管理等が適正とはいいがたいなどの現在の状況では、収益性の向上や支出の抑制に問題があると思われます。これがベースで編成された予算案では、今まで以上のシビアな経営姿勢として営業戦略が確認できないこと。

以上のような理由から、2名の正職員の削減、また、「評価ができないが予算は可決してもよいのでは」といった少数意見もありましたが、吾妻荘での一般会計からの補助金の受け入れの問題は、管理者である町長が経営方針を変えて営業してきた1年間の実績が出たこの時点で議会として厳正な判断が求められていることから、否決もしくは最低でも修正すべきとした意見が多数を占め、総務常任委員会としては、相談した結果、否決すべきものと決しましたので、本会議においてもよろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

以上です。

議長（菅谷光重君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

4番、青柳議員、どちらの討論になりますか。

4番（青柳はるみ君） 賛成です。

議長（菅谷光重君） 反対討論の方、ありますか。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） なければ、賛成討論。

青柳はるみ議員、お願いします。

（4番 青柳はるみ君 登壇）

4番（青柳はるみ君） 賛成討論いたします。

予算書だけを見ると、大きい数字が並んでいるので、町としては大きな荷物とっておりました。いつまでも町からの持ち出しに頼っているのはよくないと思います。しかし、管理者、榛名吾妻荘のメンバーによって利用者は増加しています。宿泊者の全国平均が平成17年マイナス6.3%に対して、榛名吾妻荘はマイナス1.9%、平成18年は全国マイナス5.7%に対して、榛名吾妻荘はプラス1.1%の増加、平成19年度3月現在2.5%の増加になっています。これは努力の成果であると考えます。特筆すべきは、グラウンドゴルフの利用者の増加であります。平成17年より取り組んでいるとのことですが、グラウンドゴルフ利用者は平成17年910人、18年2,829人、19年は11月で4,072人と著しい増加傾向であります。特に平成18年12月からは全国グラウンドゴルフ協会の認定コースとして認められるところまで来たのは、丁寧な整備のたまものだと思われます。平成20年には埼玉で全国大会があるとのこと、今後、県外からの利用者が見込まれます。

このような数字を見て、確かに起債が大きいという議会からの批判もありますが、現在の起債の大きさから見れば、1億500万円の出費はやむを得ない措置であると思います。ただ、することがあれば、職員の配置をもっと合理的に行う必要があるのではないかと考えられます。数字だけ見て批判するのは簡単ですが、実際、東吾妻町観光の目玉であり顔でもあります。それに対して我々議会議員としても協力支援をしていくのも当然ではないでしょうか。私も個人的な支援の気持ちから少しでも利益が出るようにと、友人に紹介したり、昨年は20回以

上、榛名吾妻荘に行かせていただきました。ボランティアで音楽を通じ行ってきました。厳しいチェック機能も求められる議会ですが、努力を認めることも議会人として必要ではないでしょうか。今後一日も早く独立採算ができるようお願いしながら賛成いたします。

議長（菅谷光重君） 反対討論はありますか。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 賛成討論はありますか。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案についてお諮りいたします。議案第11号 平成20年度東吾妻町国民宿舎事業会計予算案について賛成の方は起立願います。

（起立少数）

議長（菅谷光重君） 起立少数。

したがって、本件は否決されました。

議案第12号の質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第26、議案第12号 平成19年度東吾妻町一般会計補正予算（第5号）案を議題といたします。

本件については、去る3月7日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（菅谷光重君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

議案第13号の質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第27、議案第13号 平成19年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案を議題といたします。

本件については、去る3月7日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

議案第14号の質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第28、議案第14号 平成19年度東吾妻町老人保健特別会計補正予算（第3号）案を議題といたします。

本件については、去る3月7日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

議案第15号の質疑、討論、採決

議長(菅谷光重君) 日程第29、議案第15号 平成19年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算(第2号)案を議題といたします。

本件については、去る3月7日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

議案第16号の質疑、討論、採決

議長(菅谷光重君) 日程第30、議案第16号 平成19年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算(第3号)案を議題といたします。

本件については、去る3月7日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

議案第17号の質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第31、議案第17号 平成19年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第3号）案を議題といたします。

本件については、去る3月7日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（菅谷光重君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

議案第18号の質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第32、議案第18号 平成19年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

本件については、去る3月7日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（菅谷光重君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

議案第19号の質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第33、議案第19号 平成19年度東吾妻町水道事業会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

本件については、去る3月7日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

14番、前村議員。

14番（前村 清君） 質問させていただきます。

まず、水道関係は関連ではありますが、全く害はないと言われております石綿管対策であります。実は、前に水道はほとんど石綿管でやっていた、これがまだ当町においては残っているんだろうというふうに思います。それがどのくらい残っているか、まず最初にお伺いします。

議長（菅谷光重君） 上下水道課長。

上下水道課長（蜂須賀 正君） お答え申し上げます。

ただいま現段階では約14キロちょっとでございます。

議長（菅谷光重君） 14番、前村議員。

14番（前村 清君） それは本管ですね。支線ではないですね。

議長（菅谷光重君） 上下水道課長。

上下水道課長（蜂須賀 正君） 本管でございます。

議長（菅谷光重君） 14番、前村議員。

14番（前村 清君） それで、これは、データとしては埋没されていて、その中を水が通っているから全く大丈夫だよとされているんですが、実はそれを工事される方にとっては、厚生労働省では飛散を必ず防止しろということで、マスクもつけなければいけない、風が吹いているときにそれを切ったらどうだ、乾かしてそれを切ったときはどうなんだと、危険だろうということを言っているんですね。だから、全く害はないんだけど、そういうことがあるものですから、害がないという表現だけではうまくない。

したがって、早期に予算づけをして、この石綿管についてはなるべく早い時期に交換をして、今の鑄鉄管といいますか、そういうものに切りかえていくということでなければいけないんだと私は思うんです。これは、予算がないとかあるとかの問題ではなくて、やはり健康に害がないというだけでもってそういうふうに言っているけれども、実際工事する人から見れば、国土交通省はそうではなく言っているから、予算づけが欲しかったかなということでもありますので、関連がありますから質問させてもらいます。お答えできますか。

議長（菅谷光重君） 上下水道課長。

上下水道課長（蜂須賀 正君） ただいまのご質問でございますが、新年度予算につきましては、上水道につきましてはわずかという言い方はおかしいんですけども、老朽管の布設がえ、毎年わずかですけども、これを計画的にやっております。

議長（菅谷光重君） 14番、前村議員。

14番（前村 清君） 町長にもお尋ねしておきます。

これはかなり町の中で上水道あるいは水がこの町にとって極めて町のシンボルとなる可能性があります。というのは、蛇口から飲めるという状態がまずベストであります。そういったことを考えたときに、1つは関連がありますからどうしても将来に向けた考え方を町長から聞いて終わりにします。町長、ありませんか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 早く石綿管の取りかえはしたいと思います。ただ、先ほどの国民宿舎事業と同じく公営企業会計でございます。どうしても受益者の負担というふうなことに頼るというふうな形になる。そうなりますと、料金というものも当然かかわってまいります。そ

の辺のところをよくよくバランスというふうな形で検討をいたしまして、なるべく早く石綿管が取りかえられるように努力をしてみたいです。

議長（菅谷光重君） 14番、前村議員。

14番（前村 清君） ありがとうございます。わかりました。

だけれども、予算の問題につきましては、厚生労働省がだめだと言っているんですから、これは早く取りかえなければだめだと厚生労働省も言っていることだから、これが町長さんの仕事です。行って、予算を見つけてきて、やはり早く直してやって、町民の安全を期してください。これだけお願いして、返事をしているのならばぜひしてください。お願いします。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 申しわけございません。言葉が足りませんでした。

やはり先ほどの公営企業というふうなことがちょっとショックで頭にこびりついているものですから、やはりその辺のところは予算をしっかりと充当するであるとか、そういったようなのも町としてやはり考えるべきだというのは基本、それと受益者の負担も基本という、そういったバランスをとということで当初から一応お答えしたつもりではございます。

それと、国の制度、そういったようなものをよく研究をいたしまして、町に負担の少ない、住民に負担の少ない形で早く石綿管をなくしていくような努力をいたします。ありがとうございます。

議長（菅谷光重君） ほかに。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（菅谷光重君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

議案第20号の質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第34、議案第20号 平成19年度東吾妻町国民宿舎事業会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

本件については、去る3月7日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（菅谷光重君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

散会について

議長（菅谷光重君） 本日の会議はこれもちまして散会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会することに決定をいたしました。

なお、次の本会議は3月19日午前9時を午前10時に開会したいと思いますので、これに対してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

散会の宣告

議長（菅谷光重君） 本日はこれをもって散会いたします。

大変にご苦労さまでございました。

（午後 3時43分）

平成20年 3 月 19日 (水曜日)

(第 4 号)

平成20年東吾妻町議会第1回定例会

議事日程(第4号)

平成20年3月19日(水)午前10時開議

第1 行政事務調査特別委員会中間報告について

第2 閉会中の継続審査(調査)事件について

第3 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(18名)

1番	菅谷光重君	2番	竹淵博行君
3番	金澤敏君	4番	青柳はるみ君
5番	須崎幸一君	6番	浦野政衛君
7番	角田美好君	8番	一場明夫君
9番	日野近吉君	10番	大岡広海君
11番	中井一寿君	12番	上田智君
13番	橋爪英夫君	14番	前村清君
15番	佐藤利一君	16番	加部浩君
17番	原田睦男君	18番	高橋基雄君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	茂木伸一君	副町長	関口博義君
総務課長	山野進君	企画課長	角田輝明君
税務課長	石村あさ子君	保健福祉課長	山田文子君
住民課長	小山枝利子君	生活環境課長	加部保一君

産業課長 兼農業委員会 事務局局長	高橋啓一君	建設課長	角田豊君
ダム対策課長	市川忠君	上下水道課長	蜂須賀正君
会計管理者	丸橋哲君	東支所長	猪野悦雄君
いわびつ荘 施設長	田村重剛君	岩櫃ふれあい の郷施設長	高橋和雄君
桔梗館長	唐沢憲一君	榛名吾妻荘 支配人	富沢美昭君
学校教育課長	一場孝行君	社会教育課長	佐藤正己君
中央公民館長	高橋義晴君		

職務のため出席した者

議会事務局長	蜂須賀祐吉	議会事務局 係局長	田中康夫
議会事務局 係長代理	小池さつき		

開議の宣告

議長（菅谷光重君） 皆さん、おはようございます。

本日は傍聴の申し出がありました。これを許可いたしますので、よろしく願いいたします。

また、傍聴される方に申し上げます。

受け付けの際に傍聴の心得をお渡ししてありますので、これをお守りの上、静粛に傍聴されますようよろしくお願いいたします。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程の報告

議長（菅谷光重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い議事を進めてまいります。

行政事務調査特別委員会中間報告について

議長（菅谷光重君） 日程第1、行政事務調査特別委員会中間報告についてを議題といたします。

行政事務調査特別委員会委員長より報告を願います。

14番、前村清委員長。

（行政事務調査特別委員長 前村 清君 登壇）

行政事務調査特別委員長（前村 清君） 行政事務調査特別委員会の中間の報告をさせていただきます。

お手元に配付してございます資料でございますけれども、3月14日の全員協議会でご説明いたしましたとおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

つけ加えますが、この報告につきましては昨年11月14日から始めまして、付託された事件につきまして4カ月ほどで18回にも及び委員会を開催いたしまして、皆さんの総意に基づいて取りまとめたものでございますので、よろしくお取り計りいただきますようお願い申し上げます。

以上で終わります。

議長（菅谷光重君） 報告が終わりました。

以上で本件の報告を終了いたします。

なお、ただいま前村委員長の間接報告の件につきましては、レイアウトの上、A3判両面2枚ぐらいに要約して毎戸配布をしたいと思っておりますので、ご了解を願います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 了解されたものといたします。

閉会中の継続審査（調査）事件について

議長（菅谷光重君） 日程第2、閉会中の継続審査（調査）事件についてを議題といたします。

各委員会において審査（調査）を実施され、それについて報告がありましたらお願いいたします。

初めに、総務常任委員会。

8番、一場委員長。

（総務常任委員長 一場明夫君 登壇）

総務常任委員長（一場明夫君） それでは、閉会中の総務常任委員会の報告を行います。

去る2月13日午前10時から第1委員会室において、委員6名出席のもと、桔梗館長、ふれあいの郷施設長、吾妻荘支配人、企画課長及び総務課長に同席をいただき委員会を開催し、所管事務調査を行いました。

昨年の9月定例会において委員会に付託された桔梗館、ふれあいの郷及び吾妻荘の決算審査の際、委員会としてはそれぞれの施設について、来年度以降抜本的な経営改善を図ってもらうことを前提条件として認定すべきものと決し、その報告に基づき本会議でも認定されました。ついては、新年度予算を議決する前に施設ごとに経営改善計画を示してもらう必要が

あることから、それぞれで作成した内容を提出してもらい説明を受けました。

残念なことに、3施設から町長の承認を得て提出された計画は、具体的な提案はほとんどなく、実態と希望を書き込んだメモ書き程度の内容でした。委員会としては、とても改善計画とは言いがたく、危機感を持って今後の経営改善に真剣に取り組んでいく姿勢は事実上感じられないという判断をせざるを得ませんでした。特に吾妻荘は、公営企業としての意識が著しく欠如している状況にあり、来年度予算についてはこの結果に基づき慎重に判断することとしました。

また、総合計画審議会で審議されている総合計画の素案に対する意見交換を行いました。説明された内容では、この町をどんな町にしていくのかが見えてこず、データ不足もあることから、部分的な指摘や意見交換は行いましたが、総合計画としてはまだ不十分な状態であることが確認されました。

なお、先ほど報告した中で訂正を1つお願いしたいと思います。ふれあいの郷については、総務常任委員会には決算審査の付託はされていませんでしたので、先ほど一緒に付託されたような発言をしてしまったと思いますけれども、これについてはご訂正をいただきたいと思っています。

以上で、閉会中に開会された総務常任委員会の報告を終わります。

議長（菅谷光重君） 文教厚生常任委員会。

16番、加部委員長。

（文教厚生常任委員長 加部 浩君 登壇）

文教厚生常任委員長（加部 浩君） それでは、文教厚生常任委員会の閉会中の調査の結果をご報告申し上げます。

昨年12月18日に委員全員と菅谷議長、一場教育長職務代理、渡辺学校教育課長補佐の出席のもと、学童保育について事務調査を行いましたので、その概要をご報告いたします。

まず、一場教育長職務代理から説明を受けました。説明内容は、学童保育と言われる正式名称は放課後児童健全育成委託事業との説明を受けた後、当町の今後の方針として、岩島、坂上地区に平成20年4月1日から実施し、実施事業者及び場所については、公共施設、民間施設を問わず広く公募するとして公設民営とする。応募資格は、町内に組織する法人等で、NPO法人、社会福祉法人、地域運営委員会、父母会等。公募期間を平成20年1月10日から2月29日等の説明を受けた後、質疑の中で、できれば条例なしで要綱で行いたい、安全性が保たれれば施設にはこだわらず手づくりでもいいと、理解が得られれば町内毎戸にチラシ

を配布し、公募作業に入りたい等の回答がありました。

委員会としては、一日も早い設置は必要と思われるが、委員会だけで決められる問題ではないので全議員の意見を聞くことが必要であり、昨年24日に全員協議会が開かれることなので、その場で説明をしてもらうこととして委員会を閉会といたしました。

また、12月27日に委員全員と一場教育長職務代理と渡辺学校教育課長補佐の出席を求め委員会を開催いたしましたので、その概要をご報告いたします。

その主なことは前回調査を行った学童保育の件で、24日の全員協議会に議題として出てこなかったため、今後の方針を協議しました。協議の中で、議員全員の意見が聞けなかった今となつては、公募作業を初め学童保育の設置については前に進めることはできないため、当然チラシの配布も行わないこととの結論になりました。

また、議長が出席していながら全員協議会の議題から漏れたのはどうしてか、委員会軽視ではないか、委員にその理由を事前に知らせるべきではなかったか等の意見があり、委員長から議長にその件を申し入れることとして、委員会を終了いたしました。

次に、平成20年2月20日、教育委員会主催の視察研修を行いましたので、その概要をご報告いたします。

参加者は、委員全員と唐沢教育委員長ほか教育委員全員、一場教育長職務代理、渡辺学校教育課長補佐、武井、谷両係長、山田保健福祉課長、寺嶋課員、市川原町保育所主任、山本原町幼稚園長の合計18名でした。9時に役場のバスで役場を出発し、高崎市立くらぶちこども園と、昼食を挟んで六合村立六合こども園を視察いたしました。

9時30分に高崎市倉渕町岩氷724の2高崎市立くらぶちこども園に到着し、原園長先生と追川副園長先生から説明を受けました。沿革としては、昭和45年に倉渕村立幼稚園を3カ所設置、平成5年に3園を統合、平成12年預かり保育を開始、平成16年幼保一元化に向け増改築をしたと。平成17年構造改革特区幼保一元化こども園開設ということでした。

施設の概要は、敷地面積は5,100平方メートル、構造は木造平家建てでありました。そのほか屋外遊戯場が1,004平方メートル、保育室が8室、遊戯室が1、休息室が3、職員室が2、会議室兼図書室、便所、更衣室、各1室とトイレ8カ所、その他物置等13カ所、職員数は園長、副園長各1名、幼稚部担当が6名、保育部担当が11名の合計19名です。

保育時間は、幼稚部が午前9時から午後1時45分まで、保育部が午前7時30分から午後6時30分まで、園児数は3歳児未満が13名、3歳児が17名、4歳児が15名、5歳児が20名の合計65名です。保育料は、保育料5,400円、給食費が3,750円、PTA会費及び教材費が

500円の合計月額 1 万1500円、預かり保育料は 1 時間200円、おやつ代500円とのことでした。通園は、路線バスと保護者の送迎としておりました。

昼食後、午後 1 時30分、六合村大字生須528の 3 六合村立六合こども園に到着し、茂木教育長、山本園長、本多副園長から説明を受けました。沿革としては、昭和47年六合村立幼稚園が 2 園開設された。保育所については村外へ広域委託をしていた。平成13年幼児教育を考える集い開催、平成14年幼児教育検討委員会設置、平成15年議会に説明をするとともに住民説明会を開いた。園舎建設の構造改革特別区域計画認定を受ける。平成16年六合こども園開設。

施設の概要は、保育室 4 室、育児室、職員室、会議室兼図書室、医務室、遊戯室、調理室、休憩室、各 1 室。トイレ 4 カ所、倉庫等 5 カ所。職員数は園長、副園長各 1 名、幼稚園教諭が 3 名、保育士が 4 名、非常勤講師、運転手各 1 名、合計11名です。

保育時間は、幼稚園部が午前 7 時45分から午後 1 時15分、保育園部が午前 7 時45分から午後 5 時30分、園児数は 3 歳児未満が 6 名、3 歳児が11名、4 歳児が16名、5 歳児が 9 名、合計42名。保育料は、ゼロ歳から 2 歳児は保護者の課税状況により、3 歳児から 5 歳児は月額保育園児が9,350円、短時間保育園児が6,350円で、いずれもおやつ代を含むとのことでした。通園は、4 歳・5 歳児は J Rバスと園バス 2 台で行っていると。1 歳児から 3 歳児は保護者の送迎としている。預かり保育は日額180円でした。

両園を視察し、当町の各施設とは立地条件が異なり、現段階では参考とすることは難しいと思われませんが、今後は多角的に検討を加え、幼稚園、保育所の充実を図っていくことが必要と思われしますので、委員会としては積極的に調査を重ねていくこととし、視察研修を終わりました。

以上、ちょっと長くなりましたけれども報告を終わります。

議長（菅谷光重君） 産業建設常任委員会。

12番、上田委員長。

（産業建設常任委員長 上田 智君 登壇）

産業建設常任委員長（上田 智君） それでは、産業建設常任委員会のご報告を申し上げます。

去る 2 月13日午後 1 時半より、第 3 委員会室において所管事務調査を行っております。この13日につきましては、当初現地視察を予定しておりました。その内容につきましては、町の財政を現在潤している畜産団地等の関係で、付近住民から異臭だとか汚水等の苦情等が寄

せられたことに関しまして、その団地内の様子等を視察したいという希望で行ってまいりましたが、企業側からは、施設内の防疫上の問題等がありまして立ち入り等はできないというようなことで、ご遠慮願いたいということで中止になっております。

しかし、この問題は長い歳月をかけ蓄積されてくるものであって、その下流に所在する上下水道、上水の水源地や各場所での湧水への生活環境への悪影響は多大なものがあります。早急に現地調査をやって対策を講じていく必要があるのではないかとこのように思っております。

また、午後1時半より上下水道課長、それから建設課長さん、ダム対策課長さんの出席をいただいて、担当部局の新年度にかかわる内容等のご説明をいただきました。既に皆さん方には本会議においてご説明がなされているように思われますので、ここでは申し上げませんが、非常に厳しい予算であるというような内容の報告がございました。

以上をもって報告にかえさせていただきます。

議長（菅谷光重君） ハッ場ダム対策特別委員会。

9番、日野委員長。

（ハッ場ダム対策特別委員長 日野近吉君 登壇）

ハッ場ダム対策特別委員長（日野近吉君） それでは、ハッ場ダム対策特別委員会の報告をさせていただきます。

初めに、1月28日、議会閉会中のハッ場ダム対策特別委員会を、午前10時から午後2時13分まで第1・第2委員会室において開催いたしました。委員9名と菅谷議長の10名で、執行部より茂木町長、関口副町長に出席をいただき、町ダム対策課、建設課に説明員として出席を求め、ダム対策の経過報告、ハッ場ダム事業の5年延長、発電所計画について説明を受けました。

調査事項に入り、まず市川ダム対策課長より、平成19年12月13日から平成20年1月26日までのハッ場ダム対策事業の経過報告で、12月13日に国土交通省から正式に5年延長が発表されたこと、12月17日に発電所計画に対し当町に何かないか調整したこと、1月8日に松谷第2トンネルの安全祈願祭を実施したこと、1月25日に仮称吾妻川橋梁の名称が名称選定委員会により岩島大橋に決定された等、各関係地域対策会議、事業調整が行われた報告を受けました。

引き続き、市川ダム対策課長よりダム5年延長について説明がありました。ハッ場ダム5年延長の理由として4点ほど説明を受け、1点目として、分譲基準の協議、代替地の見直し

等の調整に時間を要したこと、2点目として、ダム本体施工時間帯を見直したことにより工期延長が必要になったこと、3点目として、ダム本体の設計事業費についてはコスト縮減委員会の提言を受け、さらなる調整、試験を行ってきた結果、軸については若干の変更、高さについては当初131メートルだったものを116メートルに変更、これにより掘削の深さが15メートルほど上に上がり、幅については336メートルが約285メートルに変更になったこと、4点目としては、事業費については現在の4,600億円の範囲内で完了することなどの理由により、工期が5年延長されたという説明を受けました。

現時点での町の考え方として、今まで、平成22年度完成を目指して町事業の水特事業6事業がすべて着手または完成、基金事業4事業中3事業が着手または完成している中で、影響がないとは言えないが現時点では少ないと考えていることと、無理なく事業に対応できることとなったことも事実であり、今後においてもダム延長の影響があるかないかの分析を地域の関係機関・団体とともに早急に行い、皆様方とともに対応していきたいとの説明がありました。

続いて、ダム対策課長より国・県事業の工事関係の状況、完了予定、用地関係の状況、予定等の説明を受け、その後、町事業の健康増進施設、渓谷パーキング、渓谷遊歩道整備、ふれあい公園等の現状と今後の予定の説明を受けました。

次に、発電所計画に伴い当町が期待する何かについて説明があり、国土交通省、群馬県特定ダム対策課、群馬県水源地域対策事務所、群馬県企業局発電課に対応し、調整の中で、群馬県においては水源地域対策事務所が中心となって動いていただき、調整した中で、1点、箱島湧水を利用した県企業局発電所計画、2点目として、ハッ場ダム本体の発電所建設に伴い工事事務所を町内に一時的施設として建設、3点目、現在中之条町にある管理事務所を東吾妻町内に移転建設し、郡内11発電所すべての発電管理を行いたい、以上のような内容の説明がございました。今後においては、町と議会が一致協力していただき陳情、要望行動等を行い、この提案実現と、さらに何かないか対応していただくよう粘り強く対応していきたいとの説明を受けました。

次に、町ダム対策協議会の業務補助金についての考え方、今後の対応について、現状を整理した内容の説明を受けました。それぞれの説明、報告を受けた後に質疑を行い、議会閉会中のハッ場ダム対策特別委員会を閉会といたしました。

続いて、3月12日午後2時から午後4時20分まで、第1から第3委員会室においてハッ場ダム対策特別委員会を開催いたしましたので、報告をさせていただきます。

委員 9 名と菅谷議長の10名で、執行部より茂木町長、関口副町長に出席をいただき、ハッ場ダム関連事業について、国土交通省工事事務所、県対策事務所、中之条土木事務所、町ダム対策課に説明員として出席を求め、平成19年度総括と平成20年度予定について説明を受けました。

調査事項に入り、まず市川ダム対策課長より、平成20年1月29日から3月12日までのハッ場ダム対策事業の経過報告で、三西第2土地改良で多くの打ち合わせが行われたこと、2月6日には群馬県副知事、県土整備部長、群馬県企業局長へ発電所建設位置等、後世にわたる地域貢献につながる恒久的な施策要望をしてきたこと、2月15日には関東地方整備局の局長、河川部長、用地部長を訪問し、発電所建設計画で国においても東吾妻町の立場と現在までの対応から真剣に調整し対応していただくようお願いしてきたこと等の報告があり、平成20年度においても、議員の皆様にご協力いただきながら関係地区住民のために努力していきたいとの報告を受けました。

引き続き国土交通省の説明に入り、各担当課長より町管内の用地取得の進捗状況、原石山、台場盛り土等の調査関係、県道、町道、JR工事の進捗状況、大柏木トンネルの進捗状況、久々戸橋の工事予定などの説明を受けました。

次に群馬県の説明に入り、内海次長ほか各担当者より用地取得状況、雁ヶ沢ランプ、第二トンネル、松上歩道、県道林・東吾妻線の進捗状況、土地改良の進捗状況、県道川原畑・大戸線の進捗状況、橋梁、トンネルの名称決定の説明がありました。

そして最後に、町より基金事業の健康増進施設「天狗の湯」本浴場について詳細設計、また溪谷パーキング、溪谷遊歩道等ふれあい公園の盛り土状況、町ダム対策協議会の対応等の説明を受けた後に、ハッ場ダム対策事業全体について質疑を行い、閉会をいたしました。

以上、報告とさせていただきます。

議長（菅谷光重君） 地域活性化対策特別委員会。

14番、前村委員長。

（地域活性化対策特別委員長 前村 清君 登壇）

地域活性化対策特別委員長（前村 清君） 地域活性化対策特別委員会で審議しました内容につきまして報告をしたいと思います。

20年3月13日午後1時に開催いたしまして、町長さん、副町長さん、企画課長さん、建設課長さん、猪野支所長さん、荒木課長補佐をお招きいたしまして開催いたしました。前に19年12月11日に開催いたしましたときに、群馬県に対して3点の質問がございました。そ

の回答がありましたので、建設課で説明していただきました。その質問につきましては、駅前にかける橋をかけるときに町が2割の負担をする、だからかけてほしいという要請が県にあったということでございまして、これはそのとおりにあったという報告がございました。

それからいま一点は、この道路を街路事業で行うわけではありますが、道路整備緊急措置法の対象事業なのかということでありましたときに、県といたしましては、道路整備緊急措置法の道路整備の財源等の特例に関する法律で、街路事業は同法第5条の地方道路整備臨時交付金を受けて整備をしているとのことでございました。

それからいま一点は、田辺橋の橋梁の安全について、これで群馬県は点検をするということございまして、点検委託業者によりますと、右岸の橋台部で最大20ミリの段差が確認されたということでございました。しかし、皆さんが走る場合については全く現時点で問題はないということで、通行には支障がないという報告を受けました。

それから、13日に開かれまして都市計画事業、上信自動車道建設、地域開発事業や地域振興について調査をいたしましたものをかいつまんで申し上げます。都市計画事業につきましては、今年度は用地買収や建物の補償があるそうでございますが、都市計画道路の変更等がございまして、20年4月から5月の間に地元説明会、公告縦覧をしたいということでございます。それから、都市計画審議会は20年7月から8月ごろにかけて予定する。それから、群馬県の都市計画審議会におきましては20年10月ごろにやりたいということでございます。

それから、町づくりの交付金事業につきましては、駅北ロータリー工期、ロータリーの工事ではありますが、工期は3月25日ごろということでありまして。あと5日となっておりますが、その日に完成するかどうかということでありまして。それから、駅北の広場の整備も同日でございます。それから、駅の南口の整備でございますけれども、5月30日ぐらいまで延期しないと終えないということでございました。

それから、上信自動車道については報告を受けましたが、これは祖母島から箱島まで4キロ区間が、渋川市区間が2キロ、それから東吾妻町区間が2キロ、19年度に予備調査をしました。20年度に調査を行い、夏以降には住民の説明会を実施するというございまして、急遽進むような状況であるという報告がございました。

それから、現在日向側の小野上の付近で今大きな工事をしておりますが、その工事の関係に伴いまして路線の変更等がある。というのは、若干吾妻川寄りに道路が来るということがございまして、東の箱島付近になりますと右岸のほうに川が寄るという説明がございまして、詳しい説明はまたその近くになったらあるということでございます。

それから、地域開発事業につきましては、東地区の町所有の2ヘクタールの土地に企業が進出したいという旨がございまして、それといま一つは分譲したいという意向がございまして、その説明を受けさせていただきました。

いずれにいたしましても、十分審議をして議会と執行部とで情報を共有しながら進めることがいいであろうという申し入れをしておきました。

それから、地域活性化対策特別委員会においては、駅北ロータリーの現在工事をしているところを全員で、どんなくあいに進行されているかということを見させていただきました。非常にすばらしいものができるわけではありますが、詳しく住民に説明がないというようなこともありまして、住民の方にも説明を上手にしていくようお願いしたところでございます。以上でございます。

議長（菅谷光重君） 議会広報対策特別委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 議会運営委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 行政事務調査特別委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 以上で各委員会からの報告を終わります。

次に、次期定例会までの閉会中の継続審査（調査）事件について、お手元に配付のように各委員会からの申し出がありました。

お諮りいたします。各委員会から申し出のように、閉会中の継続審査（調査）事件として決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

各委員会の閉会中の継続審査（調査）事件が決定いたしました。

町政一般質問

議長（菅谷光重君） 日程第3、町政一般質問を行います。

前 村 清 君

議長（菅谷光重君） 14番議員、前村清議員。

（ 1 4 番 前村 清君 登壇 ）

14番（前村 清君） 通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思います。大変貴重な時間をいただきますことに感謝を申し上げたいと思います。

まず、私から町長さん並びに教育長さんにお尋ねしたい事項は、東吾妻町の地域力についてお尋ねしてみたいと思います。

私は、機会を通じながら、町長さんや管理職の皆様にも何度となく、この町の将来像ということにつきましていろいろと意見交換をさせていただいた経緯がございます。その中でも、やはり地域力、よく皆さん方が言われるような地域の底力について、どんな特徴があるかということ伝えてまいりました。

当町は新町となって2年を経過しようとしています。町の将来を担う構想が多くの町民に知らされて、この町に住んでよかったと実感できる地域の力が着実に実を結びつつあるものだと思います。そこで、先ほどから申し上げましたように、町長並びに教育長さんにお伺いをするということでございます。

ご承知のように、中心部には国道、それからJR、そしてまた東吾妻町の中には吾妻線の中でも駅が4カ所もあるというような特徴あるものであります。そのような先見性を持ち、地域の発展を願い行動した先人たちの大きな貢献によることは、私どもが現在忘れてはならないことだというふうに思うのであります。町の中心部は右岸と左岸に分かれますから、その右岸、左岸に集落を形成し、多くの人々が生活を営み、そして町の発展に寄与しております。

私たちの町は、幾多の行政の再編や地域経済の変遷の中で大きくその姿を変え、最近においては地方分権など新たな地方政策が実施され、後世につなぐかけ橋として、地域力を生かした町づくりを行わなければなりません。自立すべき行政運営が強く求められている今日であります。町は地域の融合により形成され、若者からお年寄りまで、老若男女が互いに助け合いながら融和を持って生活を営んでいます。例えばそうした一番の地域力は何であろうかというようなことを考えるときに、ぜひいろいろとお尋ねしてみたいものがあります。

その最初には、農業についてでございます。北榛名高原地域、十二ヶ原から始めまして、

坂上地区の上野原のところまで行きますとほとんどがすばらしい農地が広がり、東吾妻町の中には2,100ヘクタールぐらいの農地を設けておりますが、そのうち250ヘクタールがそこにございます。そういったところで大変農業が盛んでありますから、どんな力をどのように引き出していかお尋ねします。

それから、右岸に広がります厚田、岩井、小泉、それから岡崎に至るまで水田が大変広がっております、その水田は、当町においてもすばらしい味の米の産地として有名でございます。そうした地域力をまたどのように生かすのか。

それから、高崎市と隣接する萩生地域一帯は、非常に農業地域で大変盛んに農業が行われているところでもあります。また、後継者もいるという地域でありますから、そういった地域をどのように生かすか。

いま一点につきましては、町の産業についてでございます。

町の産業については、川戸地区が非常に工業生産が盛んで、国の中でも有名な、リンテックを初めとするすばらしい企業がそこに存在し、私どもの多くの仲間がそこに勤務し、そして生活を営んでおります。そうした意味では、川戸地区には、多くの先人たちがそういう誘致をしたことによって働き場が確保されているというのが現状であります。ましてや原町駅北地域も、多くの人々の結集によりその姿を変えました。そして今では吾妻郡の商業集積ゾーンとして、都市の多くの人々が訪れる近代の町になりました。企業社数も50社に及ぶほど、年間おおむね260億円ぐらいがそこで消費されていると推測されます。

次には観光資源でございます。これがまたこの町にとって重要なことなんでしょうが、渋川市、伊香保の観光地に接する旧東村地域、また森林公園を定着させ、日本の名水100選に選ばれる箱島の湧水を控えるなど、都市郊外のリゾート地があります。また、そうした県下でも有数な観光資源であります榛名湖畔に面しており、榛名山ろくの自然林を持つ北榛名森林地域が広がっております。また、こうした力をどういうふうに発揮するのか。榛名湖畔の自然環境としても、観光触れ合いの多い地の利を抱えています。中では環境に優しい広葉樹林が広がることも大きな力となるのではなかろうかというふうに思います。

それからまた、国道406号線が走る旧坂上地域でございますけれども、坂倉山の自然、そして浅間隠山への登山客、浅間隠温泉郷を中心として訪れる観光客は、年間に六、七万人とも言われるほど最近では多くなってまいりました。そして観光農業も行われております。406号線も来春には仮開通をする予定だというふうにお伺いしております。

それから、岩櫃を中心とした郷原、厚田地域の歴史ロマンの里がありますが、そうした観

光をどう開発するのか。

それから、町の花、東吾妻町には日本一の水仙の畑地が広がります。今日それが大きな力となっています。開花最盛期には都会から多くの観光客が訪れ、そして町の水仙まつり等には地区外からも訪れた観光客でにぎわう地域でございます。

それからまたダムについては、吾妻地域にとり今世紀最大の事業としてダムが建設され、進められております。そうしたダム下対策についても東吾妻町としてどう取り組むのか。松谷、三島、上郷、岩下地域のダム下ゾーン、またトンネル開通によりその文化が交流される大柏木地域に対する問題も含めて、大きな文化の変化が訪れるものと理解されます。

私は、財政難だからこそ、地域力を十分に発揮できる地域力の見直しに期待したいと思えます。

それから、いま一点は教育長、つまりは教育委員会についてお尋ねしてまいります。地域力と郷土愛ということで触れたいと思います。

子供たちには、自分が住んでいる東吾妻町をどのように機会を通じて紹介しているのでしょうか。私に聞かれれば、どうも草津に行く途中であるなんていう説明になってしまう。これが一番だめなのかなと思っておりまして、小さいお子様にこういうふうにしたらいいたろうというようなことを、よくよくここに感じるがございます。それは、私は何回となく機会がございましてアメリカ等を訪問した経緯がございまして、そこに行きまして小さなお子様に尋ねると、私が住んでいるところはと大きなアメリカの地図をかいて、その中の州をかいて、ここが私が住んでいるところですよという説明をしてくれるのが非常に印象的ございました。

少なくともこの町において、東吾妻町の子供たちが自分の住んでいるところをどのように紹介できるか、私は地域愛というふうに理解をさせていただいております。それが町が浮上するもとかなというふうに思っております。

2点目につきましては、少子高齢化が急速に高まり、やや超高齢化社会に突入しようとする状況であります。特徴ある町の教育として、小学校は、この町の子供はものすごい学力があると言われるような教育をしてみたらいかがでしょうか。それにはクラスの全部が正規の教員であるというふうには思っていないんですが、できまして2名の配置をして、ややおかれてなかなかご理解できないなと思うようなときには、ぜひその方にアドバイスをいただけるような機会があったらいいかなと。何年生ごろが一番すばらしいのかということとはわかりませんが、三、四年ぐらいかなというふうにも思っております。

そうした地域の活性化を導いてほしいというふうに私は願っておるものでございます。特に何点かにつきまして申し上げ、皆さんのほうで町長からお答え等をいただきました後に、また二次質問で次の質問をさせていただきたいと思っております。

最初の質問は以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（菅谷光重君） 答弁願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 前村議員の東吾妻町の地域力についてというご質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に思いましたのが、この町を10というふうな形に分けて地域力というふうな、新しい発想を展開していただきました。その辺については非常におもしろい視点だなと、これからそういった考えもこの町には必要なんだというふうに強く思って、敬服をいたしました。

まず1点目、多くの人々が携わる農業についてのご質問でございますが、榛名山の北ろく及び西ろくを中心とした開拓・開墾地域では畑の区画も広く、畜産を中心とした農業が行われておりましたが、現在ではコンニャクや山ウド、花卉類などが栽培されています。また、この地域の農地は比較的耕作放棄地も少ない状況となっております。今後は、高齢化の中でも栽培が可能となる花卉類や葉物野菜等の比較的軽い作物の栽培を、より一層推進する必要があると思われれます。

また、町内の水田面積481ヘクタールのうちでは250ヘクタールで水稻が栽培され、中山間地域の特徴である昼夜の温度差により、おいしいお米が生産をされております。この地の利を目指して、おいしいブランド米、そういったような形にでもなればありがたいと思っております。

さて、萩生といえば過去にはミョウガでありましたが、現在ではハウレンソウを中心とした有機栽培等による栽培が盛んで、京浜市場での評価も高い上、安全で安心な生鮮野菜産地への発展が期待をされております。

次に、町の産業についてでございますが、川戸地区の工業地域は町の雇用の場として多くの町民が働き、特にこれからの町を担う若者たちの地元での就労の場と言えます。この地域を活性化させることは町の活性化にもつながるものと思っております。そのためには、企業努力もさることながら、安定経営につながる支援策を町としても行っていく必要があると思っております。それにはふだんからの交流等も、当然町としての交流が必要なのではないか

と思っております。

3点目、新商業ゾーンの広がりについてでございますが、原町駅北地域は近年、商業ゾーンとして大きく変わり、郡内の商業消費地としての中心的役割を担っている地域となりました。これから原町駅北の整備も進み、電車での利便性も進むものと思われまます。そのような状況のもと、既存商店と大型店のそれぞれの特徴を生かした商業政策ができるよう考えていきたいと思っております。

次に、観光資源についてでございますが、ご指摘のように、町内にはそれぞれの特徴を持った観光資源がそれぞれの地域にあります。東地区では箱島湧水や蛭などに見られる名水の里としての宝が、榛名山には大自然がございます。坂上地区は、浅間隠温泉郷や須賀尾宿の町並み、忠治ゆかりの遺跡などがある歴史的な地域で、今後の国道406号線の全線開通に大いに期待するところであります。

また、町のシンボルである岩櫃山や岩櫃城がある地区は、地域の人たちにより景観づくりに取り組んでおり、四季を通じて楽しめております。さらに、町の花である水仙が咲く太田地区は、花の持ついやし的なものをアピールできる地域だと考えております。

そして、吾妻渓谷の周辺でございますが、国の名勝に指定されているほどの自然の造形美を楽しめるところであり、吾妻渓谷温泉郷とあわせ、町内では多くの観光客を呼べる地域です。これらの観光自然をそれぞれ特徴づけて外へアピールし、特徴づけて受け入れる態勢をつくることはもちろんでございますが、それぞれの地域を点から線へ、線から面へとすることにより、観光としての地域力が生かせると思っております。吾妻渓谷については、ダムの関係でこれからいろいろな開発その他が行われております。中でも天狗の湯、十二沢パーキング、渓谷パーキング、猿橋の整備、そういった形で関東でも屈指と言われるような、関東耶馬渓というふうな形で発信をしていきたいと思っております。

さて、次の郷土愛というふうなことで、これは教育長に対するご質問ということでございましたが、教育長がおらないので私のほうから答弁させていただきたいと思っております。

一連のご質問というふうなこと、これがすべて郷土愛に通じることというふうなことかとも考えておりました。この町を知るということが郷土愛につながるものだというふうなこと、それを10の地域に分けて特徴づける、そういったような観点というふうに考えております。そして、この郷土愛というふうなものの根幹というものは、人を育てる、人づくりである、そういったふうに思っております。全く議員ご指摘のように同感というふうに思っております。

また、この郷土愛、人を育てるといのは学校現場ばかりではございません。今、揺りかごから墓場までという形で、生涯学習というキーワードもございませぬ。これは、日々の前向きな生活イコール生涯学習というふうなことでとらえられるかと思っております。この生涯学習で地域と人が育つ、それが結果、郷土愛につながるという感覚を持っております。

そこで、具体的にはこの町をどのように子供たちに教えていくか、それについてはいろいろな、先輩方が学校に行って教えていただくであるとか、この地域から外に出られた、いろいろな経験をされた方が講師になって学校に来ていただくのもよろしいかと。いろいろな形で教育現場と話をした中で、歴史、地理、そしてこの町で育った特徴を生かした、今の職業であるとかそういった講演をしていただくのも一つのことではないかと思っております。

そして、私が思うには、役場の職員がこの町のことを一番知っていなければいけない、当然、議員の10の地域の観点というふうなものもあわせて、みんなで一緒に勉強ができたらありがたいと思っております。

そして、もう一つ具体的な1クラス2名の先生、これも何人かだけは今回の平成20年度予算でお認めをいただいております。ただ、残念なことながら、それぞれの小学校、中学校が少子化により1クラスが20名というふうな数で抑えられてしまっているという中で、それだけの人材の配置が必要かどうかというふうなこともあわせてお考えをいただければ、ご指導いただけたら、ご指摘をいただけたらと思っております。原町小学校はまだ1クラスの人員が多いというふうなこと、そういったこともございませぬが、その辺のところを見きわめた上で適正な配置に努めたいと考えております。

以上でございますが、よろしくお願ひいたします。

議長（菅谷光重君） ここで休憩をとります。

再開を11時15分といたします。

（午前11時02分）

議長（菅谷光重君） 再開いたします。

（午前11時15分）

議長（菅谷光重君） 再開したところで、傍聴の心得につきまして、再度よろしくお世話になりたいと思います。ご静粛にいただいている点につきましては感謝を申し上げます。

続いてお願い申し上げます。

14番、前村議員。

14番（前村 清君） 町長さんにおかれましては大変貴重な回答をいただきまして、返す言葉がないようなんですけれども、ありがとうございました。

その中で、何点か追加で申し上げなければならないと思うことがございます。と申しますのは、今、この東吾妻町にとって北榛名高原というのを売り出す絶好のチャンスでございます。その地域で何ととっても一番不足しているのは私は水だと思っています。水に対する対策はぜひご検討いただきますようお願いしたいと思います。

それからいま一点であります、この町でなぜ教育や地域力と申し上げるかといいますと、財政が非常に硬直化し始めていると言ったほうが、過言ではあります但其のようになっていきます。そうしますと、私どもの町で何が宝なんだという話をしますと、どうしても教育で子供たちが健やかに伸びて、素晴らしい教育がされているということは一つの宝になるだろうということを言いたかったものですから、ちょっと申し上げてみました。

それで、皆さんは素晴らしい書物をお持ちでございますが、その中に吾妻郡誌というのがございまして、この東吾妻町、東からもとの坂上とか岩島とかとありますけれども、その地域を網羅した教育の問題を載せてございます。それを若干引用させていただきますと、前身では、享保年間に岩下村に修験者によって寺子屋等が始まりまして、天明年間から天保にかけては田辺橋付近にも寺子屋が設置されたと書いてあります。それで、弘化の年間には名主の上原政右衛門が教壇に立っている。幕末から維新にかけては薩摩の藩士がこの地まで来て、木村卓堂という人が教壇に立っている。儒学、武道などを教えたというふうに書いてあります。

その当時、寺子屋の数は幾つあったんでしょう。東が4、太田が6、原町が16、岩島が22、坂上が7、合計で55カ所、今5つかもしれません、それが55カ所もあって、非常に教育に熱心だった地域だということがこの中からうかがえます。学問は身を立てる財宝ともいうべきものにして、明治5年には学区制に基づいてこの地に小学校が開設され、東、それから吾妻町、両方におきましてもそのころには各地に学校が設立されたというふうに記載されています。

そうした教育熱心なこの地域を忘れることなく、ぜひともいま一度再興できるように、ぜひ町長さんを初め教育長さんを含めてご検討いただけたらというふうに思っていることがございます。それは、多額な金を使わずに子供の教育ができて、それで皆さんがすれ違えばあいさつもし、いま一つは、この地域はすばらしいと言われる一つの材料にもなるというふうに思っております。

高齢化社会に向かって、現在少なくとも50億円以上の経費を使う、健康のために使われるお金が必要とされる町になってきました。いま一つこの町をすばらしい町に建てかえるには、最大の力が1つあります。それは、200何名かの働く行政マン、プロの集団がすばらしいモチベーションのもとに一生懸命に取り組まれることが、この町を再生できるすばらしいものだというふうに私は思いますので、どうか町長さんにつきましてはそのように、職員を上手に使うというのは失礼ですが、お働きいただくような導き方をさせていただいて、ぜひ町の将来を見据えた政策を具体化していただきたいというふうに思います。

それから、幾つかつけ足して質問にかえますが、一つは、町長さんが中心になって吾妻郡に自動車ナンバーの吾妻という、日本でも珍しい名前でございますから、吾妻というナンバーをつくってくれませんか。これは調査によれば10万台なければだめだそうです。できるかどうかもちっとわかりませんが、そういうことがあります。

それから、私は町づくりの中でギリシャ、それからナイアガラ市等を訪れました。ギリシャのある中心地に行きましたときに、道路にいっぱい桑が植わっていました。何で街路樹が桑なんだという話をしました。そうしたら、ここはシルクロードでヨーロッパにつながれた道なんだ、だからこの町は町おこしに桑を植えたんです、柳だとかそういうものじゃない、そんなこともありました。それから、3月末にトロントに行ったときには、ナイアガラにはこの町とも全く似つきます水仙がばーっと咲いている。これは町長さん、ここと姉妹提携してもいいんじゃないかというふうに思って申し上げます。

いずれにしても、この町は、そういったことで将来に向かって進めるすばらしい町になる可能性をいっぱい秘めているのでございます。ですから、どうかいろいろに心、気を配っていただいて、より一層すばらしい町にしていくために、ぜひいろいろな考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

二次質問ですが、お答えをいただきたいと思います。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） まず第1点、北榛名高原、ここの水の問題というふうなこと、今、私

ははっきりとした形で認識をしておりません。この辺は調べまして、後でまた議員からご指導いただきまして何とか考えていくようにできたらと思います。高崎市を隣町としている北榛名、特に北榛名であるとかというふうな形では考えられますので、そのところで高崎市という大消費地を抱えた野菜類であるとか、それから観光農園であるとか、そういったような形でのもっと地域が力をつけていけるようにできればありがたいと思います。

さて、教育が宝だというふうにおっしゃいました。最初におっしゃっていた岩下のというような形は、潜龍院根津一族が始めた寺子屋という、そういうような形態ではなかろうかと思います。何百年も前にこの地に根差したそういった教育というふうなものが、この町にも延々と続いているんじゃないかなというふうにも思いはします。やはりそういった昔のことに思いをはせて、プライドを持って、子供は町の宝なんだ、そしてなおかつ職員は町の宝だというふうなことで育てていく、みんなで支え合っていく、そういったような形というのは非常に素晴らしいことだと思います。

教育につきましては、教育三法が変わって授業の量がふえます。そういった形の中で、先生が大変になってくるというふうなものをカバーするために職員の増員ができないかということでございましたが、そういったものも様子を見ながら、増員が必要なところにはやはり増員すべきかというふうにも思っております。いずれにいたしましても、教育は宝だと思います。精いっぱいどういった形がいいのか考えていきたいと思います。

さて、具体的な吾妻ナンバー、10万台あるような気がするんですが、そうなるとうとかなるんでしょうか。署名集めをするとか、でも陸運がどうなるのかちょっと微妙ですけども、それは、吾妻という地名は本当にすてきな地名だと思います。ちょっと企画をして具体的にはどうなるか、またみんなで一緒に楽しめれば良いと思います。そして、その暁に吾妻ナンバーというのが本当にできればすてきなことだなと思います。

あとは、町の特徴というふうな形でのシルクロードの桑、水仙の町というふうなこと、それも太田地区の水仙というふうな形で、今、大分高齢化であるとか出荷の手間であるとか、そういったようなのがなかなか大変で減少方向にあるわけですけども、そういったものも新規参入というような形でできるような、花卉の関係というふうなこともあれば素晴らしいと思います。

なお、同じ花卉のたぐいではございますが、スプレー菊が非常に好評になりまして、市場ではまだ今と同じ量くらいが不足しているというふうに言われているんですが、新規就農、それから畑の面積をふやすということもなかなか思うようにいきません。そんなことも含め

て水仙のことも考えたいと思います。

ただ、スプレー菊は残念なのがハウス栽培だということで、水仙のように、一面の黄色であるとか一面の白であるとかというのがないのがちょっと残念だと思っておりますが、姉妹提携都市、兄弟都市を外国に持つというのもすてきなことで、これはちょっと検討させてください。ちょっと今の私の頭の中ではご返事が非常にしにくい問題にはなります。ただ、いつも口に出すことによりだんだんに醸成されていくというふうなこともあるかと思えます。みんなで一緒にトロントに行きますか。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 14番、前村議員。

14番（前村 清君） ありがとうございます。

大分時間もたちますのでもう終わりにしたいと思いますが、この町を再生していく、あるいは活性化していくという中に、私は発見させていただきました。これは総務課長からいただいたものであります。町の公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画という文書が配られました。その上段に、指摘されている問題をすばらしく的確に書いてある文章の一覧がございました。

そこで、これだけ問題があるということがわかっているということは直せばいい話で、あとは何もありません。問題がわからなければ直しようがないんですけども、そういったことから、早期にその問題解決に向けてやる考えがあるかということについて、それは長期計画にあるだろうと思いますが、私は総務課長さんに尋ねたほうがいいんでしょうか。町長じゃなければだめなのかな、そう思いますので……

（「どんなことが書いてありますか」と呼ぶ者あり）

14番（前村 清君） 総務課長さんに聞けば、総務課長が全員に配ったものですから。小さい字だったらこれは見落としちゃうんですよ。

（「教えてください」「読み上げればいい」と呼ぶ者あり）

14番（前村 清君） そこに書いてありますから。これは、健全化計画をやっていくについてはこれこれこういうことだということを総務課長が書いて、私どもに配ってくれて、私はそこから資料として見たものです。ですから、これは非常に貴重な資料なので、それを見てこういうふうに改善すればいいということが、答えがぼちぼちあるだろうというふうに思っているのでございます。

ですから、2ページというか、財務上の特徴というのがここにありまして、内容があって、

こういうものでありますから。読み上げるということはできませんので、それを見ればわかりですが、これだけの確にとらえているのでしたら早く改善する手だてがあるだろうと思ひまして、町が元気になるというためにはこういうことをするんだと書いてあるわけですから、最後にその質問で終わりにしますが、お答えをぜひいただきたいと思ひます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） ただいまのご質問は、財務上の特徴というふうなことについての、それに対するこの町の財政力、この町を元気にするやり方というふうなことを文章として、私自身が今ちょっと認識はしておりませんが、繰上償還に係るというふうなことでいえば、今回は6%から7%ということで、6%以上の借入金について返済ができるというふうなことでございました。

一般企業と違った形で、借入金の返済がままならないというふうな中ではありますけれども、もう一回先ほどの財務上の特徴という、こうやれば直るといふふうなことをよく吟味いたしまして、そしてそれに向かって着実に進んでいきたいと思ひます。もう一度それは自分で確認をさせてください。答えにはなりません、そういった姿勢だけはいつも持つておるつもりでございますので、よろしく願ひいたします。

議長（菅谷光重君） 14番、前村議員。

14番（前村 清君） それでは、これで最後にしますが、今、職員の方々が一生懸命、町民のために奉仕をしていただいております。そしてまた、執行部も一生懸命、町のために向かってやられています。議会議員も全くそれは変わりません。そういった意味から、議会と執行体制の中でも共有するものは共有してほしい。

そしていま一つは、私どももそれなりの議会議員としての秩序は保つておるつもりでございますから、そういった意味から、議会、職員、執行部、それぞれ3本の木が1つになって東吾妻町の森をつくるという前提に立たないと、大変難しいかじ取りが迫られるというふうに思ひますから、そのことにつきましてはどうしてもここで話ししたい事項だというふうに思つておりました。

最後になります、その3本の木を3つまとめて、ぜひとも森につくり上げるということをするためには、少なくともここにいられる皆さん方が情報を共有して、謙虚に、怒ることなく一生懸命に取り組まなければならないということを感じておりますので、ぜひとも互いに信頼し合うという協調性が町民のためになるということも含めて申し上げて、私の質問は終わりにします。大変すばらしい回答もいただきまして、ありがとうございました。町長さ

んもそのことについて何かありましたら一言お願いしまして、終わりにします。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） ありがとうございます。

吾妻の森、木の3本という言葉には感銘いたしました。みんなで一緒にやっていくというふうなことはとても大事だと思います。心にしっかり刻んでこれからも頑張っていきたいと思いますので、またご指導をお願いできたらと思います。

非常に貴重な、10の地域力というふうな分け方も参考にさせていただきながら、いろいろな施策というふうなものにも取り組んでみたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（菅谷光重君） 前村清議員の質問を終わります。

青 柳 はるみ 君

議長（菅谷光重君） 続いて、4番議員、青柳はるみ議員。

（4番 青柳はるみ君 登壇）

4番（青柳はるみ君） 4番議席青柳です。通告に従い質問させていただきます。

マタニティマークと不妊治療について、要望と提案をさせていただきます。

結婚して赤ちゃんができてお母さんになる、多くの夫婦の自然に踏んでいく人生のステップを余りにも当たり前と考えていられるだけに、赤ちゃんを授からない女性、夫婦の悩み、苦しみ、赤ちゃんはまだですかという言葉も胸に突き刺さるものです。不妊治療に踏み切っても、確実に妊娠できるか、いつ終わるともわからない治療、高額な治療費が家計を圧迫し、あきらめるケースがあることは残念でなりません。

子供を授かることはまことにすばらしいことです。昔から、10組に一組が不妊に悩むという現実がありました。最近では7組に一組、2人目となると6組に一組とも言われております。現代の医学の進歩で、不妊治療により赤ちゃんを授かった例が数多くあります。保険外の治療として体外受精があり、それでもできない場合、顕微鏡下で行う顕微授精が現実性が高いということです。チャンスを与えられるものなら、あきらめずに挑戦していただきたいと思います。

そんな多くの声に、県では助成事業で、10万円を超えた場合一律10万円を支給していま

す。現在、当町では助成はありませんが、将来的に限度額を設け助成していただけたらと思います。沼田市では限度額を10万円とし、治療費の負担額の2分の1に相当する額を助成しております。長野県松本市では年間8万円まで、石川県川北町では保険外治療費の7割、70万円を限度額としている先進地もあります。自治体からの応援は大変な勇気と希望となっているとのことです。公的に支援する環境があれば、不妊治療に踏み切る夫婦が大幅にふえることが考えられます。

幸せなことに妊娠できた場合、母子手帳をもらいに行きますが、そのとき、マタニティマークの配布をお願いしたいと思います。これがマタニティマークなんですけれども、これは送料くらいで費用が少ないと思いますので、すぐできることと思います。こんなかわいいものですが、これを持つまでの苦労もありますので喜んでいただけたらと思います。また、このマークを見かけた人も、いたわったり優しい気持ちになれたりします。かけがえのない命のところで、近い将来にこの制度が実現できますよう、若い夫婦の応援をお願いいたします。ピンチをチャンスととらえ、この治療に取り組むことで精神的な困難を克服し、家族の和を取り戻したという報告がありました。よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 答弁願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 1点目の不妊治療費助成事業を願うのご質問にお答えをいたします。

近年の少子化問題につきましては、行政としてもいろいろな施策を実施し、施策を講じておるところでございますが、現状はなかなか難しいところでございます。東吾妻町では、平成18年度の出生者数が100人を切り98人ございました。今年度については、母子手帳の発行者数が120人と、昨年度の出生者数は上回れそうな状況にございますが、少子化の傾向には違いはございません。

少子化につきましては、女性の高学歴化が進み、男女間の格差が少なくなり社会への進出が進んでいる中、女性が職場を離れることは生活水準の低下につながってまいります。結果として晩婚化や未婚化が進み、初産年齢が上昇いたし、少子化が進んでいくと言われております。出産年齢が高まることにより、子供さんに恵まれずに悩んでいる方もふえてきているのが現状でございます。今、不妊に悩む女性は10人に一人というふうにと言われております。国の研究調査では、治療を実施している患者さんは全国に28万人以上いらっしゃるというふうに聞いております。議員のお話のように、精神的にも経済的にも人知れず悩まれておられる方が数多

くおられるのが現実でございます。

そんな現状の中、町として少子化対策の一環として、悩んでおられる方々の一つでも不安の解消につながるような施策が講じられたらばと考えております。県においても補助制度を実施しているようでございますが、県で10万円、町で10万円の助成があれば、30万円の治療代であれば3分の1の負担で済むわけでございます。早急に対応していけたらと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、マタニティマークを町内にとのご質問でございますが、既にポスターの掲示であるとか啓発グッズの配布というようなものについては実施をいたしております。ただ、母子手帳をお渡しするときにマークの配布というようなことはやっておりません。これから検討していきたいと思っております。行政サイドだけでなく地域の皆さんと協働しながら、あしたの東吾妻町を担っていく子供たちの誕生を見守っていけたらと考えております。

議員におかれましては、いつもながら身近な提案やアドバイスをいただきまして、まことにありがとうございます。これからもご協力を賜りますようによろしくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（菅谷光重君） 4番、青柳議員。

4番（青柳はるみ君） ありがとうございます。

当町に住んでいる不妊治療をされる方は、前橋市の横田病院に通っている方が数多くおります。そこには妊婦さんとは別の入り口がありまして、タイミング療法というのがあるんですね。それは土曜日でも日曜日でも、タイミングですからかわりなくそのときがやってきます。そのときに、土曜日でも日曜日でも横田病院では治療に当たってくださっているということをお聞きしました。

今、前村議員の吾妻の森という話がありましたが、まだここから森を見ている状況ですけれども、森まで行って種をまける状態になればということで、今の答弁を心強く思います。ありがとうございました。

終わります。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） やはり女性でその辺のところはよくご存じで、いろいろなこういった方々のご相談にも乗っておられるとのことでございますので、みんなで一緒に渡れば怖くないみたいなのところもあろうかと思っております。行政としてできるだけのことをさせていただくつもりでおりますので、よろしくお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

議長（菅谷光重君） 青柳はるみ議員の質問を終わります。

須 崎 幸 一 君

議長（菅谷光重君） 続いて、5番議員、須崎幸一議員。

（5番 須崎幸一君 登壇）

5番（須崎幸一君） ただいま菅谷議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

高度情報化時代に対応した町の施策について、何点かお聞きしたいと思います。

国においては、平成12年12月に高度情報通信ネットワーク社会形成基本法、いわゆるIT基本法が制定されて、「すべての国民が、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを容易にかつ主体的に利用する機会を有し、その利用機会を通じて個々の能力を創造的かつ最大限に発揮することが可能となり、もって情報通信技術の恵沢をあまねく享受できる社会が実現されることを旨として、行わなければならない。」とされております。

そして、国では現在、いつでも、どこでも、何でも、だれでもがネットワークに簡単につながるユビキタスネット社会を目指したu-Japan政策を展開しております。また、群馬県においては、平成13年3月にぐまネットプラン、群馬県情報化推進計画を策定し、現在では新ぐまネットプランとして、県民だれでもが情報化の利便性を享受し、便利で安全・安心な生活を営み、豊かさゆとりが実感できる社会の実現と地域社会の活性化を目指すことを基本目標に、情報化を推進しております。

現在、当町の行政情報のインフラ整備は着々と進展し、行政サービスの効率化が図られていると思います。21世紀における行政と住民を結ぶための情報交換として、全町的なブロードバンド化は必要不可欠であると考えております。合併時に作成されました新町建設計画におきましては、情報化の推進として主要施策の中に情報通信基盤の整備、地域公共ネットワークの整備、地域情報化の推進として地域間格差の解消、パソコン、インターネット教室等の推進、地域情報アドバイザーの育成と明記されております。また、東吾妻町の第1次総合計画素案の基本計画の中にも、社会基盤整備に、きちんとだれでも使える情報化の推進として位置づけがなされております。

そうしたことを踏まえますと、まず必要なことは、情報通信基盤整備計画の基本計画を策定していくことがこの町には必要であると考えますが、町長の考えをお聞きいたします。

近年、インターネットによる情報化は、情報の地域間格差の解消が図られ、インターネットをツールとしての新しい産業も生まれています。我が町においても、東地区においては光ケーブルテレビ網が整備されております。これは、インターネットの利用によるデジタルデバインド、いわゆる情報格差の解消と、テレビ難視聴対策として役立っております。平成23年、2011年に移行する地上デジタルテレビ放送にも対応した設備であります。

そこで、具体的な質問として2点ほどお聞きいたします。

情報通信基盤整備は東地区が先行しております。公平・公正・公明であるべき行政の立場として、今後、この東地区のケーブルテレビ網を他地区へ広げるといった拡大整備する考えがございますか、お聞きいたします。

それと2点目として、地上デジタルテレビ放送が3年後に完全開始化されますが、地区によっては共聴設備等の更新が必要になると予想されます。この問題について、行政としてどのような対応を考えているのかお聞きいたします。

以上、質問を終わります。

議長（菅谷光重君） 答弁願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 須崎議員の高度情報化に対応した町の施策についてお答えを申し上げます。

1点目の、情報通信基盤整備についての基本計画策定は今後予定されているかのご質問でございますが、情報通信基盤の整備は民間事業者が主体となり、採算性にすぐれた都市部から進んでおり、山間部などの条件不利地域との間ではデジタルデバインドが一層顕著になってきております。町でも地理的な要因によるデジタルデバインドもございます。東地区では、ご指摘のように、光ケーブルによる情報通信基盤が平成18年4月にはでき上がりました。原町地区におきましては、民間事業者ではございますが、平成19年6月から光ケーブルが使えるようになっております。ほかの地域につきましては、今どのようにこれからなるかというのが全く予測できないような状況ではございます。

県では、平成19年度に第2次情報化推進計画が新ぐんまネットプランと題して策定をされておりますので、これから県とも密接な連携をとりながら、基本計画策定に向け検討してい

きたいと考えております。

次に、東地区のケーブルテレビ網の他地区への拡大整備の可能性はあるのかでございますが、すべての地域にケーブルテレビ網を整備することがベストとは思ってはおりますが、整備するには莫大な費用を要することや、民間事業者による光ファイバー網の拡大等もあり、地域の実情を踏まえて検討をこれからしてまいりたいと思います。

最後の、平成23年度開始予定の地上デジタルテレビ放送に移行した場合におけるテレビ難視聴地区への対応はどのように考えておるかでございます。

難視聴地域のテレビ共聴組合は22組合、1,500世帯あるようでございます。そのうち、東電関係の組合が12組合、これは東京電力の線下補償による共聴組合でございますが、世帯数で1,300戸以上、約88%を占めております。東京電力の共聴施設はアナログ放送の保証のためであり、デジタル化以後は撤退の考えを示しております。しかし、地域によってはデジタル化以後も難視聴地域となる世帯も多いことから、東京電力に対しましては、県下の市町村と連携して、改修等も含め検討するよう働きかけていきたいと考えております。

なお、先日、県でこの問題について会議を持ち、その中で東電との話し合いもなされております。東電の共聴では3種類ございまして、東電の施設ですべて東電が管理をしている直営方式、それから、施設は組合に譲渡済みであります管理は東電がしている組合、それから、15年間だったと思っておりますが、管理費と一緒に施設を譲渡して、今現在は純粹に組合で管理しているという、そういった3種類のものでございます。そういったところで、これからその3種類だけでも対応が異なってくるというふうには考えております。

ただ、問題は、これから先はランニングコストが発生するというふうなことでございます。例えば、テレビの線を東京電力の電柱であるとかN T T電柱に共架させることにも料金が発生いたしますし、保守管理料、そして電気料というふうなもので、それぞれの組合の負担というふうなものが発生をしてくるというふうなことを考えております。そして、デジタルになったから今度は自分の家はきれいに見えるというふうになってしまった、ですから組合を抜けるというふうなことになりますと、組合に入らざるを得ないほかの人たちの負担がますますふえるというふうな問題で、その辺のところは苦慮いたしております。

いずれにしても、東京電力も民間事業者でございますので、全く東電さんがやってくださるというふうなことも非常に考えにくい状態ではございます。ただ我々としては、今現在の受益者の方々に負担のかからないように何とか考えていきたいというふうな姿勢を持って、東電との交渉に臨んでおります。今、我が町では、概算費用というふうなものだけは東京電

力が試算をしてくださっております。そして、大戸の中継局が完成した時点というのがそろそろになるわけでございますけれども、東電のほうで電波の強さをはかって、そしてここが出る、出ない、そういったことを確認して、これから協議をしていこうというふうに思っております。

また、ほかの共聴施設については、総務省の補助制度等もございますので、それを利用して難視聴地域が解消できるように、国・県と連携をしていきたいと考えております。

なお、平成20年度より、組合として補助金を受け取れるというふうな制度もできたようございますので、そういった補助金の制度を研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） ここで休憩をとります。

再開を1時といたします。

（午後 零時00分）

議長（菅谷光重君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

議長（菅谷光重君） 5番、須崎議員。

5番（須崎幸一君） 最初の情報通信基盤整備の基本計画の策定でございますけれども、県と十分協議してというふうなお答えでございますが、この問題は、私がどうしてこれが必要かということは何点か申し上げ、また再度お願いするような形になると思うんですが、通信事業者、また放送事業者による情報通信サービスの展開が困難である部分については、やはり行政が主導して情報通信基盤を整備する必要があると思います。

また、だれもが必要な情報を受発信できる環境を整備して、中心部と山間部等の地域による格差をなくすことも必要であると。さらに、高齢者によりよい行政サービスを提供するため、高度情報化による情報提供及び健康福祉の充実を図ることが求められているんじゃないかと。そういった観点から早くに、この町の特性を考慮しながら、情報通信基盤整備のまず

基本計画を策定することが肝要であるというふうに思っております。

それから、東地区のケーブルテレビ網の他地区への拡大整備ですが、東のケーブルテレビについては5億円を超える巨額な設備投資と申しますか、費用がかかっております。そういったことを考えると、それを拡大していくのはかなり難しい部分もあるかと思えますけれども、公平な住民サービスという観点からいいますと、そういったことを考慮しながら前向きに検討していただければというふうに思っております。

最後の、地上デジタルテレビ放送に移行した場合のテレビ難視聴地区への対応でございますけれども、高齢者にとっては、テレビというものは本当に娯楽の一つとしての大きな存在価値というか、持っていると思います。今まで見ることができたテレビが、地上デジタル化によって見られなくなるというふうなことがないように、あと3年ございますので、町としてきちんとした懇切丁寧な対応を考えていただき、実行していただければというふうに思っておりますので、重ねてお願い申し上げて再質問ということにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 情報通信基盤整備基本計画というふうな形で、よく考えて策定せよということでございます。その中には、公費負担というふうなことも当然だろうというふうなことでございますが、旧吾妻町において、ADSL化というところに公費の投入ということは、何百万円かをしたというふうなことがございました。それに倣うということではございませんけれども、投資経費と効果というふうなものをやはりその辺のところでは十分に考えた中で、皆さんの利便に供するというふうなことを考えていかなければいけないと思います。

ご質問は3点ということではございますが、やはりその辺のところの情報というふうなこと、それと情報格差というふうなことが、一貫してこの中に通っているのかなというふうには思います。実は、群馬テレビの大戸中継所のときに、どうしてこういった中山間地の町村が、財政状況の悪い町村がそれに対して負担をしなければいけないかということで、非常に怒りを感じたことがございます。二ツ岳の榛名中継所から見える市部の住民の方々は全く負担をせずに済むというのに、こういった弱小町村がどうして払わなければいけないのかというふうな思いはございました。我が町の中でもやはりそういったことは起こり得るというふうなことを再認識いたしまして、光ケーブルのテレビ通信網であるとか、地上デジタル放送についても十分に考えてやっていきたいと思えます。

なお、光ケーブルで東が5億円超というふうなことで、ざっと考えますと、やっぱり町全

体と考えますと30億円以上というふうなことには当然なろうかと思いますが、これから民間事業者の光ケーブル網、そういったような整備状況を見据えた中で、ある程度時間が解決してくださるといふふうなことも見据えながら、基本計画、光ケーブルについても地上デジタル放送についても一生懸命これから対応をして、住民にご迷惑のかからないよう、そして今よりも一層住民サービスとしてこれら情報関連の施策ができますように、一生懸命頑張りたいと思いますので、いろいろご指導いただけたらありがたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長（菅谷光重君） 須崎幸一議員の質問を終わります。

一場明夫君

議長（菅谷光重君） 続いて、8番議員、一場明夫議員。

（8番 一場明夫君 登壇）

8番（一場明夫君） それでは、一般質問をさせていただきます。

先ほどの前村議員の質問と少しダブる部分があるかもしれませんが、私の場合は主に産業振興、その部分で具体的な部分について町長の見解をお聞かせいただきたいということで、これから質問させていただきます。今申し上げたように、今回は町づくりの基盤となる産業振興策と町の中の機構改革や人事についてお尋ねしたいと思いますので、町長としてお持ちのプランや考え方を具体的にお示しいただきたいと思いますので、よろしくお聞かせください。

それでは、最初に産業振興の方策についてお聞きしたいと思います。

産業振興方策の具現化は、若い就労者の定着や町づくりをする上での基盤となることから、町民が豊かで活力ある生活を実現する上で欠かすことのできない重要な施策となります。しかし、この町では産業振興の起爆剤になるような効果的な施策が十分行われているとはいえない状況にあると思われます。

については、この対策が緊急の課題だと判断されることから、まず1点目、既存する町内企業や誘致企業に対する支援策、2点目が農産物等のブランド化の支援策、3点目が都市交流をベースにした農産物販売の具現化策、4点目として新規産業定着のための起業支援及び企業誘致策、5番目として退職期を迎えた団塊の世代、こういう人たちを活用した産業活性化

策、6番目として町内の核となる観光施設の支援策、7番目として一次から三次の各産業を連携させた産業振興プロジェクト推進策、以上7項目について、町長が現在お持ちのプランや考え方をお聞かせいただきたいと思います。

2点目は、昨年3月に策定した集中改革プランのベースとなる行政組織の機構改革については、昨年9月に議員全員協議会に案が示されたままでいまだに実行されませんが、なぜ実施しないのかお聞かせいただきたいと思います。また、これがなされないことにより、合併して2年が経過しようとしているのに、いまだに職員の適正配置等を含めた抜本的な人事異動等も先送りにされているように感じます。こういったことはやはり異例の事態というふうに感じられますので、見過ごすことはできません。こんな状態では、合併を契機に新しい町づくりをしようとする合併の趣旨に反すると思いますが、この点についても町長のお考えをお聞かせください。

以上です。お願いします。

議長（菅谷光重君） 答弁願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 1点目、産業振興方策について具体的に7項目のご質問であります、順次お答えをさせていただきます。

既存する町内企業及び誘致企業支援策でございますが、現在行っている町内企業に対する支援策としては、制度資金としての小口資金と労働環境整備資金の融資あっせんを行っております。補助事業としては、小口資金、労働環境整備資金、県の制度資金である中小企業設備支援資金に対し利子補給を行い、小口資金については保証料の補助を行っております。また、商店の街路灯につきましては電気料の補助を行っております。さらに、資金繰り融資の即効性を考え、中小企業信用保険法に基づくセーフティーネット保証の認定については、その場での認定をしているところでございます。誘致企業に対しましては、増設、設備投資に係る固定資産税の減免措置を行っております。

次に、農産物等のブランド化支援策でございますが、町内の農産物で既にブランド化されていると解されるものとしては、コンニャク、スプレー菊、ミョウガ等だと思っております。まず、吾妻のコンニャク生玉は、米に例えれば魚沼産コシヒカリとも言われております。しかし、コンニャクの大部分は製粉で流通するため、生芋の価格に転嫁されていないのが実態でございます。

また、スプレー菊は中山間地特有の昼夜の温度差により花色がよく、しっかりとした茎に生育しており、首都圏の青果市場で高い評価を得て、価格も他産地に比較し高値で取り引きされております。また、市場からは現在の2倍の出荷も求められております。しかし、生産者の高齢化、パイプハウス等の施設化への設備投資増等がネックとなり、出荷量の大幅増にはつながっておりません。町ではスプレー菊の生産拡大のため、パイプハウス等の施設化を推進するため、県単独補助事業を積極的に導入しております。また、町単独補助事業により優良苗の導入補助を行っております。また、出荷品質の向上を図るため、花卉選花機の導入も検討をしております。

先日、スプレー菊の生産農家の方が農林水産大臣賞を受賞されました。その花卉組合の中では4人目の受賞だということでございます。そういったことも励みにして、そしてスプレー菊がもうちょっと大規模に生産できたらありがたいというふうに考えております。

さて、当町と旧倉淵村の夏ミョウガは、首都圏にある青果市場の50%以上のシェアを有しております。しかし、栽培圃場の根茎腐敗病の拡大、栽培者の高齢化、高知県などでの周年施設栽培により、産地としての地位が低下傾向となっております。ブランド化を目指している例としては、農協による夏秋トマトの登録商標、あかずきんちゃんがございます。この栽培は、ミネラル栽培により他産地との差別化、ブランド化を進めてまいりましたが、市場評価が高い割に価格に転化されず、一般的な栽培よりミネラル栽培の特殊肥料等の経費がかかり、農家にとって厳しい状況を受け、平成20年より町内堆肥を利用しながらミネラル栽培体系を継続すると聞いております。

農産物のブランドは長年の消費者の信頼の上に築かれるものと考えられることから、町としては、生産者組織や農協との協調を行いながら、産地形成や品質向上につながる補助事業等の要望にこたえていくつもりでございます。

次に、都市交流をベースにした農産物販売の具現化策でございます。都市と農村の体験型交流の推進として、農村体験の実践のため、いわびつ体験農園を開設しておりますが、利用者の減少や固定化により交流には発展していませんが、果樹を中心に観光農園が開設され、リンゴのオーナー制が定着しつつあります。

また、町では杉並区と友好協定を結んでおり、民間団体である吾妻ドリームプロジェクトによる朝市等が、町の後援により、東吾妻町デーとして行われております。この東吾妻町デーを全町的に発展させることや、体験交流体制の整備に努め、農業の活性化を図っていきたいと考えております。なお、販売促進の方策として、杉並区等にアンテナショップ等の出展

も検討し考えていきたいと思っております。

次に、新規産業定着のための起業支援及び企業誘致策でございますが、群馬県及び当町を含む県内の12市12町村では、企業立地促進法に基づく基本計画を共同で策定し、昨年10月に国の同意を得たところでございます。基本計画では、県の高速度道路交通網の利便性などを生かした産業振興を図るため、集積を目指す業種や産業集積の目標達成に向けた施策などを定めております。

国が基本計画に同意したことにより、計画に定めた業種の企業、当町では朝日松下電工、原町赤十字病院があることから、アナログ産業、健康科学産業が対象となりますが、その業種の企業が企業立地計画を策定し県の承認を受けた場合は、新規立地、増設に伴う設備投資について一定の要件のもとで特別償却制度を利用することができるようになるなど、国の支援策を活用できるようになりました。また、町でも固定資産税の減免ができるよう条例の制定を検討しているところでございます。

しかし、現状においては、工業団地が整備されているわけではなく、また現在の工業適地につきましても広い土地を確保することが困難な状況を考えますと、手を挙げてくれる企業がいるかどうかは大変厳しい状況であり、今後においては、受け入れ態勢の整備も含め、県と連携しながら企業誘致策を考えていきたいと思っております。

次に、退職期を迎えた団塊の世代を活用した産業活性化策でございますが、団塊世代で退職後も元気で働く意欲のある人たちや社会貢献に生きがいを感じる人たちが、地域との交流の場を通じて新たな活動を創出するなど、団塊世代に対する活動支援が必要と思われま。地元に戻って何か役に立ちたい、地元で新たな事業を起こしたいなど、活動意欲のある団塊世代の力を役立てていくことは地域社会にとっても重要でございます。

現在、町では榛名山周辺交流居住推進協議会を立ち上げ、豊かな地域資源を活用しながら、都市生活者を対象とした交流居住推進に係る情報発信やイベント等を開催し、交流推進により団塊世代の知識や経験の活用を図り、産業の活性化を図っていきたくと考えております。

次に、町内の核となる観光施設の支援策でございます。町内観光施設への直接的な支援は難しい面はございますが、観光施設の宣伝や広告、観光看板の設置、パンフレットの作成など、間接的な面での支援策を行っております。また、各施設の連携を図り、町内観光の統一性を持たせるために、それぞれの施設とのパイプ役として連携強化に努めているところでございます。

なお、これからの町の観光施設の拠点といたしまして吾妻渓谷周辺を考えておりますが、

観光シーズンともなりますと今までは駐車場が不足しておりましたが、溪谷パーキング、十二沢パーキングを整備することにより改善が見込まれます。また、溪谷遊歩道、猿橋及び天狗の湯を整備することにより散策と温泉のいやしを兼ねた観光が期待でき、あがつまふれあい公園も含め、くつろぎや家族とのコミュニケーションなどを生かした休養の場が期待できます。これを我が町の観光の核というふうなことに進めていきたいと考えております。

最後に、一次から三次の産業を連携させた産業振興プロジェクト推進策でございます。町内の農産物においても、販売の多チャンネル化の中で、農産物等の直売や地産地消が拡大しております。しかし、生産、加工、販売まで一貫した加工特産品等の販売形態はごくわずかで、生ずりコンニャクや大豆の加工品であるみそ、豆腐にとどまっております。今後、加工特産品等の開発による産業振興についても検討をしてまいります。

2点目の機構改革及び人事についてのご質問でございますが、この問題につきましては前々から検討してきているところでありますが、群馬県が平成20年度から、組織の全体的見直しと係制への移行などの方針を打ち出しております。町でも関連性があり、参考にしたり、職務職階制の検討等もあり、最終結論に至っていないのが実情でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） ありがとうございます。

ある意味、私もできるだけ具体的な形で町長のお考えをお聞きしたかったんですが、現状でどういうことをやっているかというのは今ご説明いただいたので大体わかるんですけども、せっかくの機会ですので、ちょっと個々に確認だけお世話になりたいと思いますが、例えば既存する町内企業及び誘致企業の支援策というような部分なんですが、正直申し上げまして、ここにいる皆さんにはよくわからない部分もあるのかもしれませんが、町内企業というのは、今、原油高に伴い材料が上がったり穀物が上がったり、そういった状況を考えたときに、どの企業も非常にあえいでいる実態があると思います。町長も多分コニファアの社長をしているからよくわかると思いますけれども、その燃料代というのは相当経営を圧迫していると思います。

特に、例えば畜産農家とかということになれば、穀物などは先ほど角田議員に聞いたら3割ぐらい上がっているんじゃないかという話もありましたけれども、これはもう致命的な状態になっているわけです。こういったものに対して、何らかの形でサポートをしていくという姿勢がやはり必要なのかなと思います。

そういった中で、先ほどいろいろ言っていたいただきましたけれども、もう少し、企業にダイレクトにという意味でなくて、いろいろな工夫の中でそういうものをサポートできるような態勢ができないかというのが、私の希望の部分でもあるんですけども、その辺のところについてのお考えをちょっとお聞かせいただければと思います。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 町役場の機構というふうなものが、やはりそういった現場の声というものに即応ができる態勢になっていないというふうに今強く感じました。そういったいろいろな産業、今、議員がおっしゃっていた灯油高についても、農業ということを見ても、ビニールハウスで栽培しているイチゴ、水仙、それからスプレー菊、その他葉物にしても随分と灯油が上がって、その分、実は、このイチゴは灯油でできているんだよというふうに農家がおっしゃるような状態も耳にしております。そういった声もうちょっと直接的にいろいろな施策に反映できるような形で、やはり私の耳を多チャンネルにしなければいけないのかなというふうには思います。私だけでなく、それぞれの部署で新しいそういった政策を立案できるような、それぞれの担当課というふうなシステムにできればいいなというふうに思っております。

今の灯油等々については、全国的な問題といたしますか日本の問題となっておりますけれども、それとは別な形で町の問題というのも何やらあるかもしれません。そういったようなものに迅速に対応できる態勢というふうなことを考えていきたいと思っております。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） ぜひそれはお願いしたいと思っております。

私がいろいろ聞いている中でも、町内の誘致企業が例えば工場を拡張したいんだといったときに、なかなか思うようなサポートがしてあげられなかったのかなという不安があります。具体的に言うと川戸の工場のことを指していいんですけども、土地開発公社とかそういったところとの連携の中で可能な部分もあるのかなと。

それともう一つは、ある企業で私も社長さんと話をして、町内のどこか施設を借りてちょっと事業を拡張したいんだというお話もありますけれども、それは多分町長さんも聞いていらっしゃると思うんです。そういったものに対してやはり真剣に耳を傾ける、真剣に相談に乗ってやる、そういったシステムは今町長が言ってくれたので多分やってくれるのかと思いますけれども、その辺のところをもうちょっと具体的に教えていただけますか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 例えば前段の企業というふうなことで考えますと、私が就任する前というふうな形での、土地開発公社に依頼ができたというふうなことは後になって知りました。そして、土地を手に入れてみたら今度は遺跡が出てきたとかというふうなことでの問題もあったりして、そういった中では、担当課を通じましてスムーズに行くようにというふうなことは、多少なりともご協力はさせていただいているのかなと思ってはおりますけれども、あとはやはりこれも原油高に伴う、自家発電を使っていたものを電気にかえるということで高圧線を引きたい、その辺のところには、担当課という形でなく直接、ちょうど地権者の問題であるとかそういったようなことについてはちょっとお話を聞いたりもしております。

なお、私がそういう企業の方と直接的なお話をして、それを担当課におろしていないという、まだちょっと自分の判断がそういったところで機が熟していないであるとか、どうしてもそれが今現在はまだできないというふうなところにしてはいますけれども、その辺のところを改めて、担当課にいろいろな話をおろして、そこでよくよく検討して、継続性を持って検討するというふうな組織にこの町役場の中をしていくように考えていきたいと思っております。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） それはぜひお願いしたいと思います。やはり主管課にまずきちんと相談してみるということが、いろいろなデータもそこにあるわけですから、そういうところから始まるのかなと思います。

それともう一点は、道路を初めとする環境整備的な部分、先ほど須崎議員から話もありましたけれども、情報通信網に取り残されている地域では企業誘致というのはやはり難しい、そういったものも当然出てきます。

多分、町長が社長をしているから一番端的な例が、例えばコニファー岩櫃、あそこにホテルがあります。あの状況で、大型バスがダイレクトになかなかうまく入れない。今は整備が始まっていますけれども、そういった状況。例えば浅間隠温泉郷、鳩の湯なり薬師温泉にやっぱり大きなバスがダイレクトに入れない。当初からいろいろ約束があったというような話も聞いていますけれども。あとは、例えば川戸の工場団地があるのにやはりあの道では狭過ぎる。そういったものが、さっき町長が言ったようにネックになるんだと思います。

そういった環境整備をしてあることがまず第一であり、まして、その地域に住んでいる人がいるわけですから、決して無駄な話じゃないと思いますので、そういったことにも少し取り組んでいただければありがたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 現実には、今のお話というのは既に取り組んではおります。ただ、その時間的な問題が今現在はまだ皆さんにご相談もできない状態というような形になっております。ですから、その辺は、例えば川戸の路線というふうなものを具体的に申し上げますと、都市計画の区域内、そして都市計画の道路網というふうな中で、例えばそれを都市計画の変更というふうなことになりますと、やはりこれは時間もかかってしまいます。その辺のところも十分に見きわめた上で、なるべく早く川戸の工業団地の活動に資するように考え、今の道も生活道路というふうな観点も当然ございますので、なるべく早くというそういった形で考えていきたいと思っております。

コニファーといいますが、平沢への生活道路、杉並区の交流拠点であるコニファーへの道路というふうなことで考えましても、計画的な形で整備を進めております。ただ、平沢の線につきましても、東京電力の高圧線ができる関係での工事中道路というふうにもなりますので、平成20年度の工事で一たん様子を見るというふうな形に考えております。ですから、それは東電さんとの交渉であるとかその推移を見て、21年度はどうするかというふうなことを決めてまいります。

その他いろいろな、例えば坂上の須賀尾、本宿地域というふうな形においても、最後の1地点というふうなもので地権者のご了解をいただけない地点というのがある。その辺のところも、時間的な推移によって何やらお互いに変化ができる可能性もございますので、粘り強く交渉を続けて、観光地へのスムーズな大型バスの乗り入れというふうなことは、いつも頭に置いておるつもりでございますので、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） ぜひお願ひしたいと思います。特にさっき出た一例のコニファーへ行く道については、杉並区でそこへつくるときも、誘致のときの協定さえあった。だからもう15年近く、その問題についてきちとした最終的なものがないでいる実態、これがやはりいろいろなものの、例えばコニファーが経営上、大変な部分も招いているというふうな部分も含めて、そういうものもネックになっているはずだと思いますので、そういうことをやはりきちっとタイミングを失しないようにしていただくというのが非常に大事だと思います。ましてこういう道路網については、5年後にできても意味がないというような部分が、正直言ってできてくると思っておりますので、それだけぜひお願ひしておきたいと思っております。

次に、農産物のブランド化の支援策について、いろいろ考えていただいているというような話で先ほどご答弁いただいたんですが、現在、日本の食料自給率がカロリーベースで40%

程度だというような話も聞いています。そういったことと、もう一つは、やはり食の安全がこれだけ叫ばれている、今、日本全国で叫ばれているというような時期で、今言ったような幾つか可能性のあるものがあるわけですから、そういったものをきちっと位置づけていただけるようなものを、サポートできるような施策をぜひ頼みたいというのが考え方の中にあるんです。

例えば先ほど町長が言った東京の杉並で直売をやっている、私も時々行きますけれども、食に対して、東吾妻の野菜はおいしいと、これはやはり皆さん言っています。最近は加工品が売れるようになってきています。うどんとか、まんじゅうみたいなものとか、みそだとか、そういうものが売れるようになってきています。それを考えると、やはりどこかにそういうヒントがあると思いますので、そういったものをうまく活用していただく中で考えていただければありがたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 確かに、今が農業にとってはチャンスなのかもしれない、そんなふうには思います。確かに自給率も下がり続け、そして中国産云々ということでの食の安全、こういったときこそが、農業というふうなものにチャンスがあるのかもしれない。先ほどの団塊世代の方々のUターン農業であるとかというふうなこと、団塊世代の新規就労というふうなことも視野に置いた中で、この農業問題もやってみられたらと思います。

実は、先日も東京の方で、有機農業をしたいということで準備のために家を借りたいというふうな話がありました。ところがやっぱりないんですね、家を貸してくれるところが。この辺も、先ほど申したように町として取り組むような、新しい条例なのか要綱なのか規則なのかわかりませんが、何やらそういうような形で、いずれにしても外部の方々を取り入れるような方向を考えていきたいと思います。

あとはやっぱり杉並に、毎月第3木曜日だったでしょうか第4木曜日だったか、木曜日であることには間違いはないんですが毎月毎月行っていただいて、そのほかにもイベント等にはまた参加をしていただいているというふうなことで、長い年月をかけてやはり信用を培ってきてくださったんだというふうに、本当に敬意を表する次第でございます。

それを一歩進めて、アンテナショップまでいったらどうなるんだと考えてもみました。ところが、冬野菜がないとか冬に売るのがないとかというようなことで、それは軽く頓挫しました。ただ、それだけではいけませんので、これから冬野菜をつくる方向で考えるのか、アンテナショップのために冬野菜をつくるというのも、これも一つの発想の転換だろうと思

います。この町にあるものを売るためのアンテナショップでなく、アンテナショップがあるから、じゃそのためにつくろうという、それを募集するののも一つの手かなというふうに思って考えておりますので、交流と農業、それから団塊世代、そういったようないろいろなものを重ねた中で何かができれば、この町の農業の起爆剤になり得る可能性がある。今、農業をあきらめているところがちょっとございますので、その辺のところをもう一回リセットしてやりたいと思います。

なお、コニファーにつきまして、先ほどの第1回のところで、またしつこくなって申しわけないんですが、コニファーに対する道路整備というのが、当初は半額は杉並区で持ってもらえるとかというふうなことだったんですが、今はそれが全くないようでございます。せめて杉並区に対して固定資産税相当というふうな形で交付金をいただくであるとかをしていれば、あの道路ももっとスムーズにあいたであろうし、コニファーに対するお客さんも、こんなにも減らなかったであろうというふうなことも、今、反省点としてはあると思っております。

これからそういった形で、交付金という制度もなくなっているようですので、交付金にかわるような形で我々の町に多少なりとも有利な形を、コニファーをもとにして、杉並区との友好協定というふうなものをもとにして、それもあわせて考えていきたいというふうに思っています。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 先ほど私も言いましたけれども、無農薬とか有機栽培がやはりキーポイントになると思います。そういった中で、先ほどちょっと都市交流をベースにしたというか、要するにアンテナショップの話にも触れたので、そちらへちょっと話を持っていきたいと思っておりますけれども、その前に、コニファーの道路の関係については私はよく知っておりますけれども、協定が結んであって、町がその協定を更新しなかったことにより杉並区がそれをもう負担しなくなった、これは明らかなことです。これだけははっきりしていますので、当時担当だった方がこの中にいらっしゃると思いますけれども、聞いていただければよくわかると思います。杉並区については、きちっと約束を守る前提でやってきたというふうに思いますので、その辺のところを余り誤解しないようにしていただくのがいいかなと思います。

それで、アンテナショップ、そのタイミングまで来ているかなと思っています。先ほど言いましたように朝市、3年間データ蓄積をしてきました。それは聞いています。そういった中で、直売を全部で45回ぐらい今までやっていますかね。年間で1,000万円ぐらい、毎日ト

ラックで運んでいって売ってきます。多分1回が50万円前後だと思います。

そういう中で、もうそういうやり方は限界に来ているかなという状況の中で、ただし特定のところだけでやっているのでは無理が来ますので、ここでお願いしたいのが町長なり産業課のほうで、町内の各団体だとか生産組合とか直売所だとかそういったところが連携する中で、そういうものができるシステムをつくってもらえると、まず間違いなくできると思います。そういったところに町が、例えば研修も兼ねて人材を派遣して面倒を見てやるとか、そういう可能性があれば。ただし、あくまでも町が主体でやったら絶対うまくいかないと思います。民間にきちっと位置づけさせないと。だから、そういう前提でぜひ考えていただきたいと思います。

私が聞いている範囲ではあとは、ある商店街のほうから震災パックとかという話も来て、私もその話も聞いています。いろいろなことも可能性があると思います。そういったことで、ぜひここでちょっと確認しておきたいのは、その辺を踏まえて町として少し検討していただく余地があるか。今の部分について、町長、お願いできますか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） つい先日、この東吾妻町での朝市をやってくださっているドリームプロジェクトの会長と副町長がお会いしまして、そのときに全く同じことを、会長に対して私どものほうで申し入れをしてございます。ドリームプロジェクトを町で後援というふうな形で、杉並区との交流大使というふうな、東吾妻町デーというそういう位置づけでございまして、町で後援しないとあの朝市はできないという形になっています。

ただ、できないんじゃないくて、逆に、先ほど当初でお答えしたのが、この東吾妻町デーを全町的に発展させることや体験交流体制の整備に努め、農業の活性化を図っていきたくと考えておると。それと、アンテナショップというふうなことで先ほどもお答えはさせていただきました。ですので、これから例えば公募により農産物を集める、さもなければこのプロジェクトに対しての組合を起こして、そういった会員になっていただくであるとかという形の中で、いろいろな農産物ばかりでなく、何か加工・二次製品というふうな形での、例えば簡単なお焼きであるとかそういったようなものもできると思います。

今、議員おっしゃったことは、私どもにとっても申し上げたように願ってもないことというふうなことで、民間がこれだけ3年以上の長い年月にわたってせっかくつくってくださった、東吾妻町ブランドというお米であるとか菜っぱであるとかというふうなのをつくっていただいたんだという認識でありますので、よろしくお願いしたいと思います。

なお、機構改革ということの件にもなりますが、交流促進というふうなことに今まで以上に力を入れ、なおかつ榛名吾妻荘を含めた営業であるとかコニファーを含めたとか、そういったような形でも交流というふうな中で、さまざまな形で取り組んでいきたいというふうに考えております。杉並区のほうでは、コニファーに対する営業を向こうの担当者の方々が非常によくやってくさいますので、その辺のところを私どもも見習ってやりたいというふうに考えています。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） ぜひお願いしたいと思います。私が言おうと思ったことを最後に町長に言っていただいたんですけれども、要するにそこの直売をやることによって、必ず毎回コニファーで東吾妻町のパンフレットを配り、今度はいつがあいていますよというのは必ず営業をしています。そういった中で、商店街へ行けば、今度行くからねというそういう営業をどうしたらいいかという、みんなヒントがあるんですよ。だからそういうことを考えると、やはりそういうものがベースになって、コニファーにもお客が来、吾妻荘にもお客が来、そういうことが可能なんだと思います。

私たちが総務常任委員会ですから、吾妻荘のこれからをどういうふうにしなればならないか真剣に考えなくてはならない。そういったことを考えると、やはりそういったものもぜひ考えていただければ、そういったところでいろいろお互いに協力してやっていくという、そういう姿勢はやはり必要なのかなと思いますので、お願いしたいと思います。

それと、企業誘致とかその辺の部分についてもうちちょっとお尋ねしたいんですが、簡単に言えば、5人の職員がいる企業でも10集まれば50人の雇用ができます。これがやはり現実だと思います。大きな工場が、先ほど町長が言ったようにある日突然来てくれる、この可能性は非常に大変な状況だと思います。ただ、やはり町内だとか交流都市、そういったところのあらゆるチャンネルを利用してそういうものの情報収集、そういったものができることによって可能性が広がると思います。

さっき町長に言っていただいたように、職員も少し強化してというようなお話もしていただいているので、これから先、もう一つの部分で出てくる部分もあるんですけれども、やはりそういうところに力を注いで可能性を模索していく、産業振興のプロジェクトをきちっと推進できるような体制をつくっていく、そういう姿勢がやはり必要なのかなと。必要などころには、やはり新しい部署でも職員を回していく、そういう姿勢をぜひ持っていただければと思います。

これは今お答えいただいたのが多分そういう意味だと思いますので、ぜひお願いしたいと思いますが、やはり独自の情報網をつくるとか、町有施設で、来た企業等が利用したい部分があったりしたときにできるだけサポートしてやれるような、その姿勢をぜひ持っていただけるかどうか。先ほど言っていたので多分大丈夫だと思いますけれども、その辺についていかがでしょうか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 確におっしゃるとおりです。大きな団地というのがこのところでは非常に難しいのかなと。小さな企業支援、先ほどの当初のご質問の中にあつた新規産業というふうな形での企業支援であるとか、それも含めて、小さな規模でも支援していく態勢というのが、何かプロジェクトができればいいなと思っています。

ただ、何も無いところで、さてプロジェクトチームがというふうなことにちょっとなりそうな気もしていますので、まずは今現在の企業であるとかそういったところとの連携というふうなものを持ち寄った中で、商工会の担当であるとかそういったところからぼちぼち始めるのがいいことなのかなと。今までは企業というふうなこととの直接的な役場との接点が非常に少なく、商工会というのが間に入っていたとかというふうなことであったりもしたのかもかもしれません。そういった商工会のあり方、町役場の商工担当のあり方、そういったようなものも考え直して体制をつくっていきたいと思います。ですから、最初に申し上げた即応態勢というふうなことですね、その辺のところの延長というふうなことで考えていきたいと思っています。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） ぜひお願いしたいと思います。決して無駄にはならないと思います、みんなが努力することは。

私は当時職員だったんでよく見ていたんですが、昭和45年を前後にして、ここにいらっしゃる方たち、課長さんの中でも若手でばりばり飛び回って、川戸の企業誘致や土地の確保に夜も昼も奔走していたのを見ています。私が職員でいたときも、すごいな、おれも手伝いたいな、そういう感覚を持ったことがあります。やはり町長がそういう姿勢を見せて、みんながやろうよという姿勢があれば、可能性はあると思います。そういうことをぜひ考えていただければありがたい。これは少し余談になりましたけれども、お願いしたいと思います。

それと、退職期を迎えた団塊の世代の方たちをという部分については、やはりこれからは一つのヒントになると思いますので。遊休農地等が大分出ています。正直申し上げて、うち

もおやじがやらなくなって、ほとんど、おじさんがつくっている以外はあいています。草がぼうぼう生えてしまって、本当に申しわけないなと思っていますけれども、実際に私にやれと言ってもできない状態なんですよね。だから、そういったものをいろいろなチャンネルの中で利用してもらう人がいれば、やっぱりいろいろ可能性はあると思います。ぜひこういった点も一つのヒントになると思います。

この間もある人に聞いて、おれたちも何か手伝いたいんだけど、これからは暇になるからちょっとはという話も聞きますので、そういうことを考えると、何かやはりそれに対応できるようなものを、例えば産業課の中でも耳が傾けられてサポートできるような部分が必要かなと思いますので、その辺のところはいかがでしょうか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 今、県のほうに派遣している者が担当しておるのが、山村交流というふうなことで仕事をほとんど1年間やってまいりました。せっかく勉強してきたことを、この町の中でも当然ながら生かしてもらおうというふうなつもりでありますので、県の空気をここに持ってきてもらって、そして団塊世代というふうな、都市部で一時期生活をした方なり、ずっと都市部で生まれ育った方がこちらに来てくださるのも結構ですし、いずれにしましてもまだまだ60歳で元気だと思います。ですので、そういった方々が農業だけでなくいろいろな知識においても、新しい刺激をこの町では受けられるんじゃないか、新しい企業、例えば先ほどの情報化関連企業というふうなことの発想もできるようなことにもなるんじゃないか。いろいろな形で団塊世代の方々の能力を、この町の起爆剤とできるようにしたいと思います。ただ、本当にもう時間もありませんし、競争率は激しいのかなと考えております。その辺で、皆さんのお知恵も拝借しながらやれたらありがたいと思っています。

議長（菅谷光重君） ここで休憩をとります。

再開を2時10分といたします。

（午後 1時57分）

議長（菅谷光重君） 再開いたします。

（午後 2時10分）

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 大分時間もたちましたが、もう少し時間をいただきたいと思います。

先ほどの続きになるんですが、団塊の世代関係をぜひお願いしたいんですが、私がいつも感じているのに、例えば萩生に精神薄弱児の施設があります。そういった中で、非常にすばらしい動物のパズルをつくっている。こういったものを何とかもうちょっと世に出せないかなということで話したことがあります。結局、デザインとか出してもらえない部分があるから、それがなかなかできませんけれども、障害者の方とそういう手がすいた人たちが協力して何か新しいものをつくっていく、それは一つの例で、実現が可能かどうかわかりませんが、やはりいろいろなところに目を向けていただくということが必要なと思いますので、その辺はぜひ考えていただければありがたいと思っています。

それと、観光施設の支援策というふうな部分で先ほど言ったんですけれども、いろいろ支援をしていただく宣伝だとかその話はいただいたんですが、やはり私が聞いている範囲ですとアクセス的な部分、公共交通も含めて、バスをうまく帰りの時間に合わせてくれるとか、特急をもう一つ原町駅にとめてもらいたいとか、そういう部分の要望はかなりあると思うんです。直接私も言われたので企画課に行って相談しましたが、検討はしていただいていると思います。

そういったことであれば、町として、例えばバスの運行についていろいろ助成をしている関係もありますので、そういった中で協力できる部分というのは可能性としてはあると思います。できたらぜひ、そういったことをやっぱり期待しているようですので、さっき町長が言ってくれたような気がしますけれども、懇談会的なものを持っていただく中で、そういった要望の把握等も考えていただければありがたいと思うんですが、その辺はいかがでしょうか、町長。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） まず木製パズルは、私もあれは好きなんです。ほとんどのシリーズを実は私はひそかに持っております。私自身も障害者を抱えておりますし、そういったところで、障害者の支援というふうなこととこの町の産業がマッチングできればすばらしいと思います。今現在、一生懸命こちらで幾らつくっても、何カ月か待たなければいけないというような状況にはなっておるようでございますので、そういったところも、町が直接的なお手伝

いでなくても地域の方々をお願いするとか、そういった企画を広い目でやってみたらおもしろいかなというふうには感じました。

その次には、アクセスの道路の関係であるとか、バス、それからJRの特急がとまるとか、そういったようなことにつきましても、もっと強引な形でやるくらいに考えたいと思います。中之条駅にとまって原町駅にとまらない特急というのは、私どもにしてみると非常に不満がございますので、これを契機に、もう一度よくJRその他もろもろの関係機関に働きかけてやっていきたいと思います。

それから、路線バスに対して補助金も出しております。結局、利用者数というふうなことによって、路線の変更であるとか延伸であるとかというふうなことはできるのかなと思っております。公平・公正というふうなことをまずは念頭に、多少公平感を失ってもそういった支援が、支援とか補助金というのはある程度そういったところもあるのかな、そんなふうにもちょっとってはおります。皆さんに認められたものであればというふうなことで、いけるんじゃないかと思っておりますので、一生懸命そういったところにも耳を傾けていきたいと思っております。

なお、今ちょっと税務課長のほうから指摘があったんですが、先ほど交付金の制度がなくなったであるとか固定資産税の減免がどうというふうなことで、ちょっと違ったことを申し上げたかもしれません。その辺については、正確でなかったとしたら取り消させていただいたらありがたいと思っておりますが、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） ありがとうございます。

前向きな考え方を持っていていただいているということでもいいんだと思いますけれども、例えば浅間隠温泉郷のある施設から言われた一例で、清水から少し行ったところにバスの回転場がある、あそこで待っている。できればここに入って、鳩の湯のところを回って薬師温泉まで回ってきてくれればダイレクトにバスが利用できるとか、日帰りのバスが、帰るんだけども大戸のところでもちょうどまく継いでくれるのがないんだよねとか、こういう問題はやっぱりいろいろあると思います。そういったことを考えると、わずかな工夫でできる可能性もありますので、それはぜひ考えていただければと思っています。

それと、プロジェクトの部分なんですけれども、1年以上前になるんですかね、私は非常に期待したんです、町長から農業振興プロジェクトをやりたいというか、そういう発言があったことに。岩島の農業振興協議会でも、町長が今度は農業振興プロジェクトということをや

打ち出しているから、期待してみんなでサポートしましょうというので話をしたことがあります。実際にはやはり少しは工夫してくれていると思いますけれども、少し輪を広げて産業振興も含めて、ぜひその辺は考えていただければと思っていますけれども、本当に生き残りをかけた部門だと思っています。これがなかったら、さっき前村議員さんも言ったかもしれませんが、少子高齢化がとまるとか過疎が防げるとかなんていう話は全然話にならないと思います。そういったことを考えると、それはこれから集中的に考えていただく部門だと思っていますので、今のプロジェクトの関係はぜひ具現化を考えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） バスの問題をちょっとだけ答えさせてください。

合併を機会にというふうなことで大分遅くなりましたが、この4月から東から原町までつなく、一部ご不便をおかけする可能性もございますが、御園で乗りかえというふうなことだけは少なくともなくしました。それと同じような形で、高崎のほうから来るバスが清水のほうに行っている、これがちょっと不自然なように私の目からは見えております。その辺のところでもうちょっとうまい方法はないのか。

ただ、今申し上げたような形にすると、萩生からの乗りかえになるというふうな形になりますので、その辺のところは、理論的な整合性とか皆さんのコンセンサスを得た中でやっていきます。

産業のプロジェクトは、大げさに考えないで着実な形でやっていくというのが正しいかなというふうには思います。いずれにしても、4月にはそういった形で動き出せるような形を何かやらなければいけないというふうな考えであります。この辺につきましては、私としてはどちらかというと企画部門のほうでの考えをしておりますが、まだ機構改革の最終調整段階でございますので、その辺のところはお任せいただければありがたいと思います。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） ありがとうございます。

産業の関係については大体そんなことで終わりにしたいとは思いますが、要は、先ほどちょっと個別な部分を申し上げた部分がありますので、私も別にそこに許可をとって話したわけではありませんけれども、あくまでも公平とか公正を前提に物事を進めていただければ、それで結構だと思っています。ただ、今みたいな前向きな姿勢で、4月からという話もありましたけれども、ぜひ取り組んでいただければと思っています。

最後に少し、町長、今度は耳が痛い話になるかもしれませんが、機構改革をという話が今出ましたけれども、やはりベースになるのがそこにいってしまうんだと思います。集中改革プランであれだけ機構改革をしますという方向を打ち出して、19年度には検討に入って、私は少なくとも途中でやられるのかなと思っていました。たしか昨年9月に、これだろうだという案が示された、全員協議会で。全議員が期待していたと思います。やっとこれで集中改革プランのベースになる、一番先に書いてある文ですから、スタートするのかなと期待しました。いまだもってできていない。

まだ検討中だというお話でしたけれども、耳が痛くなるかわかりませんが、やはり一つは、町長がリーダーシップをきちっと発揮していないところにあるのかなという気がします。職員任せでなくて、職員等にも検討していただきますけれども、自分の考え方をやはりきちっと示して、そういう方向で職員と一丸となってやるというそういうものがないと、いつまでも考えはまとまらないと思います。これだけはちょっと私も、とても理解できない部分なんです、そうすると当然適正配置ができないという話になりますから。今がダメだとは言いませんけれども、今のままでいくのであればまたそれも一つの考え方かもしれませんが、少なくともそれを変えるんだということで町長はおっしゃっているようですから、その辺のところなぜできないのか。くどいようですが、もう一度答えていただけますか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） わざわざ弁解も申し上げたくないのですが、お任せいただけたらありがたいと思います。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） お任せいただけたらという答弁なんですけれども、今ここまで来ていますので、少なくとも新年度からはできないですね。そうすると、町長が就任してもう3年目になるんです。ちょっともうお任せしてくださいという次元の話じゃないような気がするんですが、その辺ところはやはりきちっと真剣にとらえていただく、そういう考え方だけはぜひ持っていただきたいと思います。

というのは、私が感じているのに、今回も職員の給与削減のあれを議員提案で出して可決になって、職員の方からすれば非常に厳しい部分がある。それはわかります。でも、やはり基本は町民です。苦渋の選択で議会も提案しているわけですから、そういったことを考えて物事を考えたときに、やはり町長と職員が一丸となって、先ほど前村議員も言いましたけれ

どもその体制ができないと、やっぱり行政はうまく回らないと思います。それが正直言って、信頼関係が本当にきちっと保っているのかなと不安があるんです、私が見ていて。私だけかもしれませんが。そういったことをぜひお願いしたいと思うんですけども、その辺について、町長、うまくやってくれていますか、大丈夫ですか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 今現在の組織を全否定はとてもしないつもりもございませんし、やはりちゃんと機能させるというふうな中で、それぞれが責任を持ってやる組織というふうなことで、今の組織は多少違和感があるのは事実でございます。そういった中で考えていますので、もうちょっと時間をいただければ。

答弁書の中にはもうちょっと詳しく書いてあったんですけども、いずれにしても、今回の定例会が終了するのを待って行政改革推進本部を開催し、それぞれ課名であるとか事務分掌等を決定する予定にしております。そしてその後、議会サイドにも内容をご説明申し上げ、了解がいただけましたら所定の事務手続に入りたいと、このような形でやっているのは事実でございますので、もうしばらくというふうなことでお世話になりたいと思っております。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） なるべく早くしていただくしか、ここまで来ると方法はないと思います。ただ、はっきり申し上げて、私がさっきから言っていますように、就任して2年たって機構改革ができないなんていうのはやっぱり異常な状態だと思いますから、そういうことでなくて、きちっと方向性を持って期限を決めて、いつまでにやるんだと、4月が無理であれば7月にはやるんだと、そういうもののスケジュールの中でやっていかないと、また先送りになっていく可能性がありますので。

議会に対しての説明ならそれはいいですよ、まだある程度は。町民に対しても、たしか5月の区長会で近いうちにやりますと、町長はおっしゃいましたよね。私はそういうふうに記憶しています。そうするとやはり、町長さんは言ったきりなかなかしないなとみんなに言われてしまいますので。

そういったものの一つの例が、先ほどの例が、これまた厳しいことを言いますが、教育長の不在の問題にもつながっているような気がします、はっきり言って。やっぱりこれだけ教育が重要だと町長が先ほど言った中で、教育長が7カ月も不在だというのは、こんな異常な事態はないと思います。やはり真剣にぜひ考えていただくべきかと思っておりますので、教

育長の問題は通告にはなかったんですけれども、もし差し支えなければ、それらも含めて最後に答弁いただければありがたいと思います。

以上です。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 教育長の問題についてはお答えはしたくありません。

議長（菅谷光重君） 一場明夫議員の質問を終わります。

金 澤 敏 君

議長（菅谷光重君） 続いて、3番議員、金澤敏議員。

（3番 金澤 敏君 登壇）

3番（金澤 敏君） では、私の一般質問を通告書に従ってさせていただきます。

9月議会で、少子化対策や子育て支援について伺いました。そのときの答弁は数字の羅列が主で、答弁の最後に若い世代に対する子育てのバックアップの仕組みについて、保育所、学童保育がありますと、そっけない答弁でした。きょうは、もう少し前向きな答弁を期待していますので、よろしく願いいたします。

（発言する者あり）

3番（金澤 敏君） まず、質問要旨に記しましたが……

議長（菅谷光重君） 静粛に願います。

3番（金澤 敏君） 町長の子育て支援、このことへの基本認識をお聞かせ願いたいと思います。例えば理想の姿や方向性などです。加えて、実際の施策の取り組みや進捗状況でも結構ですから、お聞かせ願えればと思います。

さて、通告書になぜ今子育て支援が必要なのかと書きましたが、今こそ子育て支援が必要なのではないかと考えております。現実には、結婚したくてもなかなか常勤雇用になれず、結婚をためらう若者がますますふえ続けています。結婚したとしても共働きが普通になってきています。将来のことを考えると子供を産むのを控えてしまう傾向が顕著になってきております。

さてそこで、このような厳しい環境の中でも若い子育て世代が何とか子育てをしている、そのことに対して町としてどんなバックアップをして、この町で産み育ててもらうのか。前

村議員が教育は宝とおっしゃいましたが、私は、それも確かですけれども子供も宝だと、そう以前にたしか町長もおっしゃっていたと思います。その環境を整える必要、そう私も考えていたところ、既に当町は平成19年3月に次世代育成支援行動計画を作成し、「子育てはみんなで」、このようなキャッチコピーがついておりました。基本計画ですから内容は総花的ではありますが、取り組むべき施策が網羅されておりました。その内容について幾つか質問させていただきます。

さて、20年度の予算案に子育て支援が盛り込んでありますが、まず、このことに対して込めた思い、町長自身の認識や方向性の具現化として予算を組んだと思います。それで、どのあたりに最も力点を置いたのかお聞かせ願いたいと思います。

確かに、今予算案の中で子育て支援事業実施委託料が新規に入っております。これは、次世代育成支援行動計画書ではつどい広場設置事業だと思っておりますが、これなどは本来、平成21年度までに実施場所や指導者を確保し実施していくとなっておりますが、それを1年間前倒しで行うということですから、当然それなりの町長自身の意気込みや何らかの意味合いがあると思しますので、その思いなりをどうぞ聞かせていただきたいと思っております。

しかし、まずその支援事業なんですけれども、委託料として上程されております。仏つくって魂入れずにならないように、丸投げ的なことはしてほしくないと思っております。

次に、委託といえば昨年、太田に学童保育が公設民営で開設されました。町長自身、この学童保育を始めるについてどのようなイメージや方向性を持っていたのか。委託はしても、最初に、町長のこのように運営してほしいとのイメージがあったはずですが、それなりに要望もしたと思しますので、その内容などをお聞かせ願いたいと思っております。そして、太田の学童保育は最初のそのイメージどおりであったのか、それとも多少のずれがあったのか。それと、20年度から始まるであろう原町、岩島、坂上の学童保育について、この太田の学童保育の方向性を基本にしていくのか、それとも各地域の独自のやり方でいいのか、この辺の基本方向性があればお聞かせ願いたいと思っております。

次に、保育所の整備について伺います。

次世代育成支援行動計画では、施設の老朽化により、新たな施設の建設を平成23年度を目標としています。ただし、その用地と資金の確保がままならないということも記述してあります。しかし、別の認定こども園に関しては、目標として平成20年までに開設を掲げています。どうもこの辺が矛盾しているようで、私は理解に苦しみます。保育所問題、そして幼保一元化問題をどのような方向で考えているのか、その辺の町長の基本的考えをお聞かせ願いたい

たいと思います。

最後に、母子家庭への支援に関して伺います。

共働きでもなかなか子育てが大変な時代です。母子家庭ではなおさら一層大変と想像がつかます。制度として児童扶養手当はありますが、ほかに何らかの制度があるでしょうか。私が全国を調べた例では、母子家庭等助け合い資金貸付制度や、自治体が独自に福祉制度をつくって手当の上乗せを図っています。この制度のよいところは父子家庭に対しても同じで、父子家庭は児童扶養手当が法律上もらえず苦しいとの訴えが私の耳にも届いております。この制度はそのような父子家庭にも、ひとり親家庭として救いの手を差し伸べています。当町の実態はどうか、その辺のことを伺いたいと思います。

以上で私の1回目質問を終わらせていただきます。お答えを願いたいと思います。

議長（菅谷光重君） 答弁願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 子育て支援というふうなことでのご質問でございます。

子育て支援に対するの考え、認識はどのことでございますが、近年、当町においての出生者数は100人前後、この生まれてくる数少ない我が町の子供たちの成長に対して、日々でき得る限りの支援をしていこうというふうなことでございます。わざわざ大上段に構えることなく、さりげない中で、みんなで子供を育てていくということが一番いいのではないかと、そんなふうに思っております。

そして、20年度予算に込めた子育て支援の思いというふうなことでございますが、だからわざわざとは申しません。例えば、先ほど青柳議員からご提案をいただいたような形のものであるとか、そういったようなものもみんなで考えながらこの町の施策に取り入れていく、これがこの町の子供たちにとって有意義だろうというふうなことを、無理のない範囲でやっていけたらというふうに思います。

義務教育期間の医療費の無料化というのは、これは非常に皆さんに喜んでいただいております。1年半を経過したというふうな中でも、これはありがたいよと言っておりますので、やっぱりやってよかったというふうに本当に思いますね。それで、子供さんが生まれる前の支援ということで、妊婦健診の助成を2回から5回というふうなことで、3回の増加予算を組ませていただきました。それと、先ほどのマタニティブルーであるとか、お母さん方の子育てに対する不安であるとか、そういったことの相談支援に乗れるようなところを開

設するというふうなこと、そして原町小学校、坂上小学校のプール、そういったようなものですね。

学童保育に対するイメージということで3番目にご質問がございましたが、子供たちが安心して集えて生き生きできる居場所というふうなことで、学童保育事業というふうにご考えております。ただ、これに対する思いというふうなことについてもそういった大まかなことでもございまして、こういった民間の施設はやはりみんなで作っていく、お母さん方、お父さん方の思いによって、ある意味運営されていくというふうなことがよろしいのではないかと、いうふうにご考えております。

坂上保育所、岩島保育所については本当に施設が老朽化しております。子供さんの数についても減少しています。やはり早く我が町の子供は、1つの施設で一緒になって遊んで勉強するというふうなことがいいなというふうにご思っております。今現在は保育所、幼稚園とございますが、幼保の一元化、認定でなくてもこども園という形で進んでいきたいというふうにご考えております。

それと、母子家庭、父子家庭に対する特段の支援策というふうなことでもございますけれども、好むと好まざるというふうなことで、そういった事情にかかわらず片親となってしまった状況の中で子育てをしていくことについては、大変なご苦労がごありのことだと思っております。町としてもできるだけの支援を行っていきたくて考えておりますけれども、一般的な状況の施策しかございません。福祉医療費の受給者証の発行であるとか、児童扶養手当の支給、これはおっしゃってございましたけれども、保育所についての優先的な入所であるとか、そういった対応ができることについては既に実施はしてあるわけでございます。

ただ、これからさまざまな状況が出てくると思っておりますので、そういったものについては、皆様からのご提案について、いいと思ったことはなるべく早くやるということで、その姿勢は変えるつもりはございません。

あと、近年においてはDV、ドメスティック・バイオレンスであるとか児童虐待であるとか、片親になる原因についてもさまざまでございますが、町では今年度、要保護児童対策地域協議会を設置いたしました。さまざまな相談事業にも力を入れてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

通告書では今のような質問というふうになりますので、もしお答えが漏れていたところにおきましては、2次質問の中でお世話になればありがたいと思っております。

議長（菅谷光重君） 3番、金澤議員。

3番（金澤 敏君） どうもありがとうございました。

今、子育て支援について、そんなに大上段に構えずにさりげなくやっていきたいんだというふうなお答えだったと思いますけれども、私が持っている資料はちょっと古い資料で、16年3月の次世代育成支援に関するニーズ調査報告書という中では、なかなか町民、特に子育て世代の人たちが、この町でどのような子育て支援が行われているのか、そういうことがちょっとまだわからない、広報で知らせてほしいというような意見がアンケートの中にたくさん書いてあります。16年ですから、まだ今の町長になる前の町長の時代だと思うんですけども、なかなか町民に、この町は子育て支援をこんなに一生懸命やっているよというところが見えていない。その辺をもっとうまく伝える方式、ただ単に広報でぱーっと各家庭に回すだけじゃなくて、もう少し何かうまくやれる方法がないのか、その辺のことはいかがでしょうか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） そうですね、せっかくあるいろいろな便利なことであるとか、補助金であるとか、いろいろなことも知らなければ使えないというふうには思いますので、コマーシャル不足はちょっと否めないかなと思います。

ただ、小さなお子さんをお持ちの方々が保健センターであるとかそういったところにもいろいろ出入りしていただいているとか、何カ月健診とかそういったようなところの中で宣伝したり、学校でしたり幼稚園でしたりというふうなことをもうちょっとやったほうがいいんじゃないかな。その辺のところは、どうしても縦割りの機構であるとか、そういうようなことがある弊害なのかもしれません。何かそういったコマーシャルをしていくようなことをやっていきたいと思います。

平成16年の次世代育成支援プログラムのときは、ちょうど私も今の金澤議員と同じように文教厚生委員だったと思って、それについても多少のイメージはございます。ただ、やはり時代とともにいろいろな施策も変わるというふうなことで、なるべくそういったのは、我が町の施策として大見えを切らなくても、さりげない形でも皆さんにご利用いただけるようにしたいと思っています。

議長（菅谷光重君） 3番、金澤議員。

3番（金澤 敏君） 本当にどうもありがとうございます。

それで、最後の質問にありました父子家庭に対する取り組みなんですけれども、母子家庭には児童扶養手当が出ます。でも父子家庭には出ない。確かに法律上仕方がないということ

はわかっています。ですから、やっぱりそれなりの施策をもって支援してやる、そういう気持ちは今の時点でありますでしょうか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 確かにその辺のところ、今現在、男女雇用機会均等法であるとか、そういった中では男女が同権というふうになっている時代の中で、父親というのが差別されているというのは、ちょっと遺憾だなとも思います。ただ、いろいろな世の中の中で法律そのものが多少の古さは持っているのかなというふうに思いますけれども、我が町だけがそれをやるというところまでの認識には、今現在まだなっておりません。

ただ、そういったのを我が町としてどういうふうなケースがあったり、いろいろな形の中でどういう支援をしていけばいいのかとかというふうなことはただ単に児童扶養手当だけの件でなくて、どういうお手伝いの仕方をしてほしいのかなというのは、検討をしていくべきだろうと思います。

今、こういうふうに聞かれたときにちょっと弱ったなとやっぱり思いましたので、その辺のところは検討の上、だめなんだったらこういう理由でだめなんです、そういうのがやっぱりあるべきだとは思いますが、非常に難しい問題を突きつけられましたので、一生懸命に担当課で調査をして、後でご回答ができればいいなというふうに思っています。

議長（菅谷光重君） 3番、金澤議員。

3番（金澤 敏君） ありがとうございます。

私も所管が文教厚生委員なんで、本来はこの辺での質問は控えるべきだと思います。ただ、次世代育成支援行動計画書、こんなに立派なものが19年3月にできています。でも、内容を見ますと、なかなかうまく進んでいないんじゃないかということがあります。そして、この中で最後の点検というところで、次世代育成支援行動計画推進協議会というのを設置して、これが今どう進んでいるのかということをチェックしていくんだというようなことが書かれています。今その推進協議会ができていないということを聞いておりますので、早くこの協議会をつくりまして、絵にかいたもちにならないようにしっかり点検して、実施する年度とか細かく書いてありますので、それに沿って行政を進めていってほしいと思いますので、これで私の質問を終わらせていただきます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） すみません。サボっていたような形にどうもなったようです。その協議会については、いろいろな方の目でそういったプログラムの確認というふうな作業を、つ

くることよりも確認をしながらそのプログラムが進化していくというふうなのが必要なんだというふうには思っておりますので、早速その協議会を立ち上げて、確認作業から点検作業に入っていきたいと思えます。ありがとうございました。

議長（菅谷光重君） 金澤敏議員の質問を終わります。

大 図 広 海 君

議長（菅谷光重君） 続いて、10番議員、大図広海議員。

（10番 大図広海君 登壇）

10番（大図広海君） 今までの方が総論に触れ、多岐にわたり、いろいろと町長と息の合ったところを見せていただきました。私の質問は逆に1点に絞り、根掘り葉掘り聞き出したかったので、ひとつよろしくお願ひします。

新生東吾妻町の町長選に当たり、茂木町長の選挙公約の中で（仮称）吾妻大橋の架橋の是非という部分について触れ、微妙なニュアンスではありましたが、否定的な見解でまとめてあったと記憶しております。それは、幾つかあった選挙公約の中で有権者の関心が最も高く、そして予算規模も大きい課題でありました。しかし、就任以来その公約実現が果たされないまま、従前と同様の予算執行が継続され、本年度の負担金748万円が着々と支払いの準備が整っているようであります。また、その総額は1億1,310万円にもなっておりますので、この取り扱いについてどういった見解があるか伺っておきます。また、平成20年度予算においても相当な金額が予算化されています。この町政一般質問の場をかりて、茂木町長の姿勢をただすところであります。

もう一点、終盤を迎えた駅北土地区画整理事業であります。過日、同組合が配付した文書によりますと、平成22年度からは事業費の捻出手段として賦課金を徴収するという解釈が成り立ちます。また同文書の中に、賦課金徴収の主要原因は未納者にあると示唆している部分もあるかに思われます。過去も現在も含めて建設課員が深くかわり、多額のコンサルタント料も一般会計より支出しているなど、東吾妻町と同組合は不可分な関係にあります。また、土地区画整理法もそれを求めております。閉塞状況に陥ったと考えられる同組合の経過を顧みて、その反省点があるとすればいずれを反省するのか、またどういう形でそれをただすのかという部分について伺います。

なお、順を追って詳細な質問に移りますが、以上の2点について町長の所見を伺います。
議長（菅谷光重君） 答弁願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） まず、申し上げておきますが、（仮称）吾妻大橋に関するそういった選挙公約の発行はしておりません。

ご答弁を申し上げます。

まず、2点目の駅北土地区画整備の反省点はというご質問についてでございますが、駅北土地区画整理事業は組合施行として、当初、事業期間平成8年5月から平成16年度までの県知事認可で開始され、これまでに2回、計6年間の事業延伸をしております。現在、平成22年度事業完了に向け事業の終盤を迎えております。

昭和40年代後半からの全国的な産業構造、モータリゼーション、生活様式の大きな変化があらわれ、これまで地方の郡部において狭小な市街地を有してきた当町においても例外なく変化の波が波及し、中でも駅北地区は、昭和62年の国道原町バイパスの開通により、沿道開発の動きが出てきた時代でございました。

このような中、まとまりのある区域を総合的な面的整備としての都市計画の手法により、従来からの農地が広がる区域を道路や公園などの公共施設の整備や、宅地整地を行う新市街地づくりを、地権者と行政が協力して実現に至った経緯がございます。事業区域が国道145号バイパスの沿道であるため、新しい街路が整備されるのを待って、町外からの商業資本の進出、地元商店の移転、一般住宅、集合住宅などの立地が急速に進み、公共施設や学校などの位置関係から、コンパクトなすてきな町が形成されてきております。このような新市街地の形成が、着実に町の活力高揚へのつながりを見せております。

これまでの経緯を踏まえながら今の現状を見てもみますと、区域の大部分において宅地的土地利用が進み、事業効果の発現が顕著であります。区域の東部の一部において、区域中央での土地利用の進展から比較すると大きな格差があらわれていること、そして事業期間の延伸が繰り返されていることが挙げられると思っております。

1点目の街路事業に町負担金を支出するのは地方財政法上問題があるのでは、また執行権者としての施政方針はというご質問についてでございますが、議員が指摘しているのは、都道府県が市町村に負担させてはならない経費をうたっている地方財政法第27条の2で規定している、国または都道府県が実施し、その経費を負担する事業についての「大規模かつ広域

にわたる事業で政令で定めるものに要する経費で都道府県が負担すべきものとされているものの全部又は一部を市町村に負担させてはならない。」ということを目指しているのだと思います。しかし、街路事業等については大規模かつ広域にわたる事業ではないとされております。

したがって、地方財政法は、都道府県が行う建設事業に対する市町村の負担をうたっている地方財政法第27条で規定している、「都道府県が行う土木その他の建設事業でその区域内の市町村を利するものについては、都道府県は、当該建設事業による受益の限度において、当該市町村に対し、当該建設事業に要する経費の一部を負担させることができる。」という条文に該当するものと考えます。

現在、この町の街路事業は、県が事業主体として、主に道路整備緊急措置法から改正された道路整備費の財源等の特例に関する法律第5条の地方道路整備臨時交付金として実施されています。同法第4条で国の負担金の割合の特例等として、国の負担金の割合または補助金の率について、「10分の7の範囲内で、政令で特別の定めをすることができる」となっております。同法施行令第3条に、同法「第4条の政令で定める国の補助率は、10分の5.5以内とする」と規定されています。したがって、都道府県と市町村を合わせた地方負担は10分の4.5となります。

現在、群馬県においては県が地方負担の5分の3、市町村が5分の2、つまり事業費の18%が市町村負担分として統一されております。私も、これまでの県選出国會議員、地元県議、歴代町長、町議会の皆様のご尽力により事業採択され、進捗率は低いながらも今日まで事業を進めてきた経緯を総合的に勘案し、厳しい財政状況下ではありますが、町として事業継続の意思を県に伝え、一昨年12月27日に開催された県の公共事業再評価委員会において、事業継続という結論を得ることができました。

今後、事業内容の見直しを図りながら、粛々と事業を進めていきたいと考えておりますので、議員各位におかれましてもご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（菅谷光重君）　ここで休憩をとります。

再開を3時15分といたします。

（午後　3時02分）

議長（菅谷光重君） 再開いたします。

（午後 3時15分）

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） では、順を追って微に入り細に入り、ちくちくとということで約束どおり行います。

今、法文の解釈が町長のほうから出ましたので伺っておきます。そうすると、地方財政法第27条でいきます。この中で「市町村を利するもの」という明記があります。これの部分についてはやぶさかではありません。そのつながるところに「受益の限度」とあります。「受益の限度」とはどのくらいを見積もっていますか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 特別に考えておりません。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） 考えずに金額の査定がなぜでき上がってくるか、ここの疑問があります。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 継続事業というふうな形でやっております、群馬県一律という形で18%というふうな認識からしております。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） そうすると、受益の限度じゃなくて一方的な押しつけによりという解釈になります。間違っていないか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） わざわざそういう解釈はしておりません。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） これは認識の違うところで、では次にいきます。

そうしますと、第2項で、「市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聞き」とあります。意見を求められた経過がありますか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 先ほど議員にお配りした中で、県とのやりとりの書類というふうな中で、私としてはなっているものかというふうには思っておりますが、そのほかにも、ずっと以前、この都市計画による街路事業を始める段階、認可の段階、そういったようなところであったのかもしれませんが、私としてはそのものは確認はしておりません。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） そうしますと、「意見を聞き」なんですが、この意見というのは一律2割ですよというものを押しつけるんじゃない。その工事の性格あるいはまたその自治体の財政基盤も含めてなんでしようけれども、負担すべき金額というのはその意見の中からあらわれてくる、そういったことで私は解釈しています。その中で、限度あるいは意見なくして2割ありき、これが今の現実なんです。ここのことについて、団体自治としての能力をいかように考えていますか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 一般的な形で県が制度として行っているというふうなこと、その中で、我々としても当然ながら町民の利益を守るため意見を発信していかなければいけないというふうには考えておりますが、このケースにつきましては、今までの経緯を見た中で、自分たちだけの都市計画というふうなことだけでなく、県道として県が事業主体となってやったださるというふうなとらえ方で、まず最初に始めた事業だというふうに私が勝手に思っております。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） 県道であるという事実とまたそういう経過がある、私も認識を持っています。だからこそなんです。団体自治としての、どういう表現をしたらいいか、地方財政法が経費負担の区分の原則という部分にのっとりかと思えます。それはそれとしておいて、次にいきます。

そうしますと、当該村政の意見を聞き、聞いたものが都道府県の議決を経てとあります。これはいつ議決されたものですか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 議決そのものを私どもとしては必死になって、大図議員が地域活性化対策特別委員会の中でそういった指摘をされましたので、県にも照会をし探しましたが、そういったことはございませんでした。

なお、その前の問題でございますけれども、あえて県道にさせていただいたというふうな経緯もあるのではないかと、そういったこの町のお願いというふうなのを県で聞いてくださった結果、停車場線という表現で県道に指定をさせていただいたというふうな、そこにも代議士であるとか地元の県議会議員であるとかの方々にもいろいろご相談をしてお世話になった中で、県道としての事業が開始されたという認識にはなっておりますが。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） そうすると、県議会の議決を経ていないと。明々白々な事実がここで発見されました。そうすると、新町長になってから、19年1月24日付で町あてに県から協議書というものが送られてあります。同じく今年度の部分については、20年1月13日付で協議書が送られてきます。この協議書の中には、別紙ということでありますから、この別紙の中に負担金の額あるいはその計算式が記載されているものだと思います。

そうしますと、この地方財政法第27条が言っているところの、県議会の議決を経てこれを定めなければならない、だから、19年1月24日付の文書の中の数字が確定するまでの間に、県議会の議決が当然あったわけなんです。しかしそれが発見できない。県会の議決があるならば必ず議事録が残っているわけですから、手続未了である。このところで法律要件が満たされていない。なぜそういった論理展開にならないのか伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） それにつきましては、県のこと、県議会のことというふうな認識であります。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） そうしますと、団体自治としての自治能力を問われる結果になると思います。それはそれでいいでしょう、これは主観の異なるところですから。こういった町長が現にそこに座っているという事実は、これは明らかになりました。

次にいきますと、これが問題の地方財政法第27条の2です。その中で、「大規模かつ広域にわたる事業で」、これは当然に文字どおり、「政令で定めるもの」とあります。伺っておきます、「政令で定めるもの」とは何が含まれていでしょうか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） わかっておりません。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） では、私のほうできのうに続いて答えを用意してきました。

「政令で定めるもの」の中に、その施行令第42条の中に、第27条の2の次に掲げるものであるという話になりまして、道路法により国土交通大臣云々、一般国道、これはこれでいいです。第2に、これはすみません、今の法律ですね、特例に関する法律、33年法律第34号ですから、従前の名称が変わったものの、内容的にはそんなに変化がありません。いいですか、第2条に規定する道路の新設、改築及び災害工事等と出てきます。

そうするとここなんですね。現実はこの部分に関して交付金を受けた事業、いわゆる特例法にのっとった、指定を受けた交付金を受けている、このことによって、この街路事業は法律が町村に負担することを許していない、このように解釈できるんですが、私の解釈は間違っていますでしょうか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 一般質問の中で法律論争というふうなことで、こんな細かい字を読むとは思わなかったんですが、町村の負担というふうなことで……。すみません、ちょっと時間をいただけますか。

第27条の2ですね、市町村に負担させてはならない経費というふうなことで、「大規模かつ広域」、その辺のところよろしいんですか。

（「それでいいです」と呼ぶ者あり）

町長（茂木伸一君） では、ちょっとお願いします。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） 私、きのう答えを事前に言っておいたと思っているんですけども。

今の話ね、またそうすると初めに戻ってしまう。「大規模かつ広域」の話ですね。この部分について、「大規模かつ広域にわたる事業で政令で定めるもの」なんです。だから、「政令で定めるもの」は、当然に「大規模かつ広域」の中に包括されるわけなんです。これは十分条件と必要条件の差が入っています。そういった中で、その政令で指定されるものは何かということで理解しておいてください。

施行令のほうにいきます。施行令の中では、第2で、道路整備の財源等の特例に関する法律第2条に規定する道路がそれなんだと言っています。ですから特例に関する法律第2条に行きます。そうすると、ここでも一般国道並びに政令で定める都道府県道、その他新設云々になります。ですから、その政令によらなければいけない。

では、その政令にいきます。そうするとここです。法第2条の政令で定める道路というのは云々と来ます。道路法で主要な都道府県道または市がと、こううたっています。なかんず

く、この解釈はどうであれ、この特例法に関するところの指定を受けた交付金をもらっているという事実は明々白々にあるわけなんです。いいですか。そうすると、この特例法の対象になっているものは町村に負担をさせてはならない事業になるわけなんです、私の国語力では。

この問題について、だから事業委員会の中でも、なかんずくきのうの一般会計の認定の中でも同じ質問があったと私は理解しているんですが、なかなかその部分については答えが出なかったように記憶していますので、実は一問一答の中で、こうやって細かいことまでが突き合わされるからということで、あえて質問しております。ここのところでは。事態が明白になったかならなかったか、町長の考えを聞いておきます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 口答えするようで申しわけございませんが、私のほうでは地方財政法施行令の一部を改正する政令の施行についてというふうなことで、昭和44年3月24日というふうなことで、その4、「大規模かつ広域にわたる事業でないものは禁止の対象とされていないが、次に掲げるような事業は、大規模かつ広域にわたる事業でないものに該当するものと解せられること」とあります。これがだから負担金の関係ですね。

そのところで、街路事業として施行するものというのがアでございまして、イが土地区画整理事業として施行するもの、ウが道路整備緊急措置法施行令第2条第1項各号に掲げる工事、エが沿道に家屋が、ちょっと読めないですがこれは関係ないと思うんですね。

そんなことで、大規模かつ広域にわたる事業でないものとして街路事業がこの政令の中で規定されているというふうなことを考えますと、負担金は生じてもいたし方ないのかというふうに考えております。負担金がなければいいに決まっています。

議長（菅谷光重君） 10番、大岡議員。

10番（大岡広海君） そこなんです、私も理解に苦しむところなんです。ところが、これは街路事業として町村道という形では行っていない。県道整備という形で行っている。それは平成8年からそのスタンスで動いている。そのところに問題点があるのかと思います。

そうしますと、少なくとも大規模かつ広域でない部分であれば特例法の適用対象にならないんだと思います。少なくとも特例法の適用対象になったという事実があるわけなんです。それは、申請した人間が東吾妻町の人間ではないという部分もあるので、今のところ確認手段を持っていないです。少なくとも特例法の適用対象になっているというこの現実がある限りにおいて、我々の国語力では、負担させるべきものではないものの中に入ると思うんです。

このことについて異議がある場合に、地方財政法がいいことを言っていました。ちなみに第27条の第3項です。不服ある場合には、これは21日以内という制限つきながら、総務大臣に異議の申し立てをすることができる。少なくとも団体自治としてその自治権をきっちり行使するならば、県が2割ありきでの行動に対してそれが適正であるか否かは、上級機関が判断するこのシステムをまた活用してみたらいかがでしょうか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 性善説で生きている私としては非常につらい質問でございます。ただ町民の利益というふうなことを考えた場合には一つの手かもしれないですね。ただ、その前に、非常に言いにくいことではあります。特にこういった公の場で申し上げるべきでないことかもしれません。この県道指定はかなり無理がありませんでしょうか。無理やり県道にして、そしてこの橋をつくっていただくというふうなことがありませんでしょうか。これが県道でなく、町が単独で街路事業なり都市計画道路、道路網というふうな形での整備だけでしたら、負担はもっと多かったわけです。無理やりというふうな中で、お願いにお願いを重ねて県道にしてください。これは、大図議員がいつもおっしゃっている公平・公正、そしてすべて条例、こういった法律の中でというふうなこと、ひょっとしたら違うのかもしれない。

ただ、今現在は県道としての認定ですから、無理やりこちらでお願いしたのを今度はそれを逆手にとって、例えば総務省に不服を申し立ててみるというのはいかがなものかというふうなもの、ちょっと私の頭をよぎるんですね。その辺が、人がいいのはちょっと問題があるかと思っておりますけれども。

以上です。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） 性悪説で生きている私としては、これはおもしろい材料だと思うんです。そういった中から自分も鍛えられ、団体自治としての権能がそこに発揮できる。今まで住民自治という形でクローズアップされてきて、そっちのほうばかりに目が向いていました。でも、団体自治もやっぱり大変なんですね。そのために首長がいるんです。そういった中で、これはやっぱり検討する価値があります。というのは、県道指定をしてくださいよ、あるいは街路事業でやってくださいよ、どちらの選択肢でもいいんです。東吾妻町の街路事業として事業主体者が県になった場合には、今言ったような形での県の基準はあるそうです。

ただ問題は、平成8年のときに県道認可がもう既におりている。問題は、8年以前から負

担が発生していたかじゃなくて、8年以降に負担がやっぱり発生しているんですね。9年から負担の発生だと私は記憶がありますが。そうしますと、事業が進行していて負担があったその途中から県道になったんじゃないんですね。県道指定ありきでこの問題がスタートしています。それで、ダブっていた県道が1本1本になった。それが地元に対しては恐らく有利なんでしょう。

でも、これは群馬県が必要として認めたからだ、これもまたあるんです。そのこのところに代議士さんの力が働いたかどうかは私の知る由ではないんですが、でもこれは自治体同士が行うところのいわゆる事務執行でありますから、その中で性善説がという話はまず通用しないだろうし、今のように手続未了である、あるいはもともと法が許さないということになれば、これは費用負担はあってはならない、過去の分についても金利をつけて返還してもらう、これが東吾妻町町長として課せられた任務です。その認識を伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 確かに、一つの理論展開としてはそういったような形もございましょうが、ただ、やはり社会通念というふうな中で何やらというのも話としてありますが、基本的な中では、群馬県の中でいずれにしても一律だというふうなこと、そういったことからして、そしてなおかつ、「大規模かつ広域」云々というふうなことに該当しない。これが他町村等にまたがっている橋であったりすれば広域というふうなことになるんでしょうが、原町地区の中の大字川戸と大字原町をつなぐというのでは広域にもならない、そういったような要件のところでは難しいのではないかというふうに、やっぱり今でも考えております。

ただ、大図議員に何カ月か前から地域活性化委員会の中でご指摘をいただいておりますので、担当課としても大分成長してまいって、とりあえず今の私の答弁まで何とかできるようになりました。これからもお互いに検討を続けてお互いの研さんの中で、もし本当にひょうたんからこまで、信義にもとることなく、この橋の負担金というようなもの、街路事業の負担金というようなものが本当になくなればありがたいことではあります。ただ、今この場で即答で、総務大臣に申し立てをするというふうなことは申し上げられません。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） その役は私に回ってきそうですかね。メールで問い合わせしてみましよう。

それはさておき、いいですか、ここなんですね。信義にもとる、それは個人的な心情です。あなたは公職にあるわけです。法に忠実、これしかないんです。もう一方、東吾妻町の利益

を代表するんです。ここに立脚基盤があります。

それともう一点、「大規模かつ広域」の話ですが、これは駅から川戸を結ぶだけの道じゃないですね。高崎・榛名・吾妻線なんです。だから広域なんですね。いいですか。だから特例法の指定を受けて交付金を受けている。その事業に合っている。その交付率が55%を国が持っている事業なんです。これは事実明白なんです。この指定された事業については町村に負担させてはならないものに入る。理路明白なんです。

ましてや手続上において、一律2割であり、町村の意見を求め、その意見を求めた結果が県議会の議決を経ている、これが手続上の義務です。この義務が履行されていない事実は土木事務所長からも報告を受けています。ですから、手続未了であるものについて公金の支出はあり得ない話です。この一点をもっても返還請求の対象になります。これが東吾妻町の利益を代表する茂木伸一町長の行うべきことです。言明してください。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） だんだん洗脳されてきたような気もしてはおりますが、まだそこまで理性を失ってはおりませんので。ちょっとお待ちいただけますか。

（「おれが理性を失うかも」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 言葉を選んでください、お互いに。

町長（茂木伸一君） この町の将来というふうなこともやはり考えなければいけない。そういった中で、確かに高崎・榛名・吾妻線という広域の県道だとは思いますが。思ってまいりました。ただ、街路事業として認定しているというふうなのは、やはりさきに戻りますと解釈は違うのではなからうかというのも一つあります。ですから、ここで言明するわけにはいきませんが、いろいろな選択肢をやはり探した中で、いろいろ試行錯誤した中でこの町の利益というふうなものを、一番いい道を探っていくのが仕事だと思っております。本当に県道だったら、県がみんなつくってくだされば本当にありがたいことだとは思っていますので。

それと、ちょっと話題がそれますけれども、ほかの県ではこういった負担金がないという県もございます。そういった中で、徐々に時間によって負担率が減るであるとか、そういったことも可能性は出てきます。そういった発信を群馬県に対してやるというのも首長の仕事だろうというふうにも思っていますので、そっちはちょっと時間がかかるかもしれませんが、ほかの市町村とも連携をしながらそういった要望を県に対してやっていくのも一つの仕事だというふうに認識はしております。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） さすれば、町長の理性は早急に適当なところに処理してもらって。それは理性といわずに建前主義者というんじゃないんですか。私は余り自分では理性的だとは思っていないんですが、日本語だけは判読できる自信がありますので、素直に読むとそのような結果が得られると思います。少なくとも首長であればそっちの可能性を探るべきなんですね。それは事実だと思います。意見の合ったところで次にいきます。

私の質問では、要するに区画整理について反省点があるとすればどこかという問いでした。その部分で、ここが反省点だったという答えがなかったので、そうすると反省点はなかったという答えだとは思いますが、それでよろしいでしょうか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） これもやはり長い歴史がございます。そうした中で、特段の反省というふうなことをわざわざ求められても非常にコメントはしにくい部分がございますので、ご容赦をいただけたらと思います。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） これは事業主体が別ですからという話になりますが、私が思うところに、これは組合方式でやっております。でもその実、ほとんど町施行に近いものがある。コンサルタント料であれ、今は職員1名が専従のような体制ですが、かつては2名あるいは課長まで含めて2名半ぐらいの専従体制がしかれた時代もありました。何かというと町が全面に出てくる。そういった中で、ではなぜこの組合施行をという話になって、当時の説明では補助率が若干高かったからみたいな、このところにやっぱり問題点があるのかなと。

もう一点が、町施行あるいは首長施行になると、未同意者というか反対者が割合ずけずけ物を言う。組合施行ですと、役員さんが近所の人だったりして少しトーンダウンするのかなというもくろみがあったかと思いますが。

ところで伺っておきます。この反省点をなぜ求めるかという、駅北が終わった場合に、後の区画整理事業がさあどうなるかという話が脳裏をかすめるわけです。駅南をどうするのか、あるいはもう少し離れたところはどういうふうにするのか、これもやっぱりある程度考えの中に入れておかないと、これからの町政はなかなか難しくなる。ただ、長期計画、総合計画の中でそのことにはまだ一点も触れていないので、少なくとも駅南について、中通り線のもう一本川岸の道路、このところも、あるいは計画上ではまだ橋がもう一本かかる。槻の木木の保存をどういうふうにするかというようなところまで来ますと、ある種、何かの手法を導入しなければならない時期が来るやもしれない。

そういったことを踏まえると、今までやってきた組合施行のあり方についてやっぱり何がしかの、行政側からもその問題点、反省点をしっかりとらえる必要があるかと思うんです。その部分については伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 確かにそういった観点からというふうなことにおいては、まず反省からスタートして、新しいものに対して向かうというふうなことは必要かと思います。ただ、都市計画の新規事業というふうな形では今現在は考えておりません。

それで、都市計画そのものの見直し、道路網も含めた見直しというふうなのは、やはり都市計画がもう十何年かの歴史を経ておりますので、新しい今の時代にある程度沿った形で練り直す必要はあるだろうというふうな考えを持っております。まずは今の駅北の事業を早くに完了させること、そして都市計画そのものの見直しをどのような形でやっていくか、道路網をどういうふうにするか。次の手というのは、絵にかいたもちという形ではなく、きちっと順番を決めた中でやっていく必要があるのではないかと。

もうしばらくすると人口減少の社会になってきたりもします。町づくりというふうなものの根幹を担う都市計画でもございますので、慎重に対処する必要があると思いますので、今回のまず第1番目の駅北土地区画事業については、反省も含めて総括をした中で、次の一歩を進んでいくべきだと思っております。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） それを各論展開しますと、これは公共下水のときもそうでした。都市計画法については、すみません、細かいあれはちょっと今、第16条だったかな、都市計画事業をしようとするものは、住民の意見をよく聞いてその計画を定めなければならないと明記してあります。そのために、住民の意見を聞くというために説明会というのが開かれます。

それで、各地区でいろいろ説明会が日程によって順次回ってきます。原案の策定をしようとするときは住民の意見をよく聞きですね。いいですか。住民の説明会の日がちが終わらない日付で、原案の公告縦覧のチラシが回るんですよ。これだと法の本旨を逸脱したことになる。いいですか。原案を策定しようとするときは住民の意見を聞く、その住民の説明会が終わらないうちに、公告縦覧はいつからですよという回覧が回るんです。法を無視してというよりは、もともと頭の中に入っていないんでしょうね、このやり方が。こういったことを反省しますかということなんです。伺います。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 何かそういう順番が違うというのを、私もついこの間どうもやったようなことらしいので、もしそういうことがあればよくないことなんだろうというふうに認識しております。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） 当時の議会はそれを問題視しなかったようでした。

またもう一点、これもきのう触れましたが、きょう改めて伺っておきます。この区画整理事業については、あるいはこの都市計画法についてはという前提で物事を言っているんでしょうけれども、何としてもやり上げるんだ、強制収用してでもこの区画整理事業をやり上げるんだと、当時の担当課長が、集会の中で歴代の課長が発言しています。その中の1人はまだここにも座っております。そういったものについてどうやって叱責を与えるか、これも重大な問題です。あってはならない発言です。仮に法律がこれを許すとしても、役人の口から、区画整理組合がまだスタートするかしないかぐらいのときに、反対の者には収用法を発動してでも事業をなし遂げるんだというような発言、まさにこれは行政失墜の大もとになるわけです。それ以来、もうおまえらの言うことは聞かないよ、こういう人間がふえるわけです。そのうちの一人が私です。

不幸なことに、私はこの区画整理組合の区域内から突如除外されましたが、そういった手法について反省点を求めるというわけです。これと同じ内容は前任者にも伺っていますが、なかなかのれんに腕押しで快い返事はもらえませんでしたので、これは新町長に期待して伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 私もちょっと、のれんではないですけども、その当時そういうふうに思っていたのかもしれませんが。それが正しいのか正しくないのか今現在私もわかっておりません。ただ、昔のそれを取り上げて、今、宣伝をしないでいただけないでしょうか。私とすると、そういうふうなお願いをするだけです。やはり今は今の担当で頑張っている。そういった中で駅北の方々、組合の方々も頑張らせていただいている。昔のことまでさかのぼって叱責をわざわざするというふうなことは、私には基本的にはできません。

だから、今何が一番いいかというそういう方向で、前向きな形でご指導いただければありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） ここで途中ですが休憩をとります。

再開を4時10分といたします。

(午後 3時58分)

議長(菅谷光重君) 再開いたします。

(午後 4時10分)

議長(菅谷光重君) 10番、大図議員。

10番(大図広海君) 町長の答弁からちょっと都市計画のほうに移らざるを得なくなりましたので、都市計画法では第59条、これは事業認定なんです、事業認定の告示があったものについては土地収用法の第20条の云々で収用法の発動を認めているんですが、これは間違っていない。だから職員について、都市計画については収用法が認められるので、何が何でもやり遂げるんだという発言があったかに思います。そこまでは私も理解します。

ただし、土地区画整理法第3条の4で、これは第3条の4だから後でつけ加えたものなんでしょうね。その中で、第60条から第74条までの規定は、都市計画事業として施行する土地区画整理事業には適用しない。私、平成に入ったころでしたかね、これを一生懸命勉強しました。このことについて、当時発言者にもその旨伝えてあるんですが訂正の余地はなく、また、最近はその発言はなくなりましたが、私の発言が間違っていたという見解もまだどこにも発表されていません。ここのことについて行政の信頼感が損なわれるということなんです。間違っただけなら間違っただと認めるべきだということです。このことについては、前任者のことでもありますのでという答弁をもらっているんで、これ以上の追及はいたしません。

ただ、改めて伺います。過日配付された組合からの文書があります。この文書の中で賦課金のことについて触れていますが、これはどういった状況なんでしょうか。

議長(菅谷光重君) 町長。

町長(茂木伸一君) 存じておりません。

議長(菅谷光重君) 10番、大図議員。

10番(大図広海君) それは組合のことですから、それはそれでしょうがないでしょう。ただし、組合の事務所は役場庁舎内にあります。職員が深く関与しております。その

会議の席上、課長も出て目を通してと言っています。ここに問題点があります。組合員から見ると組合イコール町であるような錯覚も持っている、これも事実なんです。また法律も、さきにも言いましたように、区画整理事業に対して協力義務を自治体に義務づけています。このことについてやっぱり問題がある。

それで、さきの予算もそうですけれども、組合が行う際の借入金についても債務負担行為をする、そのくらい深くかかわっているものですから、その組合のあり方についても、やっぱり自治体として絶えず逸脱のないようなチェックをしなければいけない。

そうすると、ここなんです、22年以降、事業が長引くなら賦課金を徴収せざるを得ないような書き方になっています。ここで、本末転倒というか順番が狂ったことになるんですね。なぜかという、賦課金の徴収は確かに法律が認めています。ただし、それは定款によりなんでしょうね。当初、原始定款の中には、費用の負担というのは保留地の売却をもって充てるという話になっています。だから、いかに赤字が発生しようが賦課金の徴収は不可能なんです。それは定款を変更して、変更するには総会によって特別決議、3分の2以上の決議が必要となります。いいですか、賦課金の徴収のことに言及するならば、定款変更後にやるべきです。ここに、ちょっと順番が狂った事例と同等な間違いがあるかと思うんです。そういった間違いが指摘された。指摘されたらば、さあどうやってそれに対処するかということ。これは深く町とかかわっています。町長としてこの部分を伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） その文書をよく読んでおらないので、間違いがあるかもしれません。ですから、答えるべきでないのかもしれませんが、賦課金の徴収というふうなことがはっきりと決定されたわけではないというふうな認識をしております。決定するには、議員がおっしゃるように定款の変更が必要なかもしれません。ですので、その辺の順番というのはどうなのかが正しいのかというのは、文書を読んでもおりませんし、単なるお知らせ文書というふうなのか、その辺のところは私もわかっておりませんので、正しいか正しくないか、適切であったか適切でないかについても、今現在、私は答えるだけの知識、認識を持ち合わせていないということです。

議長（菅谷光重君） 大図議員、持ち時間が1分ちょっとになりましたので、要約ください。

10番（大図広海君） そうしますと、この文書の配付先というか組合、それなりに勉強している人も、役場を善意無過失にするにしてあるいは組合の皆さんのやることだからといって、町長よろしく性善説によって立つ人もいるかと思うんです。そういった中で、役場と不

可分であるところの組合から来た文書の中に、賦課金の徴収があり得ますよというような不確定な表現でありながら来ると、ああお金を払うのかなという感覚に陥っても、これは不思議ではない部分があるんです。そういったやり方をやっぱり反省すべきだと私は思っているところなんです。だから順番はきちっと守る、そういう話をしたわけです。

そのことについて、これは何度も言うようすけれども、組合施行でありますから組合のことなんですよと言ってしまえばそれまでなんです。ただ、いろいろ予算の関係やら今までの経過やら踏まえても、役場とは不可分な組合であると。ここの認識も持って事務に当たってもらいたいという話をしました。理解していただけましたでしょうか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） その辺のところの認識をもう一度よく確認した上で考えたいと思っております。ありがとうございました。

議長（菅谷光重君） 大図議員の質問を終わります。

以上で町政一般質問を終わります。

議長（菅谷光重君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

議長（菅谷光重君） お諮りいたします。本定例会に付された事件はすべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

町長あいさつ

議長（菅谷光重君） 閉会の前に町長のあいさつをお願いいたします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 平成20年第1回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る6日に開会されました今期定例会におきましては、大変にお世話になりました。本会期で成立をいたしました平成20年度当初予算の執行につきましては、税収の落ち込みや交付金の減額など厳しいものがございますが、引き続き経費の節減や効率的な運用に努め、健全な運営を図っていきたいと考えております。

さて、いよいよ年度がわりの時期になりますが、過日の管内5中学校の卒業式には議員各位にもご臨席をいただき無事挙行され、169名の卒業生が、在校生や関係者に見守られ、新しい世界へと羽ばたいてまいりました。この後も、幼稚園の修了式、小学校の卒業式や入学式、社会人として希望や不安を胸に抱きながらの新しい目標に向かって歩み始める人など、出会いと別れの人生模様が繰り広げられます。また、町の総合表彰式を、合併記念日でございます3月27日の午後3時からコンベンションホールで実施いたしますので、議員各位の出席方もよろしくお願い申し上げます。

定例会終了後も公私ともにご多忙の日々を迎えることと存じますが、町の諸事業、諸施策の推進のため、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

議長あいさつ

議長（菅谷光重君） 今期定例会は、3月6日から本日まで14日間にわたり、予算関係、条例関係、その他町長提出事件ほか、町政一般質問では6人が立ち、そのすべてを議了することができました。議員各位のご精励はもとより、執行部皆さんのご協力の賜物と心から感謝申し上げます。会議の中の発言には、町政を執行するに当たり参考になるものがあったと思います。それらが十分生かされますよう期待しております。

閉会の宣告

議長（菅谷光重君） 以上をもちまして、平成20年第1回定例会を閉会いたします。
大変にご苦労さまでございました。

（午後 4時23分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 菅 谷 光 重

署 名 議 員 浦 野 政 衛

署 名 議 員 角 田 美 好

署 名 議 員 一 場 明 夫